

平成 22 年度文化庁委託事業

諸外国の著作権法等における出版者の権利及び  
出版契約に関連した契約規定に関する  
調査研究

報告書

平成 23 年 3 月

WIP ジャパン株式会社

この調査は、文化庁の委託を受け、「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究」として実施したものです。

## 目次

はじめに.....	1
第1編 調査の概要.....	3
1. 目的.....	3
2. 調査研究の方法.....	3
第2編 諸外国の出版者の権利及び出版契約に関連する契約規定に関する調査研究..	7
第1部 イギリス.....	7
1. 発行された版の印刷配列の保護.....	7
(1) 導入の背景.....	7
(2) 現行法における定義.....	9
2. 発行に係る権利 ( PUBLICATION RIGHT ) .....	16
(1) 導入の背景.....	16
(2) 保護の要件.....	17
(3) 権利の帰属.....	21
(4) 保護期間.....	21
(5) 権利の内容.....	21
3. 出版契約により出版者が保有する権利.....	22
(1) 著作権の移転.....	22
(2) ライセンス.....	22
4. イギリスにおける出版契約.....	27
(1) 概要.....	27
(2) 個別の項目等について.....	28
5. イギリスにおける文献複写に関する集中管理団体.....	34
第2部 オーストラリア.....	43
1. 著作物の発行された版の著作権 ( COPYRIGHT IN PUBLISHED EDITIONS OF WORKS ) .....	43
(1) 導入の背景.....	43
(2) 現行法における定義.....	44
2. 発行された版と電子出版との関係をめぐる議論.....	48
(1) 発行された版の保護を拡大する方向の議論.....	48
(2) 発行された版の保護を縮小する方向の議論.....	51
3. 出版契約により出版者が保有する権利.....	52
(1) 著作権の移転.....	53
(2) ライセンス.....	53

4 . オーストラリアにおける出版契約 .....	54
( 1 ) 概要 .....	54
( 2 ) 個別の項目等について .....	56
5 . オーストラリアにおける文献複写に関する集中管理団体 .....	57
第3部 アメリカ .....	63
1 . 出版契約により出版者が保有する権利 .....	63
( 1 ) 著作権の移転（著作権の譲渡、独占的ライセンスなど） .....	63
( 2 ) 非独占的ライセンス .....	65
2 . アメリカにおける出版契約 .....	66
( 1 ) 概要 .....	66
( 2 ) 個別の項目等について .....	67
3 . アメリカにおける文献複写に関する集中管理団体 .....	77
第4部 ドイツ .....	81
1 . 概要 .....	81
2 . 出版者の権利 .....	82
( 1 ) 著作隣接権 .....	82
( 2 ) 著作権が消滅した未発行の著作物 .....	83
( 3 ) 学術的刊行物の作成者の著作隣接権 .....	85
3 . 出版契約 .....	86
( 1 ) 出版契約の内容 .....	86
( 2 ) 作成者の義務 .....	88
( 3 ) 出版者の義務 .....	89
( 4 ) 出版契約の終了 .....	89
( 5 ) 電子出版 .....	90
4 . 参考文献 .....	91
第5部 フランス .....	103
1 . 概要 .....	103
2 . 出版者の権利 .....	104
3 . 出版契約 .....	105
( 1 ) 出版契約の内容 .....	105
( 2 ) 著作者の義務 .....	106
( 3 ) 出版者の義務 .....	107
4 . 参考文献 .....	108
第6部 イタリア .....	115
1 . 概要 .....	115
2 . 出版者の権利 .....	116

3. 出版契約.....	117
(1) 出版契約の内容.....	117
(2) 将来創作される著作物.....	118
(3) 著作者の義務.....	119
(4) 著作者の修正権.....	119
(5) 出版者の義務.....	120
4. 参考文献.....	120
第7部 スペイン.....	127
1. 概要.....	127
2. 出版者の権利.....	128
3. 出版契約.....	129
(1) 出版契約の内容.....	129
(2) 出版者の義務.....	130
(3) 著作者の義務.....	130
(4) 著作者の修正権.....	130
(5) 出版契約の解除.....	130
4. 参考文献.....	131
第3編 各国の状況及び最新動向.....	139
第1部 イギリス.....	139
1 出版者の権利等の動向.....	139
2 その他の最新動向.....	145
3 参考資料.....	146
第2部 オーストラリア.....	149
1 最新動向.....	149
2 参考資料.....	150
第3部 アメリカ.....	153
1 出版者の権利等の動向.....	153
2 その他の最新動向.....	156
3 参考資料.....	160
第4部 ドイツ.....	161
1 出版者の権利等の動向.....	161
2 その他の最新動向.....	165
3 参考資料.....	167

第5部	フランス	171
1	出版者の権利等の動向	171
2	その他の最新動向	172
3	参考資料	173
第6部	イタリア	177
1	出版者の権利等の動向	177
2	その他の最新動向	182
3	参考資料	184
第7部	スペイン	187
1	最新動向	187
2	参考資料	194

## はじめに

電子書籍時代を迎え、これまで出版者によって書籍の形で提供されてきた様々な文字情報が電子化され、インターネットを通じて専用端末などに提供されるようになってきた。在来の出版事業とは異質のこのようなビジネスモデルの登場は、今日まで出版文化の担い手として重要な役割を果たしてきた出版者の在り方に大きな影響を与え始めている。そのため、出版文化を今後も機能させ、維持・発展させていくには、出版者に対して何らかの権利を付与することが必要ではないかとの意見も主張されるようになってきている。

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告（2010年6月）は、出版者に何らかの権利を付与することについて、その可否を含め検討すること、出版契約や各国の動向について調査・分析する場を設けること、そうした取組について国が側面支援をすることを提言している。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、今後の著作権法制上の出版者の権利の在り方に関する検討に資するため、文化庁の委託を受け、出版者の権利に関しては諸外国の立法の状況、出版契約に関しては諸外国の契約法規について、関連する事項を含めて調査・分析を行ったものである。

調査は電子書籍に関連する各国の動向を明らかにすることを意識しながら行ったが、問題が新しいだけに、現時点では明確な方向性などを把握することは難しい状況にある。出版者の権利については、書籍の出版を前提として形成されてきた法制度や、出版契約の実態を類推することによって、今後検討を進めていくことになろう。その検討のための基礎的資料として本報告書が活用されるならば幸いである。

平成 23 年 3 月 31 日

東京都立大学名誉教授  
渋谷達紀





# 第1編 調査の概要

## 1. 目的

現在、社会のデジタル化、ネットワーク化に伴い、様々な著作物がインターネットを通じて提供・配信されている。出版物についても、アメリカ等の諸外国においては電子化が進み、専用端末等への配信に関する事業が幅広く展開されており、我が国においても、こうした動向は急速に進展していくことが予想される。こうした動向の進展は、これまで我が国の出版文化の担い手として重要な役割を果たしてきた出版者の役割や在り方に対しても大きな影響を与えることが予想される。こうした中で、出版者などからはその機能を維持・発展させるためには、著作権制度上において、出版者に対する何らかの権利付与が必要ではないかとの意見が示されているが、その可否には様々な意見があり、慎重な検討が必要である。本事業においては、このような状況を踏まえ、今後の我が国における著作権法制上の出版者の権利の在り方に係る検討に資するため、既に著作権法等において出版者への一定の権利付与を行っている諸外国の実情等を調査することである。

本年度調査研究では、調査研究会の委員に諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関して、レポートの執筆を依頼し、ご協力を頂くことにより、非常に短い時間の中で成果をとりまとめることができた。委員各位のご尽力に心より御礼申し上げたい。

## 2. 調査研究の方法

本調査研究は、有識者による研究会方式により実施された。

本報告書の「第2編 諸外国の出版者の権利及び出版契約に関連する契約規定に関する調査研究」は、調査研究委員会の委員により実施された調査対象国の調査内容を記述したものであり、また、「第3編 各国の状況及び最新動向」は、WIP ジャパン(株)が現地調査員を活用し調査した資料を整理したものである。

以下では、調査研究委員会の委員構成、開催概要について記載している。

### (1) 委員構成

本調査研究委員会の委員構成は、下記の通りである。

< 座長 >

渋谷 達紀 東京都立大学名誉教授

< 副座長 >

大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

< 委員 >

三浦 正広 国土舘大学法学部教授

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部准教授

< 事務局 >

川瀬 真 文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室 室長

鈴木 修二 課長補佐

生田 研一 企画審議係長

畑 英行 企画審議係

大橋 舞 企画審議係

WIP ジャパン株式会社

出川 薫 第2情報事業部 主任研究員

平澤 修司 第2情報事業部 副主任研究員

小原 映子 第2情報事業部 研究員

(2) 調査研究委員会開催概要

ア 開催日及び主な議題

調査研究委員会は計3回開催した。下記に、各回の開催日と主な議題を示す。

	開催日と主な議題
第1回	開催日：平成22年12月24日(金) (1)メンバー紹介及び座長選出 (2)調査研究の趣旨 (3)調査研究の進め方
第2回	開催日：平成23年1月31日(月) (1)調査第1回中間報告(調査関連文献収集資料の状況) ア 今村委員進捗状況報告 イ 三浦委員進捗状況報告

	<p>ウ WIP ジャパン進捗状況報告</p> <p>(2)報告書骨子案の検討</p> <p>(3)今後の調査研究の進め方</p>
第3回	<p>開催日：平成 23 年 3 月 11 日（金）</p> <p>(1)調査第 2 回中間報告（調査内容状況）</p> <p>ア 今村委員進捗状況報告</p> <p>イ 三浦委員進捗状況報告</p> <p>ウ WIP ジャパン各国動向調査報告</p> <p>(2)報告書骨子案の検討</p> <p>(3)今後の調査研究の進め方（最終報告への進め方）</p>

イ 委員による原稿執筆

原稿執筆を頂いた委員について、それぞれの担当国を以下に示す。  
各担当委員には、第 2 回、第 3 回において成果報告をして頂いた。

委員	担当国
三浦 正広 国土舘大学法学部教授	ドイツ、フランス、イタリア、スペイン
今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部准教授	イギリス、オーストラリア、アメリカ

ウ 座長、副座長による監修

報告書作成の最終段階において、座長、副座長により監修を頂いた。



## 第2編 諸外国の出版者の権利及び出版契約に関連 する契約規定に関する調査研究

### 第1部 イギリス

#### 1. 発行された版の印刷配列の保護

##### (1) 導入の背景

1880年頃から1920年頃にかけて、アーツ・アンド・クラフツ運動(arts and crafts movement)<sup>1</sup>とも関係して、活版印刷<sup>2</sup>のデザインにおける大きな進歩があったといわれる<sup>3</sup>。新しいフォントのデザインは意匠として登録することができたものの、書籍における活版印刷のレイアウトについては、相当な技術と労力を要するものであったにもかかわらず、法的な保護の対象ではなかった<sup>4</sup>。また、第一次世界大戦以降、フォトリソグラフィ(写真石板術、写真平版技術)<sup>5</sup>技術の発達により、活版印刷の技術と労力を流用できるようになった<sup>6</sup>。こうしたことを背景にイギリスの出版者協会(Publisher's Association)は1935年のDepartmental Committee on International Copyrightにおいて証言を行い、その結果、同委員会は1928年に改正されたベルヌ条約の2条に最初の発行から15年間保護される活版印刷のデザイン(typographical design)に関する著作物を追加するように勧告を行った<sup>7</sup>。

その後、同協会は著作権委員会に対しても働きかけを行った。その結果、1952年著作権委員会(Gregory Committee、グレゴリー委員会)は、最初の発行から25年を内

<sup>1</sup> 19世紀後半、イギリスのW.モリスの手仕事による家具調度類の制作に始まる美術と工芸の改革運動。ジャパンナレッジ版『情報・知識 imidas』online:<< <http://www.japanknowledge.com/top/freedisplay>>>(last visited: 6 February 2011).

<sup>2</sup> 活版とは、「活字を組み並べて作った印刷用の版。また、それによる印刷。活字版」をいう。『デジタル大辞泉』(小学館) online:<< <http://www.japanknowledge.com/top/freedisplay>>>(last visited: 6 February 2011). その活版を用いて印刷すること、またはその印刷物を活版印刷と呼ぶ。

<sup>3</sup> cf K Garnett, J R James & G Davies, *Copinger and Skone James on Copyright* (16th edn. London: Sweet & Maxwell, 2011) 130.

<sup>4</sup> ibid 130.

<sup>5</sup> 石板術(リトグラフ)とは水と油の反発作用を利用した版画の一種であり、磨いた石の版材に脂肪墨で描画し、脂肪性インクを与えて印刷する印刷法である。小学館ランダムハウス英和大辞典第二版編集『小学館ランダムハウス英和大辞典』(小学館、1993年)参照。フォトリソグラフィの技術は、版に文字を描いていく作業を写真の技術で代替し、これによって簡易に版を製作して(製版)印刷に用いることが可能になった。

<sup>6</sup> cf Garnett et al. (n 3) 130.

<sup>7</sup> J. P. Eddy, *The Law of Copyright* (Butterworth, 1957) 124.

容とする印刷配列の保護に関して勧告する報告書を提出し<sup>8</sup>、1956年著作権法<sup>9</sup>15条に規定されるに至った。グレゴリー委員会報告書は印刷配列の保護に関して次のように述べている。

「・・・出版者が印刷する文芸又は音楽の著作物の特定の版が、悪質な競争者により、フォトリソグラフィ又は類似する方法で、直接的又は完全にコピーされないように、・・・書籍やオーケストラ用楽譜が印刷された場合、現在では、写真工程によって迅速に再印刷することができ、活字組みにかかるコストと比べると、比較的安価である。その文芸又は音楽の著作物に著作権がある場合、それらをコピーするには、当然ながら著作権者の同意が必要であり、それは、著作権保護のあるオリジナルの美術の著作物を含む版である場合もある。だが、印刷された作品自体に著作権がない場合、悪質な競争者が著作物を写真によってコピーすることを防ぐことはできないため、その競争者も元の出版者の印刷物から不公平なかたちで利益を得ることになる」<sup>10</sup>

また、大法官の Viscount<sup>11</sup> Kilmuir は著作権法案の第二読会の演説で次のように述べている。

「クローズ<sup>12</sup>15により、出版者は、悪質な競争者が写真またはそれに類似する方法によって、出版者が出版している版の印刷配列をコピーすることを禁止できる権利を与えられる」<sup>13</sup>。

このような経緯から 1956年著作権法 15条は以下のように規定するに至った。

< 1956年著作権法 15条 >

- (1) 以下のいずれかに該当する場合、1又は2以上の文芸、演劇又は音楽の著作物の全ての発行された版において、本著作権法の規定が適用されることを条件に、著作権は存続する。
- (a) 版を最初に発行した国が、イギリス、又はこの項の及ぶその他の国である場合、又は、
- (b) 版の出版者が、当該版の最初の発行日において、資格のある者であった場

<sup>8</sup> 1952 Report of the Copyright Committee (Gregory Report, Cmnd. 8662)

<sup>9</sup> Copyright Act, 1956: 4 & 5 Eliz. 2, Ch.74

<sup>10</sup> 1952 Report of the Copyright Committee (n 8) para 3.06

<sup>11</sup> ヴァイカウントは子爵を意味する。

<sup>12</sup> イギリスでは法案段階の条項のことをクローズといい、立法化された条項はセクションと呼ぶ。

<sup>13</sup> House of Lords. Parliamentary Debates Vol 194, 1955-56 at p. 508. なお、第二読会の議事録を読むと、この部分の他に発行された版の保護について実質的に言及した部分はないことから、導入について国会の議論のレベルではほとんど争いがなかったことが伺われる。

合

但し、この条項は、同一の著作物の以前の版の印刷配列を複製する版には適用されない。

- (2) 本著作権法の規定が適用されることを条件に、版の出版者は、この項により当該版に存続するいかなる著作権をも有する権利があるものとする。また、いかなる著作権も、版が最初に発行された暦年の終わりから 25 年の期間の終わりまで存続し、その後消滅するものとする。
- (3) この項により発行された版に存続する著作権によって制限される行為は、写真工程またはそれに類似する方法により、その版の印刷配列を複製することである。
- (4) この項のもとでの出版された版の著作権は、その版の印刷配列を複製する司書が、商務省の規則により定められた図書館の司書である場合、及びこれらの規則で定められた条件を満たす場合、その司書又はそれを代理する者によっては侵害されない。

15 条は出版者に対して版の印刷配列の複製 (reproduction) に関する排他的権利を与えている。ただし、一定の資格を有している図書館の司書による複写は権利の対象から除外されている<sup>14</sup>。

なお、1956 年著作権法以前にも、間接的には印刷を保護する手段は存在していたという見方もある。すなわち、それ以前の法でも、金属板に金型をハンマーで打ちつける伝統的な製造方法によって作成された楽譜コピー用の印刷版については彫刻著作権法<sup>15</sup>によって保護され、活版印刷の画像が 1862 年美術著作権法<sup>16</sup>の下で「写真 (photographs)」として保護されていた可能性が示唆されている<sup>17</sup>。

## (2) 現行法における定義

### ア．保護の対象

1988 年 CDPA において発行された版 (published edition) は次のように定義されている<sup>18</sup>。

<sup>14</sup> Copyright Act, 1956, s 15(4).

<sup>15</sup> Engraving Copyright Act 1734, 8 Geo.2 c.13.

<sup>16</sup> Fine Art Copyright Act, 1862, 25 & 26 Vict., c.68

<sup>17</sup> Laddie et al, *The Modern Law of Copyright and Designs* (3rd edn, London: Butterworths, 2000) 432.

<sup>18</sup> CDPA 1988, s 8 [CDPA 1988].

(発行された版) 第8条

- (1) この部において、発行された版の印刷配列 (typographical arrangement) の著作権に関して「発行された版」とは、1又は2以上の文芸、演劇又は音楽の著作物の全体又はいずれかの部分の発行された版をいう。
- (2) 発行された版の印刷配列が以前の版の印刷配列を複製している場合には、又はその限りにおいて、その印刷配列には著作権は存続しない。

発行とは、複製物の公衆への配布をいい、文芸、演劇、音楽の著作物の場合には電子情報検索システムを用いて著作物を公衆に提供することを含む<sup>19</sup>。

CDPA 8条の発行された版の定義によると、発行された版には一定の種類の著作物が含まれていなければならないが、その種類の著作物の中に美術の著作物は含まれていない。美術の著作物とは、(a) 芸術的な質にかかわらず、図画の著作物、写真、彫刻又はコラージュ、(b) 建築物又は建築物のためのひな形である建築の著作物、(c) 美術工芸の著作物のことをいう<sup>20</sup>。したがって、図画や写真を書籍として発行しても、発行された版の保護を受けることはできない。ただし、写真や図画を媒体として用いて文芸の著作物を公衆に提供するようなケースでは、発行された版の保護は生じると考えられている<sup>21</sup>。美術の著作物が書籍において発行される場合、出版者はこれを複写しているにすぎないためである<sup>22</sup>。なお、発行された版の保護と、その内容としての著作物は別個のものであるから、それぞれ独立して存続する。なお、発行された版の印刷配列に対する保護は、タイプフェイスの保護とは区別される。

発行された版については、オリジナリティ (originality) の要件<sup>23</sup>は必要とされていない。ただし、「発行された版の印刷配列が以前の版の印刷配列を複製している場合には、又はその限りにおいて、その印刷配列には著作権は存続しない」とされており<sup>24</sup>、既存の版の複製は発行された版には該当しない。

1956年著作権法の下、1977年のWhitford委員会において、マイクロフィルム<sup>25</sup>が発行された版に該当するかどうかについて検討され、同委員会は以下のように結論付けた。

「903. マイクロフィルム形式の出版物が、1956年著作権法15条において保護されているかどうかは不明確であるということは考慮に値するものと思われる。当委員会は、グレートブリテンマイクロフィルム協会 (Microfilm Association of Great

<sup>19</sup> CDPA 1988, s 175(1).

<sup>20</sup> CDPA 1988, s 4(1).

<sup>21</sup> Laddie et al. (n 17) 432.

<sup>22</sup> Garnett et al. (n 3) 131.

<sup>23</sup> CDPA 1988, s 1.

<sup>24</sup> CDPA 1988, s 8(2).

<sup>25</sup> 記録保存用に縮写したフィルム。新聞などの複写保存に用いる。ジャパンナレッジ版『情報・知識imidas』online:<< <http://www.japanknowledge.com/top/freedisplay>>>(last visited: 6 February 2011).



Britain) あるいは多くのマイクロフィルム出版社から、マイクロ出版物に関してははっきりと明示した規定を設けるべきであるという提案を受けた。

904. 現行著作権法 15 条は、「発行された版」や「印刷配列」に言及するにとどまっており、これらの文言がどのように解釈されるかについて示していない。当委員会の見解としては、以前の版の単なるコピーでないマイクロ出版物は、同条項において既に保護されていると考えているが、疑問の余地があるのであれば、新著作権法においてその保護があることをはっきりとさせるべきであると考えている」<sup>26</sup>

すなわち、既存の版の単なるコピーではないマイクロ出版については同条項において既に保護されているという見方を示しつつ、疑いのある場合について新法において明確にされるべきであるという意見を示している。ただし、1988 年 CDPA でもマイクロフィルム形式を明確化する上での表現の変更は特になく思われる。

1956 年著作権法の下での事案として、Machinery Market Ltd v Sheen Publishing Ltd [1983] FSR 431 (原告の雑誌に掲載されていた広告の部分をライバル誌が写真植字<sup>27</sup> (photo-composition) の技術を用いて複製した事案について、問題とされた広告について著作物といえないことから発行された版の侵害を認めなかった)などをきっかけに、発行された版の保護対象を著作物でないものにも拡大すべきかどうかについて議論があったようである。Whitford 委員会報告書(1977 年)は、著作権法の下では著作物とはいえない広告について、不公正と思われるような素材のコピーがあることは認めつつも「必要とする技能及び/又は労力の程度とは関係なくすべての素材に対して著作権保護を与える修正には反対である。これは保護されるべき著作権の基本原則であると考え。そのためこの点に関する修正の勧告は行わない」と述べている<sup>28</sup>。この委員会の見方は発行された版の保護が著作権の保護を拡大したものであるという見方に基づいていると評価されている<sup>29</sup>。

## イ．権利の帰属

1988 年 CDPA において、発行された版の印刷配列の著作権は、その発行者であるとみなされる<sup>30</sup>。複数の発行者がいる場合、共同著作権となると考えられている<sup>31</sup>。

<sup>26</sup> Copyright and Designs Law; Report of the Committee to consider the Law on Copyright and Designs (the Whitford Report) London, HMSO 1977 'Cmnd. 6732) at para 903, 904.

<sup>27</sup> 活字を使わずに、文字・数字・記号などを植字し、印画紙やフィルムに撮影して文字組版を作ること。写植ともいう。『デジタル大辞泉』(小学館) online:<<http://www.japanknowledge.com/top/freedisplay>>(last visited: 6 February 2011).

<sup>28</sup> ibid para 905, 906.

<sup>29</sup> J. Bannister, 'Published Edition Copyright: a "Rather Curious Copyright" in an Age of Electronic Publishing' (1997) 15(1) Copyright Reporter 26.

<sup>30</sup> CDPA 1988, s 9(2).

<sup>31</sup> Laddie et al. (n 17) 437.

1956年著作権法では発行者が著作権を受ける資格を有するとのみ定義されていた<sup>32</sup>。なお、1956年著作権法は、それ以前の発行された版についての経過規定は置いていないが、いずれにせよ保護期間は消滅している。

印刷配列は、作者の地理的な状態、及び/又は最初に発行された国の何れかにしたがって著作権保護の資格を受ける。

作者の地理的な状態については、「発行された版の印刷配列の場合には、版が最初に発行された時」<sup>33</sup>を基準にして判断する。たとえば、作者が版の最初の発行のときにイギリス市民であれば、外国で発行をした著作物であっても、発行された版の著作権を取得する。

最初の発行の国である場合に保護を受けるのは、(a) 連合王国と (b) 著作権法の第1部の関係規定が及ぶ他の国<sup>34</sup>である<sup>35</sup>。また、CDPA159条に基づいて枢密院令が定める国においてそれが最初に発行されるときも、著作権保護について資格を有する<sup>36</sup>。なお、同時発行はそれぞれ最初の発行とされるとともに、ある場所で発行した後にその他の場所において30日以内に発行した場合には同時発行として取り扱われる<sup>37</sup>。版の最初の発行のときに、作者が、CDPA159条に基づく枢密院令が定める国の市民若しくは臣民、その国に住所若しくは居所を有する個人又はその国の法律に基づいて設立された法人であるときも著作権保護について資格を有する。

なお、159条に基づく枢密院令が定める国には、ベルヌ条約、万国著作権条約、WTOの加盟国<sup>38</sup>が該当する。2008年枢密院令の表には国と保護の資格を有する対象が規定されているが、それによると表に掲げられている国等との関係では、それらの国等で最初に発行された版についても保護の対象とされている。言い換えると、発行された版について相互主義は採用されていない。

159条に基づく枢密院令の規定は以下のとおりである。

2008年枢密院令2条(文芸、演劇、音楽および美術の著作物、映画ならびに発行された版の印刷配列)

(1) 著作権法の第1部のすべての規定は、文芸、演劇、音楽又は美術の著作物、映画ならびに発行された版の印刷配列に関連する限り、枢密院令の一覧表の第2列に示される国に関連して適用されるため、(2)項の適用を条件として、これらの規定は以下の場合に適用する。

(a) それらの規定が、イギリス市民又は連合王国に住所若しくは居所を有する

<sup>32</sup> Copyright Act, 1956: 4 & 5 Eliz. 2, Ch.74, s.15(2).

<sup>33</sup> CDPA 1988, s 154(5)(d).

<sup>34</sup> CDPA 1988, s 157.

<sup>35</sup> CDPA 1988, s 155(1).

<sup>36</sup> CDPA 1988, s 155(2).

<sup>37</sup> CDPA 1988, s 155(3).

<sup>38</sup> CDPA 1988, s 159(1), Order 2008 SI 2008/67 (amended by SI 2009/2745).

者に適用されると同様に、枢密院が定める国の市民若しくは臣民又はその国に住所若しくは居所を有する者に関するも適用されること。

(b) それらの規定が、連合王国の一部分の法律に基づいて設立された団体に関して適用されると同様に、枢密院が定める国の法律に基づいて設立された団体に関するも適用されること。

(c) それらの規定が、連合王国において最初に発行された著作物に関して適用されると同様に、枢密院が定める国において最初に発行された著作物に関するも適用されること。

(2) 文芸、演劇、音楽、又は美術の著作物が最初に出版されたのが、1957年6月1日より前である場合、154条（著者への言及による資格付与）に基づく著作権保護の資格を有しないものとする。

#### ウ．保護の範囲

発行された版（published edition）は、例えば新聞の場合であれば、掲載されている個々の記事ではなく、その新聞全体の発行された版のことを指し示す<sup>39</sup>。実質的な部分が複製されれば侵害が成立するが、その判断は量よりもむしろ質的に判断される<sup>40</sup>。質というのは、版の体裁やレイアウト（presentation and layout）に関する技能や労力の投資の保護や補償といった著作権保護が与えられている理由を考慮して判断される<sup>41</sup>。版の印刷配列に関する創作に費やされた技能や労力をコピーしたのに十分であるといえるかどうかという問題については、利用された全体のなかの割合ではなく、そのコピーが版の体裁やレイアウトを利用しているといえるかどうかよるとされる<sup>42</sup>。伝統的な書籍の場合、その技能や労力にはページのデザインにおける技能や活字の植字や組置（活版印刷で組みあげた版をそのまま保存しておくこと）における労力や出資が含まれるし、新聞ではそれらは主として全体的なデザインに現れることになる<sup>43</sup>。

<sup>39</sup> Newspaper Licensing Agency Ltd v Marks & Spencer Plc [2001] UKHL 38(原告から許諾を得て新聞の特定の記事の切り抜きを提供するサービスを行っているエージェントから、A4用紙の大きさにまとめられた切り抜き記事の提供を受けた Marks & Spencer Plc が、その切り抜きを社内配布用に複製した事案)。

<sup>40</sup> Garnett et al. (n 3) 486.

<sup>41</sup> Newspaper Licensing Agency Ltd v Marks & Spencer Plc [2001] UKHL 38.cf. Garnett et al. (n 3) 486.

<sup>42</sup> Garnett et al. (n 3) 486.

<sup>43</sup> ibid.

## エ．保護期間

1988年CDPAにおいて、発行された版の印刷配列の保護期間は、版が最初に発行された暦年の終わりにから25年の期間の終わりに消滅する<sup>44</sup>。1956年著作権法において最初に保護された発行された版は、1956年著作権法の施行日である1957年6月1日以降に発行された版である。したがって、それよりも前に発行された版は1988年CDPAが施行日である1989年8月1日より前には満了しているので、1988年CDPAには特に経過規定が置かれなかったようである<sup>45</sup>。

## オ．権利の内容

### 複製

発行された版の印刷配列に関する複製は、「その配列のファクシミリ複製物を作成すること」と定義されている<sup>46</sup>。「ファクシミリ複製物」とは、「縮小され、又は拡大された複製物を含む」と定義されている<sup>47</sup>。複写、写真複写、デジタルスキャン、ファックスやそれに類する限られたものによる複製に限定されるが、その一方で、原稿を再入力すれば侵害が避けられるといわれている<sup>48</sup>。

### 複製物の公衆への配布による侵害

著作物の複製物の公衆への配布とは、「著作権者により又はその同意を得てEEAにおいて以前流通していない複製物をEEAにおいて流通させる行為」<sup>49</sup>（ただし）EEA外において以前流通していた複製物をEEAにおいて流通させることに適用される場合を除く<sup>50</sup>）および「EEAその他において以前流通していない複製物をEEA外において流通させる行為」<sup>51</sup>をいうとされている。

他方で、「以前流通していた複製物の以後のいずれかの頒布、販売、賃貸又は貸与（ただし、第18条のA（レンタル又は貸与による侵害）参照）」<sup>52</sup>および「それらの複製物の連合王国又は他のEEA加盟国への以後のいずれかの輸入」<sup>53</sup>は除かれている。

<sup>44</sup> CDPA 1988, s 15. 施行日以前の発行された版の保護期間も同様である。CDPA 1988 Sch.1 para.12(6).

<sup>45</sup> Garnett et al. (n 3) 414, note 418

<sup>46</sup> CDPA 1988, s 17(5).

<sup>47</sup> CDPA 1988, s 178.

<sup>48</sup> Lionel Bently and Brad Sherman, *Intellectual Property Law* (3<sup>rd</sup> edn. Oxford, 2009) 142.

<sup>49</sup> CDPA 1988, s 18(2)(a).

<sup>50</sup> CDPA 1988, s 18(3).

<sup>51</sup> CDPA 1988, s 18(2)(b).

<sup>52</sup> CDPA 1988, s 18(3)(a).

<sup>53</sup> CDPA 1988, s 18(3)(b).

## カ．発行された版の印刷配列の利用料と集中管理団体

ペーパーバックやリプリントを行う出版者が当初の出版者の印刷配列を自己の出版に利用する場合、通常の慣行では、オフセット料金として、1頁あたり3.5ポンド程度の範囲で料金が徴収されているといわれる<sup>54</sup>。

書籍からの写真コピーやスキャンに対する許諾の大部分は、文献複写に関するイギリスの集中管理団体であるCLA（Copyright Licensing Agency）を通して、主としてブランクライセンスによってなされており、徴収された使用料は、意見聴取、記録の管理あるいは調査のよって集められたデータの分析にしたがって、後日、権利者への分配がなされる<sup>55</sup>。

## キ．発行された版の保護の正当性をめぐる議論

1977年のWhitford委員会では発行された版の保護が通常の著作物の保護期間を拡大する目的で利用されているという議論があることを取り上げ、それについて次のように検討している。しかし、結論としては、そうした議論によって発行された版を保護することの正当性が損なわれることはないという立場をとっている。

「901. 当委員会は、1956年著作権法の15条のもと、印刷配列に付与される保護は、著作物の通常の著作権保護期間を拡張するために利用される可能性があるという指摘を受けている。ある著作物を修正したものや翻案したものが通常の著作権保護期間の終了又はその後において発行され、かつ最初に発行された著作物のコピーが何らかの理由ですぐに入手できない場合、公衆は公共の財産となった権利を享受することができない。たとえその諸修正が著作権の意味における翻案と考えるには不十分なものである場合でも、複合形態の楽譜の著作物のような細かな著作物は写真工程を施さない限りコピーすることができないため、15条で付与される著作権の保護は効果的であるかもしれない。

902. この問題、特に再版された版が著作権の状態に関して紛らわしい印象を与えている場合について、当委員会としては利用者に対してかなり共感する部分はあるものの、当委員会にとって、真の問題は当初の（そして保護されていない）形式の著作物へのアクセスの問題であると思われる。大英図書館に対する強制寄託は常にこれに対応しなければならないが、そうでない場合でも、当委員会では著作権法の役割として救済が必要なものとは考えない。15条の目的は、デザインや活字組みのコストを保護することであり、当委員会は、この目的のために、同規定が維持されるべきであ

<sup>54</sup> Lynette Owen, *Clark's Publishing Agreements: A Book of Precedents* (8<sup>th</sup> edn. Bloomsbury, 2010) 640.

<sup>55</sup> *ibid* 648-649.

ると考えている。著作物について著作権がある場合でもこの問題には関係ない。」<sup>56</sup>

## 2．発行に係る権利（publication right）

### （1）導入の背景

発行に関する権利は 1996 年著作権及び関連権規則に基づいて、導入された新たな権利である。発行に関する権利は、著作権の保護期間消滅後に最初にそれまで発行されたことのない著作物を発行した者に対して与えられる財産的な権利である<sup>57</sup>。

1996 年著作権及び関連権規則は、EC の保護期間ディレクティブ（1993 年）<sup>58</sup>の規定を導入するために設けられた。保護期間ディレクティブに発行に関する権利の規定が設けられた趣旨は、域内市場を完成させるための潜在的な障害となる法制度の相違を解消するためであった<sup>59</sup>。発行に関する権利は、これを遺作著作物の発行に関する保護などとして定めているイタリア、ドイツ、フランスで保護されていたものの、多数といえる状況ではなかった<sup>60</sup>。そのため、保護期間ディレクティブの当初の案では、発行に関する権利について定められていなかった。

しかし、修正案を提出する前の段階で方針を変更し、同権利をディレクティブに盛り込むに至っている<sup>61</sup>。このような変更がなされた経緯はどのようなものか。欧州議会の修正提案では 2 つの内容を持つ制度が提案されたという。すなわち、遺作著作物の通常の保護期間を拡大するというものと、パブリックドメインになっている著作物の発行に対してスイ・ジェネリスの保護を与えるというものである。そして、欧州委員会（EC）は後者の提案のみを採用して、PD の状態にある未発行著作物の発行に対して特別な関連権を設けることを提案したとされる。死後に発行された（保護期間が存続する）遺作著作物について保護期間を延長するとした場合、子孫が遺作著作物を発行しなければ保護期間を延ばすことができるが（当初の保護期間が切れそうになった段階で発行することで追加的保護期間の保護が自由に享受できてしまう）こうした場合に追加的な保護を与えるのは妥当でないと考えられたからであるという<sup>62</sup>。

<sup>56</sup> 1977 Report of the Whitford Committee (Whitford Report, Cmnd 6732) at para 901-902.

<sup>57</sup> Copyright and Related Rights Regulations 1996, SI 1996/2967, regs 16 and 17[Copyright and Related Rights Regulations 1996].

<sup>58</sup> Council Directive 93/98 harmonising the term of protection of copyright and certain related rights.

<sup>59</sup> cf Michel M Walter, '8. Term Directive' in Michel M. Walter, Silke Von Lewinski (eds), World European Copyright Law: A Commentary (Oxford 2010) 568.

<sup>60</sup> *ibid.*

<sup>61</sup> *ibid* 569.

<sup>62</sup> *ibid* 568-569.

## (2) 保護の要件

発行に関する権利は、著作権の保護期間消滅後にそれまで発行されたことのない、著作物を発行した者に対して与えられる。そして、著作物は権利保護を受ける資格を有するものでなければならない。

### ア．発行の概念

発行に関する権利の条件となる「発行」とは、公衆が著作物を利用できる状態におくこととされ、特に、(a) 公衆に対する複製物 (copy) の発表 (issue)、(b) 電子検索システムにより著作物を提供すること、(c) 著作物の複製物の公衆へのレンタルまたは貸与、(d) 著作物の公の実演、展示あるいは著作物を公衆に見せること、または (e) 著作物を電子的な伝送によって公衆に著作物を伝達することを含むとされている<sup>63</sup>。

### イ．著作物

発行に関する権利の対象となる「著作物」とは、文芸、演劇、ミュージカル、または美術の著作物あるいは映画をいう<sup>64</sup>。ただし、国王の著作権または議会の著作権の対象となる著作物の発行において、発行に係る著作権は生じない<sup>65</sup>。

### ウ．未発行であること

当該著作物がいまだ発行されていないことが必要である。ここでいう発行は前述した発行の概念と同様である。複製物の発表、レンタル又は貸与としているため、オリジナルを販売する、レンタル又は貸与することは形式的には発行に該当しない。図書館に複製物が1冊だけ提供された場合については議論があり、公衆にとって利用可能な状態にはあるものの、16条(2)に例示されている状況との比較では、公衆に利用可能とはいえないという見方も成り立つ<sup>66</sup>。

発行に関する権利は著作権保護のある期間内に発行がなされると成立しない。しかし、EEA域外での発行が同権利の成立を妨げるかどうかについては議論がある<sup>67</sup>。

過去に著作物全体の一部分が発行されている場合、未発行の部分に関しては、発行に関する権利が成立しうるが、その部分の権利に基づいて、既発行の部分における

<sup>63</sup> Copyright and Related Rights Regulations 1996, SI 1996/2967, reg 16(2), as amended by the Copyright and Related Rights Regulations 2003, SI 2003/2498.

<sup>64</sup> Copyright and Related Rights Regulations 1996, SI 1996/2967, reg 16(7).

<sup>65</sup> *ibid* reg 16(5).

<sup>66</sup> Garnett et al. (n 3) 1022.

<sup>67</sup> *ibid*.

発行に関する権利を主張することはできないと考えられている<sup>68</sup>。異なる媒体での発行の取り扱いについても議論があるが、媒体が複製物といえるかどうかによるという見解がある。この見解は、例えば、過去に楽譜の形式で発行されていた音楽の著作物が、レコードの形式で発行された場合、「文芸、演劇、音楽又は美術の著作物に関して、複製とは、著作物をいずれかの有形形式に再製することをいう」という規定の解釈から、楽譜の形式による発行は、発行に関する権利の成立を妨げる発行になると考える<sup>69</sup>。

過去に未発行かどうかを判断する場合に、無許諾でなされた行為については考慮の対象にならない<sup>70</sup>。したがって、過去に無許諾で発行されたという事実によって、発行に関する権利の成立を妨げることはできない。また、無許諾で発行したとしても、発行に関する権利を取得することはできない。なお、著作権保護期間中の無許諾の行為とは、争いのあるものの、権利者の許諾を得ない行為のことをいうと解されており<sup>71</sup>、他方、著作権保護期間が終了した後における無許諾の意味については、著作物が具現化または記録された物理的媒体の所有者の同意のない行為をいうとされている<sup>72</sup>。

他の EEA 諸国で最初に発行されて、イギリスで発行に関する権利が主張された場合について、いずれの国の法により無許諾かどうかを判断するかという問題がある。この点については、発行に関する権利が主張された国の法にしたがって許諾された行為かどうかを判断するのが妥当ではないかと示唆する見解がある<sup>73</sup>。

発行に関する権利は、著作権の保護期間消滅後にのみ生じるが、その趣旨は権利の重複を避けるためであると説明されている<sup>74</sup>。また、ここでいう消滅とは、イギリスにおける著作権が消滅したことを意味する<sup>75</sup>。未発行の著作物に著作権が存在していなかった状況として、創作当時、制定法上の著作権が未だ存在しなかった場合と、著作者の国籍の関係で著作権を受けることができなかった場合が考えられる<sup>76</sup>。

は、たとえば 1710 年のアン法典より前の書籍で、創作時に制定法上の著作権が存在しなかった書籍（シェークスピアの作品など）についてどのように取り扱われるのかという問題である。1911 年著作権法が制定される前は、未発行の著作物はコモン・ロー著作権によって保護されていた。しかし、1911 年著作権法は、すべての種類の著作物について、発行ではなく創作により制定法上の著作権が生じることを定め、コモン・ロー著作権は廃止した。そこで、出版者は、1911 年著作権法が施行される 1912 年 7 月 1 日より前に未発行の著作物について、コモン・ロー著作権が過去に存在し、

---

<sup>68</sup> *ibid* 1023.

<sup>69</sup> *ibid*.

<sup>70</sup> Copyright and Related Rights Regulations 1996, reg 16(3).

<sup>71</sup> Garnett et al. (n 3) 1024

<sup>72</sup> Copyright and Related Rights Regulations 1996, reg 16(3).

<sup>73</sup> Garnett et al. (n 3) 1025.

<sup>74</sup> *ibid* 1026.

<sup>75</sup> *ibid*.

<sup>76</sup> *ibid*



それが終了したことを援用して、発行に関する権利を主張することができるかという問題が生じる。この点については、発行に関する権利を定めた規則においてコモン・ロー著作権を含むことが明示されていないことなどから、これを否定する見解がある<sup>77</sup>。なお、1912年7月1日より前に創作された既存の未発行著作物については1911年著作権法による遡及的保護が与えられた<sup>78</sup>。

イギリスの著作者が発行に関する権利の保護を受けることができる著作物については次のように整理される<sup>79</sup>。

- (a) すべての未発行の文芸、演劇および音楽の著作物および版画（創作日の如何に関わらず）
- (b) 1862年法の施行日以降に創作された未発行の絵画、図面および写真
- (c) 1911年法によって著作権が与えられた未発行の彫刻で、1911年法の施行日前50年以内に死亡した著作者によって創作されたもの
- (d) すべての「イギリスの」映画はいずれかの時点で著作権の保護をうける。1957年6月1日より前に創作された映画は1862年又は1911年法の下で一連の写真として保護されていたことになる。また、それ以降に創作された映画は制定法の保護を受けることになる。

他方、イギリスの著作者で発行に関する権利の保護を受けることができないのは以下の場合である。

- (a) 1855年より前に死亡した著作者によって創作された未発行の絵画、図面または写真
- (b) 1862年より前に創作された絵画、図面または写真で、「1862年法の施行日より前に販売または処分され」ていたもの。
- (c) 1911年法の施行日より50年以上前（すなわち、1862年7月1日より前）に死亡している著作者によって創作された彫刻。
- (d) 1912年7月1日より前に創作された未発行の美術工芸の著作物<sup>80</sup>。

イギリスでかつて著作権の保護を受けていない外国の著作物も発行に関する権利の保護を受けることはできない。この判断には慎重な検討が必要である。まず、イギ

<sup>77</sup> ibid 1027.

<sup>78</sup> cf, the first schedule of the Copyright Act of 1911, 1 & 2 Geo. V, c. 34. なお、彫刻作品については、創作時に1911年著作権法が存在したという仮定で適用されるため、1911年著作権法の施行日から50年以上前に死亡した著作者の創作した彫刻作品に対して、1911年著作権法は遡及適用されない。

<sup>79</sup> Garnett et al. (n 3) 1027.

<sup>80</sup> 1911年法で美術工芸品が著作物として保護されるようになったが、1911年法の経過規定には未発行の美術工芸品に関する経過規定がないため、施行日以前に未発行の美術工芸品は著作権の保護が存在しないことになる。

リスの著作者が創作した場合でも著作権の保護を受けることがなかったといえる場合には、外国の著作物についても同様に発行に関する権利の保護が生じる可能性がない<sup>81</sup>。また 1911 年法の施行日の前に創作されたか、後に創作されたかによって、考慮すべき要素が異なるので注意を要する<sup>82</sup>。

## エ．未発行の著作物の著作権が終了していること

未発行の著作物の著作権が終了している場合でなければならない。これらの著作物の保護期間は法改正による延長などの事情があるため算定の仕方にも注意が必要がある<sup>83</sup>。

文芸的著作物について、1911 年法は創作者の生前および死後 50 年までの保護を与えていた<sup>84</sup>。しかし、死後に公表された場合、最終的な公表時から 50 年間の保護が与えられた<sup>85</sup>。この考え方は、事実上、未公表の文芸的著作物の保護が永続することを認めるものである。この枠組みは 1956 年法でも維持されたが、1988 年 CDPA で廃止された。1989 年 8 月 1 日の時点で未発行の著作物については、1988 年 CDPA の施行日である 1990 年 1 月 1 日から 50 年の保護（すなわち 2039 年 12 月 31 日まで）の固定的な保護期間が与えられた<sup>86</sup>。ただし、1989 年 8 月 1 日の時点で未発行の著作物の一部には、その後の著作権保護期間の延長によって、生前および死後 70 年まで保護期間が拡大したものもある。その場合、両者を比較してより長い保護期間の方が適用される<sup>87</sup>。

理解のために教科書に示されている例を挙げておく<sup>88</sup>。たとえば、1915 年に創作されて未発行の文芸的著作物の著作者が 1935 年に死亡した場合、1989 年 8 月 1 日の時点で未発行であれば、2039 年 12 月 31 日まで保護期間が継続する。また、1912 年 7 月 1 日より前に創作された未発行の文芸的著作物も、1911 年法は創作日がいつであるかにかかわらずすべての未発行の文芸的著作物に制定法上の著作権を与えていると考えられるので、たとえば、1616 年に死亡したとされるシェークスピアの未発行の作品であっても、1989 年 8 月 1 日の時点で未発行であれば、2039 年 12 月 31 日まで保護期間が継続する。そのため、これらの未発行の文芸的著作物に、発行に関する権利が発生し得るのは 2039 年 12 月 31 日より後となる。

なお、保護期間の終了するまで発行に関する権利が与えられないという制度は、より長い保護期間を得たいと考える出版者にとって、未発行の著作物を発行する上で

---

<sup>81</sup> Garnett et al. (n 3) 1029.

<sup>82</sup> cf ibid.

<sup>83</sup> cf ibid 1031-1034.

<sup>84</sup> Copyright Act 1911 (1 & 2 Geo.5 c 34) s.21.

<sup>85</sup> Copyright Act 1911, s.17.

<sup>86</sup> CDPA 1988 Sch.1 para.12(4).

<sup>87</sup> Duration of Copyright and Rights in Performances Regulations 1995, SI 1995/3297, reg.16(b).

<sup>88</sup> Garnett et al. (n 3) 1032-1033.

の阻害要因になるということが指摘されている<sup>89</sup>。また、欧州諸国において経過規定を通して保護期間の終了日に関する相違が生じており、ある加盟国で著作権保護期間が存続している場合でも、イギリスで発行に関する権利が生じるという状況が生じる場合がある。このことは、制度調和という保護期間ディレクティブの基礎としている理論的根拠からすると、望ましくない結果であることが指摘されている<sup>90</sup>。

出版に係る権利は最初の発行が欧州経済領域（EEA）でなされた場合で、かつ当該著作物の出版者が最初の発行の時点で EEA の国民（二人以上の者が著作物を発行する場合、いずれかの者）である場合に限られている<sup>91</sup>。

### （ 3 ） 権利の帰属

発行に関する権利は、著作権の保護期間消滅後にそれまで発行されたことのない著作物を発行した者に対して与えられる。

### （ 4 ） 保護期間

当該著作物が最初に発行された年の終わりから 25 年間保護される。

### （ 5 ） 権利の内容

発行に関する権利の内容は、著作権の場合と同様である。ただし、発行に関する権利を取得したとしても、モラル・ライツは有さない<sup>92</sup>。発行された版の印刷配列に関する複製のように、ファクシミリ複製物の作成に限定されていない。また、一部の例外と修正のある場合を除いて<sup>93</sup>、著作権に関する規定は発行に関する権利にも同様に適用される<sup>94</sup>。例外として規定されているのは、著作権のある著作物に関して許される行為<sup>95</sup>、侵害救済<sup>96</sup>および著作権の許諾<sup>97</sup>である。また刑事罰の規定等に若干の修正が適用される。

たとえば、CDPA 57 条（文芸、演劇、音楽又は美術の著作物の著作権）は、合理的な調査により著作者の身元を確認することができない場合に (i) 著作権が消滅していること、(ii) 行為又は手筈が行われる暦年の初めから 70 年以上前に著作者が死亡していたことを推定することが合理的な場合には、著作権の侵害とならないことを定めて

---

<sup>89</sup> ibid 1034.

<sup>90</sup> ibid.

<sup>91</sup> Copyright and Related Rights Regulations 1996, reg 16(5).

<sup>92</sup> ibid reg 17(1).

<sup>93</sup> ibid reg 17(2).

<sup>94</sup> ibid reg 17(5).

<sup>95</sup> CDPA 1988, s 57, 64, 66A and 67

<sup>96</sup> ibid s 104, 105 and 106.

<sup>97</sup> ibid s 116(4).

いる<sup>98</sup>。したがって、発行者は合理的な調査により著作者の身元を確認することができない場合でも同条の適用を受けて発行に関する権利の成立を主張することができないとともに、侵害を主張する場合にも基礎となる著作物の著作権の消滅を立証する上で同条に依拠することはできない<sup>99</sup>。

### 3．出版契約により出版者が保有する権利

イギリス著作権法には特に出版契約について定めた条項は置かれていない。しかし、著作権の譲渡およびライセンス（利用許諾）に関する規定は置かれており、出版契約において出版する権利を設定する場合、その効果については同規定にしたがうことになる。

#### （１）著作権の移転

イギリス著作権法には出版権の設定契約ないし出版契約についてその特則を定めた条項は置かれていない<sup>100</sup>。しかし、著作権の譲渡およびライセンスに関する一般規定は置かれており、出版契約において出版する権利を設定する場合、その効果については同規定にしたがうことになる。

#### （２）ライセンス

ライセンスとは利益を渡すものではなく、単にそれなしでは違法となることを適法にするにすぎないものであり、言いかえれば、訴訟からの免除をもたらす許諾である<sup>101</sup>。原則として、イギリス法では独占的ライセンス( exclusive licence( イギリス ) exclusive license ( アメリカ ))<sup>102</sup> を受けていたとしても、侵害またはその他の所有権的な利益に関してライセンシー（利用被許諾者）の名前で訴訟を提起することはできない<sup>103</sup>。しかし、著作権法は、この一般原則を変更して、独占的ライセンスについては、形式要件を充足している場合、訴訟を提起することができる。ただし、このことはライセンシーが著作権に関する所有権を有することを意味するわけではない。なお、ライセンスは基本的に著作権者の承継人も拘束する<sup>104</sup>。

<sup>98</sup> 著作者の身元を確認することができない場合の意味については、CDPA 1988, s 9(5)（「著作者の身元が知られていない著作物」）が適用される。

<sup>99</sup> Garnett et al. (n 3) 1035.

<sup>100</sup> Laddie et al. (n 17) 865.

<sup>101</sup> Garnett et al. (n 3) 345.

<sup>102</sup> 独占的利用許諾、排他的利用許諾、排他的ライセンス、独占的許諾、排他的許諾などともいうことがある。本報告書の第2編の第1部(イギリス)、2部(オーストラリア)および3部(アメリカ)では、基本的に独占的ライセンスと表記した。ただし、引用やそれぞれの部の末の資料では、原文通り引用している。

<sup>103</sup> Garnett et al. (n 3) 350.

<sup>104</sup> CDPA 1988, ss 90(4), 92(2).

## ア．独占的ライセンス

ライセンスに基づくライセンシーの権利は、イギリス法における契約条項第三者不適用の法理（privity of contract（直接の契約関係））により、契約の当事者であるライセンサー（利用許諾者）に対してのみ権利を主張できるというのが原則である<sup>105</sup>。

これに対して、イギリス著作権法は、著作権の独占的ライセンスについて、「著作権者が別途排他的に行使することができる権利を行使することを、許諾を付与する者を含む他のすべての者を排除して、許諾を得た者に許可する許諾であって、著作権者により又はその者のために署名された書面によるものをいう」と定めている<sup>106</sup>。独占的ライセンスを得た者は、著作権者に対する場合を除き、許諾の付与の後に生じる事項について、許諾が譲渡であったものとして、同一の権利及び救済を有するとされ、その権利及び救済は、著作権者の権利及び救済と併存するとされている<sup>107</sup>。したがって、出版契約において、出版者に出版に関する権利について独占的ライセンスが付与された場合、出版者は出版物の著作権侵害に関して訴訟を提起することが可能である。ただし、著作権者又は独占的ライセンシーが著作権侵害訴訟を提起した場合、著作権侵害が全体的又は部分的にお互いの訴権と関係する場合、他の者が原告として参加し、または被告として追加されない限り、裁判所の許可を得ることなく訴訟を続行することはできないとされている。したがって、出版者が独占的ライセンシーである場合でも、著作者と出版者との間における訴訟義務や協力関係、訴訟費用の負担等について定めておく必要がある。

## イ．非独占的ライセンス

また、2003年に著作権及び関連権規則によって非独占的ライセンシー（non-exclusive licence（イギリス）、non-exclusive license（アメリカ））<sup>108109</sup>に対しても、一定の要件を充足する場合、訴訟を提起することが可能とされた<sup>110</sup>。侵害行為がライセンシーにおいてライセンスを受けていた行為と直接関係しており、かつ、当該ライセンスが、著作権者又はその者のために署名された書面においてなされ、かつ非独占的ライセンシーに対して同条に基づく権利を付与することが明示されてい

<sup>105</sup> Michael Flint, Nicholas Fitzparick & Clive Thorne, *User's Guide to Copyright* (6<sup>th</sup> edn. Tottel 2006) 189.

<sup>106</sup> CDPA 1988, s 92(1).

<sup>107</sup> *ibid* s 101(1)-(2).

<sup>108</sup> 非独占的利用許諾、非排他的利用許諾、非排他的ライセンス、非独占的許諾、非排他的許諾などともいうことがある。本報告書の第2編の第1部(イギリス)、2部(オーストラリア)および3部(アメリカ)では、基本的に非独占的ライセンスと表記した。ただし、引用やそれぞれの部の末の資料では、原文通り引用している。

<sup>109</sup> CDPA 1988, s 101A(6).では、非独占的ライセンシーについて、著作権者が行使しうる状態にある権利を行使する権限をライセンスを得た者に与えるライセンスの保有者をいうと定義している。

<sup>110</sup> *ibid* s 101A.

ることが要件となる<sup>111</sup>。101A条に基づく訴訟において、非独占的ライセンスは著作権者が訴訟を提起したであれば有するのと同様の権利をもち救済を受けることができる<sup>112</sup>。また、その権利及び救済は、著作権者の権利及び救済と併存するとされている<sup>113</sup>。なお、侵害者側は、著作権者に対して主張できるのと同様の抗弁を非独占的ライセンスに対して主張することができる<sup>114</sup>。

したがって、出版契約において、出版者に出版に関する権利について非独占的ライセンスが付与された場合でも、出版者は出版物の著作権侵害に関して一定の要件を満たす場合には単独で訴訟を提起することが可能である。なお、有効なライセンスは承継人（著作権の譲受人および第三者）に対抗できるものの、その者が対価を支払った善意の購入者であって許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得ている者である場合には対抗できない<sup>115</sup>。

なお、非独占的ライセンスに訴権が与えられた経緯は次の通りである<sup>116</sup>。

情報社会指令の導入をめぐる議論のなかで、放送事業者の求めに応じるかたちで導入された。同ディレクティブ導入前、放送事業者と有線番組サービス（オンデマンドサービスによる送信を含む）は、1988年CDPA6条および7条の下で保護を受けていた。政府は「有線番組サービス」という文言を削除するとともに、放送の定義を変更して、放送の性質をもつインターネット送信についてはこれを放送の定義に含むようにした<sup>117</sup>。しかし、オンデマンド送信については多くの場合に除外されるのではないかという懸念が放送事業者に広がったという。放送事業者側は次のようなことを指摘した<sup>118</sup>。まず、オンデマンドで映画を放送するようなケースでは、放送局は放送する作品について著作権も排他的ライセンスも持っていないから、侵害者に対して権利主張ができなくなる。そうすると、ライセンサーはライセンスを控えるようになり、あるいは高額の対価を請求するようになるかもしれない。そして、ライセンサーは自ら訴訟を行うことに消極的であったり資金不足である場合もあること、あるいは高額のコストを請求したりする可能性もある。更に、多くのクリップ作品を含むオンデマンドサービスの場合、多くの権利者にとっては権利行使が重要ではあるだろうが現実的でない場合もある。

---

<sup>111</sup> *ibid* s 101A(1).

<sup>112</sup> *ibid* s 101A(2).

<sup>113</sup> *ibid* s 101A(3).

<sup>114</sup> *ibid* s 101A(4).

<sup>115</sup> *ibid* s 90(4).

<sup>116</sup> *cf* Garnett et al. (n 3) 1098.

<sup>117</sup> インターネット送信のうち、(a)インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信、(b)生の出来事の同時送信、(c)送信を行うことについて責任を有する者が提供する番組サービスであって、その者が決定する予定された時間に番組が送信されるサービスの一部を構成する記録された動く影像又は音の送信、については放送の定義に含まれることとされた。CDPA 1988, s 6 (1A).

<sup>118</sup> Consultation on UK Implementation of Directive 2001/29/EC on Copyright and Related Rights in the Information Society: Analysis of Responses and Government Conclusions, online at :<http://www.ipo.gov.uk/copydirect.pdf>(last visited: 6 February 2011) para 8.5.

政府は、当時の現行法（改正前 1988 年 CDPA）の有線番組サービスは、同サービスに含まれている番組の権利とは別に「サービス」を保護するものではないとしつつも<sup>119</sup>、サービスプロバイダーが権利者でも排他的ライセンシーでもない場合でもコンテンツの著作権者が訴訟をしてもらうことを望んでいるという状況では訴訟を行うことができるようにすることは合理的であるという判断を示した<sup>120</sup>。

その結果、2003 年の著作権及び関連権規則<sup>121</sup>28 条に基づいて、1988 年 CDPA に新たに 101A 条が設けられ、非独占的ライセンシーにも一定の要件を満たす場合には訴権が与えられることになった。なお、この規定はオンデマンドサービス等に限定されているわけではないので、すべての著作物に関する非独占的ライセンスに対して適用される。

---

<sup>119</sup> *ibid* para 8.5.

<sup>120</sup> *ibid* para 8.6.

<sup>121</sup> reg. 28 of the Copyright and Related Rights Regulations 2003 (SI 2003/2498).

著作権の譲渡および独占的・非独占的ライセンスの比較

	著作権譲渡	独占的ライセンス	非独占的ライセンス
署名による書面の要否	必要	必要	不要（訴権なし）
譲渡性（サブライセンス含む）		（契約内容による）	（契約内容による）
対抗要件	二重譲渡の場合、先の譲渡が優先する <sup>122</sup>	一定の要件の下、新権利者にライセンスを対抗できる <sup>123</sup>	一定の要件の下、新権利者にライセンスを対抗できる
支分権を対象とすること			
著作権者またはライセンシーの訴権		（101条） <sup>124</sup>	（101A条の要件を充足する場合は可能）
著作物の取扱い（作品の変更等の可否）	（但しモラル・ライツの保護がある）	（契約内容による）	（契約内容による）
サブライセンシーの訴権の有無		×（101条の解釈）	×
将来の著作権に対する効果		×（101条の解釈）	×

<sup>122</sup> Michael Flint et al. (n 105) 188. 著作権の保有者である O が A に著作権を移転した後、B にも譲渡した場合、O は B への譲渡のときに無権利者であるから、A に対する先の譲渡について B に通告がなされていたかどうかに関係なく、B は O に対して契約に基づく救済を主張できるだけであると説明されている。

<sup>123</sup> 独占的ライセンシーがいる著作権が譲渡された場合、譲受人に対して、現実の通告(actual notice)または擬制通告(constructive notice)がなされている場合には、ライセンシーは譲受人に対抗できる。通告がなされていない場合、ライセンシーは権利を対抗できない。Michael Flint (n 106) 188.

<sup>124</sup> 但し、ライセンサーの訴訟参加が必要な場合がある。CDPA 1988, s 102(2).



## 4 . イギリスにおける出版契約

### ( 1 ) 概要

イギリスには出版契約に関する特別な規則等はなく、当事者は自由にその内容を取り決めることができるのが原則である<sup>125</sup>。出版契約は出版者が誰であるかということ重要な personal contracts ( 一身専属的契約 ) であるため、著作者の同意なしに他の出版者に契約関係を移転することができないと考えられている<sup>126</sup>。そのため、出版者が破産等した場合、契約でそれが認められている場合を除いて、管財人は契約を譲渡することはできないため、著作者は出版者を自由に変更することができる<sup>127</sup>。

イギリスの出版契約に関するテキスト ( *Clark's Publishing Agreements* ) では、標準的な出版契約に盛り込む規定内容として以下の項目が挙げられている<sup>128</sup>。

General Book Author-Publisher Agreement	一般書における著作者出版者の契約
1. Rights Granted	1. 付与される権利
2. Delivery of the Work	2. 作品の受け渡し <sup>129</sup>
3. Acceptance and Conditions of Acceptance and Approval	3. 受領および受領と承諾の条件
4. Competing Work	4. 競合する作品
5. Warranties and Indemnities	5. 保証と補償
6. Publishers' Responsibility to Publish	6. 出版者の出版義務
7. Textual Copyright Material	7. 原文の著作権に関する資料
8. Illustrations	8. 挿絵
9. Index	9. 索引
10. Production and Promotion Responsibility	10. 製作および広報に関する義務
11. Author's Corrections	11. 著作者による修正
12. Royalties Payable on Own Editions	12. 出版物に支払われるべき印税
13. Royalty-inclusive Sales	13. 印税込みの販売
14. Subsidiary Rights	14. 副次的権利
15. Copyright Licensing Agency	15. 著作権ライセンスエージェンシー
16. Advance Payments	16. 前払い

<sup>125</sup> Laddie et al. (n 17) 919.

<sup>126</sup> ibid.

<sup>127</sup> ibid.

<sup>128</sup> Lynette Owen (n 55) 1-60.

<sup>129</sup> なお、著作者が出版者に原稿を送付または預けた場合、出版者は単なる無償受預者ではなく、原稿が喪失した場合には自己又は被用者の過失について責任を負うとされている。Laddie et al. (n 177) 919.

17. Statement of Sales	17. 売上報告書
18. Value Added Tax	18. 付加価値税
19. Copyright	19. 著作権
20. Infringement of Copyright	20. 著作権の侵害
21. Author's Copies	21. 著作物のコピー
22. Revision of the Work	22. 著作物の改版
23. Remainders/Disposal of Surplus Stock	23. 過剰在庫の残余 / 処分
24. Termination of Contract	24. 契約の終了
25. Out of print	25. 絶版
26. Monies Owing	26. 未払い金
27. Option on Future Work	27. 将来の著作物の選択権
28. Moral Rights	28. モラル・ライツ
29. Agency	29. 代理人
30. Arbitration	30. 仲裁
31. Interpretation	31. 解釈
32. Entire Agreement	32. 完全合意
33. Governing Law	33. 準拠法
34. Force majeure	34. 不可抗力
35. Notices	35. 通知

( 2 ) 個別の項目等について

ア . 権利の許諾

イギリスの出版契約に関するテキスト ( *Clark's Publishing Agreements* ) で紹介されている権利の許諾に関する条項は、たとえば次のようなものである<sup>130</sup> ( ボリュームライツ ( volume rights )<sup>131</sup>に関する契約条項 )。

1. 付与される権利

以下に示される支払いを約因として、かつ、次に述べる条件に基づき、本契約において著者は出版者に対して本件著作物又は本件著作物の実質的な部分を翻案又は要約を製作又は発行する、および更に製作及び発行をライセンスする、単独かつ

<sup>130</sup> Lynette Owen (n 55) 5.

<sup>131</sup> ボリューム・ライツ (Volume rights) とはオリジナルの版または安価なペーパーバック、あるいは他の出版者に対して出版する権利をライセンスすることにより、著作権の保護期間においてテキストを書籍として出版する権利のことをいう。PublishingDictionary.com から引用 : Online: < <http://www.publishingdictionary.com/definition/volume-rights.html> > (last visited: 6 February 2011).

独占的な権利およびライセンスを付与する：  
ボリューム形式（volume form）による場合。本件著作物を発行する単独かつ排他的な権利を含むものとする：電子書籍に関しては、本件著作物又はその一部を読むことを可能にすることを目的として、本件著作物の製作、配布又は伝送について、現在知られているか、又は後日知られることになるか、又は開発されることになる手段によってなされるものをいう（電子、およびコンピュータが読み取り可能なメディア、又はオンラインや衛星を利用した送信を含むが、これに限定されるものではない）（「電子書籍の権利」）；及び、ドラマタイズされないオーディオ形式による場合（現在知られているか、または後日知られる、又は開発されることになる（電子的及びコンピュータが読み取り可能なメディア、又はオンラインや衛星を利用した伝送を含むがこれに限定されるものではない）要約された又はされていない本件著作物の録音の物理的なコピー、要約された又はされていない本件著作物の録音のデジタルダウンロードコピー、もしくは、要約された又はされていない本件著作物の録音の製作、配布又は伝送のいかなる手段によっても、本件著作物又はその一部を聞くことを可能にすることを目的とする）；及び  
本契約に特に示されるその他の形式による場合  
世界中 / 添付の表に記載された地域において、著作権の法的な保護期間及びあらゆる延長、更新および回復の期間において、英語 / すべての言語を用いてなされること：なお、アメリカの領土および属領又はフィリピン諸島 [ 及びカナダ ] を除く外国は、本件著作物に関するイギリス版およびアメリカ版の販売に関して、非独占的な市場であるものとする。  
著者は、英語の著作物の出版について、第三者に付与され又は付与されることになるいかなるライセンスも、第三者、それらの関連会社または海外代理店が、本契約に示される出版者が独占権を有するいずれが地域に対しても、本件著作物を直接に供給することを明確に禁ずることを保証するものとする（かかる供給のために本件著作物を出荷する場合も含む）。  
本契約において出版者に付与されない全ての権利（公貸権も同様）は、著者により留保されるが、著者は、本契約のもと、出版者に付与された権利の価値を害する方法で、いずれの者に対しても著作権を行使又は許諾しないものとする。

同テキストでは、出版者は電子書籍（electronic book）に関する権利の許諾について含めることを推奨している。電子書籍に関する権利をボリュームライセンスに含めるかどうかについて万人の一致はないとしつつも、そうすべき理由として、（１）eBookは印刷された書籍と直接の競争関係にあること、（２）ほとんどの場合に出版者が出版者の印刷用の版として編集したのと同じ原稿を必然的に利用することを示してい

る<sup>132</sup>。

同テキストには、電子的な出版に関する契約について、デジタル媒体の製作者に対してそのキャリア形式（CD-ROM、DVD-ROM、USB メモリなどの形式）において既存の印刷素材を利用させるためのライセンスについて紹介がある。ライセンス契約に含まれる基本的条項として以下の項目が紹介されている<sup>133</sup>。

Licence to Digital Media Producer to Utilize Existing Print Material in Carrier Form	デジタル媒体製作者に対するキャリア形式で既存印刷物を利用するライセンス
1. Licence	1. ライセンス
2. Reserved Rights	2. 保有される権利
3. Release	3. リリース
4. Alterations	4. 変更
5. Consultation and Approval	5. 協議および承認
6. Credits and Copyright Notice	6. クレジットおよび著作権表示
7. Financial Responsibility, Production and Discounts	7. 財政的責任、製作と割引
8. Royalties	8. 印税
9. Accounts	9. 会計
10. Value Added Tax	10. 付加価値税
11. Complimentary copies	11. 献本
12. Proprietor's Warranties to Licensee	12. ライセンシーに対する権利者の保証
13. Licensee's Warranties to Proprietor	13. 権利者に対するライセンシーの保証
14. Copyright Infringement	14. 著作権侵害
15. Disposal of Product	15. 製品の廃棄
16. Assignment	16. 譲渡
17. Termination	17. 契約の終了
18. Relationship between Parties	18. 当事者間の関係
19. Confidentiality	19. 秘密保持
20. Approvals, Consents and Notices	20. 承認、同意および通知
21. Waiver of Remedies	21. 救済の放棄

<sup>132</sup> Lynette Owen (n 55) 4.

<sup>133</sup> ibid 469.

22. Third Parties	22. 第三者
23. Disputes	23. 紛争
24. Interpretation	24. 解釈
25. Governing Law	25. 準拠法
26. Entire Agreement	26. 完全同意

同テキストにおいて、この形式の電子的出版に関するライセンス条項は以下のよう  
に提案されている<sup>134</sup>。

#### ライセンス条項

- 1.1 以下に言及する支払いの約因において、および、本契約の諸条件に従い、権利所有者はライセンシーに対し、本契約（以下、「ライセンス期間」と呼ぶ）の成立日から [ 当該年数 ] 年間、対象製品に挿入される当該著作物を開発すること、及び [ 当該地域 ]（以下、「販売地域」と呼ぶ）において、[ 当該言語 ] 語の検索ができるように、その対象製品に含まれる形式でその著作物を製造および配布をおこなうことの独占的ライセンスを付与する。
- 1.2 本契約により付与されたライセンスにより、ライセンシーは、その対象製品に関連した場合に限り、著作物を利用することができる。
- 1.3 対象製品は、「特定のプラットフォーム」方式に限って、ライセンシーにより、製作および流通され、入手可能なものとされる。
- 1.4 対象製品のレンタルを利用できるようにする、又は第三者にその権限が付与する前に、ライセンシーは、第 5 条の 5.1 項に従って、著作権の所有者から同意を得るものとする。

#### イ．出版義務に関する条項

出版契約に際して、出版に関する明示的な義務がある場合、出版者は著作物について損害を生じるような販売（たとえば、関連会社に当該作品を売却して将来の複製物に関するマーケットを損なうようなこと）を許諾しないことが含意されているものと解釈される場合がある<sup>135</sup>。出版期日が定められている場合、それまでに出版しなければ損害賠償の責任が生じるが、出版期日が定められていない場合には、合理的な期間内に出版する義務があり、出版の延期によって生じた損害の賠償を請求することができる<sup>136</sup>。

<sup>134</sup> ibid 567.

<sup>135</sup> Laddie et al. (n 177) 921.

<sup>136</sup> ibid.

出版契約のテキストに示されている出版義務条項として、次のような例がある<sup>137</sup>。

#### 出版義務条項

出版者は、互いに合意した場合あるいは出版者の管理が及ぶ範囲を超える状況によって妨げられた場合を除いて、当該著作物が第3条の要件をすべて満たしていることを出版者が承認してから[数字]月以内またはこの契約が締結された日から[数字]月以内のうち、より遅いいずれかの日までに自己の負担において当該著作物を製造および出版する。

#### ウ．著作権に関する条項

権利の付与に関する条項は独占的ライセンスを付与するものであり、著作権を譲渡するものではない。出版契約に関する教科書では、このことをはっきりと明確にする意味で著作権に関する条項を以下のように定めることを示唆している<sup>138</sup>。

#### 著作権条項

本件著作物の著作権は、著作者に帰属する財産とみなされ、また、出版者により発行された著作物のすべてのコピーに含まれる著作権表示は、第一発行年月日を記載して、著作者の名義とする。出版者は、あらゆる合理的な努力を払い、同様の通知が、ライセンシーにより発行された又は更なるライセンスされた全ての版に含まれることを条件として、本件著作物の版に関してライセンシーと契約を結ぶものとする。

#### エ．著作権侵害

著作権侵害があった場合、独占的ライセンスの付与を受けている出版者は訴訟を行うことができる。しかし、前述のように著作権者が原告または被告として参加しないと、裁判所の許可がなければ訴訟を続行することができなくなる場合があるため<sup>139</sup>、著作者と出版者との間における訴訟義務や協力関係、訴訟費用の負担等について定めておく必要がある。たとえば、著作権の侵害があった場合に関して、次のような規定を置く場合がある<sup>140</sup>。

<sup>137</sup> Lynette Owen (n 55) 17.

<sup>138</sup> ibid 49.

<sup>139</sup> CDPA 1988 s 102(2).

<sup>140</sup> Lynette Owen (n 55) 49.

#### 著作権侵害条項

出版者が著作物の著作権侵害が行われていた、又はその可能性があると考えられる場合、出版者は、著作者に対し著作権侵害の通知を行った上で、その問題の対処に必要なと考えられる措置を講じることができる。また、出版者が著作権侵害に対する訴訟を望む場合、著作者に対し、訴訟にかかるすべての費用を負担しすべての費用の責任を補償することを書面にて知らせた上で、訴訟当事者として著作者の名前を使用する権利を有するものとする。但し、同時に、出版者が妥当だと考える調整、示談又は和解策を講じるものとする。出版者はさらに、著作者に対し事前に書面で通知を行うことなく、中間的救済の緊急的な訴訟を、出版者独自の名前で提起することができる。著作権侵害に関連して受けとる収益、又は損害賠償は、経費および費用の控除が行われた後、著作者と出版者の間で公平に分配するものとする。この条項の規定は、本契約の下で出版者に付与されるのと同じ利害に影響を及ぼす著作物の著作権侵害の場合にのみ、適用する。

#### オ．その他の条項

出版契約が締結された場合、著作者は最初の作品を侵害する新作を執筆してはならないが、裁判所は契約において著作者による類似作品の執筆を禁止するという解釈は取らないと考えられることから、出版者の同意なしに契約の対象となった作品又はそれに類似する作品のコピーを出版または出版させないための条項を明示的に置く場合があることが示唆されている<sup>141</sup>。

また、出版契約で著作権の譲渡を受けた場合、著作物を傷つける取扱い（derogatory treatment）にならないという制限の下で出版者が修正を行うことができるが、ライセンスの場合でも修正が明示または黙示的に禁止されていない場合、ライセンシーは、実質的な変更になる場合は除いて、修正を行うことができることが判例によって示唆されている<sup>142</sup>。

契約終了後に複製物の在庫がある場合、かつては出版者が売り払う権利を有するとした判例があったが、CDPA 第 18 条は著作物の複製物の公衆への配布を著作権により制限される行為と定めたため、契約条項において出版者の売却権限を定め、あるいは著作者が原価で買い取ることを定める規定が置かれるようである<sup>143</sup>。

<sup>141</sup> Laddie et al. (n 17) 919.

<sup>142</sup> Frisby v BBC [1967] Ch. 932 (但し、本件では削除された 1 文について実質的な変更と認定して侵害を認めている)。

<sup>143</sup> Laddie et al. (n 177) 925.

## カ．電子出版のマーケット規模

イギリスにおける電子出版の市場は 2009 年の段階で 1.5 億ポンド（1 ポンド 133 円で換算すると約 200 億円）に相当し、このうち消費者向け一般図書が 500 万ポンド、消費者向け参考図書が 800 万ポンド、学校図書ないし英語教育図書が 800 ないし 900 万ポンド、そして学術・専門図書が 1.3 億ポンドを占めているといわれる<sup>144</sup>。つまり、学術・専門図書に関する電子出版が市場の大部分を占めている。

## 5．イギリスにおける文献複写に関する集中管理団体

イギリスでは 1970 年代に入り、写真複写機、要するにコピー機の発達に伴い、機械が学校や大学などの教育的機関に導入されていた<sup>145</sup>。1970 年代に写真コピーが登場し、教育機関での利用が拡大したため、Whitford 委員会も検討を開始した<sup>146</sup>。関係当事者は、集中管理ライセンスが最善の解決策であり、ブランクセットライセンス制度が提案された。Whitford 委員会そのものはこの仕組みを文書化しなかったものの、実務ではこのスキームが実施されるようになり、1982 年に Copyright Licensing Agency Ltd (CLA) が創設され、大学や学校の代表組織とブランクセットライセンスの交渉が開始した<sup>147</sup>。CLA の一部のメンバーは大学等を相手に訴訟まで提起して、この交渉をバックアップした結果、最初に 3 年のブランクセットライセンスが成立し、その後、CLA とそのライセンスの仕組みは、すべての教育セクターに拡大して適用されたという<sup>148</sup>。また、CLA のライセンススキームには著作権審判所の権限が及ぶことにもなった<sup>149</sup>。

なお、発行に関する権利 (publication rights) についても集中ライセンスに関する CDPA のすべての規定が適用される<sup>150</sup>。

複写権 (reprographic rights) について取り扱う CLA は、書籍、雑誌定期刊行物の複写権を管理する団体であり 1982 年に設立された。CLA は著作者と出版社から非独占的な権利として権限を授かっている<sup>151</sup>。著作権の管理については、著作者の団体である ALCS (Author's Licensing and Collecting Society Ltd) や出版者の団体である PLS (Publishers Licensing Society) と共に機能しているが、ALCS と PLS は複写 (reprographic) による複製に関する (サブ) ライセンスを CLA に与えている<sup>152</sup>。す

<sup>144</sup> Garnett et al. (n 3) 1615.

<sup>145</sup> Paul L.C. Torremans, 'Collective Management in the United Kingdom (and Ireland)', in D Gervais (ed), *Collective Management of Copyright and Related Rights* (The Hague: Kluwer Law International, 2006) 228.

<sup>146</sup> ibid 228.

<sup>147</sup> ibid 229.

<sup>148</sup> ibid.

<sup>149</sup> ibid.

<sup>150</sup> ibid 230.

<sup>151</sup> ibid 231.

<sup>152</sup> ibid.



なわち、CLA が取り扱うのは、複写による方法により著作物を複製することに関するライセンスである<sup>153</sup>。CLA は ALCS と PLS に手数料を引いたライセンス料の収入を支払っている<sup>154</sup>。2010 年 3 月末が期末の会計年度（2009-10）において、CLA が徴収したライセンス収入の総額は 6,270 万ポンド（1 ポンド 133 円で換算すると約 83 億円）であり、そのうちイギリス国内からは 5,180 万ポンド（約 69 億円）、国外からは 1,090 万ポンド（約 14 億円）だった。また、手数料を徴収した上で分配されたライセンス料は 5,700 万ポンド（約 75 億）であり、そのうち ALCS への分配は 1,740 万ポンド（約 23 億円）、PLS への分配は 2,960 万ポンド（約 39 億円）、DACS（Design and Artists Copyright Society）への分配は 4,100 万ポンド（約 5 億円）、国際的な分配は 5,900 万ポンド（約 8 億円）だった<sup>155</sup>。

CLA のライセンス収入とその分配額



出典：CLA 報告書<sup>156</sup>

なお、新聞に関しては、新聞社は出版者として有する発行された版の権利および著作物としての著作権に関して、CLA ではなく、Newspaper Licensing Agency (NLA) に譲渡している<sup>157</sup>。

<sup>153</sup> *ibid.*

<sup>154</sup> *ibid.*

<sup>155</sup> CLA, *Annual Review 2010 Adding value to the creative industries*, online at: [http://www.cla.co.uk/data/corporate\\_material/annual\\_review.pdf](http://www.cla.co.uk/data/corporate_material/annual_review.pdf) (last visited: 6 February 2011).

<sup>156</sup> *ibid.*

<sup>157</sup> Torremans (n 144) 233.

## 資料 1

### イギリス著作権法関連条文

#### 第 8 条（発行された版）

- (1) この部において、発行された版の印刷配列の著作権に関して「発行された版」とは、1 又は 2 以上の文芸、演劇又は音楽の著作物の全体又はいずれかの部分の発行された版をいう。
- (2) 発行された版の印刷配列が以前の版の印刷配列を複製している場合には、又はその限りにおいて、その印刷配列には著作権は存続しない。

#### 第 9 条（著作物の著作者）

- (1) この部において、著作物に関して、「著作者」とは、著作物を創作する者をいう。
- (2) その者は、次に掲げる者であるとみなされる。
  - (aa) 録音物の場合には、製作者
  - (ab) 映画の場合には、製作者及び主たる監督
  - (b) 放送の場合には、放送を行う者（第 6 条第 3 項参照）、又は受信及び即時再送信により他の放送を中継する放送の場合には、その他の放送を行う者
  - (c) 削除
  - (d) 発行された版の印刷配列の場合には、発行者

#### 第 15 条（発行された版の印刷配列の著作権の存続期間）

発行された版の印刷配列の著作権は、版が最初に発行された暦年の終わりから 25 年の期間の終わりに消滅する。

#### 第 17 条（複製による著作権侵害）

- (1) 著作物の複製は、著作権のあるあらゆる種類の著作物の著作権により制限される行為である。また、この部における複製及び複製物への言及は、以下のように解釈される。
- (2) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物に関して、複製とは、著作物をいずれかの有形形式に再製することをいう。

これは、著作物を電子的手段によりいずれかの媒体に蓄積することを含む。

- (3) 美術の著作物に関して、複製は、2 次元の著作物から 3 次元の複製物を作成すること及び 3 次元の著作物から 2 次元の複製物を作成することを含む。
- (4) 映画又は放送に関して、複製は、映画又は放送の部分を構成するいずれかの映像の全体又はいずれかの実質的部分の写真を作成することを含む。
- (5) 発行された版の印刷配列に関して、複製とは、その配列のファクシミリ複製物を作成することをいう。

- (6) いずれの種類著作物に関しても、複製は、過渡的な複製物、又は著作物の他のいずれかの使用に付随する複製物の作成を含む。

#### 第 18 条（複製物の公衆への配布による侵害）

- (1) 著作物の複製物の公衆への配布は、著作権のあるあらゆる種類の著作物の著作権により制限される行為である。
- (2) この部における著作物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げるいずれかの行為への言及である。
- (a) 著作権者により又はその同意を得て EEA において以前流通していない複製物を EEA において流通させる行為
- (b) EEA その他において以前流通していない複製物を EEA 外において流通させる行為
- (3) この部における著作物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げる行為を含まない。
- (a) 以前流通していた複製物の以後のいずれかの頒布、販売、賃貸又は貸与（ただし、第 18 条の A（レンタル又は貸与による侵害）参照）
- (b) それらの複製物の連合王国又は他の EEA 加盟国への以後のいずれかの輸入  
ただし、第 2 項(a)号の規定が、EEA 外において以前流通していた複製物を EEA において流通させることに適用される場合を除く。
- (4) この部における著作物の複製物の配布への言及は、原作品の配布を含む。

#### 第 90 条（譲渡及び許諾）

- (1) 著作権は、人的財産又は動産として、譲渡、遺言による処分又は法律の作用により、移転することができる。
- (2) 著作権の譲渡その他の移転は、1 部分とすること、すなわち、次に掲げるものに適用されるように限定することができる。
- (a) 著作権者が行う排他的権利を有する事項の 1 又は 2 以上であって全部でないもの
- (b) 著作権が存続すべき期間の 1 部分であって全体でないもの
- (3) 著作権の譲渡は、譲渡人により、又はその者のために署名された書面によらない限り、有効ではない。
- (4) 著作権者により付与される許諾は、対価を支払った善意の購入者であって許諾の通知（現実の又は推定による）を受けていない者又はそのような購入者から権限を得ている者を除き、著作権上の利益についてのすべての権利承継人を拘束する。また、この部における著作権者の許諾を得て又は得ずにいずれかのことを行うことへの言及は、それに従って解釈される

#### 第 92 条（排他的許諾）

- (1) この部において、「排他的許諾」とは、著作権者が別途排他的に行使することができる権利を行使することを、許諾を付与する者を含む他のすべての者を排除して、許諾を得た者に許可する許諾であって、著作権者により又はその者のために署名された書面によるものをいう。
- (2) 排他的許諾に基づいて許諾を得た者は、許諾を付与する者に対して有する権利と同一の権利を、許諾により拘束される権利承継人に対しても有する。

#### 第 101 条（排他的許諾を得た者の権利及び救済）

- (1) 排他的許諾を得た者は、著作権者に対する場合を除き、許諾の付与の後に生じる事項について、許諾が譲渡であったものとして、同一の権利及び救済を有する。
- (2) その者の権利及び救済は、著作権者の権利及び救済と併存する。また、この部の関係規定における著作権者への言及は、それに従って解釈される。
- (3) 排他的許諾を得た者がこの条に基づいて提起する訴訟において、被告は、訴訟が著作権者により提起されたならばその者に提供されたであろういずれの抗弁をも利用することができる。

#### 第 101 条の A（非排他的許諾により提訴できるある種の侵害）

- (1) 非排他的許諾を得た者は、次に掲げる場合には、著作権侵害について訴訟を提起することができる。
  - (a) 侵害行為が、許諾を得た者の以前許諾を得た行為に直接関連していた場合
  - (b) 許諾が、次に掲げる 2 つの条件を満たす場合
    - (i) 書面によるものであり、かつ、著作権者により又はその者のために署名されていること。
    - (ii) この条に基づく訴権を、非排他的許諾を得た者に明白に付与していること。
- (2) この条に基づいて提起される訴訟において、非排他的許諾を得た者は、著作権者が訴訟を提起していたならば有したであろう権利及び救済を同一の、その者に提供される権利及び救済を有する。
- (3) この条に基づいて付与される権利は、著作権者の権利と併存する。また、この部の関連規定における著作権者への言及は、それに従って解釈される。
- (4) この条に基づいて非排他的許諾を得た者により提起される訴訟において、被告は、訴訟が著作権者により提起されていたならばその者に提供されたであろういずれの抗弁をも利用することができる。
- (5) 第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定は、この条が排他的許諾を得た者について適用されると同様に、この条に基づいて訴権を有する非排他的許諾を得た者についても適用される。

- (6) この条において、「非排他的許諾を得た者」とは、著作権者が行使しうる状態にある権利を行使する権限を、許諾を得た者に与える許諾の保有者をいう。

#### 第 102 条（併存する権利の行使）

- (1) 著作権者又は排他的許諾を得た者により提起される著作権侵害訴訟が、それらの者が併存する訴権を有する侵害に係る（全体的又は部分的に）場合には、著作権者又は場合により排他的許諾を得た者は、他方の者が原告として参加し、又は被告として追加されない限り、裁判所の許可を得ることなく訴訟を続行することはできない。
- (2) 第 1 項に従って被告として追加される著作権者又は排他的許諾を得た者は、訴訟手続に参加しない限り、訴訟におけるいずれの費用についても責任を有しない。
- (3) 前記の規定は、著作権者又は排他的許諾を得た者のみによる申請に基づく中間的救済の付与に影響しない。
- (4) 著作権者及び排他的許諾を得た者が併存する訴権を有する、又は有した侵害に関する（全体的又は部分的に）著作権侵害訴訟が提起される場合には、
- (a) 裁判所は、損害賠償の査定において次に掲げるものを考慮する。
- (i) 許諾の条件
- (ii) 侵害についてそれらの者のうちの一方の者にすでに裁定され、又は提供されたいずれかの金銭的救済
- (b) 侵害についてそれらの者のうちの他方の者のために損害賠償の裁定が行われ、又は利得の計算が指示されているときは、いずれの利得の計算も指示されない。
- (c) 裁判所は、利得の計算が指示されるときは、それらの者の間のいずれの合意にも従うことを条件として、裁判所が正当と認めるところに従って、それらの者の間で利得を配分する。

また、それらの規定は、著作権者及び排他的許諾を得た者の両者が訴訟の当事者であると否とを問わず、適用される。

- (5) 著作権者は、第 99 条（引渡し命令）に基づく命令を申請する前又は第 100 条（押収の権利）により付与される権利を行使する前に、併存する権利を有するいずれの排他的許諾を得た者にも通知する。また、裁判所は、排他的許諾を得た者の申請を受けて、第 99 条に基づく命令又は場合により第 100 条により付与される権利の著作権者による行使を禁止し、若しくは許可する命令であって、許諾の条件を考慮して裁判所が適当と認めるものを、定めること

大山幸房訳『外国著作権法令集 イギリス編』（著作権情報センター、2011年2月アップデート版）よりそのまま抜粋（本文との訳語は相違する部分がある）。online at:<<http://www.cric.or.jp/gaikoku/england/england.html>>>(last visited: 6 February 2011).

## 資料 2

### 著作権および関連権規則 1996 年

#### 発行に関する権利 ( publication rights )

##### 第 16 条

- (1) 著作権の保護期間消滅後最初に、それまで発行されたことのない著作物を発行する者は、以下の規定に則り、著作権に相当する財産権（「発行に関する権利」）を持つ。
- (2) この条項の目的上、発行とは公衆に向けたいかなる情報伝達をも含む。特に、
  - (a) 公衆向けの複製物の発行
  - (b) 著作物を何らかの電子検索システムにより使用に供すること
  - (c) 著作物の複製物を公衆にレンタルまたは貸与すること
  - (d) 演技、展示、あるいは著作物を公衆に見せること、または
  - (e) 著作物を放送すること、あるいは有線番組サービスに挿入すること
- (3) 無許諾の行為については、この条文の目的上考慮されないものとする。著作物に著作権がない期間について、無許諾の行為とは、著作物が具現化または記録された物理的媒体の所有者の同意のない行為を意味する。
- (4) 著作物は、以下の場合においてのみ、発行に関する権利の保護の対象になる。
  - (a) 最初の発行が EEA 域内であり、
  - (b) 著作物の発行者が、最初に発行する際に EEA 加盟国の国民であること。二人以上の者が著作物を発行する場合、いずれかの者が EEA 加盟国の国民であれば、(b)項の目的において差し支えない。
- (5) 国王の著作権または議会の著作権の対象となる著作物の発行において、発行に係る著作権は生じない。
- (6) 発行に関する権利は、著作物が最初に発行された年の暦年の最終日から 25 年の期間が終了する時に消滅する。
- (7) この規定で「著作物」とは、文芸、演劇、ミュージカル、または美術の著作物あるいは映画をいう。
- (8) この規定で使われている（「発行」以外の）語句は、第 1 部の語句と同じ意味を持つ。

## 著作権の発行に関する権利への適用

### 第 17 条

- (1) 第 1 部の著作権（著作権を有する著作物の著作者人格権を除く）に関する実体法上の規定、すなわち以下の関連条項は、著作権に関連すると同様に、発行に関する権利に関連して適用される。

第 2 章（著作権者の権利）

第 3 章（著作権のある著作物において許される行為）

第 5 章（著作権のある著作物の権利の利用）

第 6 章（侵害救済）および

第 7 章（著作権の許諾）

但し、以下の例外と修正を条件とする。

- (2) 以下の規定は適用されない。

(a) 第 3 章（著作権のある著作物に関して許される行為）、57 条、64 条、66 条 A、および 67 条

(b) 第 6 章（侵害救済）104 条から 106 条

(c) 第 7 章（著作権の許諾）116 条(4)

- (3) 以下の規定は下記の修正をもって効力を有する。それは

(a) 107 条(4)および(5)（侵害物品等の作成、または利用の罪）において、既決の有罪判決における最高刑は、3 ヶ月を超えない禁固もしくは標準的尺度でレベル 5 を超えない罰金、または両刑である。

(b) 116 条(2)、117 条および 124 条の“ 2 人以上の著作者の著作物 ” は “ 2 人以上の出版者の著作物 ” に置き換えられる。

- (4) 第 1 部のその他の関連規定、すなわち、

第 1 章の、第 1 部で一般的に使われる語句を定義する規定、

第 8 章（著作権審判所）

第 9 章の 161 条（領海および大陸棚）および

162 条（イギリスの船舶、飛行機、およびホーバークラフト）ならびに

第 10 章 171 条(1)および(3)（その他の法規定等のための留保）ならびに

172 条から 179 条（全般的解釈に関する規定）

は、この部の実体法上の規定を補足する目的上、当該規定に適用する上で必要な翻案をもって適用される。

- (5) 相反する事情がなければ、著作権に関するその他の法の制定はいずれも（当該規定の以前、あるいは以降に成立、または可決されたとしても）著作権に関連すると同様に、出版権に関連して適用される。

このパラグラフにおいて“ 制定 ”とは 1978 年『法律の解釈に関する法律』(1)の意味する範囲で、附随的な法制定に含まれる制定を含む。





## 第2部 オーストラリア

### 1. 著作物の発行された版の著作権 (copyright in published editions of works)

#### (1) 導入の背景

発行された版の保護は Spicer 委員会の勧告に基づいて 1968 年著作権法において導入された<sup>158</sup>。同委員会は写真植字による版の複製が容易になったことに着目し、イギリスの 1956 年著作権法と「同様の方針で」発行された版に関する著作権保護の導入を勧告したとされる<sup>159</sup>。同委員会の報告書は次のように述べている。

「301. 1956 年法は、15 条において、最初の発行がイギリス内でなされ又は最初の発行日において出版者が資格のある者である場合について、文芸、演劇および音楽の著作物に関する発行された版の印刷配列の著作権を創設している。当該著作権によって制約される行為は、写真的な手段又は類似の方法によって、当該版の印刷配列の複写を作成することである。その目的は競争者によって全く同じ複製がなされることを禁止することにある。

302. 我々は、現在、写真を用いることで、発行された著作物の再版を作ることができるようになり、植字をしなくても済むことから比較的安価に行うことができると理解している。1956 年イギリス著作権法 15 条の施行する前も、印刷配列を利用するための許諾を得る上で、出版者に対して別途に料金を支払うことがめずらしいことではなかったときいている」<sup>160</sup>

司法長官( Attorney General )の Mr. Bowen は 1967 年の著作権法案( Copyright Bill 1968 ) の第二読会の発言において次のように述べている。

「同法案は発行された版に関する全く新しい類型の保護を確立する。現代の印刷工程では、写真技術を用いて、印刷業者が著作物の発行された版のコピーを容易に作成できるようになった。著作物の版を製作するために苦勞し、費用を支出した出版者は、その版を写真技術によって複製した印刷業者に対して、現行法の下では何の保護も有していない。同法案のクローズ 88 は、出版者に対して、写真技術の工程を含む方法によって、言語、演劇、音楽もしくは美術の著作物の発行された版の複製を作成する排他的権利を与えることを提案している」<sup>161</sup>。

<sup>158</sup> J. Bannister (n 29) 22.

<sup>159</sup> ibid 25.

<sup>160</sup> Report of the Copyright Law Review Committee, 1959, 4531/63.

<sup>161</sup> Commonwealth of Australia. House of Representatives Parliamentary Debates (Hansard) 1968 Vol 59 at page

## (2) 現行法における定義

1968年著作権法は発行された版について以下のように定義している<sup>162</sup>。

第88条 著作物の発行された版に対する著作権の性質  
本法において、別段の定めがない場合、言語、演劇、音楽もしくは美術の著作物またはその2つ以上の発行された版に対する著作権は、当該版の複写コピー（a facsimile copy）を作成する排他的権利のことをいう。

### ア．保護の対象

1968年著作権法88条における発行された版の定義によると、発行された版には著作物が含まれていなければならないとされている。ただし、一定の種類の著作物であれば足り、その著作物の著作権が実際に保護されている必要はない<sup>163</sup>。そのため、既に保護期間が終了している著作物や、オーストラリアの著作権法の下では保護を受けない外国の著作物もここでいう「著作物」に該当し、発行された版として保護されることになる<sup>164</sup>。

創作的な言語、演劇、音楽または美術の著作物に対してオリジナリティの要件を満たすことが必要であるが<sup>165</sup>、録音物、映画フィルム、テレビ放送および音声放送、著作物の発行された版の場合にはオリジナリティの要件は必要とされていない。著作物の発行された版の場合、「同一の著作物の以前の版を複製した版には適用しない」という、より緩やかな要件が適用される。ただし、オーストラリアにおいてオリジナリティの要件に求められる程度は、かなり緩やかな要件として理解されている。当該分野では常識となっている知識の蓄積である情報により作成された数学の試験問題のオリジナリティが問題となった事案において、Peterson 判事は、著作権法によって保護される「表現は、他人の著作物からコピーしたものであってならないことは求められているが、独創的又は新規の形式でなければならないことを要求しておらず、創作者から生み出される（originates）ものであるべきことを求めている」<sup>166</sup>としている。この帰結として、一般的な教科書では、創作者による技能や労力の結果という意味で創作者から生み出されたものであれば、著作権法におけるオリジナリティを充

1535.

<sup>162</sup> Australian Copyright Act 1968 (Commonwealth, No. 63 of 1968, taking into account amendments up to Act No. 94 of 2010), s 88, online:< <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2010C00476/Html/Text>>(last visited: 6 February 2011).

<sup>163</sup> この点について、権利関係の単純化のため、著作権が保護されていない著作物に限定して、発行された版の保護が与えられるべきであるとする議論もある。Copyright Law Review Committee Computer Software Protection,(Commonwealth of Australia, Canberra 1995) para 15.17.

<sup>164</sup> J. Bannister (n 29) 26.

<sup>165</sup> Australian Copyright Act 1968 (Commonwealth, No. 63 of 1968, taking into account amendments up to Act No. 94 of 2010) s 32

<sup>166</sup> University of London Press Limited v University Tutorial Press Limited [1916] 2 Ch 601, 608-10.

足すると説明されている<sup>167</sup>（編集著作物の事案であるが、オーストラリアでは、職業別電話帳のみならずいわゆる 50 音別電話帳であってもオリジナリティの要件を満たしているとした裁判例があり<sup>168</sup>、アメリカと対照的なものとして評価されている<sup>169</sup>）。

なお、1999 年著作権改正法によって、1968 年著作権法において「写真工程を含む手段によって、版の複製物を作成する排他的権利」( the exclusive right to make, by a means that includes a photographic process, a reproduction of the edition ) とされていた部分が、「版の複製コピーを作成する排他的権利 ( the exclusive right to make a facsimile copy of the edition ) に置き換えられている<sup>170</sup>。これについては、法案の説明書きで以下のように説明されている<sup>171</sup>。

Item 84 88 条について

117. Item 84 は、「写真工程を含む手段によって、版の複製を作成する」という文言を削除して「版の複製コピー ( facsimile copy ) 」という文言に変えることによって 88 条を修正するものである。複製コピーを作成するという狭い権利について、発行された版の複製物を作成する権利に置き換えるものである。この変更は、他の 章の権利の主題<sup>172</sup>に関する著作権の保有者は「コピー ( copy ) 」を作成する潜在的にはより狭い独占的権利しかもたないのに対して、現在、発行された版の著作権者は「複製 ( reproduction ) 」に関する排他的権利を有しているという変則的な部分を修正することを意図している。この修正は、写真工程とかかわりなく複製物 ( reproductions ) が作成されることを念頭に置いたという意味で、技術的に中立なものである。この修正は、発行された版の著作権は印刷配列の複製コピーを作成する排他的権利であることを明確にするという CLRC の勧告を導入するものである。( recommendation 2.65(a) of the Computer Software Report, 1995 ) 発行された版に関する「侵害する複製」に関する定義も同様に修正される。( see Item 10 )

<sup>167</sup> Mark J. Davison, Ann Louise Monotti, Leanne Wiseman, *Australian intellectual property law* (Cambridge University Press, 2008) 211-12.

<sup>168</sup> Desktop Marketing Systems v Telstra [2001] FCA 112.

<sup>169</sup> Davison et al. (n 167) 213.

<sup>170</sup> Copyright Amendment (Digital Agenda) Bill 1999 [2000] - C2004B00540.

<sup>171</sup> Copyright Amendment (Digital Agenda) Bill 1999, Explanatory Memorandum: online:<<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2004B00540/Explanatory%20Memorandum/Text>>(last visited: 6 February 2011).

<sup>172</sup> 第 IV 編は著作物以外の権利対象物（録音物、映画フィルム、テレビ放送および音声放送および発行された版）に対する著作権を定めている。

## イ．権利の帰属

著作物の版の発行者は当該版に対する著作権を取得する<sup>173</sup>。譲渡や国家著作権（Crown Copyright）の対象ともなる<sup>174</sup>。もっとも、与えられる著作権は、当該版の複写によるコピーを作成する排他的権利に限定されており、他の権利は与えられない。

保護を受ける発行された版は (a) 当該版がオーストラリアで最初に発行され、または (b) 当該版の最初の発行の日に発行者が有資格者であった場合である<sup>175</sup>。ただし、同一の著作物の以前の版を複製した版には適用されない<sup>176</sup>。なお、ここでいう「有資格者」とは、(a) オーストラリア市民、オーストラリア被保護民もしくはオーストラリア居住者（法人を除く）、または (b) 連邦もしくは州の法に基づき設立された法人のことを意味する<sup>177</sup>。

なお、1969年著作権規則 8条<sup>178</sup>に基づいて相互主義が適用される結果、発行された版の著作権が発生しない国で最初に発行され、かつその者が有資格者でもなかった場合、その外国の著作物は保護を受けることができないことになる（例えば、有資格者ではないものが、日本で最初に発行した版は、オーストラリアでは保護されない。なお、発行された版の内容となっている著作物の著作権と発行された版の著作権とは別個のものなので、日本で最初に発行された版の内容となっている著作物そのものは、ベルヌ条約等によってオーストラリアでも保護される）。

### < 1969年著作権規則 8条 >

一定の場合に海外の版について著作権は存続しない。

これらの規則の適用のみを理由に、著作権が著作物の発行された版に存続する場合、その著作権は、以下の国の法の下で、当該版に関して著作権の性質をもつ保護が存在する場合に限って、存続する。

(a) 表 1 の第 1、2、又は 5 部で規定されている、実質的期間において、版の出版者の国籍又は市民権が属する国

(b) 国：

(i) 版が最初に発行された

(ii) 実質的期間に、版の出版者が居住する、又は

(iii) その法に基づいて、法人である版の出版者が、実質的期間に法人化された

<sup>173</sup> Australian Copyright Act 1968 (Commonwealth, No. 63 of 1968, taking into account amendments up to Act No. 94 of 2010) s 100

<sup>174</sup> Davison et al. (n 167) 216

<sup>175</sup> Australian Copyright Act 1968 (Commonwealth, No. 63 of 1968, taking into account amendments up to Act No. 94 of 2010) s 92(1)

<sup>176</sup> ibid s 92(2)

<sup>177</sup> ibid s 84

<sup>178</sup> SR 1969 No. 60 Regulations as amended, taking into account amendments up to SR 1994 No. 114, s 9, online:<<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2004H00654>>(last visited: 6 February 2011).

表1の第1、2、又は5部に規定されている国の領域を構成、又はその一部を形成する国である。

#### ウ．保護期間

著作物の発行された版に対する著作権は、当該版が最初に発行された暦年の終了から25年間の満了するまで存続する<sup>179</sup>。オーストラリアは2004年5月18日にアメリカとの自由貿易協定を署名したが<sup>180</sup>、同協定には保護期間の延長についても定められている<sup>181</sup>。そのためアメリカとの自由貿易協定導入法<sup>182</sup>により、保護期間を作者の死後70年に延長するなどした。しかし、発行された版の保護については、アメリカにこれに相当する保護はなく、同協定に定めもないため保護期間は変更されていない。

#### エ．権利の内容

発行された版に対して与えられる著作権は、当該版の複写によるコピーを作成する排他的権利である。

#### オ．保護範囲

発行された版はその部分が複写コピーの対象となる場合が想定されるが、どの程度まで複写されると発行された版の著作権侵害を構成するのか。Nationwide News Pty Ltd v. Copyright Agency Ltd 事件では、記事内容を研究対象として、教育機関がWeekend Australian誌から2つの記事をコピーしたことは新聞および雑誌の出版された版の侵害には当たらないと判断された。オーストラリア連邦裁判所（連邦裁判所単独法廷）のMurray Wilcox 裁判官は、個別の著作物の複製は、発行された版の「実質的な部分」を構成している場合を除いて、発行された版の著作権侵害にはならないと判断している<sup>183</sup>。「88条は、文芸的著作物の発行された版に関する著作権について、「当該版の複製物（reproduction）<sup>184</sup>を作成する排他的権利」として定めている。すなわち、版の一部を構成する記事ではない。」と述べている<sup>185</sup>。控訴審にあた

<sup>179</sup> Australian Copyright Act 1968, s 96

<sup>180</sup> Australia-United States Free Trade Agreement, May 18, 2004, online:<  
<http://www.dfat.gov.au/fta/ausfta/final-text/index.html>>(last visited: 6 February 2011).

<sup>181</sup> 同協定がオーストラリアの著作権法に与えた影響に関するケーススタディとして、小嶋崇弘「著作権法における権利制限規定の解釈と3 step test (4)―厳格解釈から柔軟解釈へ―」知的財産法政策学研究31号(2010)46頁。

<sup>182</sup> US Free Trade Agreement Implementation Act 2004 (Cth).

<sup>183</sup> Nationwide News Pty Ltd v Copyright Agency Limited [1995] FCA 1045; (1995) 55 FCR 271, online at <http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/FCA/1995/1045.html>(last visited: 6 February 2011).

<sup>184</sup> 複製(reproduction)とは、1999年著作権改正法前の88条の文言である。

<sup>185</sup> ibid line 59.

るオーストラリア連邦裁判所の Full Federal Court (連邦裁判所合議体法廷)でもこの判断は維持された<sup>186</sup>。

実質的な部分の判断については、著作物の一部分が複製された場合に適用されるのとは異なる考慮がなされる<sup>187</sup>。同事案では、総 48 頁の雑誌から 8 頁以上からなる記事(広告や写真の挿入も含む)の部分と、新聞の表紙の約三分の二を占める記事が利用された。

連邦裁判所は「発行された版に関しては、著作権によって保護されている利益を参考にして、利用された部分の質について評価されなければならない。その利益とは、これまでみたように、当該版の体裁やレイアウトの保護にあり、当該版に含まれる個々の言葉または画とは区別される。複写された素材の量は、発行された版の全体との関係で評価されるものであるが、利用されたものが当該版の実質的な部分かどうかという判断に関係する。しかし、主たる問題は利用された素材の質であるため、量は必ずしも重要な、唯一の基準ではない」と述べている<sup>188</sup>。

## 2. 発行された版と電子出版との関係をめぐる議論

Copyright Law Reform Committee (CLRC) は 1995 年のコンピュータソフトウェアに関する報告書において発行された版に対する権利のリフォームについて勧告している (CLRC 報告書)<sup>189</sup>。この中には、スキャニング技術などの新しい技術の登場との関係で、発行された版の保護を拡大する方向の議論に対する検討と、発行された版の保護を縮小する方向の議論に対する検討とがなされている。

### (1) 発行された版の保護を拡大する方向の議論

#### 複写コピーの作成への変更

前述のように、1999 年著作権法改正によって、「写真工程を含む手段によって複製物 (a reproduction) を作成する排他的権利」という文言から、「複写コピー (a reproduction) を作成する排他的権利」という文言に変更がなされた。このことを説明する上で、同法改正の提案を行った CLRC 報告書は以下のように説明している。

<sup>186</sup> Nationwide News Pty Ltd v Copyright Agency Limited [1996] FCA 1395 (18 April 1996), online at <<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/cth/FCA/1996/1395.html>>(last visited: 6 February 2011).

<sup>187</sup> Bannister (n 29) 35.

<sup>188</sup> Nationwide News Pty Ltd v Copyright Agency Limited [1996] FCA 1395, line 90.

<sup>189</sup> Copyright Law Review Committee Computer Software Protection, (Commonwealth of Australia, Canberra 1995).

「15.12 88 条の目的が、出版者が版の活字組み (typesetting) に費やした労働と技能に対するただ乗りによる発行された版に関する不公正な競争を禁止することであったとすれば、発行された版の著作権は発行された版の完全な寸分違わないコピー (その「複製物 (reproduction)」) の生産 (production) すなわち、複製された最初の版の出版者によって費やされたのと同じ労力と技能を用いることによって生産されることの禁止を目的とするものではなかったと当委員会は考える。第二の出版者は最初の出版者と同じ生産コストを負担していたのであれば、同じ著作物の二つの版の間には公正な競争が存在するであろう。(もちろん、後の版が、最初の出版者の出版事項 (imprint)<sup>190</sup>も含めて、最初の版のすべての要素のコピーに及んでいた場合、後の版の出版者に対してパッシングオフ及び/又は虚偽ないし詐欺的な行為 (misleading or deceptive conduct) として訴えられるであろう)。反対の見方、すなわち、その文言が実際において、「写真工程を含む手段によって」ということを意味するという考え方をとると、いったいなぜそれらの言葉が含まれたのかという疑問が当委員会には生じる」<sup>191</sup>。

発行された版をスキャンしてデータベースに搭載する行為に対する規律については次のように述べている。

「15.13 このことを基礎に考えると、データベースに乗せるためにスキャンをするというだけの行為は、著作権法に定義する写真工程に含まれる可能性もあるものの、それ自体は当然に発行された版の複製となるものではない。データベースに取り込まれた著作物と版は、発行された版とは言い難いものである。しかし、データベースへのスキャンがハードコピーへのまさに中間段階であり、スキャンした版を複製し (すなわち同一または非常に類似したものであり) 、それが写真工程を伴う手段による版のコピーと同様の結果をもたらすように見える場合には、発行された版の著作権の保有者による支配の対象となる行為にあたるものとなるであろう」<sup>192</sup>

このことも踏まえたうえで、同報告書は次のように結論付けている。

「15.14 発行された版の限定的な性質、すなわち、著作物の発行された配列またはレイアウトが保護されること、に鑑みると、当委員会はパラグラフ 15.12 で述べた 88 条の解釈が示唆するようなかたちで著作権者の権利を制約する理由はないとみられる。著作権者は、コピーの作成される工程がどのようなものであれ、発行された著作物の配列が許諾なしにコピーされることから保護される権利を有するべきである。

<sup>190</sup> 書籍のタイトルページ下やその裏に表記される出版者、出版地、出版年、印刷者、版などの事項

<sup>191</sup> Copyright Law Review Committee Computer Software Protection (n 189) para 15.12.

<sup>192</sup> ibid para 15.13.

そのため、88 条は、発行された版の著作権はその配列の複製コピーを作成する排他的権利であるとはっきりと規定するべきである。以上から、当委員会は「写真工程を含む手段による複製物」という文言を削除し、「複製コピー」という文言に置き換えることを勧告する ( Recommendation 2.65(a) )<sup>193</sup>。

同委員会は、スキャンした版について、データベースに保存後にフォーマット変更 (異なるタイプフェイスを利用したり、ページ設定を変更したりする) してプリントアウトする場合の取り扱いについても検討し、次のように述べて、発行された版の著作権を侵害しないという考え方を示している。

「15.15 当委員会は結果的に生じた版が、当初の版の「複製 (reproduction)」でない場合、すなわち全くのコピーかそれに近いコピーではない場合には、元の版の著作権の対象に含まれるべきではないと解される。新しい版がここで意味する「コピー (copy)」ではないように元の版を変更している場合、新しい版の出版者はそれらの変更をもたらす労力と技能とを行使しているであろう。このことは、データベースを処理する設備能力からすると、さほど困難な作業ではないかもしれないが、当委員会はそうした技術が現在すべての出版者に利用可能であることを留意している。そして、古い版、たとえば著作権の切れた古典をスキャンしたり、92 条(2)が「以前の版を複製する」版に対する著作権の付与を否定していることを踏まえて、オリジナリティを生じさせるためにそれを再フォーマットするコンピュータ技術を利用することは、元の版のいずれの出版者も自由に行うことができる。もし他の出版者がその版について同様のことを行って作成した場合、その第二の出版者は最初に述べた版とは十分に異なる版を作製するのに同様の技能と労力および努力を費やすであろう」<sup>194</sup>。

コンピュータ又は機械で読み取り可能なフォーマットにおける版への保護の拡大

同委員会の報告書では、この件について検討し、次のように述べている。

「15.22 当委員会は、印刷された版の出版者以外にも、データベース装置の有益性から、そうしたフォーマット出版者によって出版がなされることは増えるであろうと考えている。一定の場合には無許諾のコピーはデータベースを運用するコンピュータ・プログラムの無許諾の保護を伴うこともあるかもしれない。そうした問題は別として、当委員会は CD-ROM の出版を準備した者が、なぜ自己の利益のためにそのフォーマットでの発行のコピーを禁止する訴訟を起こすことができないのかを理解することができない。他方で、印刷ではないフォーマットで、著作権の対象となるその

---

<sup>193</sup> ibid para 15.14.

<sup>194</sup> ibid para 15.15.



他の形式として、たとえばトーキングブック（訳者注：本を朗読した音声を記録したCD やカセットテープ）があるが、これは録音物であり、そのような追加的な保護は必要とはされていない。したがって、当委員会としては（1つだけ例外として）著作権法は出版された保護の著作権をコンピュータ又は機械で読み取り可能な形式を含むように拡大するように修正することを勧告する（Recommendation 2.65(b)）。この権利は従来の文芸的著作物の発行された版の著作権に関して適用されるのと同じ制限の対象となる。言い換えれば、この権利は、当初の機械で読み取り可能なフォーマットの版を複写コピーする場合に限定されるであろう」<sup>195</sup>。

#### 出版者に対する新たな権利の付与

同委員会の報告書では、技術の発展に伴う変化によって、出版者に対して電子的な所産に対する著作権の排他的権利を与えるという議論が存在するという認識を示している。同委員会はそこでの「出版者の権利は録音物の著作権保有者によって享受されていると同様の権利、すなわち複製物と放送のコントロールの権利に類似するものであろうと推察する」とし、「そうした権利は、著作物を発行された形式にしたことに関する努力と投資を報いるために行う「著作隣接権（“neighbouring right”）」であることは疑いないであろう」と述べている<sup>196</sup>。これについての具体的な検討は行わないとしつつも、「当委員会は出版者の権利の検討が、当委員会が著作権法を単純化する将来的な検討課題の一部として検討される可能性があると考えている」と述べている<sup>197</sup>。

#### （2）発行された版の保護を縮小する方向の議論

同報告書では新聞のクリッピングのコピーを提供するメディアモニタリングサービスを運営するクライアントの代理をする DRD という組織から次のような議論が提起されている<sup>198</sup>。

1952 年のグレゴリー報告書（UK）が保護について勧告を行って以降、時間の経過と技術の発展があり、現在、発行された版の著作権の付与を正当化することができるか。

発行された版の著作権は、発行された版に含まれる著作物が著作権の保護を受けていない場合に限定されるべきかどうか。

メディアモニタリングサービスに対して、衡平法上の補償の支払いに基づいて発行された版を複製する強制ライセンスを付与する条項を設けるべきかどうか。

---

<sup>195</sup> ibid para 15.22.

<sup>196</sup> ibid para 15.24.

<sup>197</sup> ibid para 15.25.

<sup>198</sup> ibid para 15.17.

に関して、同委員会は、発行された版の著作権の問題に関する同委員会の委託事項は、88条を維持するべきかどうかということを検討することにまで及ばないと考えられること、同条の継続的な妥当性を保証する必要性を前提としていることを指摘して、特別な勧告は行わないと述べている<sup>199</sup>。

に関しては、88条の目的は、発行された版の活字組みやレイアウトに対する出版者の投資を保護することであり、このことは使用された素材に著作権があるかにかかわらず成り立つということ、またメディアモニタリングサービスの真の問題は、1つの記事の複製が発行された版またはその実質的な部分の複製を構成するかどうかということであることを指摘した上で、特に勧告を行わなかった<sup>200</sup>。

に関しても、同委員会の委託事項に入らないとして判断を行っていない<sup>201</sup>。

発行された版の保護に関する正当化根拠が意義を喪失しているのではないかという点については、これに同意する見方もあり、「現在、多くの出版者はディスクとして『原稿 (manuscripts)』を受け取っており、『活字組み (typesetting)』への投資は、かつてはその保護の理由になるものであったが、もはやその理由にはならない」と指摘されている<sup>202</sup>。同論者は、出版者らは発行された版に関する権利は活字組みだけではなく、レイアウトや文章の配置など発行された版において提示されるその他の要素も重要な意味を持つものとして保護されているという議論があることは認めつつも、これらの要素は素材がデジタル形式で提供されればさしたる労力なしに再フォーマットできることを指摘するとともに、他の分野では著作物の成功のための寄与する製作者の投資は保護されていないが、編集、制作、マーケティングに対する出版者の投資は保護に値するのかと疑問を呈している。また、出版者が著作隣接権者になぞらえる議論に関しても、デジタル技術の普及はむしろすべての著作隣接権の保護に関して疑問を投げかけていることを指摘している<sup>203</sup>。

### 3．出版契約により出版者が保有する権利

オーストラリア著作権法には特に出版権の設定や出版契約について定めた条項は置かれていない。他方で、著作権の譲渡およびライセンスに関する規定は置かれており、出版契約において出版する権利を設定する場合、その効果については同規定にしたがうことになる。

---

<sup>199</sup> ibid para 15.18.

<sup>200</sup> ibid para 15.19.

<sup>201</sup> ibid para 15.20.

<sup>202</sup> Bannister (n 299) 40.

<sup>203</sup> ibid (n 29) 41.

## ( 1 ) 著作権の移転

オーストラリア著作権法によると、著作権は私的な財産であり、譲渡、遺言または法の適用による承継により移転することができる<sup>204</sup>。支分権の一部を譲渡することや、オーストラリア国内の場所またはその一部に適用すること、あるいは存続期間の一部に限定して、譲渡の範囲を定めることもできる<sup>205</sup>。但し、著作権の譲渡は譲渡人又はこれに代わり署名された書面によらなければ有効ではない<sup>206</sup>。

## ( 2 ) ライセンス

### ア．独占的ライセンス

独占的ライセンスを受けた者は、利用許諾が権利譲渡であれば<sup>207</sup>第 115 条(著作権者による侵害訴訟の提起について定めている)により有していたと同様の訴訟提起の権利を有した同様の救済を得ることができ、また、第 115 条により著作権者に認められる権利および救済と並存する権利を有するとされている<sup>208</sup>。したがって、出版者が作家から独占的ライセンスを受けた場合、著作権者と同様に侵害訴訟を提起することが可能である。但し、こうした場合、裁判所の許可のない限り、著作権者を原告又は被告として追加しなければ、訴訟を続行することができないなどの制約がある<sup>209</sup>。なお、著作権の独占的ライセンスはライセンサー又はこれに代わり署名された書面によらなければ有効ではない<sup>210</sup>。

### イ．非独占的ライセンス

非独占的ライセンスは、著作権者が更なるライセンスを第三者に許諾することを禁止することができない。なお、非独占的ライセンスは書面によってなされなくても有効である。

---

<sup>204</sup> Australian Copyright Act 1968, s 196(1).

<sup>205</sup> *ibid* s 196(2).

<sup>206</sup> *ibid* s 196(3).

<sup>207</sup> *ibid* s 117 によると、「使用許諾が権利譲渡であれば」とは、使用許諾の代わりに、使用許諾により認められた場所および時期に許諾された行為を行うために著作権を譲渡する場合(使用許諾が与えられる条件に可能な限り近い条件に従う)を意味するとされている。

<sup>208</sup> *ibid* s 119.

<sup>209</sup> *ibid* s 120.

<sup>210</sup> *ibid* s 10. 同条は定義規定であるが、独占的ライセンスについて、「現在又は将来の著作権者又はこれに代わり署名された書面によるライセンスで、著作権者が当該ライセンスがなければこれを行う独占的権利を有する行為を行うことを、他の者を排除してライセンサーに対してのみ許諾するもの」と定義されている。

著作権の譲渡および独占的・非独占的ライセンスの比較

	著作権譲渡	独占的ライセンス	非独占的ライセンス
署名による書面の要否	必要	必要	不要
譲渡性（サブライセンス含む） <sup>211</sup>		（契約内容による）	（契約内容による）
支分権を対象とすること			
ライセンシーの訴権の有無		（119条）	×
著作物の取扱い（作品の変更等の可否） <sup>212</sup>	（但しモラル・ライツの保護がある）	（契約内容による）	（契約内容による）
サブライセンシーの訴権の有無		×（101条の解釈）	×
地域的な限定	（196条）	<sup>213</sup>	
将来の著作権に対する効果	（197条）	（規定なし）	（規定なし）

#### 4. オーストラリアにおける出版契約

##### （1）概要

オーストラリアのASA（Australian Society of Authors）<sup>214</sup>が紹介している標準的な出版契約の項目は次のとおりである<sup>215</sup>。

1. Opening Schedule	1. 表（主要な用語や定義を記載）
2. Licence and territory	2. ライセンスおよび地域
3. Electronic Edition	3. 電子版

<sup>211</sup> Colin Golvan, *Copyright Law and Practice* (Federation Press, 2007) 170.

<sup>212</sup> *ibid.*

<sup>213</sup> Australian Copyright Act 1968, s 196(2)は、地域的な限定を加えた著作権の譲渡を認めているが、ライセンスについては述べていない。しかし、実務ではs 196(2)の限定はライセンスの場合も含むように幅広く理解されているようである。cf Colin Golvan (n 212) 168-169.

<sup>214</sup> ASAはオーストラリアの文芸作家の組織であり、オーストラリアの作家とイラストレーターの権利を促進して保護するために1963年に設立された。現在ではオーストラリア全土に約3000名の構成員が存在する。online at: <<http://www.asauthors.org/>>(last visited: 6 February 2011).

<sup>215</sup> The Australian Society of Authors, *Australian Book Contracts* (4<sup>th</sup> edn. Keesing Press 2009).

4. Publication	4. 出版義務
5. Term	5. 契約期間
6. Delivery	6. 原稿提出日
7. Advance	7. 前払い金
8. Royalties	8. 印税
9. Subsidiary rights	9. 副次的権利
10. Cheap editions and remainders	10. 廉価版および残本
11. Territorial copyright	11. 地域的な著作権 <sup>216</sup>
12. Copyright notice	12. 著作権表示
13. Copyright infringement	13. 著作権侵害
14. Author's warranty	14. 著作者による保証
15. Moral rights	15. モラル・ライツ
16. Royalty accounts	16. 印税の計算
17. Inspection of accounts	17. 会計監査（著作者側の権利として）
18. Alterations	18. 修正
19. Format and publishing decisions	19. 形式および出版の決定
20. Marketing and promotion	20. 販売および広報
21. Proofs	21. 校正刷り
22. Author's copies	22. 著作者に対するコピーの提供
23. Return of manuscript	23. 原稿の返却
24. Publisher's liability	24. 出版者の責任（原稿の保管等）
25. Termination and reversion of rights	25. 契約の終了および権利の復帰
26. Assignment	26. 譲渡（契約関係の譲渡等）
27. Mediation	27. 調停
28. Contract	28. 完全条項
29. Additional definitions	29. 追加定義

<sup>216</sup> この規定は、一定の要件を満たす場合には並行輸入を禁止できるとしているオーストラリア著作権法の書籍輸入規制に対応するために、出版者にその要件を充足すること促すものである。オーストラリアでは、出版者が著作権を輸入規制の手段として国際的な市場を分割する手段として用いてきた経緯があり、内外価格差との関係でオーストラリアの消費者には不都合な状況が存在していた。そのため、オーストラリア著作権法は 1991 年の法改正により、外国で適法に発行されている書籍の並行輸入については、オーストラリアで発行されたことのない書籍と外国で発行されてから 30 日以内に発行されない書籍に関しては、並行輸入を禁止できないことにしている。また、オーストラリアで最初に発行された書籍や、外国で最初に発行されたが 30 日以内にオーストラリアで発行されている書籍であっても、注文を受けてから 90 日以内に再供給できない状況であれば、並行輸入を禁止することはできない（書籍の著作権について 44A 条、発行された版について 112 条） cf Colin Golvan (n 212) 263。そのため、出版契約において 44A 条や 112 条における要件（90 日以内の再供給が可能な状態等）を充足することを義務付けることが求められる。

## (2) 個別の項目等について

### ア．権利の許諾

ASA のモデル契約では、ライセンスおよび地域に関する条項は次のように提案されている<sup>217</sup>。

#### ライセンスおよび地域

- (a) 本件著作物の著作権は、著作者の財産に帰属するものとする。出版者に付与されるすべてのライセンスは、前払いの受領を条件とする。
- (b) 著作者は、出版者に対し、本件期間中、本件地域において、ボリューム形式 (volume form) で本件著作物を印刷、発行および販売する独占的なライセンスを付与する。
- (c) 著作者は、出版者に対し、発行日から2年間、当該地域において、第9条に規定される副次的権利を行使、およびサブライセンスを付与する独占的なライセンスを付与する。

また、ASA のモデル契約では、電子的出版に関する条項が以下のように提案されている<sup>218</sup>。

#### 電子版

著作者は、出版者に対し、[ 合意した期間を挿入 ] 年間、電子書籍リーダー、又は CD-ROM の出版物を含む、電子形式の本件著作物を印刷および出版する、ならびに公衆に対し本件著作物を伝達する独占的権利を付与する。但し、使用されるシステム、機器、又はメディアは、内容において書籍と実質的に類似する本件著作物を生産する。出版者は、合理的な技術的保護手段を用いて、無許諾のコピーを防ぐものとする。

<sup>217</sup> The Australian Society of Authors (n 216) 2.

<sup>218</sup> *ibid* 3.

## イ．出版義務

ASA のモデル契約では、出版義務に関する条項として以下のものが提案されている<sup>219</sup>

### 出版義務

- (a) 出版者は、不可抗力による特段の事由のない限り、受け渡し日から 12 カ月以内に、良好な職業的水準に達する書籍の形式で本件著作物を出版するものとする。ただし、理由の如何を問わず、受け渡し日から 18 カ月より遅れてはならない。
- (b) 電子版にライセンスが付与される場合、出版者は不可抗力による特段の事由がない限り、受け渡し日から [ 規定された時間 ] 以内に、[ 記載された ] 電子形式の著作物を発行するものとするが、理由の如何を問わず、受け渡し日から [ 規定された期間 ] より遅れてはならない。[ 代案として：最初の印刷版の発行から 12 カ月以内 ]
- (c) 出版者は、著作物の製作および編集にかかるすべての経費を支払うものとする。

## 5．オーストラリアにおける文献複写に関する集中管理団体

オーストラリアでは Copyright Agency Limited ( CAL ) が著作権者のトラスティーとしてロイヤルティを徴収している。CAL は、教育機関や政府、企業のような団体利用者による著作物の複製に関して、制定法上のライセンスと自発的ライセンスのいずれも管理しているという<sup>220</sup>。ファンドの大部分は著作権法における教育機関に関する制定法上のライセンスから生じているとされる<sup>221</sup>。多くの出版者は CAL のロイヤルティのシェアに関して出版契約に取り入れることを求め、出版者が求める分配率は半々であるといわれているが、ASA はこのロイヤルティは CAL が徴収したものであり、出版者自体が稼いだものではないということから、著者 8 割、出版者 2 割という分配率を提唱している<sup>222</sup>。また、出版者が CAL のロイヤルティを収集する上で特にそのエージェントを定めようとする慣行についても、CAL の構成員として直接徴収すれば足りるので、エージェントの指定は避けるべきであることを提唱している<sup>223</sup>。

<sup>219</sup> ibid 4.

<sup>220</sup> ibid 57.

<sup>221</sup> ibid.

<sup>222</sup> ibid.

<sup>223</sup> ibid.

## 資料

### オーストラリア著作権法関連条文

#### 第 10 条（解釈）

**排他的使用許諾** とは、現在または将来の著作権者によりまたはこれに代わり署名された書面による使用許諾であって、著作権者が、当該使用許諾がなければこれを行う排他的権利を有する行為を行うことを、他の者を排除して被許諾者に対してのみ許諾するものをいい、

**排他的被許諾者** とは、これに対応する意味を有する。

#### 第 88 条（著作物の発行版に対する著作権の性質）

本法において、別段の意図がみられない限りは、言語、演劇、音楽もしくは美術著作物またはその二つ以上の発行版に対する著作権は、当該版の複写コピーを作成する排他的権利をいう。

#### 第 92 条（著作権が存続する発行版）

- (1) 本法に従い、言語、演劇、音楽もしくは美術著作物またはその二つ以上の発行版に対しては、以下の場合に著作権が存続する。
  - (a) 当該版がオーストラリアで最初に発行され、または
  - (b) 当該版の最初の発行の日に発行者が有資格者であった場合。
- (2) 前項は、同一の著作物の以前の版を複製した版には適用しない。

#### 第 96 条（著作物の発行版に対する著作権の存続期間）

本編により著作物の発行版に対して存続する著作権は、当該版が最初に発行された暦年の終了から 25 年間に満了するまで存続する。

#### 第 100 条（著作物の発行版に対する著作権の帰属）

第 VII 編および第 X 編に従い、著作物の版の発行者は、本編により当該版に対して存続する著作権を保有する。

### 第 3 節 著作権が排他的使用許諾の対象となっている場合の手続

#### 第 117 条（解釈）

本節において、

**使用許諾が権利譲渡であれば** とは、使用許諾の代わりに、使用許諾により認められた場所および時期に許諾された行為を行うために著作権を譲渡する場合（使用許諾が与えられる条件に可能な限り近い条件に従う）を意味する。



他当事者とは、以下を意味する。

- (a) 著作権者に関して 排他的被許諾者。
- (b) 排他的被許諾者に関して 著作権者。

#### 第 118 条（適用）

本節は、排他的使用許諾が付与されかつ手続にかかる事由が生じた時に効力を有している著作権に関する手続に適用する。

#### 第 119 条（排他的被許諾者の権利）

本節の次条以下に従い、

- (a) 著作権者に対する場合を除き、排他的被許諾者は、使用許諾が権利譲渡であれば第 115 条により有していたと同様の訴訟提起の権利を有しまた同様の救済を得ることができ、また、第 115 条により著作権者に認められる権利および救済と並存する権利を有する。
- (b) 著作権者に対する場合を除き、排他的被許諾者は、使用許諾が権利譲渡であれば第 116 条により有していたと同様の訴訟提起の権利を有しまた同様の救済を受けることができる。
- (c) 著作権者は、使用許諾が権利譲渡であれば第 116 条により認められなかった権利を有せずまたは同様の救済を得ることができない。

#### 第 120 条（著作権者または排他的被許諾者の訴訟参加）

- (1) もし、
  - (a) 著作権者または排他的被許諾者が訴訟を提起し、かつ
  - (b) 当該訴訟の全部または一部が、第 115 条に基づき提起される限りにおいて、著作権者および被許諾者が第 115 条に基づく並存的権利を有する侵害に関する場合には、著作権者または被許諾者は、裁判所の許可を得た場合を除き、他当事者を原告または被告として追加しなければ、第 115 条に基づき当該侵害に関する訴訟を続行することができない。
- (2) 本条は、著作権者または排他的被許諾者による暫定的差止命令の申立に影響しない。

#### 第 121 条（排他的被許諾者に対する抗弁）

本節により排他的被許諾者が提起する訴訟において、当該訴訟が著作権者により提起されたとすれば本法に基づき被告に認められた抗弁は、当該排他的被許諾者に対しても認められる。

#### 第 122 条（排他的使用許諾が行われた場合の損害賠償額の算定）

第 120 条の適用ある訴訟が提起され、著作権者および排他的被許諾者のいずれかが原告でない場合には、裁判所は、第 120 条にいう侵害に関する損害賠償額を算定するにあたって、

- (a) 原告が排他的被許諾者である場合 使用許諾にかかる使用料またはその他にかかる債務を考慮しなければならない。
- (b) 原告が著作権者または排他的被許諾者である場合 当該侵害に関して第 115 条に基づき他当事者に既に認められた金銭的救済または当該侵害に関して第 115 条に基づき他当事者が行使できる訴訟提起の権利を、必要に応じて考慮しなければならない。

#### 第 123 条（著作権者・排他的被許諾者間での利益の分配）

もし、

- (a) 第 115 条に基づき提起された訴訟の全部または一部が、著作権者および排他的被許諾者が訴訟提起の並存的権利を保有する侵害にかかり、かつ
- (b) 当該訴訟において、著作権者および排他的被許諾者の両方が当事者であるか否かを問わず、当該侵害に関して利得返還が命じられた場合には、

著作権者と排他的被許諾者との間にかかる利得を分配することを定める合意であって裁判所が知るものに従い、裁判所は、その公正と考える方法で当該利得を著作権者と排他的被許諾者との間で分配し、かかる分配に効力を与えるために適切と考える指示を行わなければならない。

#### 第 124 条（同一の侵害に関する別個の訴訟）

著作権者または排他的被許諾者が提起する訴訟において、

- (a) 著作権侵害に関する損害賠償を命じる判決または命令は、同一の侵害に関して第 115 条に基づき利得返還を命じる他当事者に有利な最終判決または命令が既になされている場合には、第 115 条に基づきなされてはならない。
- (b) 著作権侵害に関する利得返還を命じる判決または命令は、同一の侵害に関して第 115 条に基づき損害賠償または利得返還を命じる他当事者に有利な最終判決または命令が既になされている場合には、第 115 条に基づきなされてはならない。

#### 第 125 条（費用負担の責任）

第 120 条の適用ある訴訟において、著作権者または排他的被許諾者のいずれかが提起したかを問わず、他当事者が原告として（当該訴訟の開始時またはその後）参加せず被告として追加された場合には、当該他当事者は、当該訴訟に出頭せず手続に参加しない限りは、当該訴訟費用を負担する責任を負わない。

岡雅子訳『外国著作権法令集 オーストラリア編』(著作権情報センター、2005年2月アップデート版)よりそのまま抜粋(本文との訳語は相違する部分がある) online at:<<http://www.cric.or.jp/gaikoku/england/england.html>>>(last visited: 6 February 2011).



## 第3部 アメリカ

### 1. 出版契約により出版者が保有する権利

アメリカ著作権法には出版権の設定に関する規定は置かれていない。しかし、著作権の移転に関する規定は置かれており、出版契約において出版する権利を設定する場合、その効果については同規定にしたがうことになる。

#### (1) 著作権の移転(著作権の譲渡、独占的ライセンスなど)

1976年のアメリカ著作権法は、「著作権に含まれるいかなる独占的権利も・・・移転し、また、個別に保有することができる」と規定する<sup>224</sup>。また、「著作権の移転」とは、「著作権または著作権に含まれるいずれかの排他的権利の譲渡、モゲージ設定、独占的使用許諾その他の移転、譲与または担保契約をいい、その効力が時間的または地域的に制限されるか否かを問わないが、非独占的使用許諾は含まない」とされている<sup>225</sup>。このようにアメリカ法では、著作権の譲渡と独占的ライセンスを共に著作権の移転という概念でまとめている。

1909年著作権法の下では著作権の不可分性の法理(著作権の支分権は個別に譲渡できない)が判例法として発達し、著作権者は自己の著作物の権利の束の全体を「譲渡」し、または代替的にこうした権利全体の一部を「使用許諾」することのいずれかが可能であった<sup>226</sup>。また1909年著作権法の下ではライセンシーと権利の譲受人とは区別されており、与えられる側にすべての権利が与えられれば譲渡であり、与える側が権利のうち幾つかを留保するならばライセンスであると評価されていた<sup>227</sup>。不可分性の原則は、個別の寄与部分を含む定期刊行物について、各記事の部分の完全な権利移転ないし譲渡を求めるという実務を形成させた。それは次のような理由がある。1909年法では著作物に対する著作権表示は著作権者の名前で行わなければ著作権を喪失するとされていた<sup>228</sup>。そのため、幾つもの記事が寄稿される刊行物全体に1つだけ著作権表示をした場合、出版のライセンスか著作権の譲渡かでは著作権の発生の有無が異なり、記事の寄稿がライセンスであると解された場合、当該記事は著作権を喪失することすらなってしまう<sup>229</sup>。こうした事態をさけるために、出版に係する権利をライセン

<sup>224</sup> 17 U.S.C. § 201(d)(c).

<sup>225</sup> 17 U.S.C. § 101.

<sup>226</sup> エリック・シュワルツ著[安藤和宏・今村哲也訳]『アメリカ著作権法とその実務』(雄松堂、2004年) 97頁

<sup>227</sup> マーシャル・A・リーファー著[牧野和夫監訳・村井良一訳部分]『アメリカ著作権法』(LexisNexis、2008年) 116頁注 116参照。

<sup>228</sup> cf 17 U.S.C. § 10.19 (1909 Act).

<sup>229</sup> 3-10 Nimmer on Copyright § 10.02

スするのではなく、いったん譲渡し、その後著作者に再譲渡するというような複雑な慣行が作られていたようである<sup>230</sup>。

1976年著作権法は、こうした不自然な状況を解消し<sup>231</sup>、著作権を構成する権利の分割可能性を認めて<sup>232</sup>、このような不可分性の法理を否定している。そして、独占的ライセンスを付与するということは、ライセンスに含まれる権利に関して、所有権そのものを移転するのと同様であるという考え方を採っている<sup>233</sup>。そのため、出版契約に基づいて各権利についてライセンスを受けた場合にも「著作権の移転」を受けたことになる。

アメリカ著作権法は、適切な著作権登録がなされていることを前提として、著作権に基づく排他的権利の法的保有者(legal owner)および受益的権利者(beneficial owner)は、訴訟提起することができるとしている<sup>234</sup>。独占的ライセンスの場面でいうと、排他的権利の法的保有者とはライセンシーのことであり、排他的権利の受益的権利者とはライセンサーのことであり<sup>235</sup>。したがって、出版契約を締結した場合、非独占的なライセンシーは権利侵害について訴訟を提起することはできないが、独占的なライセンシーは訴訟を提起することができる。また、独占的ライセンスのライセンサーも訴える権利を有している。

すべての契約が書面においてなされることを要求する法はないものの、英米法では1677年のイギリスにおける詐欺防止法(Statute of Frauds)にはじまり、立法・判例法で採用されている詐欺防止法に基づいて、限られた重要な契約類型(不動産契約、1年の期間を超える契約、不動産の遺言処分など)に関しては書面性が要求されている<sup>236</sup>。著作権の移転についても、著作権法上、譲渡証書または移転の記録もしくは覚書が書面に作成され、かつ、移転される権利の保有者またはその適法に授權された代理人が署名しなければ効力を有しないとされている<sup>237</sup>。

出版契約が二重になされることも考えられるが、著作権が二重に移転された場合などの優劣関係については、法に定めがある<sup>238</sup>。独占的ライセンスの対抗要件は著作権局への登記(recordation)である<sup>239</sup>。譲渡と独占的ライセンスの間で矛盾が生じた場合、合衆国での実行後1ヶ月以内もしくは合衆国外での実行後2ヶ月以内、又は後に

<sup>230</sup> マーシャル・A・リーファー・前掲注(227)315頁参照。

<sup>231</sup> 同上296頁。

<sup>232</sup> 17 U.S.C. §§ 101, 201.

<sup>233</sup> E. Gabriel Perle, John Taylor Williams, Mark A. Fischer, Perle & Williams on Publishing Law (3<sup>rd</sup> edn. Aspen Publishers 1999. Last Updated: 2010) at 16-14.

<sup>234</sup> 17 U.S.C. § 501.

<sup>235</sup> 山本隆司『アメリカ著作権法の基礎知識』(太田出版、第二版、2008年)181頁参照。

<sup>236</sup> Jeffrey T. Ferriell, Michael J. Navin, *Understanding Contracts* (LexisNexis, 2004) 293.

<sup>237</sup> 17 U.S.C. § 204(a).

<sup>238</sup> 17 U.S.C. § 205(d)(e). 詳しくは、マーシャル・A・リーファー・前掲注(227)303頁以下、および山本・前掲注(235)182頁以下参照。

<sup>239</sup> 17 U.S.C. § 205(d).

行われた移転が登記される前に、先の移転が擬制告知をなすために必要な方法<sup>240</sup>で登記された場合に、最初に行われたものが優先する<sup>241</sup>。他方、後に行われた移転が登録され、かつ、先の移転を知らずに有価の約因または使用料を支払う旨の拘束力のある約束に基づいて行われている場合には<sup>242</sup>、後に行われた移転の方が優先する<sup>243</sup>。教科書によると、たとえば作家 A が自己の小説の著作権を 1989 年 12 月に B に譲渡し、1990 年 1 月に同じ権利を C に譲渡した場合、契約の締結から 1 ヶ月（契約が国内で締結された場合は 2 ヶ月）以内に投機を行えば、最初に移転を受けた B が優先し、1 ヶ月の猶予期間が終了した場合、二人の被移転者の間での登記の競争となると説明されている<sup>244</sup>。

なお、1976 年に制定された現行著作権法は更新に関する規定を廃止したため、それ以後、出版契約では著作権を著者に留保しつつ、出版者に対して出版権をライセンスすることが多くなったといわれる<sup>245</sup>。

## （２）非独占的ライセンス

非独占的ライセンスは独占的ライセンスと異なり書面性が求められていない。もっとも、非独占的なライセンシーは権利侵害について訴訟を提起することはできない。権利の保有者またはその適法に授権された代理人が署名した書面により成立した非独占的ライセンスは、ライセンスが著作権の移転前に取得された場合、またはライセンスが著作権の移転登録前に取得されかつその移転に関して善意である場合には、ライセンスが登録されているか否かにかかわらず、対抗力が認められる<sup>246</sup>。教科書では、「例えば、劇作家が自己の劇の著作権を B に、1 ヶ月後に劇を上演する非排他的ライセンスを C に与えたとしよう。ここで、非排他的ライセンスは、B が著作権局に著作物を登記し損ね、かつ C が非排他的ライセンスを善意で取得した場合、有効に存続する」と説明されている<sup>247</sup>。

アメリカ著作権法は、著作権の移転と非独占的ライセンスを明確に区別している。非独占的なライセンスは、著者やエージェント、出版者のいずれも特別なマーケットに関する特定の知識がない場合に設定されるといわれる<sup>248</sup>。

<sup>240</sup> 著作権局に対する移転証書の登録については、当該証書が対象となる著作物を適切に特定し、かつ著作権局に著作物が登録されている場合には、擬制告知をなすために必要な方法となる。17 U.S.C. § 205(c).

<sup>241</sup> 17 U.S.C. § 205(d).

<sup>242</sup> 寄贈や遺贈などのように対価なしに移転を受けた場合、有価の約因がないので、優先の利益を享受することはできない。マーシャル・A・リーファー・前掲注（227）304 頁参照。

<sup>243</sup> 17 U.S.C. § 205(d).

<sup>244</sup> マーシャル・A・リーファー・前掲注（227）304 頁。

<sup>245</sup> Perle et al. (n 233) at 2-12.

<sup>246</sup> 17 U.S.C. § 205(e).

<sup>247</sup> マーシャル・A・リーファー・前掲注（227）305 頁。

<sup>248</sup> Perle et al. (n 233) at 2-11.

### 著作権の譲渡および独占的・非独占的ライセンスの比較

	著作権譲渡	独占的ライセンス	非独占的ライセンス
署名による書面の要否	必要(204条)	必要(204条)	不要(口頭・行為・黙示も可)
譲渡性(サブライセンス含む)		249	(契約内容による)
支分権を対象とすること			
対抗要件	登記の具備等(205条(d))	登記の具備等(205条(d))	書面性の具備等(205条(e))
ライセンシーの訴権の有無		250	×
著作物の取扱い(作品の変更等の可否)	(但しモラル・ライツの保護がある)	(契約内容による)	(契約内容による)
サブライセンシーの訴権の有無		×(101条の解釈)	×

## 2. アメリカにおける出版契約

### (1) 概要

出版契約は、出版業の需要、作家およびエージェントの要求に応じて変化する。出版社は出版契約の締結に際して、有力な作家の弁護士やエージェントから契約のカスタマイズの要求や、現在の産業の基準よりも作家よりの立場を取る「スタンダード・フォーム」を採用しようとするアメリカの作家団体 Authors Guild や National Writers Union (全国作家ユニオン) の圧力に対応しなければならないと指摘されている<sup>251</sup>。

<sup>249</sup> Harris v. Emus Records Corp., 734 F.2d 1329 (9th Cir.1984). エリック・シュワルツ著・前掲注(226)97頁は「ライセンサーが権限を与えない限り、非独占的ライセンシーは第三者に対してその権利を与えることができないが、独占的ライセンシーにはそうした制限はない」とする。ただし、Gardner v. Nike Inc., 279 F.3d 774, 781 (9th Cir. 2002)は、著作権者の同意なしに他の当事者にサブライセンスをすることはできないと判断している。山本・前掲注(235)181頁は、同判決によると、17 U.S.C. § 201条(d)(1)が著作権可分性の原則に従って、著作権者が分割譲渡できることを規定し、17 U.S.C. § 201(d)(2)はその譲受人が自ら訴訟を提起することを規定するととどまるとし、独占的ライセンスの場合は著作権者の同意がなければ、自己の権利を第三者に譲渡することはできず、また同様の論理から、サブライセンスもできないと思われる」と説明している。

<sup>250</sup> ライセンサー側も、著作権に基づく排他的権利の受益的保有者として、著作権侵害者を訴える権利を有している。17 U.S.C. § 501(b).

<sup>251</sup> Perle et al. (n 233) at 2-3.



出版契約は多様であるが、標準的な出版契約のテキストに示されていた基本的な項目は以下のとおりである<sup>252</sup>。

Trade Publishing Agreement	商業出版契約
1 . RIGHTS.	1 . 権利
2 . MANUSCRIPT.	2 . 原稿
3 . PUBLICATION.	3 . 出版義務
4 . COPYRIGHT NOTICE.	4 . 著作権表示
5 . ROYALTIES.	5 . 印税
6 . ACCOUNTING.	6 . 会計
7 . AUTHOR'S COPIES.	7 . 著作者に対するコピーの提供
8 . COMPETING WORKS.	8 . 競合する著作物
9 . REMAINDER COPIES.	9 . 残本
10 . NAME/LIKENESS.	10 . 名義や肖像の使用
11 . TITLE OF THE WORK.	11 . 著作物の題号
12 . AUTHOR'S PROPERTY.	12 . 著作者の財産（提出原稿の取扱い等）
13 . REVISED EDITIONS.	13 . 改版
14 . OPTION.	14 . 次回書籍に関する出版者の選択権
15 . WARRANTY.	15 . 保証（著作者側による権利処理の保証等）
16 . INFRINGEMENT.	16 . 侵害（著作権侵害への対応）
17 . TERMINATION BY AUTHOR.	17 . 著作者による契約の終了
18 . AVAILABLE FOR PURCHASE.	18 . 購入可能（購入状態の確保や権利復帰等）
19 . TERMINATION BY PUBLISHER.	19 . 出版者による契約の終了
20 . GENERAL.	20 . 通則

## （２）個別の項目等について

### ア．広告の挿入

著者の同意なしで広告（他の書籍のリストを挿入）を入れることを禁止する権利を留保する傾向がある。今のところ電子出版における広告の挿入については大部分の

<sup>252</sup> Roy S. Kaufman, *Publishing Forms and Contracts* (Oxford, 2008) 25.

出版契約において明示されていないようである<sup>253</sup>。

## イ．出版する権利の付与

商業的な出版契約において出版者に権利を付与する契約条項の例を挙げておく

### Perle & Williams on Publishing Law の例<sup>254</sup>

#### 著作者が出版者に付与する出版する権利

著作者は、出版者に対し、特に明記しない限り、アメリカおよびアメリカの著作権法に準拠するあらゆる地域、フィリピン共和国、カナダならびに世界中において、本契約に基づく著作物および派生著作物のその他の権利とともに、書籍形式又は本契約の他の部分で規定された関連する形式において英語の著作物を印刷、発行、販売、賃貸および使用許諾する排他的権利を、独占的に移転、付与および譲渡する。

### Roy S. Kaufman, Publishing Forms and Contracts の例<sup>255</sup>

#### 権利

著作者は、本契約に基づき、出版者に対し、著作権の全存続期間およびあらゆる延長期間中、本件著作物の著作権により構成される完全かつ独占的な権利を付与する。本件著作物には、すべての“補足資料”(下記の2(a)に定義されている。)及び改訂版を含む。排他的権利は、それ自体により又はその他の権利とともに行うことによって、現在知られている又は今後開発されるすべての表現媒体において、世界中で、英語および他の言語によって、著作物を印刷、発行、再発行、流通および送信し、または派生著作物を印刷、発行、送信し、並びにその他の者にライセンスを付与又は許可する権利を含むがそれに限定されるものではない。また、出版者の権利は以下のものを含むがこれらに限定されるものではない。

- (a) 北米(アメリカ、その属国および領土、カナダならびにメキシコ)、イギリス連邦およびアイルランド共和国ならびに南アフリカ、ヨーロッパおよびその他のすべての国(「当該地域」)において、英語の著作物を発行および販売する独占的権利
- (b) 世界中における外国語使用の権利
- (c) 世界中で同時発表する権利を含む、書籍より前、又は後に発行される定期刊行物、および新聞の権利

<sup>253</sup> Perle et al. (n 233) at 2-6.

<sup>254</sup> ibid at 2-7.

<sup>255</sup> Kaufman (n 252) 25.

- (d) 世界中において、ドラマではなく音声録音する権利
- (e) 世界中における、映画、テレビ、ラジオ、舞台劇およびミュージカルの権利
- (f) 世界中における、コマーシャルおよびマーチャンダイジングの権利

付与される権利の範囲は契約によって異なる。一般的な傾向として、出版者は電子出版も含めて、できるだけ幅広い権利の許諾を受けようとする。その場合、出版契約の文言として「電子的送信によって当該著作物のコピーを頒布することによって出版する権利」を含めることになる<sup>256</sup>。電子的な権利についてどのように定めるのかという問題は、幾つかの裁判例とともにその重要性が意識されてきている。

電子書籍をリセールする場合に関する契約において出版者がライセンサー（電子書籍を販売する業者）に非独占的な権利を付与する場合の条項の項目として、たとえば次のようなものが紹介されている<sup>257</sup>。

E-Book Resale Agreement	電子書籍 (E-Book) によるリセール契約
1. RIGHTS OF USE; OWNERSHIP.	1. 使用する権利；所有権
2. DELIVERY OF E-BOOK TITLES	2. 電子書籍の提出：提出と受領に関する取り決め
3. FINANCIAL TERMS.	3. 金銭面の条件
4. REPORTING.	4. 報告（電子版販売者による出版者に対する報告）
5. TERM AND TERMINATION.	5. 期間および期間満了
6. WARRANTIES.	6. 保証
7. INDEMNIFICATION.	7. 補償（損害補填）
8. LIMITATION ON DAMAGES.	8. 損害賠償の制限
9. NOTICES AND CHANGES OF ADDRESS.	9. 住所の通知および変更
10. MISCELLANEOUS.	10. 雑則

<sup>256</sup> Perle et al. (n 233) at 2-7.

<sup>257</sup> Kaufman (n 252) 271.

また、その場合にライセンシーに付与される使用権に関する条項として以下の例がある<sup>258</sup>。

使用する権利；所有権

1.1. 使用する権利 出版者は、電子書籍の販売者に対し、期間中（下記に定義した）出版者が定める、特定の電子フォーマット済みの書籍を、販売、再販および流通する非独占的権利を付与する。（各“電子書籍の表題”）[ \_\_\_\_\_形式で、\_\_\_\_\_装置を使用]

1.2. 所有者としての出版者 電子書籍の販売者は、出版者が電子書籍タイトルのあらゆる権利、資格および利益に対して所有権を有していること又はライセンサーであることに同意する。

英語の書籍の場合、出版者に付与される独占的な出版権における地理的範囲および言語的範囲には、いわゆる「ワールド・ライツ」から北米（アメリカ、カナダおよびフィリピン）まで多様である<sup>259</sup>。出版契約において各種の出版の形式が定められる。出版の形式には、ハードカバー、ペーパーバックのように書籍の形式だけでなく、ドラマチック・ライツやマーチャンダイジング・ライツ、メカニカル・リプロダクションやトランスクリプション・ライツも含まれることがある<sup>260</sup>。

主要な商業出版者およびテキスト出版者はほとんどの場合、作品のフルテキストを電子的にディスプレイする権利を付与することを著者に対して求める<sup>261</sup>。インタラクティブ送信のようなその他の電子的な形式における利用については、一般的には補助的な権利として注意を要する交渉の対象となる<sup>262</sup>。電子版はロイヤルティ、絶版の定義、地域的な権利付与にも関係してくる<sup>263</sup>。

著者が出版者に対して付与する権利の範囲は、その出版者が効果的に利用できる信頼できる範囲に限定されることが多い<sup>264</sup>。著者にエージェントがいる場合、エージェントが自ら利用できる能力に応じて、ファースト・シリアル・ライツ（first serial rights）<sup>265</sup>、翻訳権、ドラマチック・ライツ、マーチャンダイジング・ライツなどの権利を留保する傾向がある<sup>266</sup>。

出版者に対して設定する権利の期間を限定することもできる。また、利用されない権利については著者に復帰する取り決めがなされる場合があり、外国語による出版や電子的権利について、最初の発行から2年以内に利用されない場合には著者に復帰

<sup>258</sup> *ibid* 271.

<sup>259</sup> Perle et al. (n 233) at 2-8.

<sup>260</sup> *ibid* at 2-9.

<sup>261</sup> *ibid* at 2-10.

<sup>262</sup> *ibid* at 2-10.

<sup>263</sup> *ibid* at 2-10.

<sup>264</sup> *ibid* at 2-10.

<sup>265</sup> 出版前にその抜粋部分の掲載を許諾することに関する独占的な権利のこと。

<sup>266</sup> Perle et al. (n 233) at 2-10.

するという取り決めがよく行われるといわれる<sup>267</sup>。

#### ウ．保証条項と損害賠償

著者が当該著作物の単一の著者であること、オリジナルの著作物であること、以前に書籍の形式で発行されていないこと、著作権を侵害していないこと等を出版者に対して保証する条項が置かれる<sup>268</sup>。

#### エ．出版者の出版義務

出版者の出版義務も契約によって定められる。幾つかの例を示しておく。

Perle & Williams on Publishing Law の例<sup>269</sup>

##### 出版義務

出版者は、完全および十分な原稿の受領から（18）カ月以内に、ストライキ、紙不足、又はその他の不可抗力による特段の事由がない限り、説明およびその他の資料を含む著作物を、製作および発行することに合意し、自らの費用を負担して、その販売に最適だと思える様式および金額で、本の形式である著作物を販売する。出版者は、著作者の同意なしに、著作物の原稿を変更することはできない。但し、著作物の大文字表記および句読点を変更し、出版者の様式に一致させることはできる。

Roy S. Kaufman, Publishing Forms and Contracts の例<sup>270</sup>。

##### 出版義務

(a) 本契約に含まれる諸条件に従い、出版者は、最終稿の受領日から [ 24 ] カ月以内に、出版者が最適だと思える様式および方法で著作物を発行するものとする。上記にかかわらず、(i) 著作物が上記の第2段落の規定よりも極めて長い、又は短い場合、(ii) 出版する原稿の受領後、出版者の同意を得て著作者が原稿を変更する、予期せぬ出来事、又は展開により原稿の改訂が必要である、技術的ミスによる修正が必要である、又は何らかの理由で著作者と出版者の間において資料返却のスケジュールが合わない場合、(iii) 出版者、又はその納入業者ならびに請負者の力の及ばない行為および状況による遅延がある場合、但し、戦争、テロ、火災、洪水、労働争議、行政措置、資料の不足、暴動、動乱、又はその他の類似する原因に限ったものではない。又は、(iv) ファースト・シリア

<sup>267</sup> ibid at 2-7.

<sup>268</sup> ibid at 2-14.

<sup>269</sup> ibid at 2-25

<sup>270</sup> Kaufman (n 252) 28.

ル、又は読書クラブの利用に対応するために出版を遅らせなければならない場合には、出版者が実際的だと考えるときに直ちに著作物を発行するものとする。

(b) 出版者は、適切だと考える方法および価格で、著作物を広報および販売し、著作物および本契約で付与される権利に関連して、適切であるとするその他の取り決めの一部および全てを行うものとする。

特にタイムリーな作品の場合を除いて、出版者は受領から出版まで 18 か月あるいは 12 か月の期間を持たせようとする場合が多く、著者の側は原稿の提出から 1 年以内に発行されることを好むといわれる。もっとも、電子的に出版される場合、その発行日はよりフレキシブルであるといわれる。発行の期間内に発行されない場合、著者は契約を終了させることができる<sup>271</sup>。

出版者は、通常の場合、ハードカバー版の発行から 12 か月後にペーパーバックの発行またはそのライセンスを受ける。ハードカバーがその後も引き続き売れ筋となっている場合には、さらに 6 ヶ月間はソフトカバーの発行を遅らせる場合がある。マス・マーケット・ペーパーバック (mass market paperback) の 5 冊分、クオリティ・ペーパーバックの 2 冊分が、ハードカバー 1 冊分の収益を集めるといわれている。伝統的に主要な書評はペーパーバックの書評を行わないので、著者とそのエージェントは、最初の発行をペーパーバックで発行することを望まない場合が多い<sup>272</sup>。

出版者は一般的に著作物を発行し流通させる場合の様式（たとえば、ハードカバー及び/又はペーパーバック形式、内部デザイン、タイトル、ジャケット・アート）や価格を決定できる独占権を留保しようとする<sup>273</sup>。

#### オ．著作物の編集や変更

実務の慣行では著作物を整理編集の許諾を受けるが、大部分の契約では著作物の内容を実質的に変更する変更については認めない場合が多い。ただし、新聞や雑誌に関する契約ではより幅広い編集を行う許諾が出版者に与えられる場合が多い<sup>274</sup>。

そのほか、著作者とその代理人は初版の印刷数や広告予算に関する契約上の合意を求めようとする場合が多いとされる<sup>275</sup>。

<sup>271</sup> Perle et al. (n 233) at 2-25.

<sup>272</sup> ibid at 2-26.

<sup>273</sup> ibid at 2-26.

<sup>274</sup> ibid at 2-28

<sup>275</sup> ibid at 2-28

#### カ．前払い金（advance）

出版契約では、前払い金（advance）についての規定も置かれる。前払い金の額については様々な要素が考慮されるが、出版者や代理人が書籍の前払い金の額を決定する場合、「製品コスト（紙代、印刷代、製本代）+ロイヤリティ×4.5=小売価格」というピンクシート（pink sheet）と呼ばれる書籍の小売価格を推算する数式が用いられることがある<sup>276</sup>。一般的に、完成原稿を持ち込むのか、あるいは出版契約をしてから原稿を完成するのかどうかによって、著者が求める前払い金の額は相違し、後者の場合の方がより多い前払い金を求めることが多いとされる<sup>277</sup>。また、前払い金は段階ごとに支払われ、通常は契約締結時、原稿の半分を提出したとき、出版時に三分の一ずつ支払われることが多いようである<sup>278</sup>。

前払い金のほか、出版者から作家に対して様々な形で助成（grant）について交渉される場合があるが、これについては将来の利益や原稿の受領の可否にかかわらず、出版者の責任による負担となることが一般的なようである<sup>279</sup>。

#### キ．印税、副次的権利

出版契約には、印税（royalties）のほか、書籍に関連する副次的権利についても定められる。典型的な商業的な書籍に関するアメリカで販売される版の複製に基づく印税は次のようなものであると言われる<sup>280</sup>。

	印税率
ハードカバー	最初の 1,000 部は出版者の目録に記載された価格の 10%、次の 5,000 部は 12%、その後は 15%。ただし、大物作家については当初から一貫して 15%の印税率が提示されることもある。
トレード・ペーパーバック(大型ペーパーバック)	目録に記載された価格の 7%であるが、合意された最少の部数（5万部であることが多い）以上については 10%又は 12%に高まる場合もある。
マス・マーケット・ペーパーバック（文庫本）	出版者自らが販路をもつ大量市場（ニューススタンド、店舗、鉄道あるいは空港などの書棚）で取り扱う場合、目録記載価格の 7%であるが、一部の出版者は 15万部以上について 10%に高める場合がある。

<sup>276</sup> ibid at 2-33

<sup>277</sup> ibid at 2-33

<sup>278</sup> ibid at 2-34

<sup>279</sup> ibid at 2-36

<sup>280</sup> ibid at 2-36, 2-37

通常、ペーパーバックは、ハードカバーの版が発行されてから少なくとも 12 カ月は出版されない(ハードカバーの出版者が管理をしている場合)といわれる。これは、ハードカバー価格の半額強で販売されるトレード・ペーパーバックや、5分の1の価格で販売されるマス・マーケット・ペーパーバックによって、ハードカバーの市場が破壊されないように管理するために行われる<sup>281</sup>。

児童書、教科書、法律書や医学書などの専門書の印税は、通常の商業書籍よりも低く、それも目録記載価格ではなく、出版者の純収入に対して設定されるのが通常であるという。教科書等は卸売に際して、商業書籍のように大きくディスカウントされることがないこと等から、そのような取り扱いは不公平ではないと説明されている<sup>282</sup>。

出版に関する副次的権利として契約に含まれる権利に、ブッククラブ権<sup>283</sup>、マス・マーケット・ペーパーバック権<sup>284</sup>、外国語翻訳版に関する権利(アメリカ英語でない英語版に関する権利も含む)<sup>285</sup>、オーディオ化権<sup>286</sup>、シリアライゼーション権<sup>287</sup>、ドラマ化権、商品化権、新技術に関する権利について定められることがあり、それぞれについてさまざまな取り決めがなされる。出版者側は、新技術の登場を見込んで、電子的な出版に関する権利を幅広く獲得するための規定を置こうと試みる<sup>288</sup>。「本の形式(book form)」で作品を印刷、発行、販売する権利を付与した契約について、後に「e-book」の形式で作品を発行する場合を含まないとした裁判例がある<sup>289</sup>。著作物を利用に関する定義として、「現在または将来の手段又は方法、あるいは現在知られているか、または後日知られることになるいかなる手段」と定義することを試みると言われている<sup>290</sup>。

---

<sup>281</sup> *ibid* at 2-37

<sup>282</sup> *ibid* at 2-38

<sup>283</sup> ブッククラブは、国土の広いアメリカにおいて郵送インフラを利用して書籍を提供する販売網の展開を発端とする販売書籍の共同講読会である。アメリカにおけるブッククラブの歴史的展開について、たとえば尾崎俊介「アメリカを変えたブッククラブ—Book-of-the-Month Club の過去・現在・未来—」外国語研究 43 頁以下参照。ブッククラブへのライセンス料について定められることがあり、通常は著者と出版者との間では 50 対 50 で分割する取り決めがなされるようである。Perle et al. (n 233) at 2-41

<sup>284</sup> ハードカバーが、マス・マーケット・ペーパーバックとしてリプリントされた場合の収入の分配に関する権利。Perle et al. (n 233) at 2-42

<sup>285</sup> *ibid* at 2-44

<sup>286</sup> オーディオ権は副次的な権利のうちでも最も収益が上がる権利のひとつであると言われている。大手出版者の多くは自社の出版物や他社の書籍に対するオーディオ権を獲得するためにオーディオ部門を有しているという。資料によると 2005 年 10 月現在では、オーディオブックは主として書店やギフトショップあるいは音楽ビデオ店で販売されていたようである。*ibid* at 2-47。しかし、現在ではその状況は相当変化しているはずであり、携帯端末へのダウンロードによる販売がより普及していることが推測される。

<sup>287</sup> シリアライゼーション権とは、インターネット、雑誌あるいは新聞等に書籍の抜粋部分の掲載を許諾することに関する権利で、ファースト・シリアル・ライトは、書籍の出版に先立って、これを許諾する権利であり、セカンド・シリアル・ライトは出版後にこれを許諾する権利である。*ibid* at 2-49

<sup>288</sup> Random House 社の出版契約における電子的な権利を巡る規定の例について、*ibid* at 2-54

<sup>289</sup> Random House, Inc. v. Rosetta Books LLC, 150 F. Supp. 2d 613, 614 (S.D.N.Y. 2001)

<sup>290</sup> Perle et al. (n 233) at 2-57



## ク．新技術に関する条項

作家の代理人組織である Association of Author's Representatives ( AAR )<sup>291</sup>は新しい技術が登場した場合に対応する出版契約の条項として以下のような規定を提案している<sup>292</sup>。

### 新技術に関する条項

著作者の同意がある場合、出版者は、電子的、機械的その他の形式で、本件著作物又はその一部を翻案することなく、文章をドラマでなく逐語的な複製するライセンスを有するものとする。その結果、本の形式である本件著作物の販売の代用として用いられる。この権利の付与は、いかなる場合も、著作者に留保される、音声録音の権利に関する付与とはみなされない。

出版者から e-book の販売者などにテキスト全文を提供する電子化権が許諾された場合、著作物のハードカバー版の販売と同様に作家に対して販売価格の 10% から 15% の印税が支払われるが、抜粋の使用や出版者から第三者に対してライセンスがなされた場合については副次的権利による収入として作家と 50 対 50 で分配されるものとして取り扱われることが行われるようである<sup>293</sup>。1990 年代初期から 2000 年代初期にかけて、電子出版が有望だと考えられていたのは、消費者向けの e-book ではなく、主に教育や研修の分野であったようである<sup>294</sup>。

<sup>291</sup> 1928 年に創設された文芸作品等の作者の代理人に関する団体。1928 年に創設された。

<sup>292</sup> Perle et al. (n 233) at 2-57

<sup>293</sup> ibid at 2-58

<sup>294</sup> ibid at 2-59

## ケ．その他の条項

そのほか、出版契約には、返品に関する留保の規定<sup>295</sup>、ロイヤリティの明細書に関する規定<sup>296</sup>、パススルー条項<sup>297</sup>が置かれることがある。また、競争禁止義務条項を置く場合があり<sup>298</sup>、電子的な版との関係では、出版者の発行した版との関係が競争関係に立つものとして定めるべきかどうか問題となり得る。その他、作家の次回作品を独占的に初見する機会を出版者に与える権利について定める場合もある<sup>299</sup>。教科書の共通契約条項などでは改訂版に関する規定も置かれることが多い<sup>300</sup>。仲裁に関する条項、絶版の場合における契約の終了に関する条項も置かれる。絶版の状態に関しては、単に「out of print」という文言が用いられている場合、テキストの電子的な配信やオンデマンドを出版者が管理している場合の取り扱いが問題となることがある<sup>301</sup>。出版者が破産した場合に関する条項<sup>302</sup>や作家の代理人に関する条項<sup>303</sup>が置かれることもある。

現在、多くの大手出版者は出版契約の契約書式に電子的な出版に関する条項を設けている。従前の出版契約において e-book などの電子的出版についての規定が置かれていない場合の取り扱いについて争いが起こる場合がある。Random House, Inc. v. Rosetta Books, Inc. では、2001 年に Rosetta Books が開始したウェブサイトにおいて電子書籍を販売したことについて、出版契約において「in book form」として出版する契約を締結していた作家との間で訴訟となった。ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は e-books は伝統的な書籍と同じ媒体を含むものではなく、また産業の実務慣行からも伝統的な製本ものに限定されると判断し<sup>304</sup>、連邦第 2 巡回区控訴裁判所もこれを維持した<sup>305</sup>。

他方、書籍を 1 つとしてではなく、幾つかの章や節に分割してこれをデータベースでの利用等のため取引の対象とする場合もあり、コンポーネント・ライツと呼ばれている<sup>306</sup>。

電子的出版の場合、絶版という考え方は基本的には当てはまらないため、通常の

<sup>295</sup> ibid at 2-60 出版者は書店との関係で書籍の所有権を移転しないのが一般的であり、ハードカバーについては返品、ペーパーバックについては表紙を引き裂くことを要求する。後者については、表紙を外した書籍のブラックマーケットの問題が生じる。

<sup>296</sup> ibid at 2-61

<sup>297</sup> ibid at 2-64 出版者が副次的権利に関して収益を上げた場合に、30 日から 60 日以内に作家に対して分配することを内容とする。

<sup>298</sup> ibid at 2-65

<sup>299</sup> ibid at 2-66

<sup>300</sup> ibid at 2-68

<sup>301</sup> ibid at 2-72

<sup>302</sup> ibid at 2-73

<sup>303</sup> ibid at 2-75

<sup>304</sup> Random House, Inc. v. Rosetta Books LLC, 2001 U.S. Dist. Lexis 9456 (S.D.N.Y. 2001).

<sup>305</sup> Random House Inc. v. Rosetta Books LLC, 283 F.3d 490 (2d Cir. 2002).

<sup>306</sup> Perle et al. (n 233) at 4-14

出版契約において絶版の定義を明確にしておく必要があることが指摘されている<sup>307</sup>。

### 3 . アメリカにおける文献複写に関する集中管理団体

アメリカでは 1978 年に非営利団体としての Copyright Clearance Center ( CCC ) が設立され、著作権者の権利を集中的に管理し、使用者とを仲介して著作物の使用料を徴収し、それを個々の著作権者に配分するという活動を行っている<sup>308</sup>。

CCC が提供するサービスは大きく分けて、年間ライセンスと、 Pay Per Use 方式のサービスに分類される<sup>309</sup>。 は包括ライセンスであり、 は個別に料金を支払う。

---

<sup>307</sup> Perle et al. (n 233) at 4-15

<sup>308</sup> CCC に関しては、国立大学図書館協議会・著作権特別委員会『著作権特別委員会 平成 9 年度報告』（平成 10 年 5 月）に詳しい。online:< [http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/publications/reports/61/61\\_1.html](http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/publications/reports/61/61_1.html)> (last visited: 6 February 2011). 但し、平成 10 年の時点での調査なので少し古い情報もある。CCC の活動の最新の枠組みについては、CCC のウェブサイト詳しい。online:<[www.copyright.com](http://www.copyright.com)>(last visited: 6 February 2011).

<sup>309</sup> CCC のサービスについて、online:< <http://www.copyright.com/content/cc3/en/toolbar/productsAndSolutions.html>>(last visited: 6 February 2011).

## 資料

### アメリカ著作権法関連条文

#### 第 2 章 - 著作権の帰属および移転

##### 第 201 条 ( 著作権の帰属 )

(a)から(c) <省略>

(d) 著作権の移転 -

- (1) 著作権は、あらゆる手段による譲渡または法の作用によって、その全部または一部を移転することができ、また、遺言によって遺贈しまたは無遺言相続法によって人的財産として移転することができる。
  - (2) 第 106 条に列挙する権利を含む、著作権に含まれるいかなる排他的権利も、上記第 (1) 節に規定するとおり移転し、また、個別に保有することができる。特定の排他的権利の保有者は、かかる権利の範囲内で、本編が著作権者に対して認めるすべての保護および救済を受けることができる。
- (e) 強制的移転 - 個人の著作者がその著作権または著作権に基づく排他的権利をその前に任意に移転していない場合、当該著作権または著作権に基づく排他的権利を差し押さえ、収容し、移転しまたは行使することを目的とする政府機関その他の公務員または団体によるいかなる行為も、第 11 編に定める場合を除いては、本編に基づく効力を生じない。

<以下略>

##### 第 204 条 ( 著作権の移転の実行 )

- (a) 著作権の移転は、法の作用によるものを除き、譲渡証書または移転の記録もしくは覚書が書面にて作成され、かつ、移転される権利の保有者またはその適法に授權された代理人が署名しなければ効力を有しない。
- (b) 確認証書は、移転が効力を有するために必要ではないが、以下の場合には移転の実行の一応の証拠となる。
  - (1) 合衆国内で実行された移転の場合、合衆国内で宣誓を執行する権限を有する者が確認証書を交付したとき。
  - (2) 外国で実行された移転の場合、合衆国の外交官もしくは領事館員またはこれらの者の証明書によって宣誓を執行する権限を有することが証明される者が、確認証書を交付したとき。

#### 第 205 条（譲渡証書その他の文書の登録）

- (a) 登録の条件 - 著作権の移転証書その他著作権に関する文書は、当該文書を作成した者の実際の署名があり、または、当該文書が署名された原本の真正な写しであることの宣誓によるもしくは公式の証明書を添付した場合には、著作権局に登録することができる。
- (b) 登録証明書 - 著作権局長は、第(a)項に定める文書および第 708 条に規定する手数料を受領した場合、当該文書を登録し登録証明書と共に返還しなければならない。
- (c) 擬制告知としての登録 - 著作権局への文書の登録は、以下の要件をすべて満たす場合に限り、すべての者に対する擬制告知となる。
  - (1) 文書またはこれに添付された物が、著作権局長によって当該文書が索引に掲載された後において、著作物の題名または登録番号による合理的な検索によって明らかになるように、対象となる著作物を特定していること、かつ
  - (2) 著作物について登録がなされていること。
- (d) 矛盾する移転間の優先 - 二つの矛盾する移転の間においては、第(c)項に基づき擬制告知をなすために必要な方法で、合衆国での実行後 1 ヶ月以内もしくは合衆国外での実行後 2 ヶ月以内に、または後に行われた移転が上記の方法で登録される前に、登録された場合に、最初に実行されたものが優先する。その他の場合には、上記の方法で登録され、かつ、先の移転を知らずに有価の約因または使用料を支払う旨の拘束力のある約束に基づいて行われた場合に、後に行われた移転が優先する。
- (e) 矛盾する著作権の移転および非独占的使用許諾の間の優先 - 非独占的使用許諾は、使用許諾の対象となる権利の保有者またはその適法に授権された代理人が署名した書面によって証明され、かつ、以下のいずれかにあたる場合には、登録されているか否かを問わず、矛盾する著作権の移転に優先する。
  - (1) 使用許諾が移転の実行前に取得されたこと、または
  - (2) 使用許諾が移転の登録の前に行われかつそれを知ることなく善意で受けられたこと。

#### 第 501 条（著作権の侵害）

- (a) 何人であれ、第 106 条ないし第 122 条に規定する著作権者の排他的権利もしくは第 106A 条(a)に規定する著作者の排他的権利を侵害し、または第 602 条に違反してコピーもしくはレコードを合衆国に輸入する者は、それぞれ著作権または著作者の権利の侵害者となる。本章(第 506 条を除く)において、著作権に関する記述は、第 106A 条(a)が認める権利を含むものとみなす。本項において、「何人」とは、州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者を含む。州および機関、公務員または職員は、非政府機関と同一の方法および範囲において本編の規定に服する。

- (b) 著作権に基づく排他的権利の法的小よび受益的権利者は、第 411 条の要件を条件として、その権利者である間に行われた当該権利の侵害について訴訟を提起することができる。裁判所は、著作権局の記録その他により著作権につき利害を有しまたは主張することが示されている者に訴状の写しとともに書面による訴訟告知を送達することを権利者に対して要求することができ、また、当該訴訟における決定が利害に影響する可能性のある者に対してはかかる告知を送達することを権利者に対して要求しなければならない。裁判所は、著作権につき利害を有しまたは利害を主張する者については、訴訟併合を要求することができ、また、訴訟参加を認めなければならない。

<以下略>

山本隆司訳『外国著作権法令集 アメリカ編』（著作権情報センター、2010年3月アップデート版）よりそのまま抜粋（本文との訳語は相違する部分がある）。Online at:<  
<http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america.html> >>(last visited: 6 February 2011).

## 第4部 ドイツ

### 1. 概要

ドイツにおいて、出版者の権利および出版契約に関する著作者と出版者の法律関係は、1901年に制定された出版法（Verlagsgesetz：VerlG）において定められている。著作物の「出版」は、その著作者と出版者との出版契約にもとづく。出版者は、著作者との出版契約において「出版権」を設定することができる。この出版権は、出版の目的となる著作物の複製および頒布に関する排他的権利であり、出版者は、契約によって、この出版権の譲渡を受ける。

この出版法は、ドイツの旧著作権法の1つである「文学的および音楽的著作物の著作権に関する法律」（LUG: Gesetz betreffend das Urheberrecht an Werken der Literatur und Tonkunst vom 19. Juni 1901(RGBl. S. 227)）とともに、これを補足する形で制定され、多種多様な著作物の利用形態のなかの「出版」について、著作者（作成者）と出版者（利用者）との間の出版契約および出版権について定めている。その後、1907年に「造形美術および写真の著作物の著作権に関する法律」（KUG: Gesetz betreffend das Urheberrecht an Werken der bildenden Künste und der Photographie vom 9. Januar 1907(RGBl. S. 7)）が制定され、そして、1965年にLUGとKUGが統合されて、現行著作権法（UrhG: Urheberrechtsgesetz）が制定されることになるが、出版法は、著作権法に吸収されることなく、いくたびかの改正を経て、現在に至っている。比較的早い時期に制定されたドイツの出版法は、ヨーロッパ諸国の出版法および出版契約に大きな影響を与えている。

フランス法、イタリア法、スペイン法の出版契約に関する規定が、「著作権法」のなかに組み込まれているのに対し、ドイツ出版法は、著作権法（UrhG）とは別個の法律において規定している。また、わが国の著作権法には出版契約に関する法律上の規定は存在せず、非典型契約として認識されているが、出版に関する権利は、著作者の権利や著作隣接権とともに、「出版権」（日本著作権法79条～88条）として構成されている。ドイツの出版法に関する議論は、わが国の議論においても大いに参考になるものと思われる。

ドイツにおける「出版権」は、出版契約において、契約の両当事者の合意により設定される排他的権利であると規定されている。わが国の出版権設定契約において設定される物権的な権利としての出版権とは必ずしもその性質は同じではない。わが国の出版契約は、債権契約としての単純な出版契約と、物権契約としての出版権設定契約に分類されている。

ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国の著作権法や出版法の出版契約における出版権は、著作物の円滑な出版を促すための権利であり、著作者ないし著作権者の財産的利

益を保護するための権利であって、必ずしも出版者を保護することを第一義的に目的とする権利ではないし、もちろん一般読者の利益を図る保護効果を伴うものでもない。

ドイツ著作権法理論では、著作権一元論が採用されており、ドイツ法の大きな特徴となっている。著作権一元論では、著作権（作者の権利）は、著作者人格権と財産権としての著作権（著作財産権）が渾然一体となった不可分の権利として構成されている。人格権と財産権という性質の異なる権利が1つの権利として融合し、しかも財産的性質よりも人格権的性質が優越して構成され、譲渡することができない権利であるとされる。著作権（作者の権利）全体を譲渡することはできないが、複製権や頒布権などの個々の利用権を譲渡することは可能である。その場合、利用権の譲渡は、設定的移転という形態をとることになる。

これに対して、フランス著作権法は、わが国と同様に著作権二元論を採用している。著作者の権利である著作者人格権と著作権は、それぞれ別個独立した権利であると構成される。財産権である著作権は譲渡することが可能であるが、著作者人格権は譲渡することができない。このような著作権の理論構成の違いは、権利保護の程度に影響を与えない。権利の内容、適用の効果あるいは運用の実態において、権利者と利用者の利益バランスが図られている。これは、著作権思想や価値観の違いによるものである。著作権二元論による構成では、著作権（財産権）は全部譲渡が可能であり、著作権の全部譲渡を受けた者は、著作権者ということになる。これにより、「著作者」と「著作権者」は異なる概念として把握されることになる。ところが、わが国の場合をみても明らかのように、著作権二元論に立脚した立法であっても、実態としては、著作者の権利関係は一元的な構成が維持されているのが常態であるといえよう。

## 2．出版者の権利

### （1）著作隣接権

ドイツ法において、出版者は、著作者との出版契約により、設定移転を受けた出版権の享有主体とはなりうるが、出版者固有の権利が認められているわけではない。また、レコード製作者や放送事業者は著作隣接権者として定められているが、わが国の場合と同様に、出版者は著作隣接権者として位置づけられていない。

ドイツの著作権法および出版法において、出版者に固有の権利が規定されているわけではない。しかし、著作権の保護期間が満了した未発行の著作物（ドイツ著作権法71条）に限定して、その著作物を「発行する者（または公に再生する者）」は排他的権利である著作隣接権を享有することができる。この「発行者」は、法律用語としての「出版者（Verleger）」とは区別されている。

ドイツ著作権法71条は、遺作著作物について、「未発行の著作物を、その著作権が



消滅した後に、適法に最初に発行し、または最初に公に再生する者は、その著作物を利用することについて排他的権利を有する」(同 71 条 1 項)と規定して、未発行の著作物の発行者に排他的権利を認め、これを著作隣接権として構成している。この著作権法 71 条における発行者の権利は、出版者の権利を構成しうる 1 つの権利であるといえる。

また、ドイツ著作権法 70 条は、公有となった学術的刊行物の作成者に、著作隣接権を認めている。この学術的刊行物とは、著作権の保護を受けない著作物が、学術的な精査活動の成果として表現されたものを意味し、それが既存の刊行物と実質的に区別されるとき、その作成者に権利が認められている。

## (2) 著作権が消滅した未発行の著作物

ドイツ著作権法 71 条は、著作権が消滅した未発行の著作物を、適法に最初に発行する者が、その著作物の利用について排他的権利を有すること、その権利は著作物の発行後 25 年まで保護され、しかも譲渡することができることを規定している。

この著作権法 71 条の趣旨は、著作権が消滅しているか、または著作権で保護されたことのない、行方不明と考えられていた無名の古い著作物を、それが発見され見直された後に再び公衆に開放することで、そうした著作物の文化的、学術的意味が損なわれたままとならないようにすることである。この規定は、そのような行方不明であると考えられていたまったく無名の古い著作物が発見され、その価値が見出され、見直されてから再び公衆に開放される際に生じる労力と費用に排他的権利を付与することによって報いることを意図したものであり、行方不明になっていたあらゆる種類の著作物、たとえば古い民話、伝説、民謡、民族舞踊、神話、またはその他口承されてきた著作物に適用される<sup>310</sup>。

この著作権法 71 条の規定は、1965 年に制定された現行ドイツ著作権法において著作隣接権が初めて導入されたことにより新たに設けられた規定である。旧ドイツ著作権法(LUG および KUG)には、現行著作権法 71 条に相当する規定は存在しなかったが、LUG29 条 1 項は、著作物が著作者の死後 50 年以内に公表されなかった場合には、公表後 10 年間の「特別保護」を定めていた。したがって、未公表の著作物の保護期間は、それが公表されるまで無期限であったということになる。

一方、著作者の死後に公表された著作物について、現行著作権法は、この公表が通常の保護期間である著作者の死後 70 年を経過する 10 年前以降に行なわれた場合には、発行後 10 年間の保護期間の延長を定めていた(著作権法 64 条旧 2 項)。同様に、著作権法 71 条は、さしあたり発行後 10 年間の保護期間を定めていたが、1990 年の海賊版禁止法によって 25 年に延長されていた。さらに、71 条は、EU 保護期間指令の実施に

<sup>310</sup> Fromm / Nordemann, Urheberrecht Kommentar, 10. Aufl., S.1213.

関する 1995 年の改正法により、著作権法の適用範囲内における未発行の著作物の発行の場合だけではなく、最初の公の再生による場合をも保護することとなった。

著作権法 71 条の著作隣接権は、著作権が消滅した著作物について生じるので、著作権と同時に存在することはない。また、同条は、最初の発行または最初の公の再生を規定しており、これらの行為はともに創作的な要素を含まない事実行為であることから、発行または公の再生によって、著作権が発生するというものもない。もっとも、この著作隣接権は、著作権法 70 条の学術的刊行物に関する著作隣接権とは並存し、さらにその学術的な成果について著作権が発生する可能性はある。未発行で著作権が消滅した未知の著作物が完全なものになるか、または学術的な精査が行なわれて再構成される場合、その学術的な精査活動に関しては、70 条の著作隣接権または 2 条 1 項 1 号を根拠として保護を受ける著作物としての著作権が存在する可能性がある一方で、その著作物自体が 71 条によって保護される可能性がある<sup>311</sup>。

著作隣接権者には、著作者の場合と同様にすべての利用権が付与される(同 23 条)。しかし、著作者人格権は保護範囲に含まれていないため、著作隣接権者は、氏名表示権(同 13 条)を有しない。

この著作隣接権は、譲渡することが可能である(同 71 条 2 項)。著作隣接権に関する利用権の譲渡は、著作権法 29 条を根拠として可能であるが、これは著作隣接権の譲渡とは区別する必要がある<sup>312</sup>。

著作権法 71 条の著作隣接権の享有主体は、自然人だけではなく、法人も享有主体となりうるが、著作者人格権に関する規定が適用されることはない。ここでは、発行者(最初の発行を行なう者)、開催者(講演、上演、上映、放送、再生の場合)、インターネットにおいて公表を行なう者が著作隣接権の享有主体となりうるが、発行者の委託を受けて行動するにすぎない出版者は、契約による譲渡がない限り、著作隣接権者とはならない。

この著作隣接権の保護期間は、著作物の発行後 25 年、または著作物の最初の公への再生が先に行なわれた場合には、公の再生後 25 年である(UrhG 71 条 3 項)。

上述したように、この 71 条の規定は、旧著作権法である LUG29 条 1 項の趣旨を継承するものであるが、この条項によって認められる発行者の権利が著作隣接権として構成されたのは 1965 年の現行著作権法の制定によってである。

さらに一方で、EU 保護期間指令<sup>313</sup>において、未発行著作物の保護に関する規定が設けられる。EU 保護期間指令 4 条は、未発行の著作物の保護について、著作権の保護

<sup>311</sup> Fromm / Nordemann, S.1215.

<sup>312</sup> Fromm / Nordemann, S.1222.

<sup>313</sup> 著作権および特定の関連する権利の保護期間を調和させる 1993 年 10 月 29 日の理事会指令(EU 保護期間指令) 4 条(未発行の著作物の保護)

著作権の保護が満了した未発行の著作物を適法に発行し、または適法に公に伝達する者は、著作者の経済的権利と同等の保護を受ける。この権利の保護期間は、著作物が最初に発行され、または最初に適法に公に伝達された時から 25 年とする。

期間が満了した未発行の著作物を適法に発行し、または適法に公に伝達する者は、著作者の経済的権利と同等の保護を受けることを規定するとともに、その権利が、著作物の最初の発行または最初の適法な公の伝達の時から25年まで存続することを規定している<sup>314</sup>。

ドイツ著作権法は、制定当初から、この権利の保護期間は「著作物の発行後10年」と規定されていたが、このEU指令4条の規定を受けて、「著作物の発行後25年、または著作物の最初の公の再生が先に行なわれた場合には、その公の再生後25年」までと改正された。

### (3) 学術的刊行物の作成者の著作隣接権

ドイツ著作権法70条は、著作権の保護期間が満了した学術的刊行物の保護について、新たに学術的な成果が加えられ、すでに発行されている刊行物と実質的に区別されるときは、その学術的刊行物の作成者は、著作者の権利に準じた保護を受けること、そして、その権利は、刊行物の発行後25年間存続し、または、発行後25年以内に発行されないときは、製作後25年で消滅することを規定している。

部分的に欠落している不完全な楽曲、これまでに印刷されたことがない古い原稿、あるいは現存する古い文書などのように、著作権で保護されない古い著作物または文書の発行には、著しく学術的な作業や多大な投資が必要となる。しかしながら、学術的な修正、欠落箇所の補足、注釈による解説等は、必ずしも創作的な表現とはいえ、著作物性が認められない場合もあることから(著作権法2条2項)著作権法70条は、そのような学術的成果やそのための投資を保護する目的から、著作権が消滅した学術的刊行物に限定して、発行後25年の保護期間を設け、著作隣接権によって保護している<sup>315</sup>。後述するように、この権利の主体は、学術的刊行物の「作成者」であって、発行者でも出版者でもない。

著作隣接権は、著作権で保護されていない著作物または文書の刊行物が学術的な精査活動の成果であり、かつ当該著作物または文書の既知の刊行物と実質的に区別されるときに付与される。ここでいう「刊行物」とは、学術的な成果が媒体に固定されたものであると理解され、印刷媒体の刊行物に限定されず、CD-ROM、映像・音声記録媒体、あるいはインターネットなどの電子形態による刊行物も含まれるが、原稿や会議資料のような形態で記録されない単なる講演などは、刊行物の概念には該当しない。

著作隣接権は、著作権で保護されていない著作物または文書についてのみ発生し得る。保護期間が満了して公有となった著作物、法律、命令、官公庁の文書や判決などの公的な著作物(同5条)などのように、基本的には著作物性が認められながら著作権法によって保護されていない著作物が対象となると考えることができる。

<sup>314</sup> Walter/Lewinski, European Copyright Law: A Commentary, p. 568.

<sup>315</sup> Fromm / Nordemann, S.1206.

刊行物は、その作成者が学術的に根拠付けて対比し、比較し、批判的に精査した場合、つまり、学術的な方法を用いて整理、分類、検討するという活動を行なった場合が、学術的な精査活動の結果となる。これに伴う脚注や引用文は、補足したり完全なものにしたりするために入れる的確な識別表示と同じくらいよりどころとなる（BGH（連邦通常裁判所）GRUR 1975, 667, 668 – ドイツ国防軍訴訟）<sup>316</sup>。

著作隣接権の享有主体は、原則的に刊行物の作成者、すなわち学術的な精査活動を行なった者であり、自然人である。学術的刊行物の作成者は、著作者の権利と同等の立場にある著作隣接権を取得する。すなわち、作成者は、著作者人格権を含む著作者と同様の権利が認められ、その権利を譲渡することはできないが（同 29 条）、その利用権を譲渡することは可能である（同 22 条 2 項）。

この著作隣接権の保護期間は発行後 25 年であり（同 70 条 3 項）、刊行物が製作後 25 年以内に発行されなかった場合は、著作隣接権も同様に消滅する。

この 70 条の学術的刊行物の保護についても、71 条の未発行の著作物の保護に関する場合と同様に、EU 保護期間指令 5 条は、公有に帰した著作物の批判的および学術的出版物の保護について規定し<sup>317</sup>、この権利の保護期間は、出版物が最初に適法に発行された時から 30 年以内と規定している。EU 保護期間指令 4 条とは異なり、これらの著作物を保護する規定を置くかどうかは、EU 加盟国の国内法に委ねられている<sup>318</sup>。

ドイツ著作権法 70 条の規定は、この EU 保護期間指令が制定される以前、1965 年の現行著作権法制定当初においてすでに規定されていた。

### 3 . 出版契約

#### ( 1 ) 出版契約の内容

ドイツ法において、出版契約に関する規定は、著作権法（UrhG）ではなく、1901 年制定の「出版法（Verlagsrechtsgesetz）」に置かれている。

出版法 1 条は、出版契約の内容について、次のように規定している。

「文学的著作物または音楽著作物に関する出版契約により、作成者（Verfasser）<sup>319</sup>は、出版者に対し、著作物を自己の負担において複製及び頒布させるために引き渡す

<sup>316</sup> Fromm / Nordemann, S.1210.

<sup>317</sup> EU 保護期間指令 5 条（批判的および学術的著作物）

加盟国は、公有に帰した著作物の批判的および学術的出版物を保護することができる。この権利の最長の保護期間は、出版物が最初に適法に発行された時から 30 年とする。

<sup>318</sup> Walter/Lewinski, European Copyright Law: A Commentary, p. 578.

<sup>319</sup> ここでは「著作者（Urheber）」ではなく、「作成者（Verfasser）」という語が用いられている。これは、出版契約の一方当事者を示すために用いられている語であるにすぎない。出版契約の当事者は、作成者と出版者ということになるが、契約当事者は、必ずしも著作者であるとは限らず、著作者から利用権の譲渡を受けた者である場合もあるという理由による。Vgl. Schricker, Verlagsrecht Kommentar, 3. Aufl., 2001., S. 120.

義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う」（出版法1条）。

この条項からわかるように、出版契約は双務契約であり、作成者は、その文学的著作物および音楽的著作物を、出版者自身の負担において複製・頒布させるために引渡す義務を負う一方、出版者は、その著作物を複製・頒布する義務を負うことになる。作成者に対する出版者の報酬支払義務は、出版契約のなかの取り決めにおいて生じる義務にすぎず、双務契約である出版契約の本質的な義務ではない。

この出版法が、1901年に「文学的および音楽的著作物の著作権に関する法律（LUG）」と並行して立法され、同日に制定されたこととの関連において、出版契約の対象とされているのは、文学的著作物および音楽著作物に限定されている。出版契約の対象となる著作物には、パントマイムや舞踊の著作物、図形の著作物、学術的著作物あるいは技術的著作物の表現も含まれる。LUGの保護の対象とはならない、造形美術、録音物、録画物などは除外される<sup>320</sup>。

作成者と出版者の間で締結される出版契約の特徴は、出版者が自己の計算において著作物の複製・頒布を行なうことにあり、損失のリスクは出版者が負うことにある。したがって、出版契約は、作成者の負担において出版者が複製・頒布を行なう委託契約とは異なり、また、作成者がその著作物を自身の出版社から出版する場合は、出版契約とはいえない。そして、作成者が印刷業者との間で締結する契約、あるいは出版法47条に規定されている注文契約は<sup>321</sup>、出版契約ではなく、請負契約ということになり、注文者は、著作物の複製・頒布の義務を負わないが、契約により定められた報酬支払義務を負うことになる（ドイツ民法（BGB）631条1項）。たとえば、社史の製作を発注した経営者は、完成した著作物を利用するかを自由に決定することができ、また、その著作物が完成するまではいつでも請負契約を解除することができる（民法649条）。また、注文内容に一致しない著作物については、事後に内容を満たすように要求することができる（民法633条2項、635条）。

出版契約により、作成者は、契約による別段の定めがない限り、出版者に出版権を移転する。この出版権は、著作物の複製・頒布についての排他的権利であり（出版法8条）、当該著作物の出版者への引渡しによって発生し、出版契約の終了により消滅する（同9条1項）。出版権を保護する必要があるとき、出版者は、作成者および第三者に対し、著作者の権利を保護するために定められている法律上の権限を行使することができる（同9条2項）。

基本的に、出版契約には定型の書面による方式は必要ではなく、文書化されずに契約が交わされることもあるが、書籍の出版に関しては、書面の方式により行なわれるのが通常である。書式が定められているのは、将来出版予定の著作物に関する契約の

<sup>320</sup> Schack, Urheber- und Urhebervertragsrecht, 5. Aufl., S. 530.

<sup>321</sup> 出版法47条（注文契約）1項 注文者が著作物の内容並びに処理の態様を厳密に定めた計画に従って著作物の制作を引き受ける者がある場合、疑わしいときは、注文者は、複製及び頒布の義務を負わないものとする。

場合に限定されている（著作権法 40 条 1 項）。

かつて出版法 28 条は、出版者の権利（Verlegerrecht）の譲渡可能性について、「出版者との合意によって譲渡が禁じられている場合を除き、出版者の権利は譲渡することができる」（出版法 28 条 1 項）と規定していたが、2002 年の法改正により、この規定は削除された<sup>322</sup>。この法改正は、「著作者および実演家の契約上の地位の強化に関する法律（2002 年 3 月 22 日）」にもとづくものであり、2002 年 7 月 1 日から施行されている。

著作権一元論において、著作者の権利は譲渡することが認められず、著作物の財産的利用権は著作者の同意が得られた場合に限り、譲渡することができる構成することで、著作者の契約上の地位を保護しているわけであるが、出版契約においても、作成者の契約上の地位を保護する趣旨から、著作権の利用権の譲渡の場合と同様に、原則として作成者の同意がある場合に限って譲渡することができるものとされた。作成者（著作者）と出版者との関係においては、作成者をより強く保護する趣旨であると解することができる。

実務上、ほとんどの出版契約は、普通取引約款による場合が多く、ドイツ作家連盟とドイツ書籍業取引組合の出版委員会が合意した出版契約の書式、あるいは前述の両者間およびドイツ大学連盟の間で合意された学術的出版物に関する出版契約の書式などの契約約款によっている<sup>323</sup>。

出版法における出版契約の契約当事者は、作成者と出版者である。ほとんどの場合は、この作成者は「著作者」ということになるが、著作者の権利承継人<sup>324</sup>（著作権法 30 条）や、公有の学術的刊行物や遺作著作物に関する履行保護権（Leistungsschutzrecht）を有する者（著作権法 70 条、71 条）も含まれる。

## （2）作成者の義務

出版契約により、作成者は、出版する著作物を出版者に無償で引渡す義務を負う（出版法 1 条第 1 文）。作成者は、複製に適した状態、すなわち印刷可能な完成した状態の

<sup>322</sup> 出版法 28 条（出版者の権利の譲渡可能性）1 項 出版者との合意によって譲渡が禁じられている場合を除き、出版者の権利は譲渡することができる。ただし、出版者がいくつかの著作物についてのみ締結される契約によってその権利を譲渡することは、作成者の同意がなければならない。この同意を拒絶することができるのは、重大な事由がある場合に限られる。出版者が同意に関する意思表示を作成者に要求している場合に、作成者の拒絶が要求の受領後 2 か月以内に出版者に対して表明されないときは、同意に関する意思表示が与えられたものとみなされる。

2 項 出版者の義務に属する複製および頒布は、権利承継人も行なうことができる。権利承継人が、著作物を複製し頒布する義務を出版者に対して引き受けた場合、権利承継人は、連帯債務者として、出版契約から生じる債務の履行責任を出版者と並んで負う。この責任は、すでに確定された損害賠償義務には及ばない。

この出版法 28 条の規定は、2002 年法改正により削除されている。

<sup>323</sup> Schack, S. 536.

<sup>324</sup> 著作権法 30 条（著作者の権利承継人） 著作者の権利承継人は、別段の定めがないかぎり、この法律にもとづいて著作者に帰属することとなる権利を有する。

著作物を出版者に引き渡す義務を負い（出版法 10 条）、そして、すでに完成している著作物に関する出版契約が締結された場合は、著作物を即時に引き渡さなければならない（同 12 条 1 項）。未完成の著作物に関する出版契約の場合、作成者は、契約した著作物を作成する義務をも負うことになる。

引渡された著作物は、その内容において、契約どおりの性質を有するものでなければならない（同 31 条 1 項）。形式的には、著作物の分量は、出版契約において定められたものと根本的に大きな差異があってはならず、内容的には、契約において定められた目的に合致するものでなければならない。さらに、出版契約において、出版者から、著作物の芸術的および学術的な質の価値判断や、専門書が最新の学問の状況を反映していることなどを要求される場合もある。また、著作物は、法律や公序良俗に反するものであってはならないし、第三者の人格権を侵害するものであってはならない<sup>325</sup>。

### （ 3 ） 出版者の義務

出版者の主たる義務は、著作物の複製および頒布である（出版法 1 条第 2 文、14 条第 1 文）。出版契約において別段の取り決めがない限り、出版者には著作物の複製・頒布について履行義務が生じることとなる。その場合、出版者は、基本的に即座に複製を始めなければならない（同 15 条）。複製の段階におけるゲラ刷りの校正などは、基本的には出版者が負うべき義務であるが（同 20 条）、契約により、著作者に移転するのが一般的である<sup>326</sup>。作成者は、複製が終了するまでは著作物について変更を行なうことが認められている（同 12 条）。

出版者は、約定による報酬を作成者に支払う義務を負う（同 22 条 1 項）。出版者の報酬義務は、出版契約における必然的な義務ではなく、契約において両当事者の合意により生じる義務であり、報酬額は、両当事者の合意によって定められることになる。雑誌原稿（原稿買取契約）の場合は、報酬は黙示に約定されたものとみなされ、ページ数によって計算される。書籍の場合、通常は売上税を減じた店頭小売価格の 10～15% の額の販売報酬（印税）が約定されることが多い<sup>327</sup>。販売部数に関して、出版者は作成者に対し、毎年、前年度の会計について明細書を提示しなければならない（同 24 条）。

### （ 4 ） 出版契約の終了

出版契約の終了をもって、契約当事者間の継続的債権関係が消滅するとともに、有因的に設定された著作権も消滅する。期間が定められて締結された出版契約は、期間の満了により消滅する（出版法 29 条 3 項）。出版契約が、版数を定めて締結された場

<sup>325</sup> Schack, S. 537.

<sup>326</sup> Schack, S. 540.

<sup>327</sup> Schack, S. 541.

合は、最後の版が絶版となったとき、契約関係は終了する。それに対して、版数の定めをせずに締結されたとき、著作権は、著作権の保護期間の満了により消滅することになる。

#### (5) 電子出版

「電子出版とは、言語の著作物やその他の著作物がデータ送信により利用者に伝達されるものである。前提条件となるのは、著作物のデジタル蓄積（＝複製）である。デジタル化された形式で、文書、画像、映像および音声の伝達が可能となる。

パブリッシング・オン・デマンドでは、アクセスした利用者は、インターネットによって伝達される、自分の興味のあるデータベース（著作物あるいは著作物の一部）を選択する。出版者にとって、この刊行形態には利点がある。すなわち、製作に要する時間や、有体的な複製物の在庫を維持するためのコストがかからなくてからである。出版製品としては、常に化する著作物はありがたいとはいえず、むしろ作家にとっても読者にとっても逃避である。なぜなら、旧版と新版の間で、作家が、たとえばひとつのコメントを、それが義務づけられているとすると、常に最新のものに書き換えたかどうかなど、誰もが意識しなくなってしまうからである。そして利用者にとっては、何が昨日読んだものか、そして今日、それがまだ存在しているかどうか、わからなくなってしまう。電子出版の場合、著作物がほとんど校閲の手を潜らないことに危険性がある。というのも、作家も出版者も、著作物の訂正が常に可能な状況に甘んじるばかりに、本を丁寧に作るということをしなくなるからである。利用者が、オンラインで入手した著作物を自らデジタルで変更できる限り、著作権者と出版者、そして利用者の境界は、あいまいなままである。複製物の最終製品を、著作権法上、言論法上または瑕疵担保法上の責任を負うのが誰なのかということが、確定できないのである。

はるかに問題が少ないのが、ディスクや CD-ROM といった有体的複製物の領布を通した電子出版の場合である。出版者による従来からの複製と領布との違いは、ここでは複製物のデジタル化された形態にあるだけである。」<sup>328</sup>。

---

<sup>328</sup> Schack, S. 554-555.



#### 4 . 参考文献

- Schack, Urheber- und Urhebervertragsrecht, 5. Aufl., 2010.
- Fromm / Nordemann, Urheberrecht Kommentar, 10. Aufl., 2010.
- Wandtke, Urheberrecht, 2009.
- Ulmer, Urheber- und Verlagsrecht, 3.Aufl., 1980.
- Rehbinder, Urheberrecht, 16.Aufl., 2010.
- Schricker, Urheberrecht Kommentar, 4. Aufl., 2010.
- Schricker, Verlagsrecht Kommentar, 3. Aufl., 2001.
- Walter/Lewinski, European Copyright Law: A Commentary, 2010.
- 「欧州委員会理事会指令」駒田泰士訳（著作権情報センター、1995年）
- 「外国著作権法令集（43）ドイツ編」本山雅弘訳（著作権情報センター、2010年）

## 資料

### ドイツ著作権法および出版法条文

- (a) 出版者の権利  
ドイツ著作権法

#### 第 70 条 学術的刊行物

- (1) 著作権の保護を受けない著作物または文書の刊行物は、それが学術的な整理の成果を示し、かつ、当該著作物または文書に係る従前知られた刊行物と実質的に区別されるときは、第 1 章の規定を準用することによって保護を受ける。
- (2) この権利は、刊行物の作成者に帰属する。
- (3) この権利は、刊行物の発行後 25 年をもって消滅する。ただし、刊行物がこの期間内に発行されないときは、その製作後 25 年をもってすでに消滅する。この期間は、第 69 条に基づいて計算するものとする。

#### 第 71 条 遺作著作物

- (1) 未発行の著作物を、その著作権が消滅した後に、適法に最初に発行し、または最初に公衆に再生する者は、その著作物を利用することについて排他的権利を有する。未発行の著作物で、この法律の適用領域でかつて保護を受けたことがなく、かつ、その著作者の死後 70 年を経過しているものについても、同様とする。第 5 条、第 10 条第 1 項、第 15 条から第 24 条まで、第 26 条、第 27 条、第 44a 条から第 63 条まで、および第 88 条は、ここに準用するものとする。
- (2) この権利は、譲渡することができる。
- (3) この権利は、著作物の発行後 25 年、または著作物の最初の公衆への再生が先に行われた場合には、その公衆への再生後 25 年をもって消滅する。期間は、第 69 条にもとづき計算するものとする。

#### 第 137b 条 特定の刊行物

- (1) この法律の規定で第 70 条および第 71 条にもとづく保護の存続期間に関するものは、学術的刊行物および遺作著作物の刊行物で、その保護期間が 1990 年 7 月 1 日にその時まで適用される法にもとづき経過していないものにも、適用するものとする。
- (2) 学術的刊行物または遺作著作物の刊行物についての利用権が、1990 年 7 月 1 日前に、他人に許与され、または譲渡された場合において、疑いのあるときは、その許与または譲渡は、著作隣接権の存続期間が延長された期間にもおよぶ。

「外国著作権法令集(43) - ドイツ編 - 」本山雅弘 訳(著作権情報センター、2010年)より抜粋(一部改変)。

(b) 出版契約  
ドイツ出版法

第1条(出版契約)

文学的著作物または音楽著作物に関する出版契約により、作成者は、出版者に対し、その著作物を自己の負担において複製および頒布させるために引き渡す義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う。

第2条(複製の権利)

- (1) 契約関係の継続期間中、作成者は、著作権の存続期間中に第三者に対して禁じられている著作物の複製および頒布を一切見合せなければならない。
- (2) ただし、以下の目的のための複製及び頒布の権限は、作成者に帰属する。
  1. 他の言語または他の方言への翻訳
  2. 演劇形式の叙述の再現または叙述形式の舞台作品の上演
  3. 音楽著作物の翻案。ただし、その翻案が単なる抄録または他の音調若しくは声域への変更に過ぎない場合はこの限りでない。
  4. 聴覚のための機械的再生目的での使用
  5. 原著物を、その内容という点で、映画制作技術またはそれと類似の方法によって再生する文書または図解用図版の使用
- (3) 著作物が発表された暦年の終了から20年間が経過した場合は、作成者も、著作集における複製及び頒布の権限を有する。

第3条(削除)

第4条(特別版)

出版者は、編集物または編集著作物の個々の著作物、および編集物または編集著作物の各部分を利用する権利を有しない。ただし、そのような利用が著作権の存続期間中もすべての者の自由に任されている限り、出版者にも同様にそのような利用が許される。

#### 第5条（版）

- (1) 出版者は、一つの版に対してのみ権利を有する。複数の版を準備する権利が出版者に付与されている場合、疑わしいときは、すべての新版に対し、先行の版に対するものと同一の取決めが適用される。
- (2) 複製物の数が定められていない場合、出版者は複製物 1,000 部を制作する権利を有する。出版者が、複製開始前に作成者に対して表明した説明によって、複製権の数をそれより少なく定めた場合、出版者は、説明した数の版を制作する権利のみを有する。

#### 第6条（増刷りと献本）

- (1) 通常増刷りは、許容されている複製物の数の計算に含まれない。このことは、その数が、許容されている複製物の 20 分の 1 を超えない場合の献本についても同様とする。
- (2) 出版者は、毀損された複製物の代替または補充のために用いられなかった増刷りを頒布してはならない。

#### 第7条（複製物の滅失）

出版者が在庫として持っている複製物が滅失した場合、出版者はそれを他の複製物で補充することが許される。この場合、出版者は、その旨を事前に作成者に通知しなければならない。

#### 第8条（著作権）

契約による別段の定めのある場合を除き、作成者は、第2条から第7条までの規定によって複製および頒布を見合せると共に出版者に複製および頒布を許すことが課されている自らの義務の範囲内で、複製および頒布の排他的権利を出版者に供与しなければならない。

#### 第9条（著作権の存続期間および保護）

- (1) 著作権は、著作物の出版者への引渡しによって生じ、契約関係の終了とともに消滅する。
- (2) 著作権の保護に必要である限り、出版者は、作成者および第三者に対して、著作権の保護のために法律によって定められている権限を行使することができる。

#### 第10条（著作物の引渡し）

作成者は、複製に適した状態の著作物を出版者に引き渡す義務を負う。

#### 第 11 条（引渡期限）

- (1) すでに完成している著作物に関する出版契約が締結された場合は、著作物を即時に引き渡さなければならない。
- (2) 著作物が出版契約の締結後に初めて制作されることになっている場合、引渡期限は、その著作物の使用目的に応じて定められる。使用目的による定めがなされない場合、期限は、作成者が自らの状況に合わせた労務給付によって著作物を制作することができる期間に応じて定められる。このとき、期限の算定に際して作成者の他の活動が計算に入れずにおかれるのは、契約締結時に出版者がその活動について知ってもいなければ知っているはずもなかった場合に限られる。

#### 第 12 条（作成者の変更権）

- (1) 作成者は、複製が終了するまでは著作物について変更を行なうことが許される。出版者は、新版の準備前に、変更を行なう機会を作成者に与えなければならない。変更は、出版者の正当な利益を侵害しない範囲に限り許容される。
- (2) 作成者は、第三者に変更を行なわせることが許される。
- (3) 複製開始後に通常程度以上の変更を行なう場合、作成者は、その変更から生じる費用を補償しなければならない。ただし、それまでに生じた状況によって変更が正当化される場合、作成者は補償義務を負わない。

#### 第 13 条（削除）

#### 第 14 条（複製および頒布）

出版者は、目的に応じ、かつ一般に行われている方法で、著作物を複製し頒布する義務を負う。複製物の形式および意匠は、出版業界における主な慣行を考慮しながら、かつ著作物の目的および内容を考慮して、出版者が決定する。

#### 第 15 条（複製の開始）

出版者は、完成した著作物が自らのもとに到達し、複製を開始しなければならない。著作物が区分けして発行される場合は、正当な順番で出版に供することが定められている 1 区分を作成者が引き渡し、複製を開始しなければならない。

#### 第 16 条（複製物の数）

出版者は、契約によって、または第 5 条の規定にもとづいて制作する権利を有する数の複製物を制作する義務を負う。出版者は、在庫が品切れにならないよう早めに配慮しなければならない。

#### 第 17 条（新版）

新版を準備する権利を有する出版者は、この権利を行使しなければならない。この権利行使のために、作成者は、出版者に対して適切な期限を定めることができる。準備が適時に行われなかった場合、作成者は、この期限の経過後、契約を解除する権利を有する。出版者が準備を拒絶している場合、期限を定める必要はない。

#### 第 18 条（出版者の解約告知権）

- (1) 著作物の使用目的が契約の締結後に消滅した場合、出版者は、契約関係の解消を告知することができる。ただし作成者の報酬請求権は、その効力を失わない。
- (2) このことは、出版契約の対象が編集著作物であり、かつその編集著作物の複製が中止された場合も同様とする。

#### 第 19 条（編集著作物への寄稿）

編集著作物から新たな複製物が制作される場合、出版者は、編集者との合意の下で、幾つかの寄稿文を削除する権利を有する。

#### 第 20 条（校正）

- (1) 出版者は、校正がなされるよう配慮しなければならない。出版者は、校閲のために適時に複製物 1 部を作成者に提示しなければならない。
- (2) 作成者がこの複製物について適切な期間内に出版者に対して苦情を申し立てなかった場合、この複製物は承認されたものとみなされる。

#### 第 21 条（販売価格）

著作物を頒布する販売価格の決定権は、すべての版について出版者に帰属する。作成者の正当な利益が侵害されない限り、出版者は販売価格を減額することを許される。

#### 第 22 条（報酬）

- (1) 出版者は、約定された報酬を作成者に支払う義務を負う。状況から判断すれば著作物の引渡しに報酬と引換えにしか期待できない場合、報酬は黙示的に約定されたものとみなされる。
- (2) 報酬額が定められていない場合は、金銭による適切な報酬が約定されているものとみなさなければならない。

#### 第 23 条（報酬支払期日）

報酬は、著作物の引渡時に支払わなければならない。報酬額が定められていないか、または報酬が複製の分量、特に印刷用紙数に係る場合、報酬の支払期日は、著作物が複製されしだい到来する。

#### 第 24 条（売行きに基づく報酬）

報酬が売行きによって定まる場合、出版者は、前事業年度についての会計を作成者に毎年報告すると共に、確認のために必要である限り自らの商業帳簿の閲覧を許さなければならない。

#### 第 25 条（献本）

- (1) 文学的著作物の出版者は、複製物 100 部につき 1 部の割で、ただし全体で 5 部以上 15 部以下の献本を作成者に提供する義務を負う。また出版者は、作成者の要求があれば、内容見本となる見本 1 部も作成者に引き渡さなければならない。
- (2) 音楽著作物の出版者は、通常の数の見本を作成者に提供する義務を負う。
- (3) 編集著作物に掲載されている寄稿については、献本として特別版を提供することが許される。

#### 第 26 条（複製物の特価での引渡し）

出版者は、作成者がその旨を要求している限り、自らの自由使用に任されている著作物の複製物を、その出版事業の経営の中でその著作物を売り渡す最低価格で作成者に引き渡さなければならない。

#### 第 27 条（原稿の返却）

複製開始前に作成者が返却を留保した場合を除き、出版者は、著作物が複製された後でその著作物を返却する義務を負う。

#### 第 28 条（削除）～「出版者の権利の譲渡可能性」（2002 年法改正により削除）

#### 第 29 条（契約関係の終了）

- (1) 出版契約が特定数の版または複製物に限定されている場合、契約関係は、その版または複製物が品切れになったときに終了する。
- (2) 出版者は、要求があれば、個々の版または特定数の複製物が品切れかどうかに関する情報を作成者に提供する義務を負う。
- (3) 特定期間に対する出版契約が締結されている場合、その期間が終了した後は、出版者は残存する複製物を頒布する権利をもはや有しない。

第 30 条（著作物が適時に引き渡されないことを理由とする出版者の契約解除権）

- (1) 著作物の一部または全部が適時に引き渡されない場合、出版者は、履行請求権を行使する代わりに、作成者に対し、適切な引渡期限を定めると同時に、この期限の経過後は給付された目的物の受領を拒絶する旨の意思表示をすることができる。著作物が契約後に引き渡されるべき時点の前に、著作物が適時に引き渡されないことが既に明らかになっている場合、出版者は、期限を直ちに定めることができる。この場合、期限は上記の時点以前に経過することのないように算定しなければならない。著作物が適時に引き渡されなかった場合、出版者は、期限の経過後、契約を解除する権利を有する。この場合、著作物の引渡請求権は排除される。
- (2) 著作物を適時に制作することが不可能であるか若しくは作成者から拒絶された場合、または契約の即時解除が出版者の特別な利益によって正当化される場合には、期限を定める必要はない。
- (3) 適時に行われない著作物の引渡し出版者に対して単なる軽微な不利益しかもたらさない場合、契約を解除することはできない。
- (4) 作成者の遅滞の場合に出版者に帰属する権利は、本規定によってその効力を妨げられない。

第 31 条（著作物の性質が契約どおりでないことを理由とする契約解除権）

- (1) 著作物が契約どおりの性質を有していない場合については、第 30 条の規定を準用する。
- (2) 瑕疵が、作成者が責任を負うべき事情に起因するものである場合、出版者は、第 30 条に定める解除権の代わりに、不履行を理由とする損害賠償請求権を主張することができる。

第 32 条（作成者の契約解除権）

著作物が契約どおりに複製または頒布されない場合については、作成者の利益のために、第 30 条の規定を準用する。

第 33 条（偶然による著作物の滅失）

- (1) 著作物が、出版者への引渡後、偶然に滅失した場合、作成者は報酬請求権を失わない。そのほかの点について、当事者双方は、給付義務を免除される。
- (2) ただし、作成者は、出版者の要求があれば、適切な報酬と引換えに、基本的に一致した別の著作物を提供しなければならないが、これはそのことが、既存の事前工作またはその他の資料にもとづいてわずかな努力をすればなし得る場合に限られる。作成者がそのような著作物を適切な期間内に無償で提供する旨を申し出ている場合、出版者は、その著作物を、滅失した著作物の代わりに複製し頒布する義務を負う。著作物が、



引渡後に、契約の相手方が責任を負うべき事情によって滅失した場合も、各当事者は、これらの権利を主張することができる。

- (3) 出版者が受領を遅滞させている場合は、引渡しがなされたに等しいものとする。

#### 第 34 条（作成者の早期死亡）

- (1) 著作物の一部がすでに出版者に引き渡されている場合に、作成者が著作物の完成前に死亡したとき、出版者は、作成者の相続人に対してなした意思表示により、引き渡された部分について契約を維持する権利を有する。
- (2) 相続人は、第 1 項の規定にいう権利の行使のために、出版者に対して適切な期限を定めることができる。出版者がこの期限の経過前に契約の維持について賛成の意を表明しない場合、この権利は消滅する。
- (3) 本規定は、著作物の完成が、作成者が責任を負う必要のないその他の事情によって不可能になった場合について、これを準用する。

#### 第 35 条（事情の変化を理由とする作成者の契約解除権）

- (1) 契約締結時には予見できず、かつ仮に作成者が事実状況を認識しており、また当該事例について賢明な判断をしていれば著作物の出版を思いとどまっていたであろうと思われる事情が生じた場合、作成者は、複製が開始されるまで、出版契約を解除する権利を有する。出版者が新版を準備する権利を有する場合、その新版については本規定を準用する。
- (2) 作成者が第 1 項の規定に基づいて解除の意思表示をする場合、作成者は、出版者が使用した費用を償還する義務を負う。作成者は、解除から 1 年以内に著作物を他の方法で出版した場合、契約不履行に基づく損害賠償義務を負う。ただし、作成者が契約を後日実施する旨を出版者に提案し、出版者がこの提案を受け入れなかった場合、この賠償義務は生じない。

#### 第 36 条（出版者の破産）

- (1) 出版者の財産について破産手続が開始される場合、破産法第 103 条の規定は、すでにこの手続前に著作物が引き渡されているときでも適用される。
- (2) 破産管財人が契約の履行を主張している場合で、かつこの破産管財人が出版者の権利を他の者に譲渡しているときは、この破産管財人が、破産財団に代わり、契約関係から生じる債務を継承する。ただし取得者が債務を履行しない場合、破産財団は、検索の抗弁権を放棄した保証人と同様に、取得者が賠償すべき損害に対して責任を負う。破産手続が終結するときは、財団に対してこの責任から生じる作成者の請求権を保証しなければならない。

- (3) 手続開始の時点で複製がまだ開始されていなかった場合、作成者は、契約を解除することができる。

#### 第 37 条（契約解除権に適用されるべき規定）

第 17 条、第 30 条、第 35 条、第 36 条の規定に定める解除権については、解除権に対して適用される民法典第 346 条から第 351 条までの規定を準用する。

#### 第 38 条（契約の一部維持）

- (1) 著作物の全部または一部が引き渡された後に、出版契約を解除する意思が表明された場合、契約の一部を維持し続けるかどうかは状況による。解除が法律に基づいて行われるのか、それとも契約の留保条件にもとづいて行われるのかによって相違は生じない。
- (2) 疑わしいときは、契約が、もはや出版者の自由な使用に任されていない複製物、著作物の以前の区分または旧版に適用される限りにおいて、契約を維持し続ける。
- (3) 契約が維持され続ける場合、作成者は、報酬のうちのしかるべき部分を要求することができる。
- (4) 本規定は、契約が他の方法で解除される場合についてもこれを適用する。

#### 第 39 条（公有に属する著作物）

- (1) 契約の対象が著作権の存在しない著作物である場合、作成者は出版権を供与する義務を負わない。
- (2) 著作物がすでに他の方法で出版されるか公表された旨を作成者が悪意で黙秘した場合については、権利の瑕疵にもとづいて売主に課された保証義務に適用される民法の規定を準用する。
- (3) 作成者は、第 2 条の規定にいう著作物の複製および頒布を、あたかも著作物に対して著作権が存在しているかのように見合わせなければならない。この制限は、出版者による著作物の公表から 6 か月が経過したときに消滅する。

#### 第 40 条（公有に属する著作物における出版者の権限）

第 39 条の場合、出版者には、自らが公表した著作物を、第三者と同様に、変更せずに、または変更して再度複製する権限が帰属する。契約によれば新版または新たな複製物の制作が特別報酬の支払に係る場合、本規定は適用しない。

#### 第 41 条（定期編集著作物への寄稿）

新聞、雑誌またはその他の定期的編集著作物のために公表用の寄稿が採用された場合については、第 42 条から第 46 条までの規定による別段の定めがない限り、本法の規定を適用する。

#### 第 42 条（削除）

#### 第 43 条（編集著作物における複製）

出版者は、寄稿を掲載している編集著作物から制作されるべき複製物の数について制約を受けない。第 20 条第 1 項第 2 文の規定は、これを適用しない。

#### 第 44 条（編集著作物における変更）

寄稿が作成者の氏名なしに掲載される場合、出版者は、同様の編集著作物において通常行われるような変更をその文言について行なう権限を有する。

#### 第 45 条（編集著作物における作成者の解約告知権）

- (1) 寄稿が、出版者への引渡から 1 年以内に公表されない場合、作成者は契約関係の解消を告知することができる。報酬請求権は、その効力を失わない。
- (2) 寄稿の複製および頒布を求める請求権または不履行にもとづく損害賠償請求権が作成者に帰属するのは、作成者が、寄稿が掲載されるべき時点を発表者から示されていた場合に限られる。

#### 第 46 条（新聞における献本の禁止）

- (1) 寄稿が新聞に掲載される場合、作成者は献本を要求することはできない。
- (2) 出版者は、複製物を書籍販売業者間価格で作成者に引き渡す義務を負わない。

#### 第 47 条（注文契約）

- (1) 注文者が著作物の内容並びに処理の態様を厳密に定めた計画に従って著作物の制作を引き受ける者がある場合、疑わしいときは、注文者は、複製および頒布の義務を負わないものとする。
- (2) このことは、活動が、百科事典編纂事業への協力または他の者の著作物もしくは編集著作物のための単純作業もしくは付随的作業に限定されている場合も同様とする。

#### 第 48 条（出版依頼人）

本法の規定は、出版者と契約を締結した者が作成者ではない場合についても、これを適用する。

第 49 条（無効）

第 50 条（施行）

本法は、1902 年 1 月 1 日から施行される。

翻訳：WIP ジャパン（一部改変）

## 第5部 フランス

### 1. 概要

ヨーロッパ諸国における著作権法は、「作者の権利」を保護する法律であり、作者の権利として「著作者人格権」と「著作権」が保護されている。出版契約は、著作物を「出版」により利用する契約であり、契約当事者は、当該著作者と出版者ということになる。通常一般的な「契約」は、契約自由の原理によって支配され、契約の両当事者は、契約の相手方の選択を含めて、契約の内容等を自由に決定することができ、当事者双方が相互に合意した契約内容を遵守する義務を負う。そして、当事者の一方がその義務の履行を怠った場合には、損害賠償等の責めを負うのが一般的である。ところが、この出版契約は、民法上の典型契約とは別個の非典型契約として著作権法のなかに規定されており、著作者契約として位置づけられている。したがって、契約の両当事者が対等な関係であるということを前提にしながらも、契約内容が不明確であったり、合意の内容が十分ではなかったりした場合のように、両当事者間で契約上の紛争が発生した場合は、最終的には著作者保護の原理がはたらくことになる。

フランスにおける著作権法の制定は、フランス革命期の1791年法および1793年法に遡る。その後、著作者の生存配偶者の用益権に関する法律（1866年）、作曲家および造形美術家を著作者とする法律（1902年）、複製権の譲渡に関する法律（1910年）、追及権に関する法律（1920年）偽作に関する法律（1925年）、および著作者死後における排他的利用権に関する法律（1919年、1951年）などの個別的な法律が制定され、さらに、その間に積み重ねられた学説や判例理論を統合して、1957年に「著作権法」が制定される。この著作権法は、「民法典（Code civil）」に収録されていた。1985年に著作隣接権制度が導入されるなどの大きな改正が行われ、そして、1992年には、「商法典（Code de commerce）」に収録されていた特許法などの工業所有権法と著作権法が統合されて、「知的所有権法典（Code de la propriété intellectuelle）」として構成される。

フランス著作権法は、ドイツ法とは異なり、著作権二元論を採用している。著作者の権利を構成する「著作者人格権」と「著作権」は、それぞれ別個の独立した権利であると構成される。したがって、著作者の一身専属的な権利である「著作者人格権」は譲渡することができないが、「著作権」は財産権として譲渡することが可能である。

著作権二元論を採用している国においても、著作者人格権を保護しようとする考え方は、相対的にわが国よりも強い傾向にある。財産的な「契約」であっても、著作物の利用契約である以上は、その著作物と切り離すことができない著作者人格権の存在を無視することはできない。

出版契約は、著作権に関する契約のなかでも法的にきわめて特殊な位置づけがなされていると考えられており、著作者保護の観点から、立法により出版者の契約の自由が制

限されている。出版契約および著作権は、あくまで著作者の保護を目的とするものであって、著作者の権利より優先して出版者の権利を保護することを目的とするものではない。しかも、これまでの判例理論の蓄積によって、出版契約法制度全体が整備されており、出版者は、この制度の恩恵を受けるために、この出版契約法をしっかりと遵守することが要求されている<sup>329</sup>。

このようなフランス著作権法は、ドイツ法、イタリア法、スペイン法などと同様に、出版契約において、出版者は有力な利用者の1人であるにすぎず、そのような利用者との関係において、著作者保護を前提としたうえで、出版者の利益を保護するという思想を看取することができる。

フランス知的所有権法典（CPI: Code de la propriété intellectuelle）では、ドイツ法とは異なり、通常の出版契約の当事者は、「著作者」または「権利承継人」と、「出版者」ということになる。

## 2. 出版者の権利

フランス著作権法においても、ドイツ法と同様に、著作物の出版に関する出版者の権利が直接的に規定されているわけではないが、遺作著作物の発行が、保護期間満了後に行なわれる場合、その財産的利用権は、その著作物の所有者に帰属することになっている（フランス知的所有権法 123-4 条 3 項）。すなわち、著作者の死後 70 年が経過し、著作権の保護期間が満了した遺作著作物については、その著作物を所有して発行する者、発行者ないし出版者がその利用権を取得することになる。これは、EU 保護期間指令 4 条の規定を受けて新たに設けられたものであるが<sup>330</sup>、この権利は、ドイツ法、イタリア法またはスペイン法とは異なり、著作隣接権としては位置づけられていない。

著作者は、著作者人格権としての公表権を有しているが（同 121-2 条 1 項）、著作者の死後において、その遺作の著作物を公表する権利は、著作者が指定する遺言執行人が行行使することになっている。遺言執行人がいない場合、または遺言執行人の死亡後は、著作者の別段の意向がない限り、この公表権は、著作者の遺族が行行使することができることとされ（同 121-2 条 2 項）、著作権の保護期間満了後であっても、行使することが可能である（同 121-2 条 3 項）。

フランス著作権法において、著作者の死後において公表される著作物（遺作著作物）の財産的利用権は、著作権の保護期間の原則にしたがい、著作者の死後 70 年まで存続することになっている（同 123-1 条 2 項）。遺作の著作物の著作権についても、原則にし

<sup>329</sup> Pierrat, *Le droit d'auteur et l'édition*, 3<sup>e</sup> éd., 2005., p. 185.

<sup>330</sup> EU 保護期間指令 4 条（未発行の著作物の保護）

著作権の保護が満了した未発行の著作物を適法に発行し、または適法に公に伝達する者は、著作者の経済的権利と同等の保護を受ける。この権利の保護期間は、著作物が最初に発行され、または最初に適法に公に伝達された時から 25 年とする。

たがって著作者の死後 70 年まで保護されるが、保護期間満了後に公表される遺作著作物については、発行後 25 年まで保護される（同 123-4 条 1 項）。そして、この保護期間内に公表される遺作著作物の利用権は、著作者の権利承継人に帰属するが（同 123-4 条 2 項）、保護期間満了後に公表される遺作著作物の利用権は、発行する著作物の所有者に帰属することになる（同 123-4 条 3 項）。

### 3 . 出版契約

#### ( 1 ) 出版契約の内容

フランス著作権法において、「出版契約とは、精神的著作物の著作者またはその権利承継人が、その著作物の発行および頒布を出版者が確保することを条件として、その著作物の複製物を多数製造し、または製造させる権利を、一定の条件にしたがって、出版者と呼ばれる者に譲渡する契約をいう」とされ(フランス知的所有権法 132-1 条)。

理論的には、ドイツ出版法における出版契約と大きな違いはなく、出版契約によって設定される出版権が、著作者から出版者に移転するという構成をとっているものと考えられるが、フランス法では、著作物の利用権としての「出版権」という権利は、ドイツ法ほど鮮明ではなく、著作者と出版者の契約関係そのものが強調されているといえよう。

出版に関する契約として利用される、出版契約と類似した契約類型として、著作者勘定契約および折半勘定契約が対比される。著作者勘定契約とは、「著作者またはその権利承継人は、出版者が契約に定める形式および表現方法に従って、著作物の複製物を多数製造し、並びにその著作物の発行および頒布を確保することを条件として、取り決めた報酬を出版者に支払う」と契約であると定義づけされている(同 132-2 条 2 項)。この契約は、出版者が自己の計算において行なうのではなく、著作者またはその権利承継人の計算において出版者が著作物の出版を行なうにすぎない「請負契約」である。したがって、この契約は、出版契約に関する規定ではなく、契約における両当事者間の合意による取決め、契約慣行および民法の請負契約に関する規定が適用されることになる(同 132-2 条 3 項)。

また、折半勘定契約は、出版者の費用で著作物の複製物を多数製造し、それによる利益・損失を、著作者と出版者双方で規定の割合に応じて分担することを約束し、発行・頒布については著作者が出版者に委任する契約であるとされ(同 132-3 条 2 項)、損益参加組合を構成し、民法の参加組合契約に関する規定が適用される(同 132-3 条 3 項)。いずれの契約も著作者契約ではなく、出版者が自己の計算において行なう出版契約とは異なることが規定されている。

出版契約は、上演・演奏契約、視聴覚製作契約と同様に、書面において行なわれる必要がある（同 131-2 条）。著作者の権利を移転するに際しては、譲渡証書において、譲渡される各権利を個別的に記載する必要があり、かつ、その利用にあたって、範囲、用途、場所および期間を限定しなければならない（同 131-3 条 1 項）

また、フランス法では、将来の著作物の全面的な譲渡は原則として禁止されているが、出版契約において、著作者は、その将来の著作物の出版について、出版者に優先権を与えることが許されている（同 132-4 条 1 項）。この優先権の考え方は、出版者が新人作家を発掘するに際して投資のリスクを負う一方、将来においてその見返りとして著作物を利用することで得られる報酬が保証されるとする出版業界の古い慣行にもとづくものであり、出版契約に固有の当事者関係を考慮したものであるといえる<sup>331</sup>。

## （２）著作者の義務

出版契約は、出版契約に関する著作権法上の規定があるときはそれが適用されるが、とくに規定がない場合は、民法上の一般的な契約法の規定が適用されることになる。著作権二元論を採用しているフランス法において、著作権の譲渡を受けた権利承継人（著作権者）は、出版契約の当事者となりうる。その場合の出版契約の当事者は、著作権者と出版者ということになり、契約の内容は、契約自由の原則にしたがって両当事者の合意によって確定されることとなるが、このような出版契約の締結にあたっては、著作者本人の書面による同意が義務とされる（フランス知的所有権法 132-7 条 1 項）。

「著作者は、譲渡した権利の平穏な、かつ、別段の取決めがない限り排他的な行使を、出版者に保証しなければならない」（同 132-8 条 1 項）。そして、「著作者は、この権利を尊重させ、かつ、加えられるいずれの侵害に対してもこの権利を守る義務を負う」（同 132-8 条 2 項）。

出版契約を締結した後においても、当然のことながら著作者人格権は尊重され、著作者は公表権を享有しているだけではなく、著作物の公表後であっても、出版者に対して、著作物の修正および撤回権を行使することができる。ただし、出版者に損害が生じる場合は、著作者はその損害を事前に賠償することを条件として、この修正および撤回権を行使することができる（同 121-4 条）。

著作者は、出版者が著作物の複製物を製造・頒布することができる状態にしなければならず（同 132-9 条 1 項）、また、契約に規定する期間内に、出版の目的物を出版者に引き渡さなければならない（同 132-9 条 2 項）。その場合、別段の取決めがない限り、その出版の目的物の所有権は、著作者に帰属する（同 132-9 条 3 項）。

原稿の執筆が遅れるなどして、著作者がこの義務の履行を遅滞した場合、これは著作者の不履行による契約の解除理由に相当し、受領した前払い金を利息とともに返還

<sup>331</sup> Lucas, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, 3<sup>e</sup> éd., 2006, p. 489.



しなければならない。ただし、契約のなかに督促条項があるか、または遅延を出版者が黙認していると推測されるときは、この限りではないとされる<sup>332</sup>。

また、法律上の規定はないものの、著作者は、必要に応じて、出版者が要求する修正を行なう義務を負うことが慣行となっている。これとは逆に、著作者保護の観点から、著作者が出版者に対して修正権を行使することも許されると考えられているが、修正の内容が、小さなミス訂正にとどまらず、契約が想定している範囲を超えるような場合、修正に必要な費用は著作者が負担することになる<sup>333</sup>。

### (3) 出版者の義務

出版者は、著作物を出版する義務を負う。出版者は、出版契約において合意された条件、形式および表現方法にしたがって、著作物の複製物を製造する義務を負う（フランス知的所有権法 132-11 条 1 項）。ここで、出版とは一般大衆への伝達として定義づけられ、著作物の相当部数の製造の過程が含まれる<sup>334</sup>。著作者は、出版者が製造する義務を負う著作物を、出版者の利用提供に委ねる義務を負う。契約当事者は、権利の譲渡に含まれる利用方法を明確にしなければならないが、不明確である場合は、当事者の意思および契約慣行にしたがった解釈がなされることになる。

著作者は、著作者人格権として、公表権（同 121-2 条）のほかに、著作者であることを主張する権利（氏名表示権）と著作物の尊重を要求する権利（同一性保持権）を享有している（同 121-1 条 1 項）。この氏名表示権との関係において、出版者は、別段の取決めがない限り、著作者の氏名をその複製物に表示する義務を負い（同 132-11 条 3 項）、また、同一性保持権との関係において、出版者は、著作者の書面による許諾がない限り、著作物にいかなる変更も加えることができないことになっている（同 132-11 条 2 項）。

出版者は、特別の取決めがない限り、職業上の慣行によって定められる期間内に出版を実行しなければならない（同 132-11 条 4 項）、また、出版者は、職業上の慣行にしたがって、著作物の継続的な利用および商業的頒布を確保する義務を負う（同 132-12 条）。

期間を定めた出版契約について、出版者の権利（出版権）は、催告を必要とせずに、契約期間満了時に消滅する（同 132-11 条 5 項）。

出版者は、著作者に対し、著作物の複製物の部数等を報告する義務を負う一方で（同 132-13 条 1 項）、著作者は、契約に規定する特別の条件がない限り、製造された複製物の部数等を記した報告書の提出を出版者に請求することができる（同 132-13 条 2 項）。さらに、出版者は、著作者に対し、その報告書の正当性を証明するための証拠を提供

---

<sup>332</sup> Lucas, p. 494.

<sup>333</sup> Lucas, p. 496.

<sup>334</sup> Lucas, p. 497.

する義務を負う（同 132-14 条 1 項）。出版者が必要な証拠を提供しない場合には、出版者は、裁判官によってそれを強制される（同 132-14 条 2 項）。

出版者は、事前に著作者の許諾を得ない限り、出版契約の特権を第三者に移転することができない（同 132-16 条 1 項）。

出版契約は、出版者が複製物全部の破棄を行う場合には、一般法または前諸条に規定する場合とは関係なく、終了する（同 132-17 条 1 項）。また、著作者が適当な猶予期間を与えて出版者に催告したにもかかわらず、出版者が著作物の発行を行わず、または品切れの場合にその再版を行わない場合には、当然に解除が行なわれる（同 132-17 条 2 項）。さらに、著作者の死亡の場合において、著作物が未完成であるときは、契約は、出版者と著作者の権利承継人との間に合意がない限り、著作物の未完成の部分について解除される（同 132-17 条 4 項）。

#### 4 . 参考文献

- ・ Gautier, Propriété littéraire et artistique, 7<sup>e</sup> éd., 2010.
- ・ Pierrat, Le droit d'auteur et l'édition, 3<sup>e</sup> éd., 2005.
- ・ Lucas, Traité de la propriété littéraire et artistique, 3<sup>e</sup> éd., 2006..
- ・ 「欧州委員会理事会指令」駒田泰士 訳（著作権情報センター、1995 年）
- ・ 「外国著作権法令集（4）フランス編」大山幸房 訳（著作権資料協会、1985 年）
- ・ 「外国著作権法令集（18）フランス編」大山幸房 訳（著作権情報センター、1996 年）
- ・ 「外国著作権法令集（30）フランス編」大山幸房 訳（著作権情報センター、2001 年）
- ・ 「外国著作権法令集（40）フランス編」大山幸房 訳（著作権情報センター、2008 年）

## 資料

### フランス著作権法条文

#### (a) 出版者の権利

##### 第 123-4 条

- 1 遺著について、排他的権利の存続期間は、第 123-1 条に規定する期間とする。この期間の満了の後に公表される遺著については、排他的権利の存続期間は、発行の年に続く暦年の 1 月 1 日から起算して 25 年とする。
- 2 遺著が第 123-1 条に規定する期間の間に公表される場合には、遺著の利用権は、著作者の権利承継人に帰属する。
- 3 この期間の満了の後に公表が行われる場合には、利用権は、発行を行い、又は行わせる著作物の所有者（相続による、又はその他の資格における）に属する。
- 4 遺著は、それが以前に発行された著作物の部分のみを構成する場合を除き、別個独立した発行の対象としなければならない。遺著は、著作者の権利承継人が以前に発行された同一著作者の著作物についてなお利用権を享有する場合に限り、その著作物と結合することができる。

#### (b) 出版契約

##### 第 132-1 条

出版契約とは、精神の著作物の著作者又はその権利承継人が、その著作物の発行及び頒布を出版者が確保することを条件としてその著作物の複製物を多数製造し、又は製造させる権利を、一定の条件に従って、出版者と呼ばれる者に譲渡する契約をいう。

##### 第 132-2 条

- 1 いわゆる著作者勘定契約は、第 132-1 条に規定する出版契約を構成しない。
- 2 この契約によって、著作者又はその権利承継人は、出版者が契約に定める形式及び表現方法に従って著作物の複製物を多数製造し、並びにその著作物の発行及び頒布を確保することを条件として、取り決めた報酬を出版者に支払う。
- 3 この契約は、取決め、慣行及び民法典第 1787 条以下の規定によって規律される請負契約を構成する。

##### 第 132-3 条

- 1 いわゆる折半勘定契約は、第 132-1 条に規定する出版契約を構成しない。
- 2 この契約によって、著作者又はその権利承継人は、出版者が契約に定める形式及び表

現方法に従って自己の費用で著作物の複製物を多数製造し、並びに利用の利益及び損失を規定の割合で分担することを相互に締結した約束によって著作物の発行及び頒布を確保することを、出版者に委任する。

- 3 この契約は、損益参加組合を構成する。この契約は、民法典第 1871 条以下の規定に従うことを条件として、取決め及び慣行によって規律される。

#### 第 132-4 条

- 1 著作者が、明瞭に定めた分野のその将来の著作物の出版について、出版者に優先権を与えることを約束する約定は、適法とする。
- 2 この権利は、各分野ごとに、最初の著作物について締結される出版契約の署名の日から起算して 5 の新著作物に、又は同日から起算して 5 年の期間内に実現される著作者の製作に限定される。
- 3 出版者は、著作者による各最終原稿の引渡しの日から起算して 3 か月の期間内に、その決定を書面で著作者に知らせることによって、認められている権利を行使しなければならない。
- 4 優先権を有する出版者が、契約に定める分野において著作者が提示する 2 の新著作物を相次いで拒否した場合には、著作者は、その分野において製作する将来の著作物についての自由を、直ちにかつ当然に回復することができる。ただし、著作者がその将来の著作物について最初の出版者から前払い金を受け取っている場合には、著作者は、その前払い金の返済を前以て行わなければならない。

#### 第 132-5 条

契約は、利用の収益に比例する報酬を、又は第 131-4 条及び第 132-6 条に規定する場合には一括払いの報酬を、規定することができる。

#### 第 132-6 条

- 1 出版社の出版について、著作者の報酬は、次の各号に掲げる場合には、著作者が明示的に表明する同意を得て、初版について一括払いの報酬の対象とすることができる。
  - (1) 学術又は技術の著作物
  - (2) 詩文集及び百科辞典
  - (3) 序文、註解、序論、紹介文
  - (4) 著作物の挿し絵
  - (5) 限定豪華版
  - (6) 祈祷書
  - (7) 翻訳物について翻訳者の求めに応じて
  - (8) 廉価普及版

(9) 児童用廉価絵本

- 2 外国に定住する者若しくは外国に設立された企業に対する、又はそのような者若しくは企業による権利の譲渡も、一括払いの報酬の対象とすることができる。
- 3 新聞及びいずれかの種類の定期編集物において発行され、並びに通信社によって発行される精神の著作物について、請負契約又は労働契約によって情報企業に拘束される著作者の報酬も、一括払いとして定めることができる。

第 132-7 条

- 1 著作者本人の書面による同意が、義務とされる。
- 2 未成年者及び成年被後見人が締結した契約を規律する規定を害することなく、著作者がその同意を与えることが肉体的に不可能である場合を除き、著作者が制限能力者である場合であっても、同意が要求される。
- 3 前項の規定は、出版契約が著作者の権利承継人によって署名される場合には、適用されない。

第 132-8 条

- 1 著作者は、譲渡した権利の平穏な、かつ、別段の取決めがない限り排他的な行使を、出版者に保証しなければならない。
- 2 著作者は、この権利を尊重させ、かつ、加えられるいずれの侵害に対してもこの権利を守る義務を負う。

第 132-9 条

- 1 著作者は、出版者が著作物の複製物を製造し、及び頒布することができる状態にしなければならない。
- 2 著作者は、契約に規定する期間内に、通常の製造を可能とする形式で出版の目的物を出版者に引き渡さなければならない。
- 3 別段の取決めがない限り、又は技術的に不可能でない限り、著作者が提供する出版の目的物は、著作者の所有にとどまる。出版者は、製造の完了後 1 年の期間の間は、この目的物について責任を負う。

第 132-10 条

出版契約は、第 1 刷を構成する複製物の最低部数を表示しなければならない。ただし、この義務は、出版者が保証する著作権使用料の最低限を規定する契約については、適用されない。

#### 第 132-11 条

- 1 出版者は、契約に規定する条件、形式及び表現方法に従って製造を行い、又は行わせる義務を負う。
- 2 出版者は、著作者の書面による許諾がない限り、著作物にいずれの変更も加えることができない。
- 3 出版者は、別段の取決めがない限り、著作者の名前、変名又は印章を各複製物に表示しなければならない。
- 4 特別の取決めがない限り、出版者は、職業上の慣行によって定められる期間内に出版を実行しなければならない。
- 5 期間を定めた契約の場合には、譲受人の権利は、催告を必要とせず、期間の満了の時に当然に消滅する。
- 6 出版者は、この期間の満了後 3 年間は、協議が調わない場合に専門家の意見に従って定められる価格で在庫の複製物を買取することを著作者が選択しない限り、それらの複製物を通常価格で売りさばくことができる。ただし、最初の出版者に認められるこの権能は、30 か月の期間内に新しい出版を行わせることを著作者に禁止するものではない。

#### 第 132-12 条

出版者は、職業上の慣行に従って、著作物の継続的及び絶え間のない利用並びに商業的頒布を確保する義務を負う。

#### 第 132-13 条

- 1 出版者は、報告する義務を負う。
- 2 著作者は、契約に規定する特別の条件がない場合には、当該会計年度中に製造された複製物の部数を記載し、かつ、各刷の日付及び数量並びに在庫の複製物の部数を明記した報告書を出版者が提出することを、少なくとも 1 年に 1 回要求することができる。
- 3 反対の慣行又は取決めがない限り、この報告書は、出版者が販売した複製物の部数、偶然の事故若しくは不可抗力によって利用ができない、又は破棄された複製物の部数、並びに著作者に支払うべき、又は支払われた使用料の金額をも記載する。

#### 第 132-14 条

- 1 出版者は、その報告の正確性を証明するために適当ないずれの証拠をも著作者に提供する義務を負う。
- 2 出版者が必要な証拠を提供しない場合には、出版者は、裁判官によってそれを強制される。

#### 第 132-15 条

- 1 出版者の裁判による保護又は更生の手続は、契約の解除をもたらさない。
- 2 商法典第 621 の 22 条以下の適用を受けて活動が継続される場合には、著作者に対する出版者のいずれの債務も、尊重されなければならない。
- 3 前記の商法典第 621 の 83 条以下の適用を受ける出版企業の譲渡の場合には、譲受人は、譲渡人の債務について義務を負う。
- 4 企業の活動が 3 か月以上前から停止している場合又は裁判による清算が宣告される場合には、著作者は、契約の解除を請求することができる。
- 5 清算人は、その意思を配達証明付書留郵便で著作者に通知してから 15 日以後でなければ、前記の商法典第 622-17 条及び第 622-18 条に規定する条件に従って、製造された複製物の安売り又は売却を行うことはできない。
- 6 著作者は、複製物の全部又は一部について先買権を有する。合意がない場合には、買戻し価格は、専門家の意見に従って決定される。

#### 第 132-16 条

- 1 出版者は、事前に著作者の許諾を得ない限り、その商業資産とは別に、無償若しくは有償で、又は組合出資の方法で、出版契約の特権を第三者に移転することができない。
- 2 商業資産の譲渡の場合において、その譲渡が著作者の物的又は人格的利益を著しく害する性質のものであるときは、著作者は、契約を解除しても、なお補償を得る資格を有する。
- 3 出版の商業資産が組合によって利用され、又は共有に属する場合には、清算又は分割の結果として資産を旧組合員の 1 人又は共同共有者の 1 人に付与することは、いずれの場合にも、譲渡とはみなされない。

#### 第 132-17 条

- 1 出版契約は、出版者が複製物全部の破棄を行う場合には、普通法又は前諸条に規定する場合とは関係なく、終結する。
- 2 著作者が適当な猶予期間を与えて出版者に催告したにもかかわらず、出版者が著作物の発行を行わず、又は品切れの場合にその再版を行わない場合には、当然に解約が行われる。
- 3 出版者あての複製物の引渡しの 2 回の請求が 3 か月以内に果たされない場合には、その版は、品切れになったものとみなされる。
- 4 著作者の死亡の場合において、著作物が未完成であるときは、契約は、出版者と著作者の権利承継人との間に合意がない限り、著作物の未完成の部分について解除される。

「外国著作権法令集(40)フランス編」大山幸房 訳(著作権情報センター、2008年)  
より抜粋(一部改変)。



## 第6部 イタリア

### 1. 概要

イタリア現行著作権法は、1941年に制定された法律である。著作権法の体系は、基本的には、ドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国の著作権法体系とほぼ同様に、著作権は、「著作者の権利」として把握され、著作者人格権と、著作物の経済的利用権としての著作権で構成されている。

イタリア法では、著作権の保護に関する一般規定は民法典に置かれており、詳細に関しては特別法である著作権法に委ねることが規定されている（民法 2583 条）<sup>335</sup>。イタリア民法 2577 条および著作権法 12 条は、著作者の権利の内容である著作権（財産権）と著作者人格権について規定し、著作者は、その著作物を公表し、そして、法律に定められた範囲内におけるあらゆる方式および方法で、著作物の経済的効用をコントロールすることができる排他的権利を有し（民法 2577 条）、その著作物の著作者たることを主張する権利、また、著作者の名誉や声望を害するような変形、切除、その他の変更に対して異議を申立てる権利を有する。

イタリア法においては、ドイツ法やフランス法と同様に、直接的に「出版者の権利」に関する規定は置かれていないが、公有となった未発行の著作物、および文化的または学術的著作物の発行者に排他的利用権を認める規定が設けられるとともに、出版契約については、フランス法と同様に、著作権法のなかにその規定が置かれている（著作権法 118 条～135 条）。

EU 保護期間指令 4 条（未発行の著作物の保護）および 5 条（批評的および学術的発行者）にもとづく権利に関する規定は、ドイツ著作権法 70 条および 71 条の規定と同様に、いずれも著作隣接権として位置づけられている（イタリア著作権法 85 条の 3 および 85 条の 4）。

また、著作権法上の「出版契約」は、「著作者が、出版者の費用により、印刷によって知的著作物を発行する権利の行使を出版者に許与する契約」として定義づけられており、ドイツ法やフランス法と同様に、著作者保護の観点から契約の自由が制限され、契約内容や取決めが不明確である場合は、著作者に有利な解釈が採られることになっている。

<sup>335</sup> 著作権に関する規定は、イタリア民法典第 5 編労働、第 9 章知的著作物および工業的発明に対する権利のなかの第 1 節「文学上および芸術上の知的著作物に対する著作権」において、第 2575 条から第 2583 条までの 9 条にわたって置かれている。その内容として、創作性を有する科学、文学、音楽、造形美術、建築、演劇、映画等の知的著作物は、その表現の形式または態様のいかにかわらず著作権の目的となること（2575 条）、著作権は、著作物の創作によって取得されること（2576 条）、著作者は、その著作物に関する著作者人格権および排他的利用権を有すること（2577 条）、さらに実演家の権利（2579 条）などに関する一般規定が置かれており、そして、特別法である著作権法が、著作権保護の詳細を定めることを規定している（2583 条）。

出版契約において設定的に移転される権利が「出版権」ということになるが、イタリア著作権法において、「出版権」という概念は、ドイツ法やフランス法ほど明瞭に認識されているとはいえない。出版契約に関する規定は、「第1編 著作権の権利」、「第2編 著作隣接権」の次の「第3編 共通規定」のなかの「第2章 利用権の移転」に関する規定のなかに置かれており、出版権は、著作物の出版を行なうために、著作者から出版者に設定的に移転する権利であるとされてはいるものの、著作物の「利用権」の1つであるにすぎず、法令や概説書などにおいても、あえて「出版権」とは表現されていない。しかも、この出版契約によって移転された権利は、「反対の約定がないかぎり、…排他的権利であると推定される」と規定されていることから、この出版権は、原則として排他的権利であるが、契約における取決めにより、排他性を制限することが可能ということになる。このことから、イタリア法では、出版権の性質は、ア・プリオリに認識されるものではなく、あくまで契約の内容によって定まるものであると把握されていることがわかる。

## 2. 出版者の権利

イタリア法には、ドイツ法やフランス法と同様に、いわゆる「出版者の権利」を正面から定めた規定はない。EU 保護期間指令<sup>336</sup>を受けて著作権法が改正され、公有となった未発行著作物および文化的または学術的著作物について生じうる権利の保護に関する規定が設けられ（イタリア著作権法 85 条の3 および 85 条の4）、これらの著作物の発行者の権利は、著作隣接権として位置づけられている。学術的著作物については、その発行者ではなく、「作成者」に著作隣接権を認めているドイツ著作権法とは異なり、イタリア著作権法では、両方の著作物について、その「発行者」がその著作物の排他的利用権を取得すると規定している。これらの著作物の発行者の権利は、ドイツ法やスペイン法と同様に、著作隣接権として位置づけられていると理解することができる。

著作隣接権に関する規定のなかで、「著作者の経済的利用権消滅後に発行され、または公衆に伝達される著作物に関する権利」（第3章の2）として、「著作権の保護の消滅後、以前に出版されたことがない著作物を初めて適法に発行し、または公衆に伝達する者は、著作者が有する著作物の経済的利用権と同様の排他的利用権を享有する（同 85 条の3 第1項）。イタリア著作権法では、排他的な経済的利用権として、発行権、複製

<sup>336</sup> EU 保護期間指令 4 条（未発行の著作物の保護）

著作権の保護が満了した未発行の著作物を適法に発行し、または適法に公に伝達する者は、著作者の経済的権利と同等の保護を受ける。この権利の保護期間は、著作物が最初に発行され、または最初に適法に公に伝達された時から 25 年とする。

EU 保護期間指令 5 条（批評的および学術的著作物）

加盟国は、公有に帰した著作物の批評的および学術的出版物を保護することができる。この権利の最長の保護期間は、出版物が最初に適法に発行された時から 30 年とする

権、転写権、公の実演権、伝送権、頒布権、翻訳権および貸与権などの権利が規定されている。ただし、このような著作物の発行または公衆への伝達が著作者人格権を侵害するものであってはならない。そして、この排他的利用権の存続期間は、適法な最初の発行または適法な最初の公衆への伝達から 25 年である（同 85 条の 3 第 2 項）。

次に、「公有著作物の文化的および学術的な出版に関する権利」（第 3 章の 3）として、「公有にある著作物の文化的および学術的出版物を何らかの方法または手段で発行する者は、批評的または分析的評価から生ずる著作物の排他的利用権を有する」ことになる（同 85 条の 4 第 1 項）。これらの著作物の発行者およびその出版物について責任を負う者は、それについて名称を付する権利（氏名表示権）をも有するものと規定されている（同 85 条の 4 第 2 項）。これらの著作物の発行者には、著作物の経済的利用権とは別に、著作者人格権として氏名表示権が認められることになる。そして、公有となった未発行の著作物について認められる権利と同様に、公有著作物の文化的および学術的な出版に関する排他的権利の存続期間は、形式や手段を問わず、適法な最初の発行から 20 年までとされている（同 85 条の 4 第 3 項）。

### 3 . 出版契約

#### （ 1 ） 出版契約の内容

イタリア著作権法では、出版契約は、「著作者が、出版者の費用により、印刷によって知的著作物を発行する権利の行使を出版者に許与する契約」であると定義づけられている（イタリア著作権法 118 条）。著作者が、出版者に対して、出版者の経費負担により、著作権の対象となる知的著作物の印刷出版権を譲渡する契約であり、一般法にあたる民法の規定のほか、利用権の移転に関する一般規定（イタリア著作権法 107 条から 117 条）および著作権法 119 条～135 条に規定されている出版契約に関する特別規定によって規制される。

出版契約を定義づけている条文の文言からすると、ドイツ法やフランス法などと同様に、出版契約によって設定される出版権が著作者から出版者に移転すると構成されているが、イタリア著作権法では、ドイツ法のような絶対的な「出版権」は想定されておらず、出版に関する著作物の「利用権」の 1 つとして理解されている<sup>337</sup>。著作者から出版者に移転される利用権は、排他的権利であると推定されるにとどまり、当事者の書面による合意により、この排他性を排除することが可能である（同 119 条 2 項）。排他性のない権利の譲渡を受けた出版者は、債権的な効果を有する出版に関する許諾を得るにすぎない。

著作者人格権は譲渡することができないので、経済的利用権が譲渡された後であっ

<sup>337</sup> Trattato di Diritto Civile e Commerciale: Sanctis/ Fabiani, I Contratti di Diritto di Autore, 2<sup>a</sup> ed., 2007, p. 104.

ても、著作者に帰属するだけでなく、著作者による著作者人格権の行使を事前に放棄することは無効である（同 20 条）。また、利用権の譲渡を受けた者が、出版を目的として著作物に修正を加える場合は、事前に著作者に通知し、その確認を受けなければならない（同 22 条 2 項）。

複製技術の進歩にともない、出版契約が締結されたで、現行法上の権利に含まれない新しい利用形態が現われた場合、著作者保護の観点あるいは契約当事者の意思解釈から、契約には含まれていないものと解釈されることになる<sup>338</sup>。

出版契約の特徴は、出版者が著作物の出版行為を行なう権限を有するだけでなく、契約関係によって出版を行なう義務を負うことにある。出版行為は出版契約の本質的要素であり、出版義務の不履行は契約解除の原因となる（同 128 条）。

また、出版契約は、権利の設定的移転を伴う契約であり、経済的利用権の移転行為に包括されるので、著作者保護の観点から、契約は書面で行なわれる必要がある（民法 2581 条および著作権法 110 条）。権利の移転が書面で行なわれることにより、出版契約締結に関する両当事者の実際の意思解釈が可能となる。

出版契約は、版の数または期間を基礎として定めることができる（同 122 条 1 項）。版の数に関する契約は、完成原稿の引渡しの日から 20 年間に、1 つまたは 2 つ以上の版を製作する権利を発行者に与えるものとする（同 122 条 2 項）。版の数および各版の複製部数は、契約において定められるが（同 122 条 3 項）、定めがない場合、契約は、1 つの版について 2000 部を限度とするものと理解される（同 122 条 4 項）。期間に関する出版契約は、定められた期間内で出版者が必要と考える版の数を製作する権利を出版者に与えるものとする。その期間は原則として 20 年を超えてはならず、定めがない契約は無効である（同 122 条 5 項）。

## （2）将来創作される著作物

出版契約は、すでに完成している著作物のほかに、将来的に創作する予定の著作物も対象とすることができる<sup>339</sup>。その場合、創作された特定の著作物を引渡すという著作者の義務に対し、出版予定の著作物を制作するために創作活動を行なうという著作者の努力がその準備段階となることから、契約関係の構造が異なる。このような現実的な契約関係を受けて、著作権法は、著作者の創作の自由およびその将来的な創作活動の成果を利用する権限について、これを過度に制約するような条件から著作者を保護するために特別規定を設けている。すなわち、契約の対象が、未だ創作されていない著作物に関する場合、契約において、期限を定めることなく、著作者のすべての著作物を対象とする契約は無効であり（イタリア著作権法 120 条 1 項）、契約により、今後創作されるべき著作物についての排他的権利の譲渡契約においては、10 年を超え

<sup>338</sup> Sanctis/ Fabiani, p. 112.

<sup>339</sup> Sanctis/ Fabiani, p. 124.

る期間を設定することはできない(同 120 条 2 項)。さらに、創作される著作物は決定しているが、その引渡しの期限が定まっていないときは、出版者はいつでも司法当局にその期限を定めることを請求することができ、期間が定まっているときは、司法当局はその期限を延長することができる(同 120 条 3 項)。

### (3) 著作者の義務

著作者は、契約で定められた条件にしたがい、印刷に過度な困難を伴わず、経費をかけない形式により著作物を引き渡す義務を負う(イタリア著作権法 125 条 1 項)。著作物の引渡しは、出版者が著作物を入手する唯一の方法であり、出版契約においてとりわけ重要な意味を有する。引渡しの期限について、著作権法はとくに規定を設けておらず、当事者は契約のなかで期限を設定することができる。引渡しは、「契約により定められた条件にしたがい」行なわなければならない。

著作者が引渡した著作物は、契約の目的に合致するものでなければならず、また、契約で定められた条件に適合するものでなければならない。また、著作者は、出版者に対して、契約期間を通じて、許与された権利の平穏な享有を保障する義務を負う(同 125 条 1 項 2 号)。

著作者は校正刷を校正する義務を有する(同 125 条 2 項)。著作者は著作物が忠実に複製されたことを保証しなければならない。しかし、校正刷の校正は著作者の権利でもある。なぜなら出版する文章が著作者自身の思想に正確に一致していることを確認するのは著作者にとって有益であるからである。この利益は著作者人格権に包括される事項であり、著作者人格権は出版権が出版者に移転した後も変わることなく著作者に存続する<sup>340</sup>。

### (4) 著作者の修正権

原稿の引渡しから校正刷までの間に、著作物の修正や変更を必要とする事態が発生した場合、著作者は、著作物の特徴や用途が変わらないように配慮しながら、著作物を修正することができる。

この修正権は、著作権法 18 条 3 項に定められた権利であり、出版契約の規制において明確に適用されている。「著作者は、修正が著作物の性質や目的を変更しないこと、および修正によって生じる追加費用を負担することを条件として、著作物に相当と考える修正を加えることができる」(同 129 条 1 項)。著作者の加えた修正が、著作物の性質や目的を変更させる程度に及ぶ場合、出版者は、契約の解除を求めることができる。ただし、一方的に修正を削除すること、または更なる修正を加えることはできない。

---

<sup>340</sup> Sanctis/ Fabiani, p. 137.

この修正権は、著作者人格権的な性質を有する、著作者に固有の権利であるから、著作者の相続人が出版者に対して行使することはできない。著作者の同意を得ずに他者により加えられた修正が、著作者の名誉や声望を傷つけるような場合は、著作者人格権の侵害となりうる（同 20 条）<sup>341</sup>。

#### （ 5 ） 出版者の義務

出版契約により、著作者は、出版者に対して著作物の印刷出版権の行使を譲渡する。出版権の譲渡を受けた出版者は、著作物を出版する義務を負うことになる。すなわち、出版者は、「契約に定めがある場合には、原作に忠実に、かつ、善良な出版慣行の準則にしたがい、著作者の氏名を表示して、または無名もしくは変名の著作物として、著作物を複製し、販売する」義務を負う（同 126 条 1 号）。

また、出版者は、著作者に対して「合意した報酬」を支払う義務を有する（同 126 条 2 号）。報酬義務は、出版契約において必然的に生じる義務ではなく、当事者間において報酬の合意があった場合にのみ発生するものである。

出版契約は、著作者保護の観点から契約の自由が制限されている著作者契約であることから、出版者に譲渡された権利は、著作者の同意がなければ、第三者に移転することはできないことになっている（同 132 条）。

## 4 . 参考文献

- ・ Trattato di Diritto Civile e Commerciale: Sanctis/ Fabiani, I Contratti di Diritto di Autore, 2<sup>a</sup> ed., 2007.
- ・ Musso, Diritto di autore sulle opere dell'ingegno letteraire e artistiche, 2008.
- ・ Gutierrez, La Tutela del diritto di autore, 2<sup>a</sup> ed., 2008.
- ・ 「欧州委員会理事会指令」駒田泰土 訳（著作権情報センター、1995 年）
- ・ 「外国著作権法令集（3）アメリカ・イタリア編」大山幸房 訳（著作権資料協会、1985 年）

---

<sup>341</sup> Sanctis/ Fabiani, p. 138.

## 資料

### イタリア著作権法条文

#### (a) 出版者の権利

第3章の2 著作者の経済的利用権消滅後に発行され、または公衆に伝達される著作物に関する権利

##### 第85条の3

- 1 著作者人格権を侵害することなく、著作権の保護の消滅後、以前に出版されたことがない著作物を初めて適法に発行し、または公衆に伝達する者は、規定が準用される範囲において、この法律の第1編第3章第1節の規定によって与えられている利用権を有する。
- 2 前項に規定されている排他的利用権の存続期間は、適法な最初の発行または適法な最初の公衆への伝達から25年である。

第3章の3 公有著作物の文化的および学術的な出版に関する権利

##### 第85条の4

- 1 著作者人格権を侵害することなく、公有にある著作物の文化的および学術的出版物を何らかの方法または手段で発行する者は、批評的または分析的評価から生ずる著作物の排他的利用権を有する。
- 2 発行者と、前項に規定されている経済的利用権の権利者を拘束する契約関係を害することなく、文化的および学術的出版物について責任を負う者は、名称を付する権利を有する。
- 3 第1項に規定されている排他的権利の存続期間は、形式や手段を問わず、適法な最初の発行から20年とする。

#### (b) 出版契約

##### 第118条

著作者が、出版者の費用により、印刷によって知的著作物を発行する権利の行使を出版者に許与する契約は、諸法典に含まれる規定のほか、本章の一般規定および以下の特別規定によって規制される。

#### 第 119 条

- 1 契約は、契約時に効力をもつ法律によって規定される契約の範囲および期間について、著作者が出版に関して著作者に属する利用権の全部または一部を内容とすることができる。
- 2 反対の約定がないかぎり、移転された権利は排他的権利であると推定される。
- 3 将来の法律によって与えられる権利およびより広い範囲またはより長い期間の著作権保護を規定する将来の権利は、移転には含まれないものとする。
- 4 明示の約定がないかぎり、移転は、映画に翻案し、放送し、および機械的機器に録音することを含む、後に著作物になされる変更や改変の利用権には及ばないものとする。
- 5 反対の約定がないかぎり、利用権の 1 つまたは 2 つ以上の権利の移転は、第 1 編の規定にもとづき、その権利が同一種類の排他的権利に含まれる場合であっても、移転された権利には必ずしも従属しない他の権利の移転を含むものではない。

#### 第 120 条

契約がまだ創作されていない著作物に関する場合は、次の準則が適用される。

- (1) 期限を定めることなく、著作者が創作するすべての著作物またはある種類に属するすべての著作物に関する契約は無効である。
- (2) 雇用契約および労務契約を規制する規定を侵害することなく、創作される著作物についての排他的権利の移転に関する契約は、10 年を超える期間について効力は及ばない。
- (3) 創作される著作物は決定しているが、その著作物が引き渡される期間が定まっていない場合、出版者はいつでも司法当局にその期間を定めることを請求することができる。その期間が定まっている場合、司法当局はその期間を延長することができる。

#### 第 121 条

- 1 実質的で、独立性を有する部分が完成し、引き渡された後に、著作者が死亡し、または著作者が著作物を完成することが不可能である場合、出版者は、契約が取り消されたものとみなすか、あるいは、相当の報酬の支払いにより引き渡された部分に関するかぎり、契約が履行されたものとみなすかを選択する権限を有する。ただし、著作者が、著作物の全体が完成しなければ出版しないという意思を明示していた場合、または明示している場合、もしくはその意思が第 23 条に規定されている者によって明らかにされている場合はこのかぎりでない。
- 2 著作者またはその相続人の請求によって契約が取消されたときは、出版者が受けた損害について賠償責任を負わないかぎり、未完成著作物を他者に譲渡することはできない。



#### 第 122 条

- 1 出版契約は、版の数またはある期間を基礎として定めることができる。
- 2 版の数に関する契約は、完成原稿の引渡しの日から 20 年間に、1 つまたは 2 つ以上の版を製作する権利を発行者に与えるものとする。
- 3 版の数および各版の複製部数は、契約において定められるものとする。ただし、版の数および複製部数についても、またはそれにもとづく報酬についても選択的に定めることができる。
- 4 定めがない場合、契約は、1 つの版について 2000 部を限度とするものと理解される。
- 5 期間に関する出版契約は、定められた期間内で出版者が必要と考える版の数を製作する権利を出版者に与えるものとする。その期間は 20 年を超えてはならず、各版の最少の複製部数を定めるものとする。定めがないときは、契約は無効である。20 年間は、次に掲げる著作物の出版契約には適用されない。
  - ・ 百科辞典および辞書
  - ・ 産業上の利用のための見取り図、図面、装飾模様、図解、写真および類似の著作物
  - ・ 地図の著作物
  - ・ オペラの著作物および交響楽の著作物
- 6 両方の契約形式において、出版者は、版を適当と考える回数に分けて印刷することができる。

#### 第 123 条

著作物の複製物は、施行令の規定にしたがい、副署されなければならない。

#### 第 124 条

- 1 契約により複数の版が予定されている場合、出版者は、現行の版が品切れになりそうな時期を十分に前もって著作者に通知しなければならない。
- 2 出版者は、同時に、新版を継続して出版する意思があるか否かを著作者に表示しなければならない。
- 3 出版者が、新版を継続して出版しないことを明らかにした場合、または、新版出版の意思表示をしたが、その意思表示の通知から 2 年以内に出版しない場合、契約は取消されたものとみなす。
- 4 著作者は、出版者がそのことについて正当な理由を示さないかぎり、新版を出版しないことに対して損害賠償を請求する権利を有する。

#### 第 125 条

- 1 著作者は、次に掲げる事項について義務を負う。
  - (1) 契約で定められた条件により、および印刷に過度な困難を伴わず、経費をかけない

形式により著作物を引き渡すこと

- (2) 契約期間を通じて、許与された権利の平穏な享有を保障すること。
- 2 さらに、著作者は、慣行によって定められる条件にしたがい、印刷物の校正を行なう義務および権利を有する。

#### 第 126 条

出版者は、次に掲げる事項について義務を負う。

- (1) 契約に定めがある場合には、原作に忠実に、かつ、善良な出版慣行の準則にしたがい、著作者の氏名を表示して、または無名もしくは変名の著作物として、著作物を複製し、販売すること
- (2) 合意にもとづく報酬を著作者に支払うこと

#### 第 127 条

- 1 著作物の出版または複製は、契約で定める期間内に行なわれるものとする。この期間は、著作物の完全で、最終的な複製物の出版者への現実の引渡しの日から 2 年を越えることができない。
- 2 契約に期間の定めがないときは、著作物の出版または複製は、出版者に対する文書による請求後 2 年以内に行なわれるものとする。ただし、司法当局は、著作物の性質上その他特別の事情により正当と認められる場合は、より短い期間を定めることができる。
- 3 期間の定めを放棄する条項、または前記の最長期間を超える期間を定める条項は無効である。
- 4 2 年の最長期間は、編集著作物には適用しない。

#### 第 128 条

- 1 出版または複製の権利を取得した者が、契約または裁判によって定められた期間内に著作物を出版または複製しないときは、著作者は契約の取消しを請求する権利を有する。
- 2 司法当局は、前記の期間の 2 分の 1 を超えない範囲で、また、必要と認められるときは適当な保証を条件として、権利を取得した者に期間の延長を許可することができる。司法当局は、契約の取消しに関する判決を、契約の条項の部分だけに限定することもできる。
- 3 全部取消しの場合、権利を取得した者は、著作物の原本を返却しなければならず、また、相応な努力を払ったにもかかわらず、出版または複製が行なわれなかったことを明らかにしないかぎり、損害賠償義務を負う。

#### 第 129 条

- 1 著作物が印刷によって出版されるまで、著作者は、修正が著作物の性質や目的を変更しないこと、および修正によって生じる追加費用を負担することを条件として、著作物に相当と考える修正を加えることができる。
- 2 著作者は、新版に関しても同様の権利を有する。出版者は、新版の出版の前に、このことについて著作者の意見を聴かなければならない。当事者間に約定がないときは、修正を行なう期間は司法当局が定める。
- 3 著作物の性質上、新版の前に著作物を最新のもとする必要があるであり、かつ著作者がこれを拒否した場合は、出版者は、新版が他者の著作物であることを表示し、区別することを条件として、その他者に著作物を最新のものとするさせることができる。

#### 第 130 条

- 1 著作者の報酬は、反対の約定がないかぎり、販売された複製物の小売価格の一定割合で算出される収益の取り分とする。ただし、次に掲げる著作物の出版に関しては、著作者の報酬は、一括払いで支払うことができる。
  - ・ 辞書、百科辞典、詩文集その他の共同著作物
  - ・ 翻訳物、新聞および雑誌の記事
  - ・ 講演または講義
  - ・ 学術の著作物
  - ・ 地図の著作物
  - ・ 音楽の著作物またはオペラの著作物
  - ・ 造形美術の著作物
- 2 収益の取り分を規定する契約において、出版者は販売部数の年次報告を提出する義務を負う。

#### 第 131 条

出版契約において、小売価格は、著作者に通知した後に、出版者が定めるものとする。著作者は、出版者が定め、または変更した価格が著作者の利益または著作物の頒布を著しく害するおそれがあるときは、その価格に反対することができる。

#### 第 132 条

事業の移転の場合を除き、出版者は、著作者の同意を得ずに、取得した権利を他者に移転することはできない。ただし、事業の移転の場合、権利の移転が著作者の声望または著作物の頒布を害するおそれがあるときは、出版者は、その権利を移転することができない。

#### 第 133 条

定められた価格では著作物の十分な市場を見出すことができない場合、出版者は、残部を値引きし、または廃本として売却する前に、その価格で、または廃本として売却した場合に得られる金額を計算した価格で残部を引き取る意思があるかどうかを著作者に尋ねなければならない。

#### 第 134 条

出版契約は、次の場合に終了する。

- (1) 契約期間の満了
- (2) 著作物の出来がよくないために契約の履行が不可能な場合
- (3) 著作者が、著作物の完成前に死亡した場合。ただし、第 121 条の規定の適用を受ける。
- (4) 判決または法律の規定により、著作物を発行し、複製し、または市販することができない場合
- (5) 第 128 条に規定されている契約の取消しの場合または第 133 条に規定されている場合
- (6) 著作物が、本章第 5 節の規定にもとづいて市場から回収された場合

#### 第 135 条

- 1 出版者の破産は、出版契約の取消しの原因とはならない。
- 2 ただし、破産宣告から 1 年以内に、清算人が、出版事業を継続しない場合、または第 132 条に定められている条件で、他の出版者にその事業を移転しない場合、出版契約は、取消されるものとする。

「外国著作権法令集(32)イタリア編」三浦正広 訳(著作権情報センター、2003 年)より抜粋(一部改変)。

## 第7部 スペイン

### 1. 概要

スペインにおける著作権法制定の歴史は、フランスにおけるそれと並行している。フランスでは、フランス革命期に著作権法が制定され、その後、その著作権法を補充する形で個別的な法律が制定され、1957年にそれらの個別的な法律が統合されて「著作権法」が形成された。スペインにおいても、フランス革命の思想的な影響を受け、1810年以降に、国王令や制定法によって著作権法制度が整備されるようになり、1879年に個別の国王令や制定法が統合された著作権法である「知的所有権法」が制定される。スペインにおいて、著作権（作者の権利）は、著作隣接権なども含めて、「知的所有権（Propiedad Intelectual）」と呼ばれる。その後、スペイン内戦やフランコ総統による独裁政治体制を経た民主化の動きのなかで1978年に憲法が制定され、その民主的な憲法にもとづいて、1987年に知的所有権法が制定される。その後、情報技術の発達や著作物の利用形態の多様化に対応する著作権法の国際的ハーモナイゼーションの必要性により、EU指令にもとづく法改正がたびたび行なわれ、それらの改正法を統合する形で全面的に改正されたのが、1996年に制定された現行の知的所有権法ということになる。

歴史的には、フランス法の影響を強く受けており、イタリア法の構成と類似しているといえるが、理論的にはドイツ法の影響を受けていると評価することができる。作者の権利は、作者人格権と利用権で構成されている。作者人格権は、公表権、氏名表示権、著作物の作者であることを要求する権利、および著作物の無傷性に対する尊重を要求する権利（同一性保持権）を内容とし（同14条）また、排他的利用権として、複製権、頒布権、公の伝達権、変形権などの権利が規定されている（同18条～21条）。その他、追及権（同24条）、私的複製に関する報酬請求権（同25条）が設けられている。

出版者の権利については、ドイツ、フランス、イタリアなどの他のヨーロッパ諸国と同様に、直接的に、著作物の出版者に権利を認める規定は存在しないが、特定の出版物について、その発行者に排他的な権利を認めている。1993年のEU保護期間指令を受けて、公有となった未発行著作物の発行者の保護に加えて、著作権の保護対象とならない出版物の印刷配列やレイアウトの独自性が認められる場合には、その発行者に排他的な権利を認めている（同129条）。

また、出版契約についても、他のヨーロッパ諸国と同様に、著作者契約としての出版契約に関する規定が、スペイン知的所有権法58条～73条に置かれている。出版契約により、出版権が設定的に出版者に移転されることになるが、その出版権の性質は、ドイツ法のような絶対的な権利ではなく、イタリア法のように、権利の排他性は契約による当事者の合意によって定まることになる。

## 2. 出版者の権利

スペイン知的所有権法は、EU 保護期間指令 4 条にもとづいて<sup>342</sup>、公有に帰した未発行の著作物の発行者に、著作者と同様の利用権を認めてこれを保護するとともに、著作権法による保護を受けない著作物の発行者についても、特定の利用について排他的利用権を認めている（スペイン知的所有権法 129 条および 130 条）。

EU 保護期間指令 5 条に規定されている批評的および学術的出版物の保護については<sup>343</sup>、EU 加盟各国の国内法に委ねられており、スペイン知的所有権法には、これに関する規定はとくにみられない。

公有に帰した未発行著作物を適法に発行する者は、著作者に帰属した利用権と同一の利用権を享有することができる（同 129 条 1 項）。著作者の死後 70 年を経過して公有となった、これまで未発行の著作物を適法に発行する者は、著作物の著作者が享有していた排他的利用権を享有することになる。この排他的利用権とは、複製権（同 18 条）、頒布権（同 19 条）、公の伝達権（同 20 条）および変形権（同 21 条）を意味する。この発行者の権利は、著作物の適法な発行の時から 25 年間存続する（同 130 条 1 項）。

次に、著作物の保護期間が満了しているか否かにかかわらず、著作権法の保護を受けない特定の著作物の発行者についても排他的権利を付与しているのが、スペイン法の特徴である。すなわち、著作物における印刷配列やレイアウトなどが出版上の特徴として独自性を有すると認められる場合、その著作物の発行者は、当該出版物の複製、頒布および公の伝達を許諾する排他的権利を享有することができる（同 129 条 2 項）。

この権利は、発行後 25 年間保護されることになっている（同 130 条 2 項）。

これらの著作物の発行者の権利は、知的所有権法「第 2 編 その他の知的所有権」のなかで、実演家の権利、レコード製作者の権利および放送事業者の権利などと並んで、「特別な出版物の保護」として規定され、ドイツ法やイタリア法と同様に、著作隣接権として位置づけられていることがわかる。

---

<sup>342</sup> EU 保護期間指令 4 条（未発行の著作物の保護）

著作権の保護が満了した未発行の著作物を適法に発行し、または適法に公に伝達する者は、著作者の経済的権利と同等の保護を受ける。この権利の保護期間は、著作物が最初に発行され、または最初に適法に公に伝達された時から 25 年とする。

<sup>343</sup> EU 保護期間指令 5 条（批評的および学術的著作物）

加盟国は、公有に帰した著作物の批評的および学術的出版物を保護することができる。この権利の最長の保護期間は、出版物が最初に適法に発行された時から 30 年とする。

### 3 . 出版契約

#### ( 1 ) 出版契約の内容

スペイン知的所有権法においても、ドイツ法、フランス法あるいはイタリア法と同様に、出版契約は、著作者契約として位置づけられている。出版契約において、著作者またはその権利承継人は、出版契約にもとづいて、自己の著作物を複製する権利、および頒布する権利を、経済的な対価と引換えに、出版者に許与することになる。出版者は、合意した条件に遵うことを条件として、自己の計算および責任において、著作物を出版しなければならない(スペイン知的所有権法 58 条)。スペイン法においても、他の国の場合とほぼ同様に、著作者と出版者の間の出版契約において出版権が設定的に移転され、これにもとづいて、著作者は、出版者に対し、著作物の引渡義務を負い、出版者は、自己の計算において、著作物を出版する義務を負うものと構成されている。しかし、スペイン法における出版権(利用権)は、ドイツ法とは異なり、絶対的な排他的権利としては構成されておらず、イタリア法とほぼ同様に、権利の排他性は、出版契約における両当事者の合意により定められることになる。この出版権の排他性の有無は、出版契約において定められなければならない必要的記載事項となっている。

フランス法やイタリア法では、将来創作される著作物が出版契約の対象となりうるのに対して、スペイン法では、未だ完成していない、将来において創作される著作物を出版契約の対象とすることはできず、また、著作物の創作を含めた契約も出版契約の対象とはならないことになっている(同 59 条)。したがって、創作の委託契約あるいは請負契約等によって創作された著作物について、その著作者またはその権利承継人と出版者の間で出版契約が締結されることになる。

利用権の移転に関する契約は、著作者保護の観点から、すべて書面で行なわれる必要がある(同 45 条)。著作者契約として位置づけられる出版契約も、書面により作成されなければならない。また、その必要的記載事項として、利用権(出版権)の排他性の有無、地域的限定、出版される複製物の数量、複製物の頒布方法、著作者の報酬、初版の流通期間、および著作物の引渡し期限について、書面に記載しなければならないことになっている(同 60 条)。書面が作成されない契約や、書面が作成されていても上記 および に関する記載のない契約は無効となる(同 60 条 1 号 ~ 7 号)。

音楽または楽劇の著作物に関して、出版者に公の伝達権を許与する出版契約については、複製物の数量を明記していない場合であっても有効であるとするなどの例外規定が設けられている(同 71 条参照)。

## ( 2 ) 出版者の義務

出版者は、著作者人格権を害することなく、契約において定められた方法により、著作物を複製する義務を負い(知的所有権法 64 条 1 号) とくに取決めがないかぎり、出版の過程において、著作者に校正刷を提出しなければならない(同 64 条 2 号)。そして、出版者は、契約において定められた期間および条件にしたがって著作物を頒布する義務を負う(同 64 条 3 号)。

また、出版者は、契約において定められた額の報酬を著作者に支払う義務を負うとともに、製造、頒布および複製物の在庫に関する事項を明記した報告書を著作者に提出しなければならない(同 64 条 5 号)。さらに、植字および印刷作業が完了した場合において、契約にもとづいて出版された著作物の原作品(原稿)を著作者に返還する義務を負う(同 64 条 6 号)。

## ( 3 ) 著作者の義務

著作者は、複製を行なうための適切な形態、かつ合意された期間内に出版される著作物を出版者に引渡す義務を負う(知的所有権法 65 条 1 号)。著作者は、出版者に対し、当該著作物の著作者であること、そして、著作物の独創性ならびに出版者に許与された権利(出版権)の平穏な行使を保証する義務を負う(同 65 条 2 号)。さらに、別段の合意がない限り、著作者は校正刷に校正を行なう義務を負う(同 65 条 3 号)。

## ( 4 ) 著作者の修正権

著作者は、自らが本質的であると考え、著作物の性格や目的を変更しないこと、または出版費用を実質的に増大させないことを条件として、校正期間中に、著作物に修正を加えることができる(知的所有権法 66 条)。

## ( 5 ) 出版契約の解除

著作者は、出版者が合意された期限までに著作物を出版しない場合、出版者の義務(知的所有権法 64 条)を履行しない場合、あるいは、出版者が当該利用権(出版権)を第三者に譲渡した場合などにおいて、損害賠償請求権の行使とは別に、出版契約を解除することができる(同 68 条 1 項)。また、出版者が営業を停止し、または倒産手続が開始されたことにより著作物の出版作業を中断しているときは、司法当局は、著作者の申立により、再開時期を決定することができ、著作者の申立てがないときは、出版契約は失効する。

出版契約は、合意された期間の満了や、出版の目的に相当するすべての複製物の販売の終了などにより失効する。



#### 4 . 参考文献

- Mateos, Propiedad Intelectual, 2008.
- Steinhaus, Urhebervertragsrecht in Spanien in Vergleich zum deutschen Recht, 2005.
- 「欧州委員会理事会指令」駒田泰土 訳（著作権情報センター、1995 年）
- 「外国著作権法令集（22）スペイン編」大山幸房 訳（著作権情報センター、1998 年）

## 資料

### スペイン著作権法条文

#### (a) 出版者の権利

#### 第6部 特別な出版物の保護

#### 第129条（公有に帰した未発行著作物および保護されない著作物）

- (1) 公有に帰した未発行著作物を適法に公表する者は、その著作者に帰属したであろう利用権と同一のそれを享有する。
- (2) この法律の第1部の規定により保護されない著作物の発行者も、その印刷配列、レイアウトその他の出版上の特徴により独自性を有する限りにおいて、当該出版物の複製、頒布および公の伝達を許諾する排他的な権利を享有する。

#### 第130条（保護期間）

- (1) 第129条(1)に定める権利の保護期間は25年とし、著作物の適法な公表が行われた年の翌年1月1日から起算する。
- (2) 第129条(2)に定める保護期間は25年とし、発行が行われた年の翌年1月1日から起算する。

#### (b) 出版契約

#### 第58条（概念）

著作者またはその権利承継人は、出版契約に基づいて、自己の著作物を複製する権利およびそれを頒布する権利を、経済的な対価と引換えに、出版者に許与する。出版者は、合意した条件およびこの法律の規定に従うことを条件として、自己の会計および責任において、当該利用を行わなければならない。

#### 第59条（将来創作される著作物、著作物の創作委託および定期刊行物への寄与）

- (1) 将来創作される著作物は、この法律に定める出版契約の対象とすることができない。
- (2) 著作物の創作委託は、出版契約の対象としない。ただし、その支払について合意することができた報酬は、出版により著作者の下に生ずる報酬の前払金とみなす。
- (3) この章の規定は、契約の性質および目的に照らして適切である場合を除き、定期刊行物への寄与についても、適用しない。

#### 第 60 条（書面および最低限記載すべき内容）

出版契約は、書面により作成されるものとし、いかなる場合においても、次に掲げる事項を明記するものとする。

- 1 著作者が出版者に許与した利用権が排他的なものか否か
- 2 その地理的な限定
- 3 印刷により作成される全ての複製物および各回の印刷により作成される複製物の合意された最大および最小の数量
- 4 複製物の頒布方法ならびに著作物の検討およびプロモーションのために著作者に留保される複製物
- 5 この法律の第 46 条の規定に基づいて決定される著作者の報酬
- 6 初版（同時に最終の版である場合を含む。）を構成する複製物を流通させる期間（ただし、この期間は、著作者が著作物の複製を行うのに適した方法により当該著作物を出版者に引渡した時から、2 年を超えてはならない。）
- 7 著作者が自己の著作物の原作品を引渡す期限

#### 第 61 条（無効事由および欠缺の追完）

- (1) 書面を作成していない全ての契約ならびに第 60 条第 3 号および第 5 号により要求される事項を明記していない契約は、無効とする。
- (2) 第 60 条第 6 号および第 7 号に定める事項の欠缺が存するときは、契約当事者は、相互に欠缺事項を補う作業に従事しなければならない。合意が成立しない場合には、裁判所は、契約の事情、その履行における当事者の行為および慣行を考慮して、適切な期間および期限を決定するものとする。

#### 第 62 条（書籍の形態による出版）

- (1) 著作物が書籍の形態により出版されるときは、出版契約は、次に掲げる事項についても、明記しなければならない。
  - (a) 著作物が出版される言語
  - (b) 適当な場合において、出版者が著作者に支払うべき報酬の前払金
  - (c) 出版形態および、適当な場合において、書籍がその一部を構成する叢書
- (2) 著作物が出版される言語が明記されなかったときは、出版者は、もっぱら原典において用いられた言語により、当該著作物を出版する権利を享有する。
- (3) 出版契約が一の著作物の二以上の公定スペイン語（lenguas españolas oficiales）による出版を定めるときは、それらの言語のいずれか一による出版は、残余の言語による出版を行う義務を出版者から免除するものではない。

著作者が出版者に著作物を引渡した時から 5 年の間に出版者が契約に定める全ての言語による出版行わなかったときは、著作者は、著作物が出版されなかった言語について、

契約を解除することができる。

(4)(3)の規定は、スペイン領における外国の著作物の翻訳物についても、適用する。

#### 第 63 条（第 60 条第 6 号の例外）

第 60 条第 6 号に定める期間の制限は、次に掲げる種類の著作物の出版については、適用しない。

- 1 他人の著作物の選集、辞書、百科事典その他類似の編集物
- 2 序文、後書き、演出、導入部、注釈物、解説物および他人の著作物に関する説明

#### 第 64 条（出版者の義務）

出版者は、次に掲げる義務を負う。

- 1 著作者が同意していないあらゆる変更を施すことなく、著作者を確認する氏名、著名または記号を複製物の上に表示して、合意された形態において著作物を複製すること
- 2 別段の合意が存しない限りにおいて、著作者に校正刷を提出すること
- 3 定められた期間及び条件に従って、著作物の頒布に着手すること
- 4 著作物の継続的な利用およびその商業的頒布が職業上の慣行と合致していることを確保すること
- 5 定められた額の報酬を著作者に支払うことおよび報酬の額が相当であるときは少なくとも適切な決算が行われた年に一回は決算書の内容を著作者に提出すること。出版者は、製造、頒布および複製物の在庫に関する事項を明記した報告書を、著作者に提出するものとする。この目的のために、出版者は、著作者が要求するときは、相応の補助文書を、著作者に提出しなければならない。
- 6 植字および印刷作業が完了した場合において、契約に基づいて出版された著作物の原作品を著作者に返還すること

#### 第 65 条（著作者の義務）

著作者は、次に掲げる義務を負う。

- 1 複製を行う上で適切な形態においてかつ合意された期間内に出版に供される著作物を出版者に引渡すこと
- 2 出版者に対し当該著作物の著作者であることおよびその著作物の独創性ならびに出版者に許与された権利の平穏な行使を保障すること
- 3 別段の合意が存しない限りにおいて、校正刷に校正を施すこと

#### 第 66 条（著作物の内容の修正）

著作者は、校正期間中、自らが本質的であるとする修正を、当該修正が著作物の性格もしくは目的を変更しないことまたは出版に係る支出を実質的に増大させないことを条件として、著作物に施すことができる。出版契約は、いかなる場合においても、著作物全体に対する修正の最大百分率を定めることができる。

#### 第 67 条（複製物の廉価売却および廃棄の場合における著作物の権利）

- (1) 出版者は、複製物が最初に流通に付された時から 2 年が経過する前に、著作者の同意を得ることなく、版の全部を廉価で売却してはならない。
- (2) (1) にいう期間が経過した場合において、出版者が残余の複製物を廉価で売却することを決定したときは、出版者は、著作者が当該価格の割増金の支払と引換えに当該複製物を購入することまたは相当な額の報酬が支払われる場合に出版者により送り状に明記された額の 1 割を受領することのいずれかを選択できるように、著作者に適切に当該売却の通知を行うものとする。そのような選択権は、通知が著作者に到達した日から 30 日以内に、行使しなければならない。
- (3) (1) にいう期間が経過した場合において、出版者が残余の複製物を廃棄することを決定したときは、出版者は、著作者に当該廃棄の通知を行うものとし、著作者は、通知が行われた日から 30 日以内に、無償または有償で、複製物の全部または一部を自己に引渡すことを要求することができる。著作者は、当該複製物を商業的利用に供してはならない。

#### 第 68 条（解除）

- (1) 著作者は、次に掲げる場合において、この者のなしうる損害賠償請求を害することなく、出版契約を解除することができる。
  - (a) 出版者が合意された時点までにまたは合意された条件の下で著作物を出版しない場合
  - (b) 出版者が著作者の明示の要求にもかかわらず第 64 条第 2 号、第 4 号および第 5 号に定めるいずれかの義務に従わない場合
  - (c) 出版者がこの法律の第 67 条に定める要件を満たすことなく残余の複製物の廉価による売却または廃棄に着手した場合
  - (d) 出版者が著作者の同意を得ることなく第三者に自己の権利を許与した場合
  - (e) 一以上の版の出版が定められかつ従前の版の印刷が終了している場合において、著作者が要求した日から 1 年以内に出版者が次の版を製造しない場合。未販売の複製物の数が全印刷部数の 100 分の 5 以下であるとき、または 100 部以下であるときは、この条の目的上、版は出版されていないものとみなす。
  - (f) 著作物の複製が開始されておらずすでに支払われた前払金の返還が行われた限りに

において、出版社の清算または所有者の変更が行われる場合

- (2) 出版者が営業を停止しまたは倒産手続きが開始されたことにより著作物の利用が中断しているときは、司法当局は、著作者の申立により、そのような利用の再開時期を決定することができる。著作者の申立なきときは、出版契約は失効する。

#### 第 69 条（失効事由）

出版契約は、契約の失効に関する一般的な事由に加え、次に掲げる事由により失効するものとする。

- 1 合意された期間の満了
- 2 出版の目的に相当する全ての複製物の販売の終了
- 3 この法律の第 46 条(2)(d) により報酬がもっぱら一括払いで支払われることが合意された場合において、許与から 10 年の期間の満了
- 4 著作者が出版者に著作物の複製を行う地位を付与した日から 15 年の期間の満了

#### 第 70 条（失効の効果）

出版者は、特約が存しない限りにおいて、契約が失効した時から 3 年以内に、合意された頒布の形態の如何にかかわらず、自己が未だ占有することのできるいずれの複製物も処分することができる。著作者は、当該複製物の公の小売価格の 6 割もしくは専門家の意見により定められる額または通常販売価格の割増額により、当該複製物を購入することができる。

そのような処分は、失効した契約に定める条件になお従うものとする。

#### 第 71 条（音楽出版契約）

音楽または楽劇の著作物に関する出版契約で、出版者に公の伝達権をも許与するものについては、この章の規定に加え、次の規定を適用する。

- 1 当該契約は、複製物の数量を明記していない場合であっても、有効とする。ただし、出版者は、音楽出版業における確立された慣行に鑑み、合意された利用の通常の要求を満たす上で十分な数量の著作物の複製物を製造し、頒布するものとする。
- 2 交響曲および楽劇の著作物については、第 60 条第 6 号に定める期間は、5 年とする。
- 3 第 68 条(1)(c) ならびに第 69 条第 2 号、第 3 号および第 4 号の規定は、この種の契約については、適用しない。

#### 第 72 条（印刷検査）

各版に係る複製物の数量は、関係する業界部門からの聴取がなされた後政令に定めるであろう手続に従って、印刷検査に服するものとする。

出版者が上記の目的のために定められる要件に従わないときは、著作者またはその権

利承継人は、出版者の下に生じうるいかなる責任も害することなく、契約を解除することができる。

#### 第 73 条（契約の一般的条件）

著作者および出版者は、これらの者の知的所有権について責任を負う管理団体を通して、または、これらの者がそのような団体を有しないときは、これらの者を代理する法人を通して、この法律の規定に従うことを条件として、出版契約に関する一般的な条件について、合意することができる。

「外国著作権法令集(22)スペイン編」大山幸房 訳(著作権情報センター、1998 年)  
より抜粋(一部改変)。





## 第3編 各国の状況及び最新動向

昨今の電子書籍等の著作物の電子化の普及に伴い、現行の著作権に関する（出版者の権利や出版契約に関連する）法規制では不十分になってきていると予想されている。そこで現行の法律・規制の改正、訴訟（判例）、電子出版などに関する新しい動向を主に新聞や雑誌媒体等の文献、インターネット及びヒアリング等により調査を行った。（なお、参考となる資料は、今後の研究の資となるよう努めて多く抽出し、掲載に努めた。）

### 第1部 イギリス

#### 1 出版者の権利等の動向

イギリスでは、2006年に発表されたガウアーズ報告書を皮切りに、労働党政権下でデジタル時代を反映した新たな知的財産権や著作権に関する研究や政策提言が次々となされ、新たな制度作りの動きがあった。それらのうち、オンラインにおける著作権違反に対する罰則の強化や図書館におけるデジタル作品の貸出などは、デジタル・エコノミー法によって制度化された。しかしながら、2010年5月に保守党と自由民主党の連立政権となったことで、多くの計画が頓挫するとともに、また、旧政権が成立させたデジタル・エコノミー法についても一部見直しの動きがある。

以下に、2006年以降の知的財産権・著作権関連政策の動向について時系列で紹介し、その後2010年以降の保守党政権下における変更点について記載する。

#### 2006年知的財産制度に関するガウアーズ報告書

（The 2006 Gowers Review of Intellectual Property）<sup>344</sup>

##### （1）背景

ガウアーズ報告書とは、デジタル時代においてイギリスの知的財産制度がどのように機能しているのかを評価し、EUや国際的な知的財産権の保護政策と対比しながらイギリスにおける新たな制度設計を提案した報告書である。2005年に財務省からの委託を受けたアンドリュー・ガウアーズ氏<sup>345</sup>が中心となって作成し、2006年12月に最終報告書が発表された。

<sup>344</sup> HM Treasury [イギリス財務省] Gowers Review of Intellectual Property [知的財産制度に関するガウアーズ報告書]（2006年12月）

<sup>345</sup> 元フィナンシャルタイムズ編集者

## (2) 概要

本報告書では現行の知的財産制度の大幅な変更は不要としながらも、知的財産制度の強化、ビジネスの活性化、バランスの取れた柔軟な権利の確立のために知的財産や著作権に関する様々な提案を発表している<sup>346</sup>。

### ア 権利行使の強化に関する提案

- (ア) 民事の知的財産権の侵害に対する効果的・抑止的な制度の確立
- (イ) 有形世界における侵害よりも罰則が軽くなっているオンラインにおける知的財産権侵害に対する罰則を強化
- (ウ) 取引基準局 (Trading Standards) に著作権の侵害に対して強制執行を可能とする権限を付与

### イ ビジネスの活性化に関する提案

- (ア) イギリス及び海外のイギリス企業のために、知的財産に関する情報提供を促進
- (イ) 知的財産権訴訟においてコスト削減のために早期型訴訟 (Fast Track) の導入を検討
- (ウ) 統一共同体特許 (Community Patent, COMPAT) の創設を援助し、欧州における特許出願費用を低減化

### ウ バランスのとれた柔軟な権利の確立のための提案

- (ア) 権利者不明著作物 (Orphan works) の利用を可能にする制度作りを欧州委員会に提案
- (イ) 消費者が合法的に購入したコンテンツを、個人的に複製を作成することを限定的に許可 (CD から MP3 への複製作成など)
- (ウ) 知的財産権で保護されている対象について、研究機関や企業による研究例外を明確化
- (エ) 知的財産権で保護されている対象について、図書館が複製及びマスターコピーを作成することを可能にする

---

<sup>346</sup> 前掲、P. 4-5

### ( 3 ) 提案の制度化

ガウアーズ報告書における 54 の提案のうち、著作権に関する以下の提案については、市中協議書が 2008 年 1 月<sup>347</sup>及び 2009 年 12 月<sup>348</sup>に知的財産庁より発表され、それぞれについての方針が示された。

- ア 《提案》 1988 年著作権、意匠及び特許法 ( Copyright, Designs and Patents Act. : 以下、CDPA とする ) 第 35 及び第 36 条を改正し、放送物や印刷物の複製作成に関する例外措置を遠隔学習も含めるよう拡大すべき  
《方針》 第 35 条及び第 36 条の拡大を法制度化する ( 未実施 )
- イ 《提案》 法の発効後に公開された作品の形式変更 ( フォーマット・シフト ) のための限定的な私的複製のための例外を導入すべき  
《方針》 EU レベルでの議論を進める
- ウ 《提案》 研究例外を拡大し、全ての種類の作品を対象とすべき  
《方針》 CDPA 第 29 条の対象に録音物、映画及び放送物を含める ( 未実施 )
- エ 《提案》 図書館による形式変更及び全ての種類の作品の複製の作成を認めるべき  
《方針》 CDPA に新たに第 39 条 A 及び第 43 条 A を設け、図書館による未発行及び発行された録音物と映画の複製作成を認める。また、第 43 条の対象に未発行の作品も含める。さらに、第 42 条を変更し、保存目的で複製の複製を作成することを認める。( 未実施 )
- オ 《提案》 パロディに関する著作権の例外を認めるべき  
《方針》 現状のままとし、例外は認めない

### デジタル・ブリテン ( Digital Britain )

#### ( 1 ) 背景

デジタル・ブリテンとは、デジタル分野の更なる発展を促進することを目的としてビジネス・イノベーション・技能省と文化・メディア・スポーツ省が合同で推進した行動計画である。2009 年 6 月に最終報告書であるデジタル・ブリテン白書 ( Digital Britain White Paper )<sup>349</sup>を発表し、イギリスが情報通信セクターにおいて世界最先端となるための主要目標を提示した。

<sup>347</sup> Intellectual Property Office [ 知的財産庁 ] Taking forward the Gowers Review of intellectual property; proposed changes to copyright exceptions [ 著作権法改正の改正提案に関する市中協議書 ] ( 2009 年 1 月 )

<sup>348</sup> Intellectual Property Office [ 知的財産庁 ] Taking Forward the Gowers Review of Intellectual Property: Second Stage Consultation on Copyright Exceptions [ 著作権法改正の市中協議書 ] ( 2009 年 12 月 )

<sup>349</sup> Department for Business, Innovation and Skill [ ビジネス・イノベーション・技能省 ] Digital Britain Final Report [ デジタル・ブリテンの最終報告書 ] ( 2009 年 6 月 )

## (2) 概要

デジタル・ブリテン白書では、以下の4点を柱として基本行動計画を推進することが提唱された。

- ア コミュニケーション基盤の近代化
- イ デジタル社会におけるクリエイティブ産業を活性化するための法的フレームワークの構築
- ウ 全ての国民によるデジタル経済及び社会への参加
- エ 政府の近代化とデジタル情報利用の向上及び公的サービス提供におけるデジタル化の推進

## (3) 特記事項

ガウアーズ報告書以降、デジタル化が促進し時代に適合する著作権政策の策定が必要となった。そこで、下記に記述する知的財産庁による著作権戦略が2008年12月にスタートし、その中で著作権法全体の議論がなされているが、著作権分野においてより直近で国内にフォーカスした課題については、デジタル・ブリテン白書においても提案がなされている。

### ア 著作権保護の強化

イギリス情報通信庁 (Office of Communications : Ofcom<sup>350</sup>) に対して、出版に限らず、音楽や映画など全ての著作物を対象として、著作権の違法行為を取り締まる権限を付与することを提案している<sup>351</sup>。

### イ 権利者不明著作物

権利者不明著作物の利用に関する効果的なフレームワーク作りの促進のために、商業スキームによる権利者不明著作権の利用を制度化することを提案<sup>352</sup>。一定の条件のもと政府からの許可を得ることで、権利者の同意なしに著作物を利用することを可能とする。

<sup>350</sup> イギリスにおける電気通信・放送等の規律・監督を行う規制機関

<sup>351</sup> 前掲、P. 111-112

<sup>352</sup> 前掲、P. 116

## ウ オンラインの著作権侵害に対する罰則の強化

ガウアーズ報告書において提案された CDPA 第 107 条を改訂し、有形世界における著作権侵害に対する罰則よりも軽くなっているオンライン上の著作権侵害に対する罰則を強化する。

### (4) 提案の制度化

デジタル・ブリテン白書において提案された制度化の提案の一部は、2010 年 6 月に発効した 2010 年デジタル・エコノミー法に含まれている<sup>353</sup>。

## 2009 年デジタル時代に向けた著作権戦略

( A Copyright Strategy for Digital Age 2009 )<sup>354</sup>

### (1) 背景

2008 年 12 月に長期的でデジタル時代を反映した著作権システム作りのための戦略の策定が開始され、2009 年 10 月に知的財産庁によって「デジタル時代に向けた著作権戦略」が発表された。ガウアーズ報告書及びデジタル・ブリテン白書がイギリス国内における知的財産システムの一層の向上であったことと比較して、本戦略はよりグローバルな視点で著作権の経済的な目的について論じている。

### (2) 概要

本戦略においては、以下の 5 点を今後の政府の方針としている。

- ア 著作物の作者のために、著作物の利用に関する新たな契約モデルと規定の啓蒙および著作権保護の強化を通じて、公平な著作権の取扱いをサポートする
- イ 著作権者<sup>355</sup>のために、新たなビジネスモデル開発の促進、ライセンスングプロセスのモデル化および著作権に関する保護制度の啓蒙を通じてその成長を助成する
- ウ 消費者のために、法的に購入した著作権物の法的な非営利利用や著作権が切れた書籍などの権利者不明著作物へのアクセス向上を通じてデジタル時代の恩恵が十分享受できるようにする
- エ 教育機関や研究機関のために、著作物へのアクセスを向上し、著作権及び契約関

<sup>353</sup> 詳細は、後述の「デジタル・エコノミー法」を参照

<sup>354</sup> Intellectual Property Office [ 知的財産庁 ] A Copyright Strategy for the Digital Age 2009 [ デジタル時代に向けた著作権戦略 ] ( 2009 年 10 月 )

<sup>355</sup> 出版者やレコード会社など、著作権の利用が許可されている個人や団体を指す。

連の諸問題を解決し、著作権に関する例外を認めることでこれらの機関を援助する

オ 産業と他の利用者のために、著作権のライセンスプロセスの向上と新たなビジネスモデルの開発促進を通じて、著作権システムの簡潔化を図る

### (3) 特記事項

上記政府の方針のうち、特に新たな契約モデルと権利者不明著作物に関する提案内容は以下の通りである。

#### ア 新たな契約モデル

本戦略の中で著作権と契約について、作者と出版者の間に不均衡な力関係が存在し、作者が契約によって出版者に著作権を譲渡する例が多く見られると指摘している。そのため、著作物が絶版になった場合でも、作者には著作物を利用することができない。このような現行の商慣習は望ましくないものとし、著作権の譲渡契約のほか、出版者に著作権の利用を許可し、絶版になった場合などには著作権を再取得できるライセンス契約及び規定のモデル化を進めることを提案している。

#### イ 権利者不明著作物

デジタル・ブリテンで提案された権利者不明著作物を利用するための法的スキームについては、利用団体が著作権の保有者を入念に搜索し、且つ、著作権者が現れた際の償還規定を設けることを条件に、文化機関や営利団体が現在利用不可となっている多くの作品にアクセスすることを可能にすべきとしている。政府がライセンスを付与することによって権利者不明著作物の利用を可能にするのが制度の概観であるが、具体的なライセンス期間などは今後の市中協議等を経て決定される。

### (4) 提案の制度化

契約モデル及び権利者不明著作物に関する市中協議がなされないまま 2010 年に政権が交代したため、提案は制度化されていない。

## ■ 2010年デジタル・エコノミー法 ( Digital Economy Act 2010 )<sup>356</sup>

### ( 1 ) 背景

デジタル・ブリテン白書を受けて、2010年4月に議会を通過したのが2010年デジタル・エコノミー法である。労働党のブラウン首相による議会の解散宣言後、後片付け段階 ( Wash-up period ) と呼ばれる数日間のうちに十分な議論がないまま成立したため、その内容については反対意見も多い。

### ( 2 ) 概要

デジタル・エコノミー法が取り扱う内容は幅広いが、著作権に関する規定は以下の通りである。

- ア 第1条～18条 Ofcom にインターネット上の海賊行為防止に関するガイドライン制定の権限を与え、違法にダウンロードする者に対する警告及びインターネット利用の禁止権限を与える。
- イ 第42条 CDPA 第107条及び第198条を改訂し、オンラインにおける著作権侵害行為は5万ポンド以下の罰金とする。
- ウ 第43条 1979年公貸権法第5条 ( 2 ) 及び CDPA 第40条 A ( 1 ) を改訂し、図書館によるオーディオブックや電子書籍等のデジタル作品の貸与を可能にする。

## 2 その他の最新動向

イギリスでは政権が交代すると、それまでの政策の多くが議論半ばにして破棄されるという現象がおこる。著作権関連の政策も例外ではなく、政権交代以前に法律として成立しなかった提案の多くについて今後継続した議論が行われるかは不透明な状況である。

デジタル・エコノミー法において制定された違法なダウンロードに対する強制措置については、BT や Talk Talk といったインターネットプロバイダーからの訴えを受け、現在高等法院にてその合法性について審査中であり<sup>357</sup>、ハント文化担当大臣が Ofcom に実行の可能性を検討するよう求めている。

知的財産庁は、2010年11月からイギリスにおける知的財産システムを評価するため

<sup>356</sup> Digital Economy Act 2010 [ 2010年デジタル・エコノミー法 ] ( 2010年8月 )

<sup>357</sup> BBCニュース、2010年11月10日配信「Net providers get Digital Economy Act judicial review」  
BBCニュース、2010年11月10日配信「Government to rethink Digital Economy Act's web blocks」

の6ヶ月間のプログラムを実施している<sup>358</sup>。本プログラムがこれまでの議論をどの程度踏襲するかは現在のところ不明である。

現政権では、保守党党首であるキャメロン首相の提案をきっかけとして、政府による委託を受けた有識者による報告書(Independent Review)が準備されている。この報告書は2011年3月に公表が予定されており、2010年12月10日にCall For Evidence<sup>359</sup>が発表され、証拠書類の募集がなされている。フェアユース制度の検討や、イギリスの著作権フレームワークがデジタル産業のニーズを満たしているかどうかなどが問われており、各種の団体がCall For Evidenceに対して意見を提出する動きを見せている。

2011年3月に公表されたビジネス・イノベーション技能省による経済成長プラン(Growth Plan<sup>360</sup>)は、税制上の優遇措置や各種規制の緩和による起業や事業発展の促進、競争力のある労働力養成のための教育施策などを含み、イギリスの経済的国際競争力の向上を図るものだが、デジタル産業の発展促進の観点から当報告書の委託についても触れている。このプランでは、権利者不明著作物の利用や著作権許諾手続きの簡素化により業界の負担軽減を図ること<sup>361</sup>や、著作権者の利益が、先進技術をもってコンテンツ制作などを行うデジタル産業の投資や、ビジネスの機会を阻むことがないようにする必要があり、と述べている。

### 3 参考資料

- ・ HM Treasury [イギリス財務省] “Gowers Review of Intellectual Property” [知的財産制度に関するガウアーズ報告書] (2006年12月)  
イギリス出版局ウェブサイト：  
<http://www.official-documents.gov.uk/document/other/0118404830/0118404830.pdf>  
2011年3月閲覧
- ・ Intellectual Property Office [知的財産庁]、Taking forward the Gowers Review of intellectual property; proposed changes to copyright exceptions [著作権法改正の改正提案に関する市中協議書] (2009年1月)  
<http://www.ipo.gov.uk/consult-copyrightexceptions.pdf> 2011年3月閲覧

<sup>358</sup> Independent review launched to ensure IP system promotes growth [経済成長に向けた知的財産システム評価の報告書] (2010年11月4日公表)

<sup>359</sup> 知的財産庁ウェブサイト：<http://www.ipo.gov.uk/ipreview/ipreview-c4e/ipreview-c4e-copyright.htm> (2011年3月閲覧)

<sup>360</sup> Growth Plan HM Treasury ウェブサイト掲載：[http://cdn.hm-treasury.gov.uk/2011budget\\_growth.pdf](http://cdn.hm-treasury.gov.uk/2011budget_growth.pdf) (2011年3月閲覧) p99,原文は下記。

“2.219 D&CI rely on a strong Intellectual Property (IP) regime. However, the interests of IP holders need to be balanced against those of potential innovators, protecting incentives to invest in content, without damaging innovation and opportunities for new entrants. That is why the Government has commissioned an independent review by Professor Hargreaves addressing these issues, which will report to the Government in April 2011.”

<sup>361</sup> 同 Plan p100, 2.225



- Intellectual Property Office [ 知的財産庁 ]、Taking Forward the Gowers Review of Intellectual Property: Second Stage Consultation on Copyright Exceptions [ 著作権法改正の市中協議書 ]( 2009 年 12 月 )  
<http://www.ipo.gov.uk/consult-gowers2.pdf> 2011 年 3 月閲覧
- Department for Business, Innovation and Skill [ ビジネス・イノベーション・技能省 ]、Digital Britain Final Report [ デジタル・ブリテンの最終報告書 ]( 2009 年 6 月 )  
<http://www.bis.gov.uk/assets/biscore/corporate/docs/d/digital-britain-final-report.pdf> 2011 年 3 月閲覧
- Intellectual Property Office [ 知的財産庁 ]、© the way forward: A Strategy for Copyright in the Digital Age [ デジタル時代に向けた著作権戦略 ]( 2009 年 10 月 )  
<http://www.ipo.gov.uk/c-strategy-digitalage.pdf> 2011 年 3 月閲覧
- Strategic Advisory Board for Intellectual Property Policy [ 知的財産政策に関する戦略諮問評議会 ]、The Relationship Between Copyright and Contract Law [ 著作権と契約法の関係 ]( 2010 年 6 月 )  
 知的財産庁ウェブサイト <http://www.ipo.gov.uk/ipresearch-relation-201007.pdf>  
 2011 年 3 月閲覧
- Digital Economy Act 2010 [ 2010 年デジタル・エコノミー法 ]( 2010 年 8 月 )  
 国立公文書館ウェブサイト：<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/24/contents>  
 2011 年 3 月閲覧
- Department for Business, Innovation and Skill [ ビジネス・イノベーション・技能省 ]、DIGITAL ECONOMY BILL - PUBLIC LENDING RIGHT : FACTSHEET [ デジタル・エコノミー法案 公共貸与権のファクトシート ]( 2009 年 11 月 )
- Intellectual Property Office [ 知的財産庁 ]、Copyright in a digital world – what role for a Digital Rights Agency?[ デジタルワールドにおける著作権 デジタル権利エージェンツの役割は何か ]  
<http://www.ipo.gov.uk/digitalbritain.pdf> 2011 年 3 月閲覧
- Copyright the Future: developing a copyright agenda for the 21<sup>st</sup> century – Submission to the UK Intellectual Property Office by the Publishers Association  
 [ 著作権の将来性：21 世紀に向けた著作権のアジェンダ作成 出版社協会が知的財産権庁へ提出 ]( 2009 年 2 月 )  
 知的財産庁ウェブサイト：<http://ipo.gov.uk/responses-copyissues-pubassoc.pdf>  
 2011 年 3 月閲覧

- Independent review launched to ensure IP system promotes growth [ 経済成長に向けた知的財産システム評価の報告書 ]( 公表日 : 2010 年 11 月 4 日 )  
知的財産庁ウェブサイト :  
<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2010/press-release-20101104.htm> 2011 年 3 月閲覧
- BBC ニュース、2010 年 11 月 10 日配信 「 Net providers get Digital Economy Act judicial review 」 <http://www.bbc.co.uk/news/technology-11724760> 2011 年 3 月閲覧
- BBC ニュース、2010 年 11 月 10 日配信 「 Government to rethink Digital Economy Act's web blocks 」 <http://www.bbc.co.uk/news/technology-12334075> 2011 年 3 月閲覧

## 第2部 オーストラリア

### 1 最新動向

#### (1) 電子書籍とデジタル著作権管理 (DRM: Digital Rights Management) システムへの取組

2000年に、オーストラリア作家協会 (Australian Society of Authors) とテクノロジーシステム会社の IPR Systems の共同事業として、IPR Systems からの資金提供でデジタル著作権管理システムを開発した。デジタル化した著作物を OzAuthors というサイトにアップロードし、インターネットを通して新たな読者を獲得するとともに著作権管理を行った。2000年6月から2001年6月までの1年間で電子書籍を100冊発行した。売り上げの29-34%をサービス利用料とし、66%を著作権者が受け取るシステムで、作者は売り上げレポートにアクセスして売り上げ状況を確認することができた。この試みは2000年2月にスタートしたが、2002年には資金不足によりサービス終了となった。この試みについては、同協会が発行している『Between the Lines: A Legal Guide for Writers and Illustrators』や『Digital rights management and content development』で紹介されているほか、以下のサイトでも情報が得られる。

<http://www.ipoz.biz/News/eNews6.htm>

また、以下のデジタル著作権管理についてのページ<sup>362</sup>でも言及されている。

<http://www.dlib.org/dlib/june01/iannella/06iannella.html>

#### (2) デジタルオブジェクト識別子 (DOI: Digital Object Identifier) の導入<sup>363</sup>

著作権者の著作権を管理する非営利企業である著作権エージェント (Copyright Agency Limited、以下「CAL」とする) を中心にデジタルオブジェクト識別子 (以下、「DOI」とする) が導入された。CAL は、2002年にDOIの国際組織である International DOI Foundation (IDF) から、オーストラリアにおける Digital Object Identifier Registration Agency (DOI 登録エージェント) として認定されている。DOI 導入によりデジタルコンテンツへの取り組みが進んだ。また、CAL は、オーストラリア作家協会や国立図書館などと共同で絶版になった著作物のデジタル化も進めている。

<sup>362</sup> D-lib Magazine (<http://www.dlib.org/>) に掲載。1995年7月創刊。電子図書館に関する研究、開発についての月刊誌。

<sup>363</sup> DOI ウェブサイト: <http://www.doi.org/news/020423-CAL.html> (2011年3月閲覧)

### ( 3 ) iBookstore 提供開始による電子書籍市場への影響<sup>364</sup>

2010年11月3日にアップル社のiBookstoreがオーストラリアでサービスを開始した。絶版となった書籍だけでなく新刊書も低価格で扱うことから、当初はローカル市場にとって脅威と見られていたが、著作権者にとっては海外流通のための市場機会になると捉えるようになった。

## 2 参考資料

- Review of technological protection measures exceptions[ 連邦議会によるデジタルコンテンツの著作権に関する提言書 ]( 2006 年 2 月 )  
連邦議会ウェブサイト：  
<http://www.aph.gov.au/house/committee/laca/protection/report/front.pdf> 2011 年 3 月閲覧
- Berne Convention [ ベルヌ条約 ]  
WIPO ウェブサイト：<http://www.wipo.int/treaties/en/ip/berne/index.html>  
2011 年 3 月閲覧
- アメリカとの自由貿易協定における知的所有権に関する情報  
外務通産省ウェブサイト：[http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us\\_fta/guide/17.html](http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us_fta/guide/17.html)  
[http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us\\_fta/outcomes/08\\_intellectual\\_property.html](http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us_fta/outcomes/08_intellectual_property.html)  
2011 年 3 月閲覧
- Copyright and cultural heritage : preservation and access to works in a digital world  
( デジタル化に伴う著作権について地域別の動向を解説 )  
Cheltenham : Edward Elgar ( 2010 年 )
- Cyber law in Australia  
( オーストラリアにおける著作権と電子データの関係、データ保護、電子商取引に関する法律について解説 )、Alphen aan den Rijn, The Netherlands: Kluwer Law International ; Frederick, MD : Sold and distributed in North, Central, and South America by Aspen Publishers ( 2010 年 )
- An update on copyright law ( 著作権法改正に関する解説 )  
Sydney : Continuing Professional Education Dept. of the College of Law ( 2010 年 )
- Caenegem, William van 著、Intellectual property law in Australia ( 知的財産権および著作権法について解説 ) Austin : Wolters Kluwer law & Business ( 2010 年 )

---

<sup>364</sup> ( 豪 ) SMH 紙ウェブサイト ( 2010 年 3 月閲覧 )

2010 年 11 月 3 日配信記事

<http://www.smh.com.au/digital-life/tablets/apple-finally-opens-ibookstore-in-australia-20101103-17dd4.html>

2010 年 11 月 4 日配信記事

<http://www.smh.com.au/entertainment/books/local-ebook-market-chaos-20101103-17e4p.html>

- Hudson, Emily 著、Copyright and cultural institutions : guidelines for digitization  
( デジタル化に伴う著作権について解説 ) Parkville, Vic. : CMCL ( 2005 年 )
- Economic perspectives on copyright law : research paper  
( 経済的な見地で著作権法を検証 )  
Strawberry Hill, N.S.W. : Centre for Copyright Studies ( 2003 年 )
- Baird, Julia 著、Copyright and the internet ( 著作権とインターネットの関係について  
解説 ) Pyrmont, N.S.W. : Lawbook Co. ( 2001 年 )
- Baulch, Libby 著、Websites & copyright : a practical guide  
( コンピューターファイルおよびオンラインコンテンツと著作権法について解説 )  
Redfern, N.S.W. : Australian Copyright Council ( 2001 年 )
- Simplification of the Copyright Act 1968 ( 1968 年著作権法についての解説 )  
The Committee ( 1999 年 )
- Golvan, Colin 著、Copyright : law and practice  
( オーストラリアの著作権ならびに出版契約について解説 )  
Annandale, N.S.W. : Federation Press ( 2007 年 )
- Copyright collection ( 電子データ処理と著作権の関係ならびに利用規約について解説 )  
St Leonards, N.S.W. : The Continuing Professional Education Department of the College of  
Law ( 2005 年 )
- Bill Cope, Dean Mason 著、Markets for electronic book products ( 電子ブックの発行に  
関する新技術の事例分析 ) Common Ground Publishing ( 2002 年 )
- Bill Cope, Dean Mason 著、Digital book production and supply chain management  
( 出版業界における電子取引およびシステムについて解説 )  
Common Ground Publishing ( 2002 年 )
- Bill Cope, Robin Freeman 著、Digital rights management and content development  
( 電子著作権管理に関する解説と事例分析 )  
Common Ground Publishing ( 2001 年 )
- Bill Cope, Dean Mason 著、Creator to consumer in a digital age: Australian book  
production in transition ( デジタル化に伴う今後の出版業界や著作権について解説 )  
Common Ground Publishing ( 2001 年 )
- Australian Book Contracts (4th Edition) ( 電子著作権を含む出版契約について解説 )  
Keesing Press, Australian Society of Authors
- Lynne Spender 著、Between the Lines: A Legal Guide for Writers and Illustrators  
( 電子著作権を含む出版契約について解説 )  
Keesing Press, Australian Society of Authors
- E-books: Royalties and Contracts ( 電子ブックの出版契約について解説 )  
Australian Society of Authors

- Model Publishing Agreement Template ( 電子著作権を含む出版契約の契約書の見本 )  
Australian Society of Authors

## 第3部 アメリカ

### 1 出版者の権利等の動向

出版に関しては、著作権法等においてロイヤルティ支払い義務や支払設定に係る規定<sup>365</sup>は定められていない。全米作家協会（The Authors Guild）<sup>366</sup>によると、同協会メンバーを中心とする作家と出版社の契約による一般的なロイヤルティの設定は以下の通りである。

#### （1）ハードカバー書籍（紙媒体の新刊書に相当するもの）のロイヤルティ設定

ハードカバー書籍について、出版社は1万部以上の販売数を超えると小売価格の15%を作家にロイヤルティ料として支払う。一方、出版社は平均的に小売価格の50%で書籍問屋か小売業者に卸す。書籍の生産費などのコストは約3ドルである。出版社への書籍返却率は平均25%程度なので、4冊のうち1冊は返却されることとなる。つまり、出版社にとっては、1冊販売するごとに返却コストは1ドルかかる。例えば、ある新刊書の小売価格が25ドルとすると、作家のロイヤルティは15%として3ドル75セントとなる。出版社にとっては、販売先から小売価格の50%、12ドル50セントの売上高となる。出版社の純利益は、この売上高からロイヤルティ（3ドル75セント）、生産費などのコスト（3ドル）そして返却コスト（1ドル）を差引いた4ドル75セントとなる。

#### （2）電子出版の小売と出版社のロイヤルティ設定

アメリカでは現在、書籍の電子版の出版社と小売業者の契約に関して、大別して2つのロイヤルティ設定のモデル<sup>367</sup>がある。ひとつは、2007年からキンドル（Kindle）で市場を開拓して電子書籍市場の最大手となったオンラインショップのアマゾン社が大手出版社との間で設定する再販売者モデル（Reseller Model）である。もう一方は、2010年1月からアイフォーン（iPhone）やアイパッド（iPad）でダウンロードできるiBookで、アップル社が大手出版社との間で設定するエージェンシーモデル（Agency model）である。

再販売者モデルとは、アマゾン社と最大手のランダムハウス（Random House）な

<sup>365</sup> デジタル音楽の複製や配信などの係る法令にはロイヤルティ支払い義務などの明記がある。（米国法典第17編「著作権」第10章）

<sup>366</sup> 全米作家協会ウェブサイト 2011年2月3日掲載（ロイヤルティに関する記事）：  
<http://authorsguild.org/advocacy/articles/e-book-royalty-math-the-big.html>（2011年3月閲覧）

<sup>367</sup> 全米作家協会ウェブサイト 2011年2月2日掲載（掲載電子出版市場に関する記事）：  
<http://authorsguild.org/advocacy/articles/how-apple-saved-barnes--noble.html>（2011年3月閲覧）

どの出版社との間で設定しているもので、アマゾン社は出版社に紙媒体書籍の小売価格の 50%を支払い、アマゾン社は電子書籍の価格を自社で決める。アマゾン社の価格とは関係なく、作家へのロイヤルティは出版社の売上の 25%に設定される。例えば、アマゾン社が出版社に書籍小売価格の 50%、12 ドルを支払うとすると、作家のロイヤルティはその 25%で 3 ドルとなる。これまで、アマゾン社は市場占有率を高めるために多くの電子書籍の価格を低く抑えて赤字で販売するケースが目立っている。一部が赤字でも販売規模の大きいアマゾン社では、マーケティングコストとして吸収できる強みがあるからだという。全米作家協会や複数の報道記事などによると、アマゾン社は出版社から作品販売権を、1冊について 13 ドルや 14 ドルで買い入れた後、自社サイトでの電子書籍販売価格を 9.99 ドルに設定して販売するといった例が挙がっており、業界全体の価格崩れと紙媒体書籍売上への悪影響となっているという批判がある。

大手出版社のマクミラン (Macmillan) はアマゾン社のこうした低価格戦略に抵抗した結果、2011 年 2 月にはアマゾン社がマクミランの要求に譲歩して新刊書の電子書籍版の小売価格帯を \$12.99 から \$14.99 で設定するという動きもあった<sup>368</sup>。

一方、アップル社がとっているエージェントモデルは、出版社の設定する電子書籍価格の 70%を出版社に支払うというものである。しかし、アップル社はハードカバー書籍の小売価格 (通常は 25 ドル程度) より電子書籍は低い価格 (12 ドル 99 セントから 13 ドル 99 セント程度が主流) を設定することを条件に出版社と契約している。エージェントモデルでも、通常は出版社から作家へのロイヤルティ率は 25%であり、例えば出版社が 12 ドルの売上であれば作家はその 25%、3 ドルのロイヤルティを取得する。

アマゾン社とアップル社のほか、2010 年 12 月にはグーグル社が電子書籍販売を開始した。報道<sup>369</sup>によると、グーグル社と出版社の契約は基本的にはエージェントモデルで、出版社の設定する電子書籍価格の 52%を出版社に支払うシステムだという。出版社の設定する電子書籍価格が 10 ドルであれば、5 ドル 20 セントが出版社に支払われる。グーグルは自社サイトで販売する際に値引きをするケースがあるが、出版社には設定価格の 52%の支払いが保証される。既に大手出版社を含む 4,000 社の出版社がグーグル社と契約をしたという。グーグル社の電子書籍のダウンロードは、アマゾン社のキンドル以外のデバイス向けに可能で、真っ向からアマゾン社に対抗する形と

---

<sup>368</sup> 全米作家協会ウェブサイト 2011 年 2 月 2 日掲載 (電子出版市場に関する記事):  
<http://authorsguild.org/advocacy/articles/how-apple-saved-barnes--noble.html> (2011 年 3 月閲覧)  
全米作家協会ウェブサイト 2011 年 2 月 2 日掲載 (アマゾン社と出版社の価格交渉に関する記事)  
<http://authorsguild.org/advocacy/articles/the-right-battle.html> (2011 年 3 月閲覧)  
PC World 紙 2011 年 2 月 1 日掲載 (アマゾン社の価格設定に関する記事)  
[http://www.pcworld.com/article/188255/amazon\\_agrees\\_to\\_up\\_ebook\\_prices\\_for\\_publisher.html](http://www.pcworld.com/article/188255/amazon_agrees_to_up_ebook_prices_for_publisher.html) (2011 年 3 月閲覧)

<sup>369</sup> AP 通信 2010 年 12 月 9 日配信 (MSNBC サイト掲載):  
[http://www.msnbc.msn.com/id/40536192/ns/technology\\_and\\_science-tech\\_and\\_gadgets/](http://www.msnbc.msn.com/id/40536192/ns/technology_and_science-tech_and_gadgets/) (2011 年 3 月閲覧)



なっている。

大手書店のバーズ&ノーブル社はキンドルに対抗した電子ブックビューア Nook で2009年から市場開拓をしてきたが、同社も基本的にエージェンシーモデルである。

### (3) 作家の1冊当たりロイヤリティ収入は電子書籍では減少傾向

全米作家協会の調べでは、作家の1冊当たりロイヤリティ収入はハードカバーに比べて電子書籍では少なくなるという試算だ。一方、出版社にとっては、電子書籍販売の純利益は増加する。以下のアメリカ作家の3作品において、全米作家協会が試算した例を以下に紹介する。

作品と作家名：“The Help,” by Kathryn Stockett	
作家へのロイヤリティ額	出版社の純利益
ハードカバー：\$3.75	ハードカバー：\$4.75
電子書籍：\$2.28	電子書籍：\$6.32
収入減： -39%	収入増： +33%
作品と作家名：“Hell’s Corner,” by David Baldacci	
作家へのロイヤリティ額	出版社の純利益
ハードカバー：\$4.20	ハードカバー：\$5.80
電子書籍：\$2.63	電子書籍：\$7.37
収入減： -37%	収入増： +27%
作品と作家名：“Unbroken,” by Laura Hillenbrand	
作家へのロイヤリティ額	出版社の純利益
ハードカバー：\$4.05	ハードカバー：\$5.45
電子書籍：\$3.38	電子書籍：\$9.62
収入減： -17%	収入増： +77%

出典：全米作家協会ウェブサイト

<http://authorsguild.org/advocacy/articles/e-book-royalty-math-the-big.html>

(2011年3月10日閲覧)

### (4) 作家が電子書籍の著作権を独自に契約するケース

これまで作家は出版社を通して、まず、(紙媒体)ハードカバー新刊書で出版をすること、そして電子書籍でも販売するというのが通常ルートであった。しかし、電子書籍を扱うEブック書店(オンラインショップ)が増加していく中で、作家が直接Eブック書店と契約するケースもある。アメリカサイエンスフィクション作家協会によ

ると、Eブック書店では販売価格の30～40%がロイヤリティの設定<sup>370</sup>となるという。

また、2010年6月には、アマゾン社は作家あるいは著作権保有者（出版社のケースもある）の契約の場合、Kindle Digital Text Platform を使って作品を自分でアップロードすることを条件にロイヤリティ率をオンライン価格の70%にすると発表した。ただし、その作品のオンライン価格は2ドル99セントから9ドル99セントの価格帯に設定するか、または、書籍のディスカウント価格より20%以上低い価格の設定とすることを条件としている<sup>371</sup>。

## 2 その他の最新動向

出版契約と電子書籍の出版に関する議論は、著作権の保護と出版などの利用の権利の委譲や許可に関連する点に集中している。アメリカでは裁判が非常に多いが、いくつか注目されてきた判例を紹介するとともに、電子書籍市場と契約の傾向を以下にまとめる。

### (1) グーグル集団訴訟 (Class Action Lawsuit): 書籍の無断スキャンによる著作権侵害とロイヤリティ支払いの仕組み作り

2004年、グーグルはアメリカ各地の大学図書館を含む多くの図書館と包括的に数多くの蔵書を電子化することで合意した。2010年末には1,500万冊以上の蔵書がグーグルによってスキャンされた。現在、その多くを検索することができるが、全文を読めるのは著作権が切れたものか、有料で購入したものだけとなっている。

このように、グーグルが事前に出版社や作者の同意を得ずに図書館の蔵書の電子化を行う方法は、著作権侵害にあたるという主張で、2005年9月には多くの出版社と作家協会がアメリカの裁判所に著作権侵害の集団訴訟を起こした。特に、論争の対象となってきたのは、著作権は有効だが絶版した書籍の電子化であり、それには著作権保有者を特定できない出版物も含まれた。

著作権侵害に対し、グーグル社は書籍のデジタル化と抜粋や数行を表示する行為は、アメリカ著作権法の「公正使用」(Fair Use)の原則に基づいて適法になされていると反論してきた。しかし、本裁判において、書籍のデジタル化と表示行為がアメリカ法で「公正使用」として許可されているか否かの法的な論争を解決することなく、両当事者は和解交渉に入った。グーグルは2008年10月に全米作家協会及び業界団体の米出版社協会と和解に達した。その和解契約にはさらに修正が加えられた。2009年11月19日にアメリカニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所からこの修正版和解契約に対し

<sup>370</sup> 全米作家協会ウェブサイト 2011年2月3日掲載（ロイヤリティに関する記事）：  
<http://authorsguild.org/advocacy/articles/e-book-royalty-math-the-big.html>（2011年3月閲覧）

<sup>371</sup> Huffingtonpost（オンライン紙）2010年3月6日配信  
[http://www.huffingtonpost.com/2010/06/30/amazon-increases-author-r\\_n\\_630646.html](http://www.huffingtonpost.com/2010/06/30/amazon-increases-author-r_n_630646.html)（2011年3月閲覧）

て予備承認が下された。しかし、これに対してアメリカ司法省は「修正和解契約の内容には、反トラスト法と著作権保護の面で懸念がある」という見解を裁判所に通知<sup>372</sup>した。その後、同裁判所は最終承認に至っていなかったが、2011年3月22日に修正和解案を認めない判断を下した。これを受け、当事者間で更なる和解案見直しが必要となった<sup>373</sup>。

一方で、予備承認を受けてグーグル社では、和解管理ウェブサイト<sup>374</sup>を立上げて、著者及び出版社によって提起された集団訴訟で示された和解案に関する情報を提供している。

修正版和解契約には、グーグルは権利所有者に対して、グーグルによる書籍の商業的使用から得られる全収入の63%を支払うこと、権利所有者を特定してその連絡先情報と書籍や挿入物の著作権益関連データベースを構築して著作権レジストリの設立と保持のために3,450万ドルを支払うこと、2009年5月5日現在で、グーグルが許可なくスキャンした全作品の著作権保持者への補償として総額で最低4,500万ドルを支払うこと、などが含まれる。作家が補償を受取るための申し立て書の提出は既に始まっており、提出期限は2011年2月に延期され、2012年2月以降になる見通しであると和解管理ウェブサイトに記載されている<sup>375</sup>。そのような状況の中、2011年3月22日にニューヨーク州南部連邦地裁は3月22日、原告の出版団体などとグーグルの間でまとめられた和解案を認めないとの判断を下した。連邦地裁のデニー・チン判事は、「書籍をスキャンして電子データ化しオープンな電子図書館を創設することは多くの人々に利益を与える」と評価しつつも、「著作権者の許諾を得ずに、その著作物を電子データ化して公開したり、販売する権利をグーグルに認めることは、アマゾン・ドット・コムなどの競合他社に比べて、あまりに強い権利をグーグルに与えるもので、公平性を欠く」と判断し、このままでは、和解案は認められないとした。その上で、著作権者が反対の意思表示を行わなければ、無許諾でもグーグルが自動的に著作物を電子化できるとする「オプトアウト方式」の和解案を、著作権者が許諾した場合のみ電子化できる「オプトイン方式」に変更するよう求めている<sup>376</sup>。

---

<sup>372</sup> 司法省の見解内容（2010年2月4日掲載）

<http://www.justice.gov/opa/pr/2010/February/10-opa-128.html>（2011年3月閲覧）

<sup>373</sup> NYタイムズ紙、2011年3月24日配信（裁判所が和解案を却下、最終判断）:

<http://www.nytimes.com/2011/03/23/technology/23google.html>

<sup>374</sup> グーグル社による和解管理ウェブサイト（日本語バージョンも選択できる）:

[http://www.googlebooksettlement.com/r/home?hl=ja&cfe\\_set\\_lang=1](http://www.googlebooksettlement.com/r/home?hl=ja&cfe_set_lang=1)（2011年3月閲覧）

<sup>375</sup> グーグル社による和解管理ウェブサイト英語版「重要な日程」(Important Dates)の告知欄

<http://www.googlebooksettlement.com/intl/en/>（2011年3月閲覧）

<sup>376</sup> 「米連邦地裁、グーグルブック検索集団訴訟の和解案を認めず」:

[http://news.brainia.com/2011/0324/judge\\_20110324\\_002\\_\\_\\_\\_.html](http://news.brainia.com/2011/0324/judge_20110324_002____.html)（知的情報局サイト、2011年3月24日掲載）「A Digital Library Better Than Google's」:

<http://www.nytimes.com/2011/03/24/opinion/24darnton.html?ref=technology>（The New York Times サイト、3月23日掲載）

ソフトウェア最大手の米マイクロソフト社、アマゾン社、インターネット検索大手のヤフーなどがアメリカの図書館関連団体と組織する「オープン・ブック連合」(Open Book Alliance)は、和解内容は電子書籍分野で独占的な地位にあるグーグルがデジタル化された書籍の利用条件や料金の設定を一方的に決定することになり、反競争的だなどとして、和解には異議<sup>377</sup>を唱え続けている。また、アメリカ著作権局も議会公聴会(2009年9月)において、和解では「公正使用」の原則の議論を回避して、商業目的のグーグルが著作権所有を特定できない、または、絶版の書籍を今後もずっとスキャンし続けることを正当化することになるといった強い懸念を表明<sup>378</sup>した。

## (2) 電子書籍の著作権を巡る裁判：出版社のもつ権利<sup>379</sup>

電子書籍出版社のロゼッタブックス社(Rosetta Books)は、100名以上の作家と電子書籍による作品の使用許可契約を締結した。その中には、大手出版会社のランダムハウスと1960年代から1980年代にかけて出版契約を締結した3名の作家が含まれており、ランダムハウスは2001年、ロゼッタブックス社を相手取った訴訟をおこした。作家とランダムハウスの既存の出版契約では、作品を「書籍の形式で印刷、出版、販売する」(“print, publish and sell the work[s] in book form”)権利をランダムハウスに付与することと明記しており、これには電子書籍による作家の作品の出版も含まれるとランダムハウスは主張した。既に同社に電子書籍出版の権利もあるので、ロゼッタブックス社には電子書籍の権利はないと訴えた。裁判所は、ランダムハウスの契約書には電子書籍の出版権利の言及が一切ないことから、「書籍の形式」が必然的に電子書籍を含むものではない、という判断を下した。ランダムハウスは2002年に上告したが却下された。

## (3) 作者の著作権保護を巡る裁判：フリーランスの作品の著作権<sup>380</sup>

2000年に3つのライター団体とフリーランスライターと作家21人が、30社近くの新聞や雑誌など報道機関と出版社とデジタルデータベース企業12社を相手取って、著作権の侵害を理由とした集団訴訟をおこした。契約上ではフリーランスライターの記事やエッセーなどの著作物は、新聞や雑誌の媒体で印刷物として使用する権利はあ

<sup>377</sup> 「オープン・ブック連合」によるコメント、2011年2月17日掲載：  
<http://www.openbookalliance.org/2011/02/the-google-book-settlement-%E2%80%93-one-year-and-still-waiting/> (2011年3月閲覧)

<sup>378</sup> アメリカ著作権局の意見(2009年9月10日)：<http://www.copyright.gov/docs/regstat091009.html>  
(2011年3月閲覧)

<sup>379</sup> 裁判内容と判決(トムソン社 FindLaw サイト掲載)  
<http://caselaw.findlaw.com/us-2nd-circuit/1250092.html> (2011年3月閲覧)

<sup>380</sup> NYタイムズ紙、2010年3月10日配信(裁判経緯と和解内容)：  
<http://www.nytimes.com/2010/03/03/business/media/03bizcourt.html> (2011年3月閲覧)  
和解管理ウェブサイト「copyrightclassaction.com」：<http://www.copyrightclassaction.com/faq.php3#1> (2011年3月閲覧)

たが、後年、報道機関と出版社は利益目的のデジタルデータベース企業に、作者の許可なく、当該の著作物の使用権を与えた。これはフリーランスライターの当該著作物に帰属する著作権の侵害である、というのが集団訴訟の根拠である。

2005年に報道機関、出版社、デジタルデータベース企業と集団訴訟原告の間で和解がまとまり、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において、電子書籍への著作権の利用の補償として総額で1,800万ドルまで支払うことなどを含む和解契約が承認された。

ところが、集団訴訟原告の中には、当該著作物に著作権の登録をしている人と登録をしていない人がいた。アメリカ著作権法411(a)条では、著作権の侵害を主張するには著作権の登録をしていることが前提となると規定される。この点について、2007年に第二巡回区連邦控訴裁判所では、未登録の原告人グループについての訴えには法的根拠がないため、地方裁判所の和解契約の承認を拒否する判決を出した。その後の2010年3月には、和解契約の拒否の妥当性に関する訴訟が連邦最高裁判所に持ち込まれた。連邦最高裁判所は著作権法411(a)条を順守していない未登録の原告グループが含まれることだけで和解の承認を否決することはないという判断<sup>381</sup>を下した。これを受けて、第二巡回区連邦控訴裁判所はもう一度、地方裁判所の和解契約の承認の正当性についての決断を出すことになった。同控訴裁判所の最終判断は、いまだ、発表されていない。

#### (4) 電子書籍出版社の台頭と課題<sup>382</sup>に関する一見解

アメリカでは歴史の古い書籍の出版社が、近年になって作家との出版契約において電子書籍の出版権を確保することに注力している。1990年代以前に作家と締結された契約には、電子書籍に係る出版権に関して明確な記載がないものが一般的で、多くの出版社は作家または故人となった作家の家族や私設財団などとの間で、電子書籍に係る出版権について従来の契約を修正、更新している。

一方、電子書籍に特化した出版社やオンラインEブック小売業者が増加していることから、一部の作家や家族らには従来からの出版社による契約修正や更新ではなく、この時期に電子書籍に特化した出版社やオンライン小売業者と契約するケースも出現してきている。こうした傾向には、既に絶版となった作品を新たに電子書籍として蘇らせるチャンスとなるという考えがあるという。

ただし、以前に締結された契約内容によっては、書籍出版社が権利を主張すること

<sup>381</sup> 最高裁判所の判断文書（和解管理ウェブサイト「copyrightclassaction.com」掲載）  
<http://www.copyrightclassaction.com/opinion.pdf>（2011年3月閲覧）

<sup>382</sup> 参照したサイト（2011年3月閲覧）  
NYタイムズ紙、2010年8月24日配信：<http://www.nytimes.com/2010/08/25/business/media/25random.html>  
（英）ガーディアン紙、2010年7月22日配信：  
<http://www.guardian.co.uk/books/2010/jul/22/authors-bypass-publishers-ebooks-amazon>

もある。アメリカとイギリスで作家の代理人として歴史を持つ Andrew Wylie 社<sup>383</sup>は 700 人以上の作家を顧客として、顧客の作品を出版社に売り込むことを仕事としてきた。2010 年 5 月、同社は電子書籍に特化した出版社のオデッセイエディションズ (Odyssey Editions) を設立した。故人となった作家の作品を中心に、オデッセイエディションズはアマゾン社との提携に入った。その中にはランダムハウスとの書籍契約を持って更新をしていない作家も含まれ、この動きを重く見たランダムハウスは、Andrew Wylie 社の新規売込みを拒否するなどの強行姿勢をとった。そのため、オデッセイエディションズで扱う作品の電子書籍の計画の見直し、さらにランダムハウスとのロイヤリティの支払い条件なども含まれる合意に至ったとされる。

電子書籍市場は、デバイスの技術革新と共に新しいビジネスモデルが次々に登場すると見込まれ、出版契約の形も変化していくと推定される。例えば、デジタルで可能とされるテキスト、映像、オーディオなどマルチメディア情報を含む電子書籍 (Enhanced Ebook) の形もでてきた。それに対応した出版契約のあり方も、今後の検討課題となっている<sup>384</sup>。

### 3 参考資料

- ・ アメリカ法典第17編・著作権法  
アメリカ著作権局ウェブサイト：<http://www.copyright.gov/title17/> (2011年3月閲覧)
- ・ 外国著作権法・アメリカ編  
著作権情報センターウェブサイト 2010年3月更新  
<http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america.html> (2011年3月閲覧)

---

<sup>383</sup> Andrew Wylie 社ホームページ：<http://www.wylieagency.com/>  
オデッセイエディションズ：<http://www.odysseyeditions.com/EBooks>

<sup>384</sup> 著作権専門弁護士によるブログ、2010年4月20日掲載  
<http://www.copylaw.org/2010/04/new-way-to-look-at-contracts.html> (2011年3月閲覧)

## 第4部 ドイツ

### 1 出版者の権利等の動向

#### (1) ザビーネ・ロイトホイサー=シュナレンベルガー司法相の著作権に関する見解

2010年6月ザビーネ・ロイトホイサー=シュナレンベルガー司法相(FDP<sup>385</sup>)がベルリンのIT会議において「デジタル時代におけるインターネット、著作権について」<sup>386</sup>という表題で講演を行った。この講演内容はインターネットの発達とデジタル化した社会に対応する著作権に関するものである。以下にその要約を記述する。

以前、著作権は出版者、著者及び芸術家など極めて限定された職種の人々のみ関連したことであったが、デジタル化社会においてはインターネットの利用者、すなわち、一般の市民にも著作権に関する知識が必要となっている。自由に情報を利用する権利と情報や文化の提供者を保護するという著作権について、時代の変化に適応した法律の枠組みが必要となっている。Web 2.0<sup>387</sup>の時代においては、アメリカなどの“copyright”の考え方を踏まえ、出版者などの商業利益と無料利用者を重視するよりも、創造者(作家、音楽家、芸術家など)の保護を優先するためにも、著作権の保護が一層重要になってきている。その前提条件として、まず創造者自身による決定ができる保障をすることであり、創造者の人格と個性を尊重することである。著作権法は、EUの調和指令に従いデジタル化社会に対応できるようにドイツでも国内法が2度改正されたが、進歩の速いデジタル化社会において更にEU統一の第3の著作権法改正が望ましい。また、著作権管理法に関しても、速やかにEU統一の規定が必要である。20世紀の文学作品の約80%は作者不明と推定されているが、貴重な作品をより多くの人々に出版(公表)するためにもその権利の問題を関係者と検討し、適切な規定を定めていく必要がある。著作権法の改正は、創造者だけでなくその契約相手である出版者や管理団体の利益に強い影響を与えるので、すべての職種グループが100%満足する改正は不可能であるが、デジタル化社会に一層対応できる改正の検討を行なっていきたい。

#### (2) 連邦議会の「インターネットとデジタル社会の審査委員会」

(Enquete-Kommission "Internet und digitale Gesellschaft" des Bundestags)

連邦議会は「インターネットとデジタル社会の審査委員会」を2010年5月に設立した。これは17人の国会議員と17人の専門分野の知識人から成り、デジタル化社会における問題の検討とその政治的・法的な解決の提案を実施する政府の委員会である。

<sup>385</sup> 自由民主党 (Freie Demokratische Partei:FDP)

<sup>386</sup> 連邦司法省のウェブサイトより

<sup>387</sup> 次世代のウェブ

主なテーマは著作権、個人情報保護およびネットの中立性であり、それらのテーマの公開ヒアリングも行なう。著作権に関する大きなテーマは創造者の保護とそれに対するメディアや利用者の関心、消費者保護と商業関係者の利益関係との理想的なバランスを見つけることである。次回の公開ヒアリングは以下のテーマで行なわれる。

1. デジタル化社会における著作権：現状調査と技術・社会・経済的な挑戦
2. インターネットにおける新しい販売/補償の形と商業モデル
3. 著作権とユーザーの権利

ネット上でブログあるいはフォーラムに意見を提案し、情報と意見の交換も可能である。デジタル化社会においてインターネットを利用し、より多くの一般市民の参加により将来の政治への提案を実施し討論する場所でもある。

### (3) 欧州委員会のグリーンペーパー<sup>388</sup>「知識経済における著作権」

(GRÜNBUCH:Urheberrechte in der wissensbestimmten Wirtschaft)に関するドイツ図書館協会とドイツ出版・書店協会の見解

2008年に発行されたEUグリーンペーパー「知識経済における著作権」ではデジタル情報時代に対応したEU統一の著作権の必要性和EU内での「第5の自由」を要求している。すなわち、EU圏内ではすでに人の行き来の自由、物流の自由、サービス流動の自由、資本流動の自由が保障されているが、第5の自由として学術知識の交換の自由を求めるものである。

ドイツ図書館協会はEU統一基準が必要であり、教育及び学術上の目的においては世界中の情報へのアクセスが自由にできるべきであるという見解である。著作権保持者の独占的な権利と同様に、学術や教育分野の情報に関する例外についても強制的な規定が必要であると考えている。

一方、1,800の出版社と4,050の書店および400の中間書籍業者からなるドイツ出版書店協会は、教育および学術上の目的の情報をオープンアクセスで公表することは出版と著作権への侵害であると考えている。なぜならば、学術書出版社は商業目的だけでなく学問のパートナーであると自負しており、多くの学術出版社は経済基盤を長年積み上げ、また、書物のデジタル化にも投資し、図書館や研究機関との協力によってオンライン利用者(学生、研究者、教師など)にサービスを提供しているからである。「学術知識へのオープンアクセス」対「出版社」の対立といえるが、この対立は両者の妥協と譲歩で解決されるかも知れない。ドイツでは著作権法の52条a「知識財産の学術ネットワークでの公開の権利」の条項で、その例外とライセンス契約の規制の検

<sup>388</sup> グリーンペーパー(Grünbuch):欧州委員会が既存の法律に変えるべき点を提案し、加盟国にその態度表明を要請する提案書



討を実施するということになる。

#### (4) Eブックとオーディオブックの付加価値税についてのドイツ出版・書店協会の要求

ドイツでの付加価値税率は19%であるが、書籍は文化財として扱われるため軽減税率の7%である。印刷された書籍からデジタル化したEブックへの移行が始まり、Eブックのプラットフォームも大きくなり、Eブックとオーディオブックの市場は拡大している。Eブックとオーディオブックは電子端末機器を使用するので従来の利用方法とは異なるが、書籍と同じ価値があるので、これらに対する税率も書籍と同じく税率7%の扱いが正当であるという要求である。印刷された本とデジタル化された本、または、読む代わりに聞くという違いはあるが、本来の本の内容は同じであり、著作権で保護された対象でもあるからという理由である。

#### (5) EU 統一著作権の第3の改正について

2012年を目標に第3の改正に関する提案として法務省では以下の点について検討する予定である。そのために関係者であるドイツ書店協会、ドイツ図書館協会、作家協会及び学術・研究機関に公聴会での意見の交換などを求めている。

- ア 個人使用のための原本複製の制限
- イ 第3者を介しての原本複製の作成の禁止
- ウ 学術書の著作権者に対する第2の利用権について（オープンアクセス）
- エ 著作権法第52条b「その他の教育施設」に関する使用範囲の拡大
- オ 図書館からの複製電子送信の禁止の廃止
- カ 未公開、作者不明の作品の公表に関する規則
- キ 法的な報酬請求権に関する寄託義務

上記の項目についてあらゆる分野の関係者からの意見を収集し、改正への提案とする。これらの点は第2の改正点で不十分と考えられている事項である。

#### (6) 音楽本出版社と幼児教育団体の間で楽譜コピーのライセンスについて和解

学校、教会、幼稚園などを対象に出版している音楽本・楽譜出版社 VG Musikedition は、2011年1月、ほとんどの幼稚園を運営している福祉、教会団体とライセンス契約を成立した。この契約とは、出版社の楽譜と歌詞のコピーを、著作権を妨げない範囲で正当に利用する契約である。約4,000の幼児教育施設が対象となり、本来のライセンス料より20%低い率でコピーの使用権の契約が成立した。

著作権法第 53 条 4a の項で楽譜のコピーは禁止されているため、2010 年クリスマスの時期に、幼稚園の子供達のための歌の歌詞をコピーすることは違法であり使用することができなかった。利用方法としてはコピーの代わりに本を購入することであるが、費用の関係で実現しなかった。こうした背景から音楽本出版社から幼児教育関係者に幼児の早期音楽教育あるいは音楽教育のプロジェクトの目的のためにライセンス（使用料）の条件でコピーを許可するという提案があり、契約に至ったということである。参考までに年間のコピー料は 500 枚までは 56 ユーロ、1,000 枚までは 112 ユーロである。（付加価値税 7 % が加わる）この話題は新聞などで報道され、著作権、特に、コピーの制限あるいは条件について論議する良い機会となった。

(7) 連邦首相府文化・メディア担当庁<sup>389</sup>、ベルント・ノイマン国務大臣の「デジタル化時代における知的財産の保護」についての表明

2010 年 10 月の文化・メディア担当国務大臣の表明内容はデジタル化時代における著作権者とその利用者間で起きる著作権の問題とその解決策についてである。ドイツ音楽出版社連盟はこの表明には好意的で、著作権の重要性だけでなく著作権管理団体の役割にも触れており、デジタル化時代の問題点を考えていく上でも役に立つ提案であると評価している。ノイマン国務大臣の提案は下記の 12 の項目からなる。

- ア 著作権は利用者のための権利でなく、あくまでも創造者の権利である。文化と芸術の創造の継続と創造者の自由のためにも不可欠な権利である。
  - イ 著作権者とインターネット利用者間の適切な使用料についての規定について
  - ウ 知的財産の価値についての認識について
  - エ 印刷・放送メディア及びインターネット関係者は新メディアの専門知識を一般の利用者に説明し認識させる。
  - オ 著作権管理団体の役割と EU 統一の著作権管理団体に関する規定について
  - カ 作者不明の未公表の作品と絶版の作品の利用と再利用について
  - キ 著作権の侵害とその保護と不当利用者への警告に関する対策モデルについて
  - ク インターネットのプロバイダーの責任と補償義務について
  - ケ 報道機関・出版社の情報保護の権利について（ジャーナリスト、図書館など）
  - コ 公的に財政支援を受けている研究機関の資料は非営利的な目的の場合、オープンアクセスで利用できる。
  - サ 電子端末機器の使用料と安全性の向上について
  - シ 欧州委員会での EU 統一規定と国際的な共通規定の必要性について
- サの項に関しては「著作権に関する営利面に関して、端末機器（CD-DVD プレーヤ

<sup>389</sup> 連邦首相府文化・メディア担当庁（Der Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien）

一、MP3 プレーヤー、ビデオレコーダー、ハードディスク等)の発達が急速に進むので、電子端末機器製造者と著作権管理団体間では法律に使用料の上限を定めず、臨機応変に対応する。」としている。

これらの点について討論し検討した上で、著作権の保護と利用者の利用方法へのより適切な規定、あるいは、著作権の改正の解決策とする。

## (8) 出版者の権利に関する法

ドイツでは出版者の権利に関する法 (Verlagsgesetz) はすでに 1901 年に制定され、2002 年に最後の改正がなされている。第 8 条に、文学作品と音楽の楽譜の複製、出版する出版者権 (Verlagsrecht) がある。しかし、この権利は第 1 条にある著作権者 (著者) との間に交わされた出版契約 (Verlagsvertrag) によって有効となる。この契約では出版者と著者は相互にその義務が定められる。すなわち、著者は本の前稿を提供し、出版者はその出版・販売をすることである。(第 14 条) この法律には出版者の義務と権利が規定され、出版契約では著作権法の利用権とともに重要なものである。

## 2 その他の最新動向

ドイツでの出版契約に関しては、契約の当事者は出版者と著作権保持者である。この場合の著作権保持者とは作家だけでなく音楽・映画・テレビ・舞台提供者と広範囲に及ぶ。出版契約 (Verlagsvertrag/ Musikverlagvertrag) は著作権法の利用権と著作隣接権の保護の条項および著作権管理法にも規定されている。また、出版契約には出版者と著作権者以外に著作権管理団体との契約も通常必要になる。出版者は出版者の権利に関する法、著者は著作権法、印税その他の使用報酬に関しては著作権管理法に定められている。出版契約には、この 3 法律がそれぞれの権利に関して各規定を定めている。出版契約の作成時に当事者はこの法律を基に、規制や条件を加え契約書を作成することになる。一般的にはこれらの契約書にはひな型があり、個人的な条件を書き加えるだけで成立する。2002 年から著作権法第 32 条と第 36 条において、契約時に出版者と著作権者の間で相互に報酬の条件を明らかに規定することを義務付けている。ドイツでの主要な著作権管理団体には、音楽関係では GEMA (Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte) で、作家関係では VG Wort (Verwertungsgesellschaft Wort) がある。

#### ( 1 ) 著作権管理法 ( Urheberrechtswahrnehmungsgesetz: UrhWG ) について

著作権管理法は出版者権法と同じくドイツの著作権法の重要な役割を果たす法律である。1965年に制定され、2007年に情報社会における著作権の改正により一部修正された。この法律は著作権管理団体の権利と義務を定め、その団体の監督と著作権の使用料率などが定められている。出版契約においても欠かせない存在である。

#### ( 2 ) 出版契約における主権と隣接権

出版契約では著者が出版社に複写・販売の権利を譲渡することであるが、これは主権 ( Hauptrecht ) であり、著作権者には直接と間接の隣接権 ( Nebenrecht ) がある。すなわち、直接の隣接権とは小型本 ( ペーパーバック ) のライセンス、翻訳版、ブッククラブ版および特別版に関する権利である。間接隣接権とは原稿のドラマ化、映画化、あるいは、曲にするといった権利である。隣接権は契約条件に加えられる項目である。

#### ( 3 ) 音楽関係の著作権管理団体 GEMA に関する批判

ドイツで最大の音楽関係の著作権管理団体である GEMA は 1993 年に民法第 22 条により国の認定した管理団体として設立された。非営利の管理団体であるが、実際には音楽関係の著作権管理団体の独占機関であり、この団体は音楽家本人 ( 歌手など ) と契約しないで、作曲家および作詞家と契約する。ラジオやテレビでの放送、録音とあらゆる面で著作権を管理し、作曲家と作詞家にはすべての作品を登録するように義務づけられている。著作権者には自由がなく、管理団体の統制力の過大さに批判の声があがっている。

#### ( 4 ) ドイツ出版・書店協会のプロジェクト「レブリカ！」( libreka ! )

「レブリカ！」はオンライン書店のグーグルやアマゾンに対抗するドイツでの「オンライン検索書店」である。このプロジェクトは、ドイツ出版・書店協会のイニシアチブと書籍のデジタル化のサービスをするマーケティング出版サービス社 MVB<sup>390</sup>との協力で始まった。このオンラインポータルでは、1,403 の出版社が参加し検索できる 125 万 4,792 冊の本 ( 5,000 万ページ ) と 7 万 884 冊の E ブックを販売している。このウェブサイトでは本を検索し、印刷バージョンの本あるいは E ブックとして注文しダウンロードする。著作権保護のため、このサイトでの本のコピーは禁止されている。

<sup>390</sup> マーケティング出版サービス社 ( Marketing-und Verlagsservice des Buchhandels:MVB )

### (5) ドイツ出版・書店協会による青少年のインターネット利用法のアンケートから

ドイツ出版・書店協会は、2010年ライプチヒの書籍見本市において12歳から19歳の青少年を対象にアンケートを実施した。これは音楽や映画のコピーの交換に関する青少年の意識調査である。アンケート対象者の3分の2は、ネット上で著作権に保護されている対象をコピーして他人に与えた、あるいは、交換したことがあると答え、更に全体の87%は、これは違法であるということも認識していた。また最近では映画や音楽のコピーだけでなくオーディオブックやEブックのコピーも増大している。青少年にとって「ネット上でのコピーは書店で本を盗む行為と同じである」という意識が少なく、これも問題点であるとドイツ出版・書店協会は指摘している。ネット上での著作権保護の困難さとその対策が必要である。

## 3 参考資料

- Urheberrechtsgesetz:UrhG [ 著作権法 ]  
連邦司法省ウェブサイト：<http://bundesrecht.juris.de/urhg/index.html> 2011年3月閲覧
- Verlagsgesetz :VerlG [ 出版者権法 ]  
連邦司法省ウェブサイト内 Gesetze im Internet :  
<http://www.gesetze-im-internet.de/verlg/BJNR002170901.html> 2011年3月閲覧
- Urheberrechtswahrnehmungsgesetz: UrhWG [ 著作権管理法 ]  
法令情報データベース：<http://transpatent.com/gesetze/urhwg.html> (2007年11月22日更新) 2011年3月閲覧
- Gesetz betreffend das Urheberrecht an Werken der bildenden Künste und Photographie: KunstUrhG [ 美術著作権法 ]  
\* 美術著作権法は、ほとんど著作権法に含まれている。
- ENCES ( European Network for Copyright in support of Education and Science )  
[ 教育・学術のコピーライト保護の欧州ネットワーク ]
- European Commission: Copyright in the Information society [ 欧州委員会：コピーライトと情報社会 ]
- Enquete-Kommission "Internet und digitale Gesellschaft" des Bundestags[ 連邦議会 インターネットとデジタル社会の審査委員会 ]  
<http://www.bundestag.de/internetenquete/> 2011年3月閲覧
- Börsenverein - Informationsseite zum Urheberrecht [ ドイツ出版・書店協会 ]  
<http://www.boersenverein.de/de/158446/Urheberrecht/158327> 2011年3月閲覧

- XING-Gruppe "Verbesserung des Zugangs zu wissenschaftlichen Informationen"[ 学問的な情報のオープンアクセス研究グループ ]  
 XING.com : <https://www.xing.com/net/wissenschaftsurheberrecht> 2011年3月閲覧
- 連邦司法相の講演  
 連邦司法省ウェブサイト :  
[https://ssl.bmj.de/enid/489d1e21f723b48661811b51bb358ed1,41c20c636f6e5f6964092d0936393139093a095f7472636964092d0936393230/Reden/Sabine\\_Leutheusser-Schnarrenberger\\_1mt.html](https://ssl.bmj.de/enid/489d1e21f723b48661811b51bb358ed1,41c20c636f6e5f6964092d0936393139093a095f7472636964092d0936393230/Reden/Sabine_Leutheusser-Schnarrenberger_1mt.html) 2011年3月閲覧
- VS – Verband deutscher Schriftsteller [ ドイツ作家協会 ]
- Surfer haben Rechte – Urheberrecht  
 [ 消費者連盟のインターネット利用者のオンラインポータル ]  
 消費者センター連邦連盟ウェブサイト :  
[http://www.surfer-haben-rechte.de/cps/rde/xchg/ls\\_digitalrechte/hs.xsl/urheberrecht.htm](http://www.surfer-haben-rechte.de/cps/rde/xchg/ls_digitalrechte/hs.xsl/urheberrecht.htm)  
 2011年3月閲覧
- GRÜNBUCH Urheberrechte in der wissensbestimmten Wirtschaft  
 [ 欧州委員会のグリーンペーパー 知識経済における著作権 ]
- iRights.info [ デジタル情報ポータル ]  
<http://www.iriights.info/> 2011年3月閲覧
- Manfred Reh binder 著、Urheberrecht. Ein Studienbuch von Manfred Reh binder[ 著作権 ]  
 Beck Juristischer Verlag; Auflage: 06014 ( Dezember 2005 ) ISBN-10: 3406542263  
 ISBN-13: 978-3406542268、
- Haimo Schack 著、Urheber- und Urhebervertragsrecht von Haimo Schack [ 著作権と著作者契約権 ]  
 Mohr Siebeck; Auflage: 5., neu bearbeitete Auflage. ( März 2010 )  
 ISBN-10: 316150321X ISBN-13: 978-3161503214
- hHans-Peter Hillig 著、Urheber- und Verlagsrecht: Urheberrechtsgesetz, Verlagsgesetz, Recht der urheberrechtlichen Verwertungsgesellschaften, Internationales Urheberrecht von Hans-Peter Hillig [ 著作権と出版者権 : 著作権法、出版者権法、著作権管理法、国際著作権 ]  
 Deutscher Taschenbuch Verlag; Auflage: 13. Auflage ( 1. März 2010 )  
 ISBN-10: 3423055383 ISBN-13: 978-3406581144
- Gernot Schulze 著、Meine Rechte als Urheber: Urheber- und Verlagsrechte schützen und durchsetzen von Gernot Schulze [ 著者としての権利:著作権と出版者権の実践 ]  
 Deutscher Taschenbuch Verlag; Auflage: 6. Auflage ( 1. Mai 2009 )  
 ISBN-10: 3423052910 ISBN-13: 978-3423052917

- Bürgerliche Gesetzbuch :BGB [ 民法典 ] Der Kaufvertrag, § 433 BGB [ 売買契約 ]
  - Der Werkvertrag, § 631 BGB [ 請負契約 ]
  - Der Mietvertrag, § 535 BGB [ 賃貸借契約 ]
  - Allgemeine Geschäftsbedingungen ( AGB ) , §305 BGB [ 取引約款 ]
- Thorsten Richter 著、Vertragsrecht: Die Grundlagen des Wirtschaftsrecht von Thorsten Richter [ 契約権 : 商業権の基盤 ] Vahlen; Auflage: 1. Auflage. (12. Oktober 2009)  
ISBN-10: 3800636050 ISBN-13: 978-3800636051
- Gerti Donhauser 著、ertragsrecht / Schuldrecht / Sachenrecht: Recht für Studierende der Berufsakademie\_von Gerti Donhauser [ 出版者権/債務権/物権 : 学生参考書 ( V ) ]  
Books on Demand GmbH; Auflage: 2., überarb. A. (Januar 2006)  
ISBN-10: 3833407379 ISBN-13: 978-3833407376
- Eugen Klunzinger 著、Einführung in das Bürgerliche Recht: Grundkurs für Studierende der Rechts- und Wirtschaftswissenschaften von Eugen Klunzinger [ 民法の手引き : 法律学生の基礎コース ] Vahlen; Auflage: 14., überarb. und erw. Auflage. (19. Juni 2009)  
ISBN-10: 3800636492 ISBN-13: 978-3800636495
- Hans Brox 著、Allgemeiner Teil des BGB von Hans Brox [ 民法の一般編 ]  
Vahlen; Auflage: 34., neu bearbeitete Auflage. (15. September 2010)  
ISBN-10: 3800641410 ISBN-13: 978-3800641413

( 基本的な契約の法令は民法に定められている。出版者契約( Verlagsvertrag )や音楽・映画・テレビ・舞台提供者 ( Musikverlagvertrag ) に関しては著作権法の利用権と著作隣接権の保護の条項と著作権管理法にも規定されている。創造者 ( 作家、音楽家、芸術家など ) と出版者間での契約はこの 2 者以外に著作権管理団体との契約も通常必要になる。ドイツでの主要な著作権管理団体は音楽関係で GEMA ( Gesellschaft für musikalische Aufführungs-und mechanische Vervielfältigungsrechte ) であり、著者関係では VG Wort ( Verwertungsgesellschaft Wort ) がある。)





## 第5部 フランス

### 1 出版者の権利等の動向

フランスでは、「出版者の権利」についての法規定はないが、「出版契約 (contrat d'édition)」の内容について知的所有権法典 (Code de la propriété intellectuelle) で定められている<sup>391</sup>。この出版契約に関する現行規定は1957年3月11日付法律第57-298号<sup>392</sup>によって制定され、その後、改正が行われていない。

昨今の電子書籍等の著作物の電子化の普及に伴い、全国作者作曲家組合 (Syndicat national des auteurs et compositeurs) などから、出版者の役割と機能を再定義するために法律の改正が必要であるとの声が高まった。特に、知的所有権法典の出版契約並びに精神の著作物 (ouvrages de l'esprit) の著作者および出版者の義務に関する定義は1950年代に規定されたものであり、著作物の頒布方法がデジタル化されてきた今日、出版者と著作者の関係が大きく変わり、当該規定では適応できないと主張するものである。なかでも、出版者の役割は「著作物の複製物を製造する」とされるが、電子書籍においてそれは何を意味するのか、また、出版者の義務である「著作物の継続的及び絶え間のない利用 (exploitation permanente et suivie) の確保」(第L132-12条)について、電子書籍の場合はどのように評価されるのか。「著作物の複製物を頒布することができる状態にする」(第L132-9条)および「商業的頒布の確保」(第L132-12条)とは、インターネットサイト上などにファイル形式で著作物を送り込むだけで充分なのか。複製物の最低部数の表示(第L132-10条)とはデジタル書籍で可能なのか。著作者への利用の収益に比例する報酬(第L132-5条)はどう評価するのか。デジタル化された著作物の品切れ(第L132-17条)<sup>393</sup>とはどのように考えられるのか。デジタル出版における正当かつ均衡のとれた権利譲渡の期間はどれくらいが適当なのか。著作者は著作物への付加(ハイパーテキストやバナー広告など)をどのように監督すればよいのか。このような様々な疑問が提起された。これを受けて、2010年10月、一部の国会議員や元老院議員が出版者の役割と機能を再定義するために必要な法律改正に関する質問状を文化・コミュニケーション大臣あてに送付し、政府の意向や方針を正した<sup>394</sup>。2010年12月28日付の文化・コミュニケーション大臣からの回答において、「電子書籍の利用における特徴的な経済モデルの正確な知識を持たない中で法的枠組みを進展させることは時期尚早である」とし、現時点で出版契約

<sup>391</sup> 知的所有権法典第L132-1条～第L132-17条

<sup>392</sup> Loi n 57-298 du 11 mars 1957

<sup>393</sup> 出版者あての複製物の引渡しの2回の請求が3か月以内に果たされない場合には、その版は、品切れになったものとみなされる。

<sup>394</sup> Question n 900039 (de M. Jean-Pierre Decool) le 05/10/2010, question n 90640 (de M. Jean-Pierre Decool) le 12/10/2010, question n 90624 (de M. Michel Bouvard) le 12/10/2010, question n 91285 (de M. Marc Le Fur) le 19/10/2010, question n 91897 (de M. Pierre-Christophe Baguet) le 26/10/2010, question n 91898 (de M. Jean-Jacques Urvoas) le 26/10/2010, question n 93051 (de M. Pascal Terrasse) le 09/11/2010, question n 93052 (de M. Albert Facon) le 09/11/2010

に関する法改正に取り組むことが否定された。しかしながら、「文化・コミュニケーション省、著作者および出版者を代表する関係団体、作家常任評議会（Conseil permanent des écrivains）および全国出版組合（Syndicat national de l'édition）との間で、デジタル権利の譲渡に関する方法論の議論を進める」ことが発表され、「それぞれの職業的立場から意見交換を通じて、著作物のデジタル利用の枠組みを整えていくことが望まれる」とされた。

このように、現在のところ、出版契約あるいは出版者に関する法規制改正に向けた公的な動きは特に見られない。また、知的所有権研究所（Institut de Recherche en Propriété Intellectuelle : IRPI）のセバスチャン・カルモン氏（Sébastien CALMONT）にヒアリング調査を実施したところ、同様の回答が得られた。

出版契約あるいは出版者の権利および義務に関する法規制の動きは見られないが、セバスチャン・カルモン氏も指摘しているように、現在、電子書籍販売枠組みについての法整備が進められている。2010年10月20日付ルモンド記事において、文学者組合（Société des gens de lettres）、フランス書店組合（Syndicat de la librairie française）およびフランス司書協会（Association des bibliothécaires de France）との間で、デジタル出版に印刷書籍と同じ著作権を認め、印刷書籍と同じように単一価格による販売および同率のTVA（付加価値税）を採用するデジタル書籍の新しい市場に対する調整措置に合意することが報じられた。実際、2010年9月よりデジタル書籍の価格に関する法案が議論されており、国民議会ならびに元老院で行われた第1読会で法案が採決され、2011年2月15日および16日に第2読会による法案検討が行われたところである。法案の趣旨は、電子書籍の普及に伴い、権利所有者の利益の侵害を防ぐために、出版者に電子書籍の販売価格を固定させる（単一価格）義務を負わせることにある。また、電子書籍を販売する者は出版者が定めた価格を遵守することが求められる。更に、関係団体によって規定された条件に従って、出版者は販売者にサービスの質に対する報酬を支払わなければならないとするものである。

## 2 その他の最新動向

更に、最近の動向として、2011年2月1日、フランスの文化・コミュニケーション省は、今後5年以内に20世紀に出版された著作権保護対象資料のうち、現在は絶版となっている資料およそ50万件のデジタル化を行い販売する枠組みについて、同省および仏国立図書館（Bibliothèque Nationale de France : BNF）、出版協会（Syndicat national de l'édition）、そして文学者協会（Société des gens de lettres）等の各代表者の間で合意に達したと発表した。著作権保護対象資料のデジタル化は仏国立図書館に所蔵されている資料を基に行われ、デジタルコピーは仏国立図書館に保存される。また、仏国立図書館の既存のデータベース「Gallica」を活用し、ウェブサイト「Gallica」（<http://gallica.bn.fr/>）でデジタル化した絶版書籍が入手できるようになる。

この枠組み合意によって、2011年3月以降に詳細な実現可能性調査が実施される。この書籍デジタル化は、政府の「デジタル経済開発(développement de l'économie numérique)」プログラムの一環として「将来投資(Investissements d'avenir)」のために45億ユーロが投入される予定であり、文化・コミュニケーション省では、人格的権利(著作者人格権)および財産的権利(利用独占権)を厳格に遵守し、公正な報酬を出版者および著作者に保証するために共同管理(gestion collective)がなされなければならないとし、そのために、知的所有権法典の見直しが行われる可能性が示唆された。

### 3 参考資料

- Code de la propriété intellectuelle [知的所有権法典]
  - 第3章(権利の利用)第1節(一般規則)第131の1条~第131の9条
  - 第3章(権利の利用)第2節(ある種の契約に関する特別規則)第1款(出版契約)第132の1条~第132の17条
- LEGIFRANCE :  
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069414&dateTexte=20110114> (仏語)
- 著作権情報センターサイト :  
<http://www.cric.or.jp/gaikoku/france/france.html> (2009年1月更新)
- 2011年3月閲覧
- Code de la propriété intellectuelle [知的所有権法典] Dalloz (2010年) 全2054頁
  - 権利の利用(Exploitation des droits) 193~238頁
  - Collection des Jurisclasseurs、文学及び美術所有権(Propriété littéraire et artistique) 権利の所有(Exploitation des droits) Serie 1300
  - 一般規則(Dispositions générales) 全30頁
  - ある種の契約に関する特別規則(Dispositions spécifiques à certains contrats) 出版契約(Contrat d'édition) 全27頁
- Jean-Louis Navarro、Michel Vivant 共著、Code de la propriété intellectuelle 2010 [知的所有権法典 2010] Editions du JurisClasseur (2011年) 全2170頁
- PIERRAT Emmanuel 著、Le droit d'auteur et l'édition [著作権と出版] Editions du Cercle de La Librairie (2007年9月) 全475頁
  - 出版契約(Le contrat d'édition) 185~243頁(内、出版契約雛形、230~239頁)
  - 著作者勘定契約および折半勘定契約(Le contrat à compte d'auteur et le contrat de compte à demi) 245~247頁
  - 翻訳契約(Le contrat de traduction) 269~277頁
  - 叢書監修契約(Le Contrat de direction de collection) 279~291頁

- 共同出版契約、パッケージ契約、「文庫本」権契約、マルチメディア関連契約( Les contrats de coédition, de packaging, de droits « poche » et relatifs au multimédia ), 293 ~ 337 頁
  - LUCAS André 著、Traité de la propriété littéraire et artistique [ 文学及び美術的所有権概論 ] Edition du JurisClasseur ( 2006 年 ) 全 1210 頁
    - 死後出版権 ( Droit de publication posthume ) 365 ~ 370 頁
    - 利用契約 ( Les contrats d'exploitation ) 387 ~ 445 頁
    - 出版契約 ( Contrat d'édition ) 445 ~ 483 頁
    - 著作隣接権利用契約 ( Les contrats d'exploitation des droit voisins ) 679 ~ 691 頁
  - GAUTIER Pierre-Yves 著、Propriété littéraire et artistique[ 文学及び美術的所有権 ] PUF ( Presses Universitaires de France )( 2010 年 ) 全 944 頁
    - 利用契約 ( Les contrats d'exploitation ) 515 ~ 758 頁
    - 出版契約 ( Le contrat d'édition ) 632 ~ 659 頁
  - SCHUWER Philippe 著、Traité pratique d'édition [ 出版実務概論 ] Editions du Cercle de La Librairie ( 2002 年 ) 全 655 頁
    - 出版者の義務 ( Obligations de l'éditeur ) 53 ~ 16 頁
    - 内、出版契約 ( Contrat d'édition ) 57 ~ 77 頁
    - 契約書雛形：文学作品出版契約、科学・技術・法律関連出版契約、叢書監修者契約、文学作品翻訳契約他、80 ~ 146 頁
  - Société des Gens de Lettres : SGDL [ 文学者協会 ] 著、Modèle de contrat d'édition d'une œuvre de littérature générale et commentaires [ 一般文芸書の出版契約雛形および解説 ] ( PDF ダウンロード ) <http://www.sgdl.org/les-services/les-contrats/le-contrat-dedition> 2011 年 3 月閲覧
  - Syndicat National de l'Édition : SNE [ 全国出版組合 ] Principales règles du contrat d'édition [ 出版契約の主要規則 ] <http://www.sne.fr/editeurs/editeur-et-auteur/principales-regles-du-contrat-d-edition.html> 2011 年 3 月閲覧
  - Code Civil [ フランス民法典 ]
    - 第 3 編 ( 所有権取得の方法 ) 第 3 章 ( 契約あるいは契約に基づく義務全般 )
    - 特に、第 1 節 ( 序則 ) 第 1101 条 ( 契約の定義 ) ~ 第 1107 条、第 2 節 ( 契約の有効性のための主要条件 ) 第 1108 条
- LEGIFRANCE :  
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070721&dateTexte=20110119> 2011 年 3 月閲覧

- Code Civil [ 民法典 ] Dalloz ( 2010 年 ) 全 2888 頁
  - Contrats ou obligations contractuelles en général [ 契約あるいは契約に基づく義務全般 ] 第 1101 条 ~、1235 ~ 1638 頁 ( 内、第 1101 条 ~ 第 1108 条、1235 ~ 1252 頁 )
- Collection des Jurisclasseurs
  - Contrats ou obligations contractuelles en général [ 契約あるいは契約に基づく義務全般 ] 民法典第 1101 条 ~ 第 1108 条、全 30 頁



## 第6部 イタリア<sup>395</sup>

### 1 出版者の権利等の動向

イタリアにおける著作権への新しい動きは 2011 年 1 月 11 日に独立規制機関である AGCOM ( Autorità per le garanzie nelle comunicazioni )<sup>396</sup>が発表したインターネット上での著作権侵害に当たるコンテンツの削除に関する採決「次世代ネットワークサービスでのコンテンツに関する規制のパブリックコンサルテーション」が最新のものとなる。ここ数年、AGCOM は 2010 年 2 月に発表した「インターネット上の著作権に関する調査」、2011 年 1 月に発表した「コンテンツ白書」等によりイタリアのインターネット上の著作権侵害に関する調査を進めてきており、今回の採決にたどり着いた。

イタリアでは基本的に、書籍関係より、ビデオゲーム、映像および音楽関係の著作権侵害（違法ダウンロードなど）がここ数年大きな問題となっており、それに対する緊急措置とみられているが、著作物に対する対象を限定していないので、この法案はもちろん書籍等への侵害があれば、それに対しても効力を発揮する。AGCOM ではこの法案は新しい著作権保護への動きの第一歩だとしている。個々のプライバシー保護、表現の自由およびコンテンツへの規制をあまり厳しくしすぎることによる反発なども予想されることから、この法案では違法ダウンロードを推進するサイトなどへの警告、削除が目的であり、個々の違法ダウンロードを実施したユーザーなどに対しての処分等は何もなく、実際のインターネット上での著作権保護には結果としてあまり効果が期待できないのではないかとの声もある。

#### ( 1 ) 採決 1/11/CONS「次世代ネットワークサービスでのコンテンツに関する規制のパブリックコンサルテーション」( 2011 年 1 月 11 日付 )

DELIBERA N. 1/11/CONS del 11/01/2011 「CONSULTAZIONE PUBBLICA IN MATERIA DI REGOLAMENTAZIONE DEI SERVIZI DI ACCESSO ALLE RETI DI NUOVA GENERAZIONE」

AGCOM は WEB 上の著作権保護の問題に関し、その権限行使に関する可能な決定のパブリックコンサルテーションを開始した。これらは著作権者からの通報に応じてウェブサイトから違法コンテンツを削除（排除）するための特定プロセス決定のためのものである<sup>397</sup>。

<sup>395</sup> イタリアの情報収集方法は新規法案などの最新の著作権関係の動きを SIAE（イタリア著作者編集者協会）、AIE（イタリア出版協会）への電話インタビューで入手し彼らに指示された WEB サイトでの詳細確認、それ以外の関連ニュース、裁判例などはインターネットにて情報収集した。

<sup>396</sup> AGCOM--Autorità per le garanzie nelle comunicazioni 独立規制機関

<sup>397</sup> AGCOM ウェブサイト：<http://www.agcom.it/default.aspx?DocID=5555>（2011 年 1 月更新 2011 年 3 月

(2) 採決 668/10/CONS「電子通信ネットワーク(インターネット)上の著作権保護の権限の行使に関する法案の概要」(2010年12月17日付)

DELIBERA N. 668/10/CONS del 17/12/1010 LINEAMENTI DI PROVVEDIMENTO CONCERNENTE L'ESERCIZIO DELLE COMPETENZE DELL'AUTORITA' NELL'ATTIVITA' DI UETELA DEL DIRITTO D'AUTORE SULLE RETI DI COMUNICAZIONE ELETTRONICA<sup>398</sup>

(3) 採決 668/10/CONS「電子通信ネットワーク(インターネット)上の著作権保護の権限の行使に関する法案の概要」に関する AGCOM プレスリリース全訳:

「コッラード カーラプロ議長は電子ネットワーク上の著作権に関し、長期間にわたり分析・調査をした結果を踏まえ、AGCOM が提案した電子通信ネットワーク上の著作権保護に関する新しい法案のパブリックコンサルテーションを開始することを全会一致で、採決した。」

パブリックコンサルテーションの特色には(60日間続く)まず、一般市民が法的にアクセスできるという革新的なアプローチを取るというものと、コピーライト違反になるコンテンツのすばやい削除のためのアクションがある。これらは、プライバシーと表現の自由に対する権利を尊重し、これに対するテクノロジーを考慮して遂行される。ここでの提案は、著作権の文化的普及を奨励するためのポジティブアクションの始まりと捉えられている。

特に、以下の事項が含まれる:

- ア 市場における合法的な視聴覚コンテンツの広い範囲での推進
- イ 法律の発展にかかわる障壁の除去、プレミアムコンテンツへのアクセス促進、放送プラットフォームおよび配送ウィンドウの短縮の相互運用性
- ウ ユーザーが合法性を理解するための教育的情報活動、特に、若年層への教育活動による多くの著作権侵害に起因するリスクの認識
- エ ユーザーによる支払い方法の容易性向上と集団ライセンス普及へのアプローチの推進
- オ 支払決済の際のセキュリティ対策(M-Paymentの形態を含む)
- カ 合法的な実験支払い方法の推進

---

閲覧)

<sup>398</sup> AGCOM ウェブサイト: <http://www.agcom.it/Default.aspx?DocID=5415> (2011年3月閲覧)



これらのアクションは、著作権保護対策に即応するものであり、Notice and take down (アメリカ)などのベストプラクティスに触発され、個々のユーザーではなくサイトの管理者の動向に注目している

この点では、AGCOM は、システムが正しく機能するための「保証人」の役割を果たしている。:

- ・ 視聴覚コンテンツの著作権所有者から、サイト運営者、または、サービスプロバイダへコンテンツ削除を要求
- ・ 要求から 48 時間以内の削除が行われなかった場合における関係機関への報告
- ・ 関係機関による両者の意見の食い違いを短期間に検証
- ・ 著作権のあるコンテンツの違法流布が確認された場合における削除命令

関係機関は、削除のための選択尺度として、イタリア領土内におけるすべての Web コンテンツが著作権に違反している場合に削除が適切であると考えている。

著作権の違法なコンテンツの普及を唯一の目的としている場合、または、そのサーバーが国外にあるサイトは、専門家からのアドバイスを聴取し、下記の 2 つの可能な方法をとる。

- ・ インターネットサービスプロバイダへ違法サイトのブラックリストを提供する。
- ・ 極端なケースの場合には、敵対的な手順を行使した後、Web サイトのドメイン名、または、IP アドレスを削除する。

パブリックコンサルテーションを実行するアクションの中には、示唆された措置をスムーズに行わせるための実用的な問題を研究する任務を有するすべての利害関係者の間に、特別な専用の技術的権限を持つ機関を設立することが含まれている。

AGCOM は最終的に政府と議会に対し、技術開発や法的なセクターに関連していない著作権に関するルールの見直しする機会として、報告することを決めた。

コラード カーラプロ議長は：我々は、機関の理事会で全会一致に達することができた。これは大事な結果である。我々が予想する合意とは、ネットワークの自由の保護、コンテンツ、また、市民のプライバシーや文化、インターネットへのアクセス、国民の権利であり、それら全てが共同体法のすべての基本的な原則に則していることであり、誰かが恐れていたような、個々のユーザーや Web への検閲・統制といったことは想定してはいない。アメリカの経験を参考にし、イタリアは、デジタル市場を「第五の自由 (Quinta liberta)」として捉えた。(ローマ、2010 年 12 月 17 日)<sup>399</sup>

<sup>399</sup> AGCOM ウェブサイト : <http://www.agcom.it/default.aspx?message=visualizzadocument&DocID=5382> (2011 年 3 月閲覧)

( 4 ) 2010 年 12 月 17 日付けで AGCOM が発表した著作権保護権限行使に対する意見<sup>400</sup>

IP 阻止などに裁判所などはかわらず AGCOM の権限で可能なことなどへの問題提起を実施。しかし、この法令に対していくつかの消費者団体など ( ADICONSUM 、 ALTROCONSUMO、lawyers as Sarzana & Partners Law Firm,、ASSOPROVIDER、ASSONET、AGORA' DIGITALE. ) がすでに反対運動を始めている。

( 5 ) AGCOM : インターネット上の著作権について<sup>401</sup>

AGCOM はインターネット上における著作権についての長期にわたる調査・研究が終了したことを受けて、コッラード カーラプロ氏を議長にする議会の満場一致で新しい著作権保護の権限行使に関する法案を採決した。これは今後の著作権の文化普及奨励におけるポジティブアクションの第一弾と考えられている。

( 6 ) AGCOM が発表した新しい著作権侵害に対する法案<sup>402</sup>

60 日後には法律になる可能性のある AGCOM が発表した新しい著作権侵害に対する法案について、AGCOM 代表のコッラード カーラプロ氏は Web アクセスの自由、著作権の保護、市民のプライバシーの権利という 3 つのバランスを図ろうとしている。この法案の重要なポイントは 4 つあり、この新しい規制では AGCOM が唯一の監督者になるということ。著作権者が要求したコンテンツの削除が 48 時間以内に行われない場合、直接 AGCOM が介入できるということ。次の段階として当事者間の比較がなされ、著作権のあるコンテンツが違法掲載されている場合、強制排除できるということ。サイトが海外である場合は 2 つの可能性があり、一つはプロバイダーに対するブラックリストの作成、もう一つは極端な場合、IP アドレスの削除を実施する。

コッラード カーラプロ氏は、AGCOM がオンライン著作権侵害と戦うことを明言し、デジタルコンテンツは保護される必要があるとしている。

実際には動画や楽曲をダウンロードしても誰も処罰されていない。著作権法でカバーされる製品の違法ダウンロードを促進するサイトのみが処罰されることになる。

上記法案はとても興味深い提案だといえるが、違法ダウンロードを追放するためには個々のユーザーレベルにまで介入すべきである。本法案では個々のユーザーは何の

---

<sup>400</sup> FULOG サイト掲載 :

<http://www.fulviosarzana.it/blog/agcom-and-ip-enforcement-in-italy-an-overview-on-the-new-measures-to-be-used-against-sites-hosting-materials-that-seems-to-be-infringe-copyright-the-similarity-to-the-first-version-of-hdopi-in-fra/> ( 2011 年 3 月閲覧 )

<sup>401</sup> 通信社「Emmegi」ウェブサイト、2011 年 1 月 5 日配信

<http://www2.emmegipress.it/blog/2011/01/05/italia-agcom-diritto-dautore-su-internet/> ( 2010 年 3 月閲覧 )

<sup>402</sup> Your Life Updated サイト、2010 年 12 月 21 日掲載

<http://www.yourlifeupdated.it/2010/12/agcom-arriva-il-nuovo-decreto-contro-la-pirateria-informatica.html> ( 2010 年 3 月閲覧 )

ためらいもなくダウンロードができ、実際には著作権法を犯していようと、彼らに何らの法的処置もない。この法案の一部には同意できるし、潜在的な効果もあるであろうが更なる問題が起こりうることも予想される。

(7) AGCOM「電子通信ネットワーク上の著作権に関する調査報告書」(2010年2月12日付) IL DIRITTO D'AUTORE SULLE RETI DI COMUNICAZIONE ELETTRONICA INDAGINE CONOSCITIVA<sup>403</sup>

1. 電子通信ネットワーク上の著作権
- 1.1 デジタル技術と著作権
- 1.2 権力と SIAE<sup>404</sup>
2. 著作権侵害の技術的側面
3. 海賊版による経済的打撃
4. ベンチマークと国際討論
5. 権力の立場からみた著作権保護にできること

(8) AGCOM 発表「コンテンツ白書」(2011年1月26日付) LIBRO BIANCO SUI CONTENUTI<sup>405</sup>

1.2.1. 出版業 (Editoria)、雑誌 (Editoria periodica)、書籍 (Editoria libraria) に区分し現在の出版界の状況、市場、デジタルコンテンツ、スマートフォン、タブレット PC などとの関係などがレポートされている。

(9) 2010年11月に Confindustria Cultura Italiana が発表した「文化産業とデジタル技術：需要と供給の変化」によると、現時点でイタリアに居住する14歳以上の40%はコンピュータやインターネットなどのデジタル技術を使いこなしており、2千万人以上がインターネットを介して映画、音楽、TVドラマ、書籍およびビデオゲームなど様々な形の文化を享受する準備ができており、支払い方法などの整備を待っている。特に、今回の調査では、25歳から44歳までの年齢層の約9万人が、調査上の質問に対して「正当な消費システム(お金を支払って享受する)」へのポジティブな回答を寄せている。イタリアの立法状況と文化的なコンテンツの保護に特に注意を払いながら、これらの新しい課題に対して早急に対応をしていく必要がある。AGCOMは、これらの問題とともに、イタリア国内におけるブロードバンド環境の脆弱性、イタリアの全家庭へのPC普及の不十分という問題も解決しなければならないとしている。(AIE:イタ

<sup>403</sup> AGCOM ウェブサイト：<http://www.agcom.it/Default.aspx?message=visualizzadocument&DocID=3790>  
(2011年3月閲覧)

<sup>404</sup> SIAE イタリア著作者出版者協会

<sup>405</sup> AGCOM ウェブサイト：<http://www.agcom.it/default.aspx?DocID=5558> (2011年3月閲覧)

リア出版協会（Associazione Italiana Editori）の NEWS より<sup>406</sup>）

## 2 その他の最新動向

出版関係の Web 上著作権侵害に当たる関連起訴事例は確認できなかったが、テキスト違法複製、Web 上の著作権侵害（音楽、映画関係）に関する起訴に関連するニュースを記述する。

（1）裁判例：メッシーナの控訴裁判所、テキストライブラリの違法複製に対する有罪判決<sup>407</sup>

2010 年 9 月、メッシーナ（Messina、シチリア州）の地区控訴裁判所はテキストライブラリの違法複製（個人使用を目的としない）に対して、コピーセンターの所有者に対して 1 年 6 ヶ月の懲役、9,000 ユーロの罰金、半年間の営業停止を言い渡した。

（2）裁判例：ローマ裁判所：楽曲の無許可インターネット公開に対する削除命令<sup>408</sup>

2010 年 7 月 13 日、ワーナーチャッペルイタリア（モンディーニ・ラスコーニ法律事務所がサポート）がポータルレオナルド.it（Portale Leonardo.it）の無許可での楽曲提供について通報した件に関し、ローマ裁判所は、ポータルに対し削除命令を発し、ポータル側は 2 つのプラットフォームへのリンクを削除したと発表した。しかし、依然として現時点での海賊行為は続けられている。ワーナー側のジャコモ・ボネッリ弁護士が SOLE24ORE に「ワーナーは企業として保護されるべき知的財産権を有しており、これを悪用して利益を取得することはすべて違法行為である」と語っている。

（3）裁判例：Web 上の限定著作権について（Sul Web Diritto D'autore limitato）

歌手のミーナ（MINA）<sup>409</sup>は、過去の出演 TV 番組をオンデマンドで放送している FastWeb に対して、自分の著作権が侵害されているという訴えをミラノ裁判所に起こし

<sup>406</sup> イタリア出版協会「AIE」ウェブサイト、2010 年 11 月 17 日掲載  
[http://www.aie.it/SKVIS/News\\_PUB.aspx?IDUNI=w0gpfliis0vsvs55ybv3p2u13891&MDId=6368&Skeda=M ODIF102-1251-2010.11.17](http://www.aie.it/SKVIS/News_PUB.aspx?IDUNI=w0gpfliis0vsvs55ybv3p2u13891&MDId=6368&Skeda=M ODIF102-1251-2010.11.17)（2011 年 3 月閲覧）

<sup>407</sup> 「dirittodautore.it」サイト 2010 年 10 月 29 日掲載：  
<http://www.dirittodautore.it/page.asp?mode=News&IDNews=5232&idcan=2>（2011 年 3 月閲覧）

<sup>408</sup> 「dirittodautore.it」サイト 2010 年 7 月 30 日掲載：  
<http://www.dirittodautore.it/page.asp?mode=News&IDNews=5169&idcan=2>（2011 年 3 月閲覧）

<sup>409</sup> MINA は 60 年代、70 年代イタリアで大活躍した歌手で、TV でも活躍していたが 1978 年以降 TV 出演、コンサートへの出演をやめ、CD アルバム製作のみという活動方法（最近では CD 発売に合わせて若干スタジオ録音の映像等が公開されることはあるが）のため、彼女の実際に歌う姿を見ることができるのは古い映像が主となる

た。彼女は過去の出演作のインターネット上の公開には許可を出しておらず、著作権侵害に当たるとして訴えた。しかし、裁判所は、著作権法の第 80 条の解釈に焦点を当て、一般公開を目的とする形態の場合はどんな通信手段をとっても同様なものになるとした。以前はインターネットなどの手段は予測されていなかったことは認めながらも、裁判所は TV などの公共電波とインターネットなどの通信方法などの違いにおいては、一般公開を目的とするものの性質は変わらないとし、ミーナの敗訴となった。(Il Sole 24 ニュースより、2010 年 5 月<sup>410</sup>)

(4) 裁判例: ローマ裁判所のテレコムイタリア( Telecom Italia )への判決は革新的( SIAE 発表) 2010 年 4 月 21 日付

イタリア著作者編集者協会 (SIAE) はテレコムイタリアへ対するローマ裁判所の判決がインターネットと著作権の関係にとって重要、かつ、革新的なものであったと発表した。判決は、「インターネットサービスプロバイダ (ISP) が著作権侵害に相当するサービスを行うサイトを発見した場合、遅滞なく監督の司法または行政機関に通報する義務を有している場合、いかなる場合もそれらを優先しなければならない。」というものである。

ローマ裁判所の命令により、テレコムイタリアは、Web 上、特に映画に関する著作権違反に関係するアンチ視聴覚著作権侵害連盟 (Federazione Anti Pirateria Audiovisiva : FAPAV) から受信したいかなる情報も、検察庁と通信省へ通報しなければならない。これらの情報には、受信者を識別する以外のテレコムイタリアのデータも添付しなければならない。この決定は、今後、インターネットの世界で行われている著作権侵害に関して大きな影響を与えるであろう。SIAE はこの新しいツールができるだけ早く、合法的に、すばらしい文化や作品を幅広く普及させることに活用できるよう、行政の今後に期待をかけている<sup>411</sup>。

<sup>410</sup> イタリア経済紙「Il Sole 24 Ore」ウェブサイト、2010 年 5 月 6 日配信  
<http://www.ilsole24ore.com/art/SoleOnLine4/Norme%20e%20Tributi/2010/05/web-diritto-autore-limitato.shtml?uuid=2d00d824-58d8-11df-a0f0-dfea661b6fe1&DocRulesView=Libero> (2011 年 3 月閲覧)

<sup>411</sup> 「dirittodautore.it」サイト 2010 年 4 月 21 日掲載：  
<http://www.dirittodautore.it/page.asp?mode=News&IDNews=5070&idcan=2> (2011 年 3 月閲覧)

### 3 参考資料

- Legge 22 aprile 1941 n. 633 "Protezione del diritto d'autore e di altri diritti connessi al suo esercizio"  
[ 1941 年 4 月 22 日法律第 633 号 著作権および著作関連権の保護に関わる法律 ]  
InterLex サイト : [http://www.interlex.it/testi/141\\_633.htm](http://www.interlex.it/testi/141_633.htm) 2010 年 3 月閲覧)
- Legge 18 agosto 2000, n. 248 "Nuove norme di tutela del diritto d'autore"  
[ 2000 年 8 月 18 日法律第 248 号 著作権保護の新ルール ]  
イタリア議会ウェブサイト : <http://www.parlamento.it/parlam/leggi/00248l.htm>  
2011 年 3 月閲覧
- Decreto Legislativo 9 aprile 2003, n. 68 "Attuazione della direttiva 2001/29/CE sull'armonizzazione di taluni aspetti del diritto d'autore e dei diritti connessi nella società dell'informazione" [ 2003 年 4 月 9 日立法令第 68 号 情報化社会における著作権および関連する権利の特定の側面に関する指令 2001/29/EC の実施 ]  
イタリア共和国下院ウェブサイト :  
<http://www.camera.it/parlam/leggi/deleghe/testi/03068dl.htm> 2011 年 3 月閲覧
- Decreto Legislativo 16 marzo 2006, n.140 "Attuazione della direttiva 2004/48/CE sul rispetto dei diritti di proprietà intellettuale" [ 2006 年 3 月 16 日立法令第 140 号 知的財産権の施行に関する指令 2004/48/EC の実施 ]  
イタリア共和国下院ウェブサイト :  
<http://www.camera.it/parlam/leggi/deleghe/Testi/06140dl.htm> 2011 年 3 月閲覧
- Legge 5 Agosto 1981, n.461 "Disciplina delle imprese editrici e provvidenze per l'editoria"  
[ 1981 年 8 月 5 日法律第 461 号 出版事業および出版準備に関する規律 ]  
AGCOM ウェブサイト : [http://www2.agcom.it/L\\_naz/1416\\_81.htm](http://www2.agcom.it/L_naz/1416_81.htm) 2011 年 3 月閲覧
- Legge 7 marzo 2001, n. 62 "Nuove norme sull'editoria e sui prodotti editoriali e modifiche alla legge 5 agosto 1981, n. 416"[ 2001 年 3 月 7 日付法律第 62 号 出版業界および出版物に関する新しい規則 ( 1981 年 8 月 5 日法律第 416 号の改正 ) ]  
イタリア共和国下院ウェブサイト : <http://www.camera.it/parlam/leggi/01062l.htm>  
2011 年 3 月閲覧
- Decreto Legislativo 24 aprile 2001, n. 170 - "Riordino del sistema di diffusione della stampa quotidiana e periodica, a norma dell'articolo 3 della legge 13 aprile 1999, n. 108"  
[ 2001 年 4 月 24 日立法令第 170 号 新聞や雑誌などの流通システムの再編( 1999 年 4 月 13 日法律第 13 号第 3 条に基づく ) ]  
イタリア議会ウェブサイト :  
<http://www.parlamento.it/parlam/leggi/deleghe/01170dl.htm> 2011 年 3 月閲覧

- Legge 15 aprile 2004, n. 106 "Norme relative al deposito legale dei documenti di interesse culturale destinati all'uso pubblico"[ 2004 年 4 月 15 日法律第 106 号 文化的な関心のある出版物の公共使用のための納本に関する規則 ]  
 イタリア議会ウェブサイト : <http://www.parlamento.it/parlam/leggi/04106l.htm>  
 2011 年 3 月閲覧
- Decreto del Presidente della Repubblica 3 maggio 2006, n. 252 - "Regolamento recante norme in materia di deposito legale dei documenti di interesse culturale destinati all'uso pubblico"[ 2006 年 5 月 3 日共和国大統領令第 252 号 文化的な関心のある出版物の公共使用のための納本に関する規則 ]  
 Medialaw サイト : <http://www.medialaw.it/editoria/2006252.html> 2011 年 3 月閲覧
- DECRETO DEL PRESIDENTE DELLA REPUBBLICA 25 novembre 2010 , n. 223  
 "Regolamento recante semplificazione e riordino dell'erogazione dei contributi all'editoria, a norma dell'articolo 44 del decreto-legge 25 giugno 2008, n. 112, convertito, con modificazioni, dalla legge 6 agosto 2008, n. 133. " [ 2010 年 11 月 25 日大統領令第 223 号 出版業界への寄与に関するシステムの再編、簡素化 ( 2008 年 6 月 25 日法令第 112 号 44 条に基づき、2008 年 8 月 6 日法律第 133 号の改正 ) ]  
 労働省ウェブサイト :  
[http://www.lavoro.gov.it/NR/rdonlyres/4278A472-A22D-4BF6-B842-8774E6BFFFA2/0/20101125\\_DPR\\_223.pdf](http://www.lavoro.gov.it/NR/rdonlyres/4278A472-A22D-4BF6-B842-8774E6BFFFA2/0/20101125_DPR_223.pdf) 2011 年 3 月閲覧
- Musso Alberto, Diritto di autore sulle opere dell'ingegno letterarie e artistiche [ 文学と芸術作品の著作権 ] , Zanichelli, 2008 年 6 月
- Gutiérrez Bianca M., La tutela del diritto autore [ 著作権保護 ] ,Giuffrè, 2008 年 9 月,
- D'Ammassa Giovanni, Dizionario dei termini di diritto di autore [ 著作権の用語辞典 ] , Nyberg, 2009 年 10 月
- D'Ammassa Giovanni, Bellantoni Raimondo, Codice di diritto di autore / Normativa italiana 1,2 [ 著作権コード / イタリア法 1 , 2 ] , Nyberg ( 2007 年 5 月 )
- 芦田淳「イタリアの出版業・出版物に関する新たな法律」 図書館に関する情報ポータル 2001 年 10 月 20 日 <http://current.ndl.go.jp/ca1429>
- Legge 22 aprile 1941 n. 633 "Protezione del diritto d'autore e di altri diritti connessi al suo esercizio"  
 [ 1941 年 4 月 22 日法律第 633 号 著作権および著作関連権の保護に関わる法律 ]  
 Interlex サイト : [http://www.interlex.it/testi/141\\_633.htm](http://www.interlex.it/testi/141_633.htm) 2011 年 3 月閲覧
- Legge 18 agosto 2000, n. 248 "Nuove norme di tutela del diritto d'autore"  
 [ 2000 年 8 月 18 日法律第 248 号 著作権保護の新ルール ]  
 イタリア議会ウェブサイト : <http://www.parlamento.it/parlam/leggi/00248l.htm>  
 2011 年 3 月閲覧

- Decreto Legislativo 9 aprile 2003, n. 68 "Attuazione della direttiva 2001/29/CE sull'armonizzazione di taluni aspetti del diritto d'autore e dei diritti connessi nella società dell'informazione" [ 2003 年 4 月 9 日立法令第 68 号 情報化社会における著作権および関連する権利の特定の側面に関する指令 2001/29/EC の実施 ]  
 イタリア共和国下院ウェブサイト：  
<http://www.camera.it/parlam/leggi/deleghe/testi/03068dl.htm> 2011 年 3 月閲覧
- Decreto Legislativo 16 marzo 2006, n.140 "Attuazione della direttiva 2004/48/CE sul rispetto dei diritti di proprietà intellettuale" [ 2006 年 3 月 16 日立法令第 140 号 知的財産権の施行に関する指令 2004/48/EC の実施 ]  
 イタリア共和国下院ウェブサイト：  
<http://www.camera.it/parlam/leggi/deleghe/Testi/06140dl.htm> 2011 年 3 月閲覧
- Bellani Valeria, Chimienti Laura, IL diritto di autore nella prassi contrattuale. Dottrina, giurisprudenza e formulario. Con CD-ROM  
 [ 実際の契約と著作権。教義、法学とフォーム CD-ROM 付 ]  
 Giuffrè ( 2009 年 12 月 )
- De Sanctis Vittorio M., Fabiani Mario, I contratti di diritto di autore [ 著作権契約 ],  
 Giuffrè ( 2007 年 11 月 )
- Cogo Alessandro, I contratti di diritto d'autore nell'era digitale  
 [ デジタル時代の著作権契約 ]  
 Giappichelli ( 2010 年 6 月 )
- イタリア著作権管理団体 SIAE ( Societa' Italiana degli Autore e Editore ) サイト内著作権関係 FAQ：[http://www.siae.it/Faq\\_siae.asp#doc](http://www.siae.it/Faq_siae.asp#doc) 2011 年 3 月閲覧
- LA GUIDA ONLINE AL DIRITTO D'AUTORE [ 著作権オンラインガイド ]  
 Dirittodautore.it サイト 2010 年 9 月 24 日掲載：  
<http://www.dirittodautore.it/page.asp?mode=Page> 2011 年 3 月閲覧
- Orientarsi nel Diritto d'Autore: diritto d'autore, accesso aperto e rapporti con gli editori  
 [ 著作権指標：著作権、オープンアクセス、出版社との関係 ]  
 Università di Cagliari ウェブサイト：<http://veprints.unica.it/copyright.html>  
 2011 年 3 月閲覧



## 第7部 スペイン

### 1 最新動向

#### (1) 私的複製に対する著作権保護

##### ア デジタル料金の導入

スペインでは、私的複製に対する著作権保護を趣旨として、1992年よりオーディオテープ(カセットテープ)及びビデオテープに一定の料金が課されてきた。これは通常、製品価格に反映される形で徴収され、著作権管理団体に支払われる。管理団体はこれを著作者に配分するものとされる。しかし、デジタル技術を用いた新たな電子媒体や機器の普及にともない、複製が質量ともに増え、著作権所有者が得べき利益が大幅に侵害される状況が想定されるようになった。実際、著作権管理団体によって業界の企業が法的に訴えられるケースも後を絶たなかった。この問題をめぐって、電子通信所部門企業協会(ASIMELEC)と、著作者出版者団体(SGAE)を中心とする主要著作権管理団体は、20か月以上にわたる交渉を経て2003年7月に協定を結んだ。それによると、製造業者・輸出業者はCD-R/W及びDVD-R/Wに私的複製に対する補償金を課すことを受け入れ(同年9月1日以降)著作権管理団体側は業者に対する訴訟を放棄することを約束した<sup>412</sup>。これは私的複製による補償金がアナログ媒体からデジタル媒体に新たに課されるようになったことを意味し、通称「デジタル料金(canon digital)」と呼ばれる。法的には2006年の知的財産権法改正で導入されている。対象となる媒体はファイルの記録・再生ができる媒体のすべてとされている。具体的な料金設定は当初予定の2007年3月から大幅に遅れ、2008年6月に政府首相府省令として発表されているが、それによるとCDやDVDのほかに携帯電話とPDA(MP3対応機能付き)スキャナー、CD・DVD録音録画機器、USBフラッシュメモリーおよびハードディスク等がデジタル料金徴収の対象となっている<sup>413</sup>。

##### イ デジタル料金に対する批判

CDやDVDを買う消費者が、それを私的複製のために使うことが必ずしも明らかでないにもかかわらず、一律にデジタル料金を課すことに対しては、早くからイ

<sup>412</sup> 2003年8月7日付エル・ムンド紙報道より

<http://www.elmundo.es/navegante/2003/08/07/esociedad/1060267672.html> (2011年3月閲覧)

<sup>413</sup> 2008年6月19日付エル・ムンド紙報道より

<http://www.elmundo.es/navegante/2008/06/19/tecnologia/1213871416.html> (2011年3月閲覧)

インターネットユーザーや消費者の側から強い批判が起こっていた。また、著作権管理団体が徴収した料金の著作者への配分方法をめぐって不透明な部分が多いことも、批判の理由の1つとなっている。2006年の法改正をめぐり審議の中で、工業省の情報化社会諮問委員会は、「私的複製に対する補償金」は、もはや旧弊で非効率的なものであるだけでなく、技術の進歩を阻む危険すらあるとして、その廃止を求めると同時に、デジタル化社会にふさわしい著作権管理のあり方を模索すべきとする答申を発表した。また、当時はEUでもまさにこの種の補償金の廃止に向けた検討が進められていた。これに対して、著作権管理団体は補償金の廃止に強く反対していた<sup>414</sup>。

#### ウ 欧州司法裁判所による判断

欧州司法裁判所は2010年10月、媒体・機器に無差別で課されるスペインのデジタル料金が著作権に関する2001年の欧州指令における「公平な補償」の概念に反し、また、製造業者や販売業者など実際に私的複製を行う個人ではない者に課されるのは公正といえないとする判断を下した<sup>415</sup>。これは、SGAEとデジタル再生機器販売会社のPadawanとの間で起こった訴訟に関し、スペインの国内裁判所が欧州裁判所に見解を求め、それに応じる形で下された判断である。ただし、欧州裁判所は最終消費者から一定料金を徴収する可能性は認めている。これを受けて、スペインのアンヘレス・ゴンサレス・シンデ文化大臣は、他の欧州諸国と協議しながら対応を考えたいとの姿勢を表明した。具体的には、後述する「シンデ法」との関連で、政府は（同法施行開始から）3か月以内に私的複製による補償金制度の修正を実施するとしている。

### （2）ダウンロードと著作権保護 - 「シンデ法」

#### ア 行政によるダウンロードページの閉鎖の権限

現社会労働党（PSOE）政権は、経済成長モデルの修正を目的とした「持続可能経済法（Ley de Economía Sostenible）」を政権の大きな目標の1つとして掲げ、2009年11月に同法の草案を発表した。200ページ近くにわたる法案は、最終規定の1（後に最終規定の2）として、著作権侵害の疑いのあるWebページ（著作権で保護されたコンテンツのダウンロードへのリンクページ）を行政が閉鎖できることを規定し

<sup>414</sup> 2006年5月22日付エル・ムンド紙報道より

<http://www.elmundo.es/navegante/2006/05/22/cultura/1148294006.html>（2011年3月閲覧）

<sup>415</sup> 判決（スペイン語）は以下のページで参照できる。

[http://estaticos.elmundo.es/documentos/2010/10/21/sentencia\\_canon.pdf](http://estaticos.elmundo.es/documentos/2010/10/21/sentencia_canon.pdf)（2011年3月閲覧）

ていた<sup>416</sup>。この規定は、文化大臣の姓をとって通称「シンデ法 ( Ley Sinde )」と呼ばれる<sup>417</sup>。

シンデ法の主な内容は以下の通りである。

- (ア) 情報化社会サービス及び電子商取引に関する法律 34/2002 ( 7月 11 日付 ) 第 8 条は、情報化社会のサービス提供を制限する条件について定めている。具体的には第 8 条第 1 項で、治安・国防、消費者の健康や公衆衛生の保護、個人の尊厳、青少年保護といった理由がある場合に、関係当局がサービス提供を停止させることができるとしている。シンデ法ではこれを改正し、「知的所有権の保護」という理由を新たに加えるとしている。
- (イ) 改正知的所有権法 ( 議会勅令 1/1996 ) に、付則 5 として、前述の法律 34/2002 第 8 条の規定に基づいて情報化社会サービス提供者からの知的所有権保護を文化省の権限とする規定を加える。つまり、特定の Web ページが知的所有権を侵害しているか否かを判断するのは、裁判所でなく文化省という行政機関ということになる。裁判所の関与がまったくないわけではないものの、憲法第 20 条に定められる自由な表現や文学芸術作品創造の権利への抵触の有無を判断するのみに制限されている。
- (ウ) 現行の改正知的所有権法は、第 158 条において文化省内の機関として「知的所有権調停仲裁委員会」を設置するとしている。シンデ法は同第 158 条を改正し、この委員会を調停仲裁機関としての第 1 セクションと、「情報化社会サービス提供者に対して知的所有権を保護する」第 2 セクションに分けて、それぞれの機能について定めている。つまり、上記 (イ) で文化省に帰するとされる権限を実際に行使するのが、この「知的所有権委員会第 2 セクション」である。

著作権管理団体はこれまでも、著作権で保護されたコンテンツのダウンロードへのリンクページに対して刑事および民事の訴訟を起こしているが、今のところ裁判所は「コンテンツでなく、ダウンロードへのリンクのみを提供する Web ページは

---

<sup>416</sup> 2009 年 11 月に政府が発表した草案では最終規定の 1 となっているが、  
<http://www.meh.es/Documentacion/Publico/GabineteMinistro/Varios/02-12-09%20LEY%20ECONOMIA%20OSTENIBLE.pdf> ( 2011 年 3 月閲覧 )  
2010 年 3 月に閣議で承認され国会に送付された法案では別に最終規定 1 が追加され、シンデ法は最終規定の 2 になっている。  
<http://www.meh.es/Documentacion/Publico/GabineteMinistro/Varios/29-03-10%20PROYECTO%20LEY%20ES.pdf> ( 2011 年 3 月閲覧 )

<sup>417</sup> 文化大臣の姓は González-Sinde で、本来ならば「ゴンサレス・シンデ大臣」と呼ばれるところだが、慣例的に「シンデ」のみ用いられることが多い。

違法でない」との判断を下している<sup>418</sup>。それに対して、シンデ法は Web ページによる著作権侵害の有無の判断を、もはや司法の手に委ねず行政が行うことを提案しているのである。

## イ シンデ法可決までの経緯

シナリオライターで映画監督でもあるアンヘレス・ゴンサレス・シンデ女史が文化大臣に任命されたのは 2009 年 4 月の内閣改造時であったが、ネットユーザーの間ではこの任命は批判的に受け止められた。というのも、同大臣は以前から反ダウンロードの姿勢を明らかにしていたからである。政府が持続可能経済法草案を発表したのは 2009 年 11 月 27 日であったが、その中に最終規定 1 として上記のような内容が盛り込まれていることが報じられた直後から、インターネットユーザーや知的所有権の専門家を中心に激しい批判が噴出した。同年 12 月 2 日には早速、「インターネットにおける基本的権利擁護のマニフェスト」が発表され、多くの報道機関や Web ページがこれに賛同した<sup>419</sup>。「インターネットにおける基本的権利擁護のマニフェスト」は、シンデ法に対する批判の要点を 10 点に分けてわかりやすくまとめたものだが、主な内容は以下の通りである。

- (ア) 著作権を市民の基本的権利（プライバシー権、推定無罪、表現の自由、司法による保護等）の上位に位置付けることはできない。基本的権利の停止は司法権のみの排他的権限でなければならない。「判決なくして Web ページの閉鎖なし」である。
- (イ) シンデ法はテクノロジー部門の将来の発展を損ない、自由競争を阻害し国際化を遅らせる。
- (ウ) インターネットやテクノロジーの進歩で、伝統的な文化産業の優位が失われ、あらゆる場面からのコンテンツの創造と発信が可能になった。しかし、シンデ法は新たなクリエイターを脅かし、文化的創造に障害を設けるものである。
- (エ) 新たな環境に適応できない旧弊な産業を法改正によって支えようというのは、公正でもなく現実的でもない。インターネットの世界では基本的権利の侵害

<sup>418</sup> 代表的な例として、ダウンロードへのリンクページ Sharemula に対する刑事訴訟の例を挙げることができる。2006 年 10 月、Sharemula 関係者が逮捕され、また警察が裁判所に同ページの閉鎖措置を請求するという事件が起こった。しかし、2007 年 10 月、この件を担当していたマドリッド予審裁判所は、ダウンロードやリンクは著作権侵害の違法性が認められない行為であるとして、訴えを却下した。以下のページで、被告側弁護士による詳しい説明を参照できる。

[http://www.filmica.com/david\\_bravo/archivos/006576.html](http://www.filmica.com/david_bravo/archivos/006576.html) (2011 年 3 月閲覧)

<sup>419</sup> 2009 年 12 月 2 日のスペイン国営ラジオテレビ RTVE ページより。マニフェストのコピーも掲載されている。

<http://www.rtve.es/noticias/20091202/red-se-alza-contr-a-cierre-paginas-web-sin-autorizacion-judicial/303937.shtml> (2011 年 3 月閲覧)

なしに著作物の複製をコントロールできず、したがって新たなビジネスモデルを模索すべきである。

(オ) 知を社会の手に返し、パブリックドメインを推進し、著作権管理団体の行きすぎを制限するため、知的所有権法の根本的な改正を提案する。

このマニフェストは、Google はもちろん、テクノロジーに関する世界的なブログの Boingbonig.net でも取り上げられ、また、Twitter や Facebook を通じて支持者の輪が広がった。一方、2010 年 2 月には国家検事総長の諮問機関である検察審議会が、持続可能経済法案に関する答申を発表、その中でシンデ法についても言及している。前述のように、情報化社会に関する法律 34/2002 では、サービス提供の制限（Web ページ閉鎖、コンテンツの削除など）の根拠として「治安、国防、公衆衛生、個人の尊厳、青少年の保護」等の理由をあげているが（同法第 8 条）答申ではシンデ法が知的所有権の保護をこれらの条件と同レベルのものとして位置づけていることを疑問視している。また、シンデ法によると、知的所有権侵害の疑いがある場合には前述の知的所有権委員会第 2 セクションが Web ページ管理者等を特定する情報を求めることができるとしているが、これには事前に裁判所の許可が必要な場合もある。更に、答申ではこの知的所有権委員会の組織に関する規定そのものが不明確であり、単なる仲裁機関（第 1 セクション）と、情報化社会サービスに介入し、基本的権利との抵触も起こしかねないもうひとつの機関（第 2 セクション）という、かなり異なる性格を持つ 2 つの機関を作ろうとしているのではないか、といった疑問も呈している<sup>420</sup>。これと相前後して、政府の諮問機関である国務院や経済社会審議会等からもシンデ法に批判的な答申が発表されている。しかし、政府は 2010 年 3 月 19 日の閣議で、シンデ法を含む持続可能経済法案をほとんど草案どおりのまま可決し、下院に送付した。下院では野党から法案全体に対する 5 つの修正案が提出されたものの、与党社会党（PSOE）はバスク及びカナリアスの民族主義政党の支持をとりつけ、これら修正案はいずれも否決された。シンデ法の票決は同年 12 月 21 日に下院経済委員会で行われたが、直前の 19 日から 20 日にかけて、スペインの主なダウンロードリンクページは抗議の一斉閉鎖を行った。そして 21 日、与党社会党を除く全野党がシンデ法に反対し、その結果、同法は予想を裏切って否決され、現政権にとっては手痛い打撃となった<sup>421</sup>。しかし、そのわずか 1 ヶ月後に事態は 180 度転換する。というのも、上院での票決に先立ち、与党 PSOE と最大野党の民衆党（PP）及びカタルーニャ主義政党（CiU）との間でシンデ法の修正案をめぐる合意が成立し

<sup>420</sup> 2010 年 2 月 15 日付エル・ムンド紙報道より

<http://www.elmundo.es/elmundo/2010/02/15/navegante/1266250340.html>（2011 年 3 月閲覧）

<sup>421</sup> 2010 年 12 月 21 日付ラ・バングアルディア紙報道より

<http://www.lavanguardia.es/politica/20101221/54091919361/la-ley-sinde-rechazada-en-el-congreso-por-todos-los-grupos-excepto-el-psoe.html>（2011 年 3 月閲覧）

たのである。だが、最も議論を呼んだ点、すなわち著作権侵害の疑いのある Web ページを閉鎖する権限を持つ機関（前述の知的所有権委員会第 2 セクション）については変更されず温存されていた。修正前の案に対して裁判所の関与がやや増えているのは確かで、憲法第 20 条だけでなく第 18 条第 1 項の「名誉権、個人及び家庭のプライバシー権、肖像権」、同第 3 項の「通信の秘密の保証」との抵触の有無の判断が加えられている。しかしながら、いずれにしても裁判所の役割はきわめて制限されており、問題の「著作権侵害があるか否か」を判断するのはもっぱら文化省所管の行政機関である。一方、シンデ法の修正案と平行する形で、上記三党は「政府がこの法（持続可能経済法）の施行開始から 3 か月の間に、私的複製による補償金制度の修正に取り組む」とした一文を盛り込むことで合意している<sup>422</sup>。上院本会議は 2 月 9 日、この修正シンデ法を含む持続可能経済法案を可決、15 日には下院本会議で最終的に可決された。法の官報掲載に続いて、施行規則の制定及び知的所有権委員会の設立を待たねばならないが、文化大臣の言葉によれば 2011 年夏ごろには本格的にシンデ法の適用が始まるものと見られる<sup>423</sup>。

#### ウ シンデ法に対するスペイン出版者協会連合（FGEE）のスタンス

FGEE はシンデ法をめぐって最終的に主要政党間の合意が成立し、これが可決されたことを評価しているが、それは「今のままでは海賊版など著作権侵害行為と戦うためのすべがなく、シンデ法によって初めてその可能性が開かれるから」という理由によるものである。しかし、同時に FGEE では、シンデ法は知的所有権の根本的な問題を解決するものでなく、またそれを意図したものでもないと考えており、本当に必要なのは知的所有権法そのものの抜本的な改正であるとしている<sup>424</sup>。その意味で、FGEE によるシンデ法支持は「批判的支持」であり、FGEE もまた下記の「知的所有権法改正派」に属するといえよう。なお、FGEE では現行の知的所有権法の中でも、出版契約に関わる部分が最も重要であり、同時に今後最も修正を必要とする部分であるとしている<sup>425</sup>。

<sup>422</sup> 2011 年 1 月 24 日付エル・ムンド紙報道より

<http://www.elmundo.es/elmundo/2011/01/24/navegante/1295895670.html>（2011 年 3 月閲覧）

シンデ法修正案は以下のページで参照することができる。

[http://www.elpais.com/elpaismedia/ultimahora/media/201101/24/cultura/20110124elpepucul\\_1\\_Pes\\_PDF.pdf](http://www.elpais.com/elpaismedia/ultimahora/media/201101/24/cultura/20110124elpepucul_1_Pes_PDF.pdf)（2011 年 3 月閲覧）

<sup>423</sup> 2011 年 2 月 9 日付ネット紙 Libertad Digital 報道より

<http://www.libertaddigital.com/internet/aprobada-la-ley-sinde-en-el-senado-1276414108/>（2011 年 3 月閲覧）

<sup>424</sup> スペイン出版者協会連合（FGEE）への問い合わせへの回答

<sup>425</sup> 同上

## エ シンデ法反対派の見解

### (ア) 知的所有権法の全体的な改正こそが必要とする考え方

シンデ法反対派の意見は、IE ビジネススクールのエンリケ・ダンス教授（情報システム学専門）の説明に端的に表わされている<sup>426</sup>。同教授は、当初は持続可能経済法案に知的所有権のテーマが盛り込まれる予定は全くなかったものが、著作権管理団体の圧力により、法案の最終規定のひとつとして無理やり押し込まれたと見ている。一方、インターネットなどの新しいテクノロジー環境の中で、知的所有権法そのものの根本的な改正が必要となっていることから、2009年2月には下院文化委員会により知的所有権法改正案を準備する副委員会が設置され、2010年3月に結論文書を提出している（ダンス教授は専門家として副委員会の諮問に答えている）。また、同年1月には全国競争委員会（日本の公正取引委員会に相当する機関）が、知的所有権の集成的管理について報告書を発表している。同委員会はその中で知的所有権法の全体的な見直しを勧告、現在スペインにある8つの著作権管理団体が独占的地位を占めていることを指摘し、これら管理団体の行きすぎを是正する対策を求めているが、「特に、技術の進歩によって開かれる可能性及びオンライン環境における著作権管理の重要性」に留意すべきとしている。つまり、まさに上記の副委員会の結論を強化する内容の報告を行ったといえよう。しかし、政府は副委員会の活動を事実上無視するかのようになり、時期的にもほぼ重複してシンデ法を承認、国会に提出している。そして、副委員会の成果はそのまま忘れ去られた形になっているのである。

### (イ) アメリカ系巨大産業の圧力

インターネットユーザー協会（Asociación de Internautas）などのシンデ法反対派は、この法によって憲法で保証されているさまざまな基本的権利の侵害が起こることを反対の理由としてあげている。たとえば、2010年12月21日の下院経済委員会におけるシンデ法票決に際して、消費者団体のFACUAは同法に反対する3万人近くの署名を集めて下院の各院内会派に送るなどの行動を起こしているが、Web ページで「（シンデ法は）アメリカの文化産業及びアメリカ政府に支配される多国籍企業の言いなりになって作成されたもの」としている<sup>427</sup>。また、上院でのシンデ法復活が明らかになった1月31日、インターネットユーザー協会は在スペインアメリカ大使に公開状を送り、その中でシンデ法作成におけるアメ

<sup>426</sup> 以下、ダンス教授へのヒアリングへの回答より

<sup>427</sup> FACUA のウェブサイト、2010年12月20日掲載

<https://www.facua.org/es/noticia.php?Id=5530>（2011年3月閲覧）

リカ政府の「貢献」に皮肉をこめて「謝意」を表している<sup>428</sup>。シンデ法の誕生が、現政権寄りのロビーである著作権管理団体だけでなく、アメリカの映画音楽コンテンツ産業の圧力によるものであるとする見方は、前述のダンス教授も共有するものである<sup>429</sup>。

## 2 参考資料<sup>430</sup>

- Real Decreto Legislativo 1/1996, de 12 de abril, por el que se aprueba el texto refundido de la Ley de Propiedad Intelectual, regularizando, aclarando y armonizando las disposiciones legales vigentes sobre la materia. [改訂知的所有権法]<sup>431432</sup>  
治安警察ウェブサイト：  
[http://www.guardiacivil.org/telematicos/formatos/LeyProp\\_Intelectual.pdf](http://www.guardiacivil.org/telematicos/formatos/LeyProp_Intelectual.pdf)  
2011年3月閲覧
- Ley 23/2006, de 7 de julio, por la que se modifica el Texto refundido de la Ley de Propiedad Intelectual, aprobado por el Real Decreto Legislativo 1/1996 de 12 de abril.  
[改訂知的所有権法を修正する法律 23/2006]<sup>433</sup>  
Noticias Jurídicas サイト：[http://noticias.juridicas.com/base\\_datos/Privado/123-2006.html](http://noticias.juridicas.com/base_datos/Privado/123-2006.html)  
2011年3月閲覧
- Ley 10/2007, de 22 de junio, de la lectura, del libro y de las bibliotecas  
[読書、本、図書館に関する法律 10/2007]<sup>434</sup>  
Noticias Jurídicas サイト：[http://noticias.juridicas.com/base\\_datos/Admin/110-2007.html](http://noticias.juridicas.com/base_datos/Admin/110-2007.html)  
2011年3月閲覧

<sup>428</sup> 2011年1月31日付ネット紙 Libertad Digital 報道より

<http://www.libertaddigital.com/internet/la-asociacion-de-internautas-escribe-al-embajador-de-eeuu-sobre-la-ley-s-inde-1276413269/> (2011年3月閲覧)

<sup>429</sup> 2010年12月24日のダンス教授ブログより

<http://www.enriquedans.com/2010/12/entrevista-en-el-referente-4.html> (2011年3月閲覧)

<sup>430</sup> スペイン出版者協会連合 (Federación de Gremios de Editores de España、業界の95%を占める出版社836社が加盟) に問い合わせた。

<sup>431</sup> 「欧州指令93/98のスペイン法令への統合に関する法律27/1995」では、政府は1996年6月30日まで知的所有権に関する現行法令を統合した改訂法を制定するものとしており、これを受けて制定された。この改訂法により、以前の知的所有権法(国内法)や関連の欧州指令(91/250/CEE、92/100/CEE、93/98/CEE)を国内法に取り込むための法律が廃止されている

<sup>432</sup> 改訂知的所有権法では、第58条～第73条が出版契約に関する章になっている(第1巻「作者者の権利について」第5篇「権利の移譲」第2章「出版契約」(第58条～第73条))

<sup>433</sup> 96年の法律で出版契約に関する部分は特に修正されていない

<sup>434</sup> 出版との関連では、第7条「出版産業および書籍販売のプロモーション」や本の価格に関する第9条・第10条が関係すると思われる。



- Santiago Muñoz Machado、Comentarios a la Ley de la Lectura, del libro y las bibliotecas [ 読書、書籍、図書館に関する法の注解 ]、Iustel ( 2008 )  
[http://www.iustel.com/v2/diario\\_del\\_derecho/noticia.asp?ref\\_iustel=1029020](http://www.iustel.com/v2/diario_del_derecho/noticia.asp?ref_iustel=1029020)  
 2011 年 3 月閲覧
- Rodrigo Bercovitz Rodríguez-Cano 著、Comentarios a la Ley de Propiedad Intelectual [ 知的所有権法の注解 ]、Tecnos ( 2007 )  
[http://anonymouse.org/cgi-bin/anon-www.cgi/http://www.intercodex.com/COMENTARIO S-LA-LEY-DE-PROPIEDAD-INTELECTUAL\\_L9788430946402.html](http://anonymouse.org/cgi-bin/anon-www.cgi/http://www.intercodex.com/COMENTARIO-S-LA-LEY-DE-PROPIEDAD-INTELECTUAL_L9788430946402.html)  
 2011 年 3 月閲覧
- Rodrigo Bercovitz Rodríguez-Cano, Ignacio Garrote Fernández Díez, Alfonso González Gozalo, Rafael Sánchez Aristi 共著、Las reformas de la Ley de Propiedad Intelectual [ 知的所有権法の改正 ]、Tirant lo Blanch ( 2006 )
- Rodrigo Bercovitz Rodríguez-Cano 著、Legislación sobre Propiedad Intelectual [ 知的所有権に関する法令 ]、Tecnos ( 2006 )
- Miguel Ángel Torres Mateos 著、Propiedad intelectual+CD-ROM [ 知的所有権 ]、Aranzadi ( 2008 )

諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約  
に関連した契約規定に関する調査研究報告書

平成 23 年 3 月

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社  
〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目 6 番 8 号  
TEL : 03-3230-8200